

令和4年度

大分市包括外部監査報告書

「農林水産業の振興に関する事務の執行について」

令和5年3月

大分市包括外部監査人

公認会計士 栗林 栄太

目次

第1部 外部監査の概要	1
第1. 外部監査の種類	1
第2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
第3. 監査対象年度	1
第4. 監査対象部局	1
第5. 監査実施期間	1
第6. 特定の事件として選定した理由	1
第7. 監査の着眼点	2
第8. 監査対象となる農林水産業費等の抽出基準	2
第9. 主な監査手続	3
第10. 監査従事者の資格及び氏名	4
第11. 利害関係	4
第2部 大分市の農業・林業・水産業の状況	6
第1. 農林水産業の概要、現状と課題（第2次大分市農林水産業振興基本計画より）	6
1. 農林水産業を取り巻く情勢	6
2. 大分市の農林水産業の概要及び現状と課題	7
3. 第2次大分市農林水産業振興基本計画	16
第2. 大分市の状況	24
1. 人口・世帯状況、年齢3区分別人口比率（高齢化率、年少人口割合）の推移	24
2. 大分市の農林水産業に関する概要、予算と実績	24
3. 大分市の公設地方卸売市場に関する概要	31
4. 大分市の農業委員会に関する概要	35
5. 他市町村との比較（農地面積、耕作放棄地面積、林野面積）	36
6. 農林水産業に関する組織の状況	39
第3部 監査対象とした事務手続等と監査手続	43
第1 監査を行うに当たっての基本的な事項	43

1. 監査手続の概要	43
第2 農政課における事務手続等の監査手続と結論	44
(1) ファーマーズカレッジ事業費補助金	44
(2) 親元就農給付金	57
(3) 大分市農業振興資金融資預託金	65
(4) 大分市農業経営基盤強化資金特別利子助成費	74
(5) 園芸団地づくり推進交付金	81
(6) 農地集積協力金	90
(7) 「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金	101
(8) 「おおいた産品創出・魅力発信事業」講演委託料.....	110
(9) おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金	118
(10) 地産地消推進事業費補助金	125
(11) 市立小中学校給食米粉パン利用促進事業補助金.....	137
第3 生産振興課における事務手続等の監査手続と結論	143
(12) 中山間地域等直接支払交付金	143
(13) 大分市多面的機能支払交付金	154
(14) 農業パワーアップ事業費補助金	170
(15) 大分市園芸振興総合対策事業費補助金	181
(16) 大分市野菜花き振興会等運営費補助金	193
(17) 家畜自衛防疫対策事業	203
(18) 優良家畜導入事業費補助金	209
(19) おおいた和牛生産向上対策事業費補助金	218
(20) 酪農経営安定継続支援事業費補助金	227
(21) 単独農林水産施設災害復旧事業 工事請負費	235
(22) 単独農林水産施設災害復旧事業 崩土撤去委託料.....	242
(23) 農道整備事業 維持管理等委託料	250
(24) 農道整備事業 維持補修等工事請負費	256

(25)	農道整備事業 農道整備工事請負費	262
(26)	灌漑排水事業 灌漑排水事業費補助金	267
(27)	灌漑排水事業 水路改修用原材料費	273
(28)	危険ため池等整備事業 設計等委託料	278
(29)	国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金	283
(30)	農業用水路浚渫事業費補助金	288
(31)	農業集落排水事業特別会計 工事請負費	296
(32)	農業集落排水事業特別会計 農業集落排水使用料徴収委託料.....	300
(33)	農業集落排水事業特別会計 吉野地区等污水处理施設管理委託料.....	305
第4	林業水産課における事務手続等の監査手続と結論	311
(34)	大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会運営補助金.....	311
(35)	森林セラピー魅力創出事業 情報発信等業務委託料.....	319
(36)	森林セラピー魅力創出事業 公演等委託料	327
(37)	有害鳥獣対策事業 有害鳥獣駆除報償金	335
(38)	有害鳥獣対策事業 原材料費	343
(39)	漁港整備事業 工事請負費	349
(40)	漁業新規就業者育成支援事業費補助金	356
(41)	林道開設事業 草刈業務報償金	363
(42)	林道沿線伐採委託料	368
第5	大分市公設地方卸売市場における事務手続等の監査手続と結論	373
(43)	公設地方卸売市場 業務委託費	373
(44)	公設地方卸売市場 施設改修事業	381
(45)	公設地方卸売市場 補助金等	394
第6	農業委員会における事務手続等の監査手続と結論	401
(46)	農業委員会 大分市フェーズ2システム住基・固定連携支援業務委託... 401	401
(47)	農業委員会 農地基本台帳システム保守業務委託.....	406
(48)	農業委員会 農地利用最適化活動用調査地図作成業務委託.....	412

第4部 全体に共通する監査結果及び意見（総合意見）	420
第1. 農林水産業の振興に関する事務の執行について	420
1. 監査要点から見た事業の在り方について	420
2. 事業の見直しについて	421
3. 事業の手続きの精緻化	421

第1部 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件（テーマ）

農林水産業の振興に関する事務の執行について

第3. 監査対象年度

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）。ただし、必要に応じて過年度まで遡及するとともに、令和4年度の一部についても監査対象とした。

第4. 監査対象部局

農林水産部、大分市農業委員会事務局

第5. 監査実施期間

令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

第6. 特定の事件として選定した理由

大分市における農林水産業は、山間部、平野部、川沿い、台地、豊後水道といった地域の特性を生かして展開されており、「食」の安定供給はもとより、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など、市民が生活する上で極めて重要な役割を果たしているところであるが、近年、人口減少社会の到来、異常気象による自然災害への対応に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響など、農林水産業を取り巻く情勢は、ますます厳しさを増している。

こうした中、大分市では、農林水産業を取り巻く現状と将来の動向を見据え、農林水産業を総合的かつ横断的に推進し、基幹産業として持続的に発展させるため、令和4年3月に「第2次大分市農林水産業振興基本計画」を策定したところであり、「将来の農林水産業を支える人づくり」「信頼され魅力あふれるものづくり」「特性を生かした活力ある地域づくり」という3つの基本視点を実効性のあるものとするため、農林水産業を産業として発展させる施策と、農山漁村における地域資源や生活を守る施策を両輪として、各種施策

を展開している。

以上から、社会構造やライフスタイルの変化による消費者ニーズの多様化、人口減少社会の到来による市場規模の縮小が懸念される中で、第2次農林水産業振興基本計画の初年度において、農林水産業の振興に関する事務を精査し、各種施策が適正かつ効果的に行われているかどうかについて監査を実施する意義は大きいものと認められるため、令和4年度の包括外部監査における特定の事件として選定した。

第7. 監査の着眼点

監査を行うに当たり、以下の基本的な着眼点を持って監査要点、監査手続を決定している。

- ・農林水産業の振興に関する各種事務は、関係法令に従い、公平かつ適切に実施されているか。
- ・農林水産業の振興に関する各種事業は、合規性、公益性、公平性、経済性、有効性、透明性の観点から適切に実施されているか。

合規性	・地方自治法等法令・条例・規則等に違反していないか
公益性	・行政が行うべき内容か、公金を使うべき内容か
公平性	・支出の対象者が公平に選定、入札が行われていたか
経済性	・支出した事業等の使途に無駄がなかったか
有効性	・支出した事業等に見合う成果が認められたか
透明性	・支出の使途や決裁は必要に応じて確認でき、誰が見ても分かるものか

- ・農林水産業の振興に関する直営施設は、合規性、公益性、公平性、経済性、有効性、透明性の観点から適切に管理されているか。
- ・農林水産業の振興に関する特別会計は、合規性、公益性、公平性、経済性、有効性、透明性の観点から適切に経理されているか。

第8. 監査対象となる農林水産業費等の抽出基準

農林水産業における事業と関連する経費の概要を把握した上で、下記の視点に基づき監査対象を抽出している。

- ・事業開始年度がかなり以前であるもの
事業開始から長期間が経過していると、設定当初の時代背景や市民・行政の置かれている状況が変化し、当初の制度目的が既に達成されてしまっている可能性がある。あるいは、農林水産業者や市民のニーズと合致していない、制度目的が当初の役割を果たしていない可能性があるため。
- ・予算額と執行額が乖離しているもの
当初予算額と実際の執行額に大きな乖離が生じてしまっていると、当初予算の設定段階での見積りの甘さや、市民ニーズとの乖離などが生じている可能性があるため。
- ・事業費が大きいもの
事業費の金額が大きなものに関しては、限られた財源を有効活用する上で、総予算に占める割合が大きく、一部増減するなどした場合でも影響が大きいため。
- ・3年間同額の予算
市民や行政を取り巻く環境は刻一刻と変化しているにも関わらず、同額予算が続いている場合、時代の変化に応じた農林水産業費等の変更を行っていない可能性があるため。

第9．主な監査手続

- ・事業の概要把握
関係法令、規則及び諸規程、市の計画・プラン、財務情報等の閲覧、担当者への質問（組織の状況、事務の内容等）を行い、事業の概要の把握を行った。
- ・事務手続きの概要把握
事務の流れと規則について説明を受け、担当部署への質問、関連文書の閲覧、必要に応じて運用現場の視察等を実施し、その実態の検討を行った。
- ・合規性の検討
各種事務手続きが合規性の観点から、関係法令、条例、規則及び諸規程等に準拠して適切に行われているかを検討するため、関係書類・帳票等（契約書、決裁書類、予算書、実績報告書、申請書、交付書等）の閲覧、証票等の突合せを行った。
また、検討対象として抽出したサンプルについて担当部署に質問を行い、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
なお、合規性の検討には「透明性の検討」も含んでいる。

・ 公益性の検討

各種事業が公益性の観点から、適切であるかを確認するために、市の計画・プランや各種資料（報告書、モニタリング資料等）の閲覧、担当者への質問を実施し、事業の見直しや事後評価、改善活動を適切に行っているか検討を行った。

・ 公平性の検討

各種事業とその事務手続きが、法規に準拠し、公平に行われているかを検討するため、検討対象として抽出したサンプルについて担当部署に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

・ 経済性の検討

各種事業が経済性の観点から、法規、市の計画・プランや各種資料（報告書、モニタリング資料等）の閲覧、担当者への質問を実施し、事業の見直しや事後評価、改善活動が適切に実施されているか検討した。

・ 有効性の検討

各種事業が有効性の観点から、法規、市の計画・プラン等の目的を達成し、成果を追及して行われているかを検討するために、抽出したサンプルについて担当部署に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合、事業の見直しや事後評価、改善活動が必要に応じて実施されているか検討した。

第 1 0 . 監査従事者の資格及び氏名

区分	資格	氏名
包括外部監査人	公認会計士・税理士	栗 林 栄 太
補 助 者	公認会計士・税理士	後 藤 大 輔
補 助 者	公認会計士・税理士	田 北 万 世
補 助 者		西 本 山 海
補 助 者		西 本 真 由 美
補 助 者		山 本 優 子

第 1 1 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書における記載内容の注意事項】

- ・「外部監査の結果」と「意見」

「外部監査の結果」

地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する外部監査の結果である。

監査上の判定基準としては、違法（法令、条例、規則等の違反）又は不当（違法でないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、又は適当でないこと）なもの。

「意見」

地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に規定する監査の結果に添えて提出する意見である。

監査上の判定基準としては、違法又は不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当を判断したもの。

- ・端数処理

報告書の数値は、金額、比率について、表示単位未満の端数を四捨五入して記載している。従って、報告書内の数値の合計等が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

- ・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として大分市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。

ただし、大分市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

第2部 大分市の農業・林業・水産業の状況

第1. 農林水産業の概要、現状と課題（第2次大分市農林水産業振興基本計画より）

1. 農林水産業を取り巻く情勢

(1) 気候変動や自然災害の影響

地球温暖化による農産物の収量・品質への影響や、豪雨、豪雪、強風等による農業用施設への被害、水産資源への悪影響など、近年の地球規模の気候変動による影響は顕在化しており、その適応策の確立が求められている。

(2) グローバル化の進展や国際的な枠組みへの対応

TPPの発効や日米貿易協定の締結など、各国の経済連携に向けた動きも更に進展していくと考えられ、国内における食料安定供給と国内産の農産物価格への影響が懸念される。

また、2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成される国際目標SDGsが採択され、農林水産業の発展が、持続可能な社会の実現の一翼を担っていくことが必要になっている。

(3) 高齢化や人口減少による食料・農林水産業・農山漁村への影響

世界人口の増大が予測される中、日本国内においては、人口減少や高齢化がさらに進行し、食料消費量の減少、国内の食市場の縮小が懸念される。

また、農山漁村においては、農林水産業者の高齢化による担い手不足が深刻となり、農地の荒廃化などにより、多面的機能が発揮出来なくなると共に集落コミュニティの維持が困難となっている。

(4) 食に対して多様化する消費者ニーズ

成熟社会や高度情報化社会が到来し、女性の社会進出や単身・高齢者世帯の増加、働き方改革によるライフスタイルの変化、内食や中食需要の拡大、食品ロス削減への意識向上に向けた法整備など、食に対する消費者ニーズが更に多様化するものと考えられる。

また、異物混入や家畜伝染病など、食品の安全・安心を脅かす事象の発生により、市民の農林水産物や農山漁村に対する期待は一層高くなることが予測される。

(5) 世界的な新型コロナウイルス感染症の影響

令和元年度末から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、世界各地でロックダウンや外出自粛などの措置がなされるとともに、我が国においては令

和 2 年 4 月以降、全国または感染拡大地域において、緊急事態宣言の発出やまん延防止措置の適用が繰り返されるなど、日常生活における経済活動が大きく制限され、特に、
 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

2. 大分市の農林水産業の概要及び現状と課題

(1) 農業

【概要】

大分市では、平野部、中山間部の広い範囲にわたり、水稲・野菜・果樹・畜産などの多彩な農業が営まれている。

なかでも、「おおば」「にら」「みつば」「水耕せり」などの施設野菜は、全国でも有数の産出額を誇る産品となっており、雇用労働力を生かした大規模企業的経営を実践する農業法人も多く、地域に密着した産業として発展している。

さらに近年では、温暖な気象条件や都市における豊富な雇用労働力を求め、県内外の農業企業が大分市に参入し、大規模な園芸施設を建設するなど、新たな特産品の産出や雇用の創出による地域経済の活性化が図られている。

一方で、消費地に近い立地条件を生かし、高齢農業者や女性農業者等による直販所の運営、農産物の加工・販売、農業体験など、都市住民と農業者が一体となった農村の自然環境を守る取組が行われている。

【現状と課題】

- ・農業者の高齢化による生産意欲の低下、後継者などの担い手不足が更に進むとともに、農地の荒廃化などの農業を取り巻く環境は更に厳しさを増している。そのため、生産基盤の整備や農地の集積・集約化による農作業の効率化を推進することで、新規就農者や農業後継者、集落営農組織などの担い手を確保・育成し、競争力のある産地を確立することなどにより、農業所得の向上を図ることが必要となっている。
- ・農業者の高齢化による集落コミュニティの維持が困難になりつつあり、食料の安定供給、地域資源の維持、伝統文化の継承、水源のかん養など、農業が有する多面的機能の低下が懸念されている。そのため、農業者と市民が一体となり、農地などの地域資源を確実に次世代へ継承していく取組が必要となっている。
- ・人口減少社会の到来による食に関する市場規模の縮小が懸念されるとともに、テレワーク等の働き方改革などにより、ライフスタイルも大きく変化し、食に対する消費者ニーズの大きな転換点となっている。これらの消費者ニーズに対応するため、食と農の連携を図る中で地域の特性を最大限に生かした農産物や加工品づくりを推進するとともに、これらを積極的に情報発信していくことが必要となっている。

① 認定農業者および認定新規就農者数

(大分市資料、令和3年3月末現在)

	野菜	花き	畜産	果樹	普通作*	工芸農作物*	複合経営*	計
認定農業者数	83	10	17	4	9	4	53	180
うち法人	36	3	9	0	3	2	13	66
認定新規就農者数	9	2	0	0	0	0	1	12

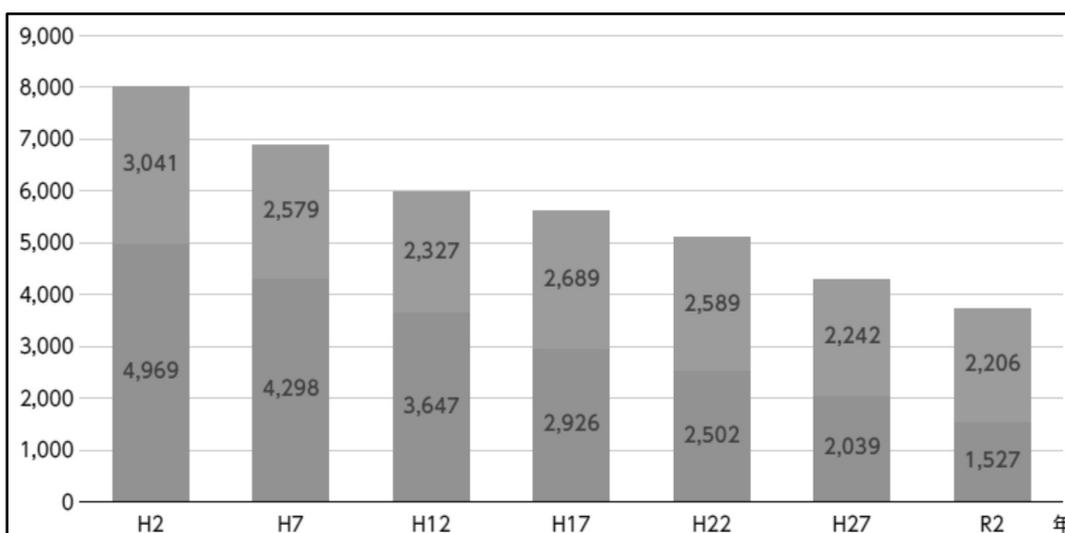
② 大分市主要農産物の生産状況

(大分市資料、令和3年3月末現在)

	面積・頭数	生産量	産出額(千円)
おおば	21.0ha	571.1t	1,453,909
にら	35.5ha	2,203.3t	1,185,962
みつば	6.5ha	588.8t	318,310
いちご	4.6ha	193.9t	222,031
水耕せり	2.0ha	142.3t	110,719
パセリ	1.3ha	35.8t	30,468
ピーマン	2.1ha	182.7t	78,409
乳用牛(生乳)	918頭	8,892.0t	1,053,490
肉用牛(和牛子牛)	197頭	123頭	82,940
計	-	-	4,536,238

③ 総農家数の推移

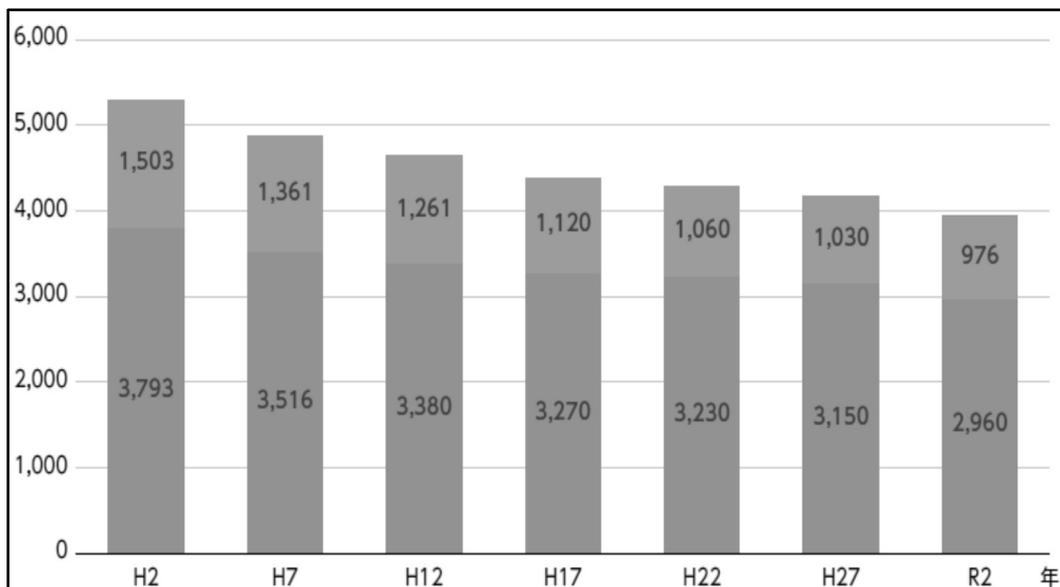
(農林業センサス 2020年、総農家数 戸)



(下段：販売農家、上段：自給的農家)

④ 耕地面積の推移

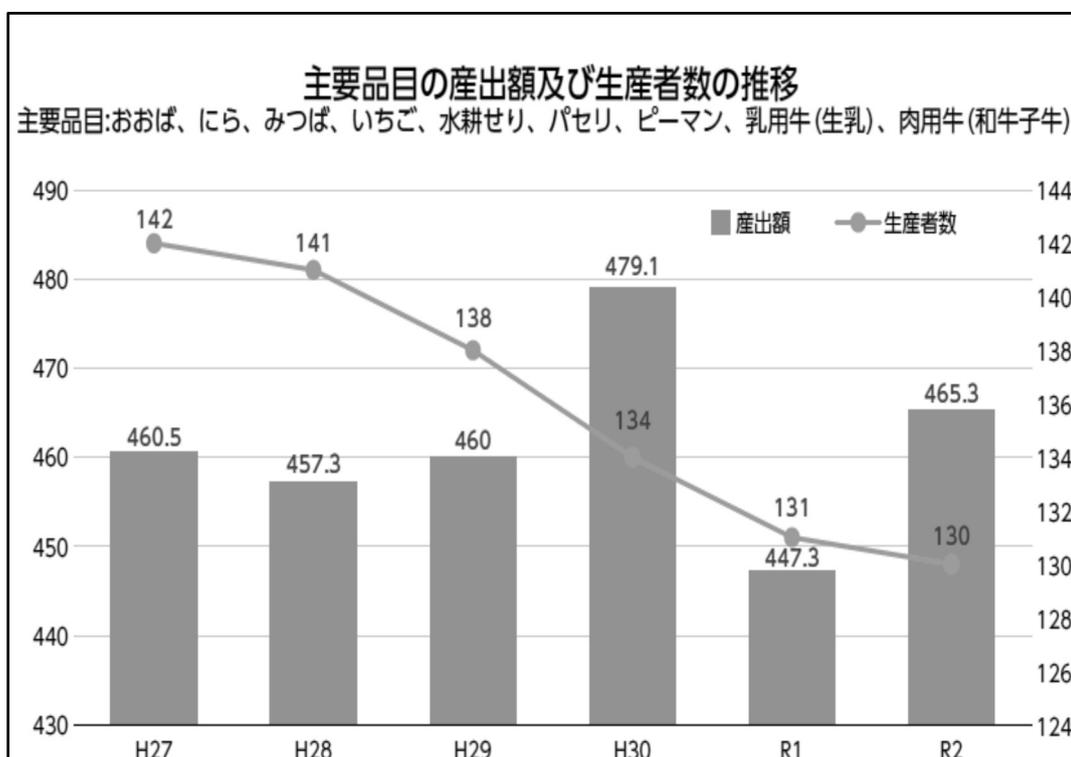
(作物統計 2021 年、面積 ha)



(下段：田、上段：畑)

⑤ 主要品目の産出額および生産者数の推移

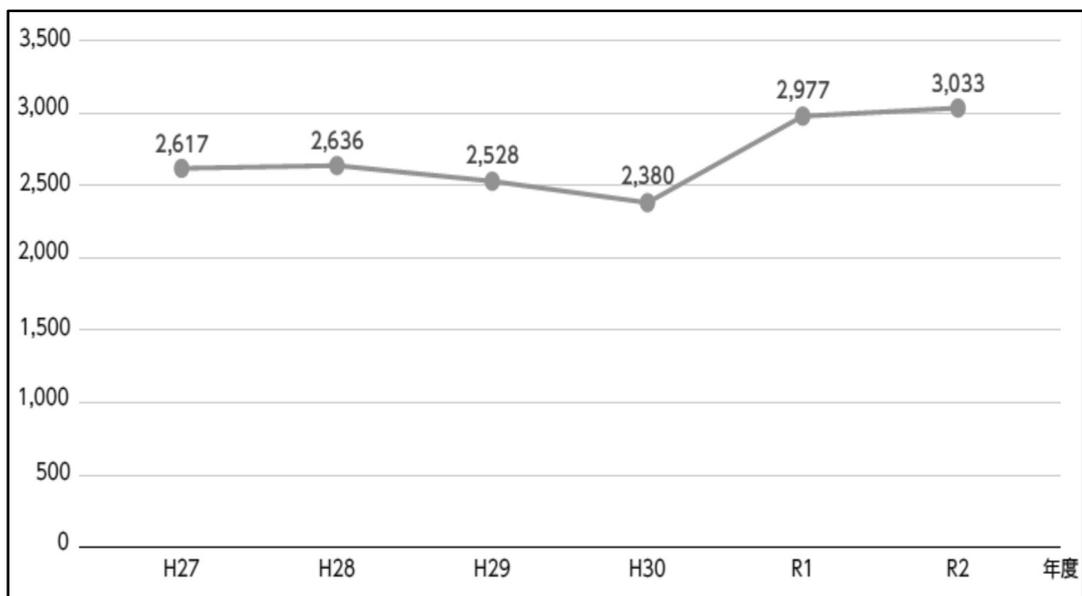
(大分市資料)



(左目盛：産出額 (千万円)、右目盛 (生産者数 (人)))

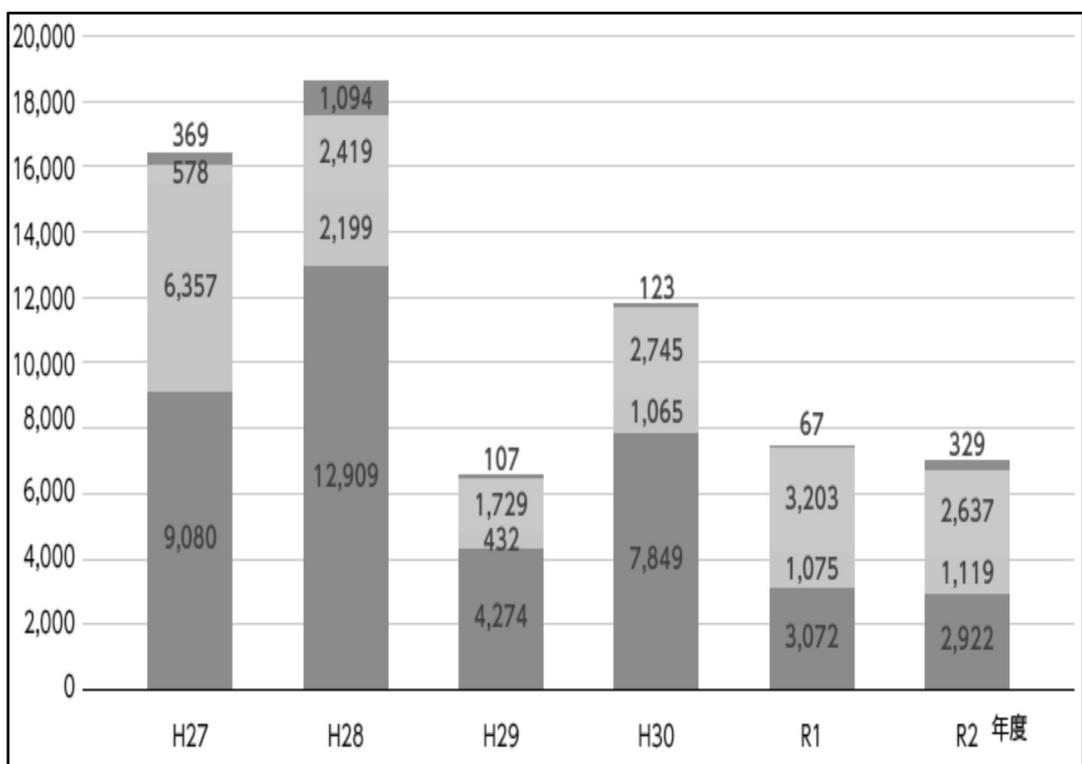
⑥ 直販所、加工所における年間販売額

(大分市資料、販売額 百万円)



⑦ 有害鳥獣被害状況

(大分市資料、被害額 千円)



(下段から、イノシシ、サル、鳥類、その他)

(2) 林業

【概要】

大分市の森林面積は、市域面積の約半分を占めるものの、個別または個人の所有規模は小規模で分散的であり、大規模な林業経営は少ない状況となっている。また、森林のうち、スギやヒノキなどの人工林が約4割を占め、戦後に植栽された人工林は成長し、木材として利用可能な森林が増加している状況にある。

原木椎茸については、水稻や畜産等の他品目との複合経営が多く、主に大南地域や野津原地域で生産されている。

林業を営む上で重要な生産基盤となる林道については、集落間を結ぶ生活道としても利用されるなど多目的な活用を期待されており、現在計画的に開設、舗装等を行っている状況にある。

【現状と課題】

- ・長期にわたる木材価格の低迷や森林所有者の高齢化等により、林業経営は依然として厳しい状況が続いている。そのため、林業の担い手を確保・育成することで木材産業や森林経営の活性化を図るとともに、消費者ニーズに合った木材の生産と加工を推進し、これらを積極的に情報発信する取組が必要となる。
- ・採算が合わないことなどから放置された森林が増加しており、木材の安定供給や森林の多面的機能の低下が懸念されている。そのため、林業事業者の経営基盤強化や市民、企業・団体等の森林保全活動、森林環境譲与税の活用などにより、森林整備を持続的に行うための体制づくりが必要となっている。
- ・椎茸生産者の高齢化や後継者不足が進み、生産力の低下が懸念されている。そのため、企業参入など新たな担い手の確保を図るとともに、気象条件に左右されない生産体制や供給体制の整備に加え、消費拡大への取組が必要となっている。

① 保有形態別森林面積

(大分市資料、令和3年3月末現在)

保有形態	総面積		立木地		人工林率(%) (B/A)	
	面積(ha) (A)	比率(%)	人工林(ha) (B)	天然林(ha)		
国有林*	621	2.5	471	108	75.8	
公有林*	県有林	1,621	6.7	1,192	317	73.5
	市有林	786	3.2	376	371	47.8
	計	2,407	9.9	1,568	688	65.1
私有林*	21,400	87.6	8,113	10,914	37.9	
計	24,428	100	10,152	11,710	41.6	

② 素材生産及び主な森林整備の状況

(大分市資料、令和2年3月末現在)

素材生産量(m ³)			間伐*面積 (ha)	植栽面積 (ha)
針葉樹	広葉樹	計		
27,832	856	28,688	90.18	21.1

③ 椎茸の生産状況

(大分市資料、令和3年3月末現在)

乾・生の別	生産量(t)	生産額(千円)	生産者数(戸)
乾椎茸	38	146,946	98
生椎茸	164.3	199,953	6

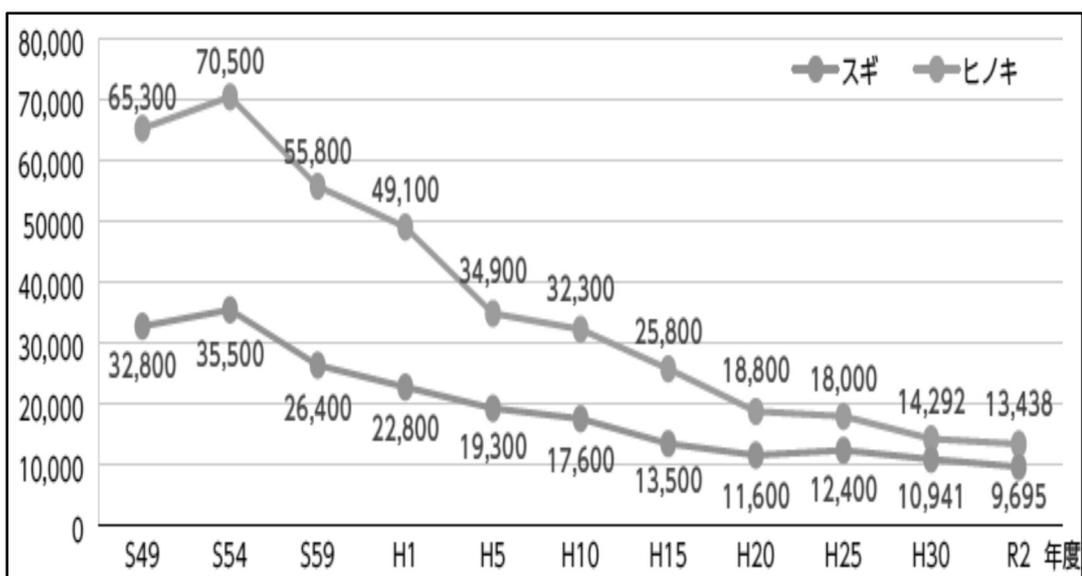
④ 林道の整備状況

(大分市資料、令和3年3月末現在)

路線数(路線)	開設延長(km)	舗装延長(km)	舗装率(%)
72	137.7	116.4	84.5

⑤ 素材生産価格(円/m³)の推移(大分県)

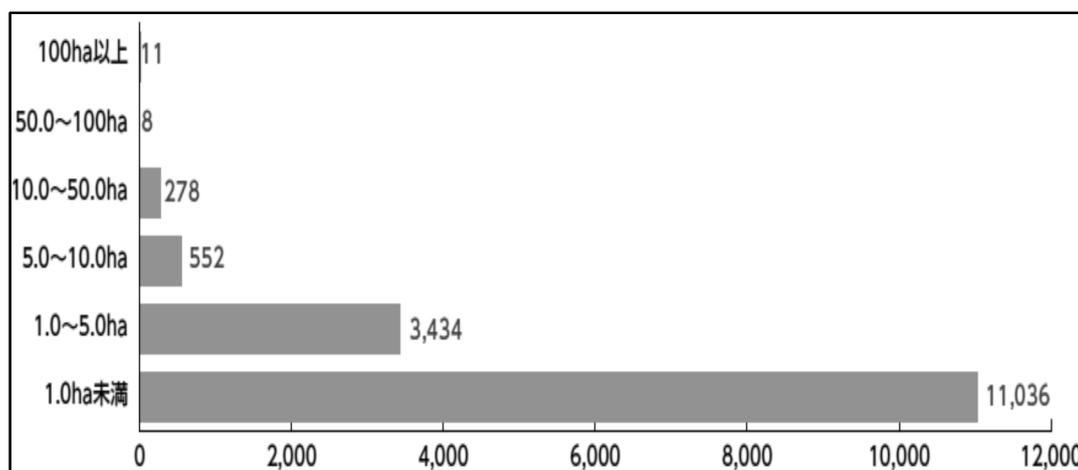
(大分市資料)



(折れ線下段：スギ、折れ線上段：ヒノキ)

⑥ 森林の所有規模別林家数

(大分市資料)



(左目盛：面積、下目盛：戸数)

(3) 水産業

【概要】

大分市の水産業は、なだらかな海岸線の広がる別府湾域やリアス式海岸の豊後水道域における海面漁業と、県内の二大河川である大分川および大野川での内水面漁業に大別される。

海面漁業のうち、別府湾域ではサワラやマダイなどを対象とした刺し網漁業、マダコを対象としたたこつぼ漁業や一本釣り漁業などが営まれている。また、豊後水道域では、全国ブランドとして高い評価を得ている「関あじ・関さば」を筆頭に、イサキ、ブリなどを対象とした一本釣り漁業やアワビ、サザエ、クロメなどを対象とした採貝藻漁業などが営まれている。

そのなかでも、他の漁法と比べ、天然資源の維持を可能とする一本釣りや刺し網漁といった漁法が大分市の海面漁業の特徴といえる。

内水面漁業では、アユ、ワカサギ、ウナギ、モクズガニなどを対象とした漁業が行われており、主に大分市内で消費されている。

このように、大分市では多種多様な魚介類が漁獲されている。

【現状と課題】

- ・漁業者の高齢化と後継者不足は、今後の漁業活動において深刻な状況にある。そのため、漁業者の所得向上や就業環境の改善に取り組むとともに、新規就業者対策を推進し、担い手の確保・育成を図ることが必要となっている。
- ・他地区漁業者との競合等による漁獲量の減少、漁業資材費等経費の高騰、魚離れに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で消費の中心である飲食店の休業等によるブランド魚の魚価の低迷も顕著となり、漁業経営が悪化している。そのため、関係

機関・団体が一体となって、資源の増大、消費増大、流通体制の効率化を図るとともに、加工品開発など消費者ニーズに対応した供給体制づくりが必要である。

- ・海面漁業では、環境の変化による藻場の減少、内水面漁業では河川改修等による漁場環境の変化が進んでいる。そのため、地域の特性に即した水産基盤整備や環境保全等に取り組み、漁場の回復や改良を進め、漁場環境の改善を図ることが必要である。

① 海面漁業主要魚種漁獲状況

(大分市資料、令和2年12月末現在)

魚種	漁獲量(t)	漁獲金額(千円)
ブリ	358.6	107,751
マアジ	109.6	159,344
内 関あじ	109.5	159,245
タチウオ	29.8	33,414
サワラ	80.3	55,580
マサバ	50.3	57,450
内 関さば	49.9	57,144
イサキ	32.5	34,758
マダイ	18.7	10,876
マダコ	19.3	17,545
サザエ	11.8	6,810
ヒジキ	30.0	24,463
その他	117.0	101,436
合計	1,017.3	825,814

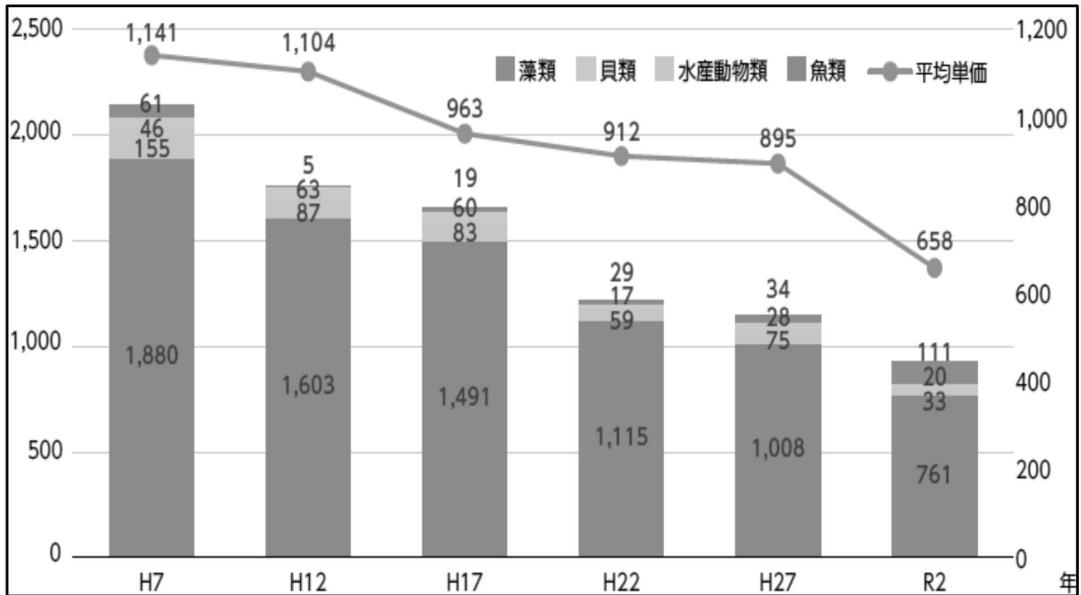
② 内水面漁業主要漁獲状況

(大分市資料、令和2年12月末現在)

魚種	漁獲量(t)
アユ	20.0
ワカサギ	8.2
フナ	1.1
ウナギ	1.4
モクズガニ	2.2
その他	9.2
合計	42.2

③ 種類別漁獲量と単価の推移（海面漁業）

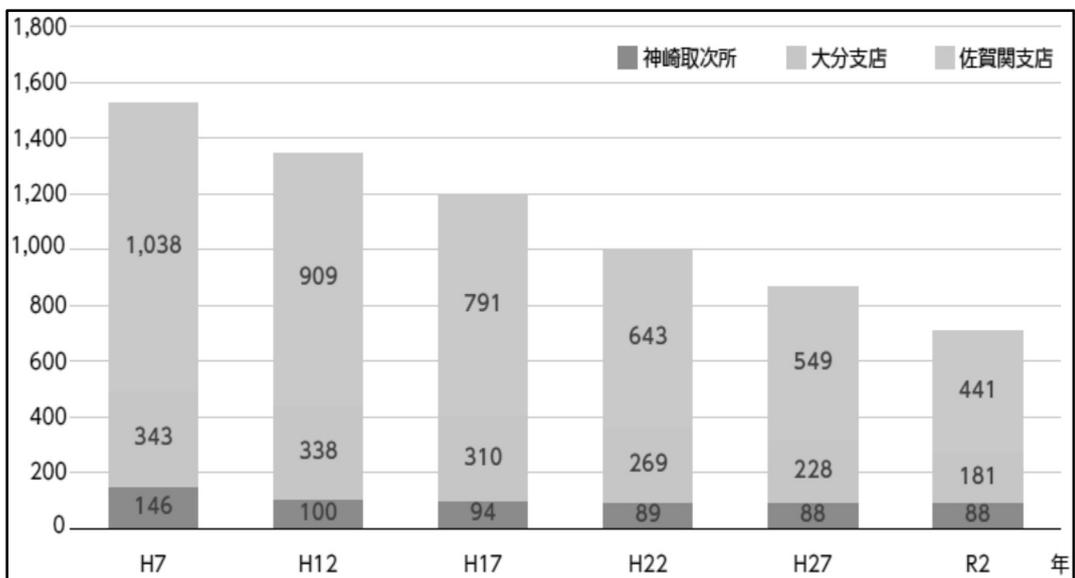
（大分県漁業協同組合各支店・取次店資料）



（左目盛：漁獲量（t）、右目盛：単価（円/kg））

④ 漁業協同組合員数の推移（海面漁業）

（大分県漁業協同組合各支店・取次店資料）



（下段から、神崎取次所、大分支店、佐賀関支店）

3. 第2次大分市農林水産業振興基本計画

(1) 大分市農林水産業振興基本計画とは

①計画策定の趣旨

平成28年12月に、農業・林業・水産業を一元化した計画として「大分市農林水産業振興基本計画」を策定し、平成29年度からの5か年にわたり、各種振興施策を総合的かつ計画的に推進し、毎年、目標指標の達成状況を進行管理する中で検証を行ってきた。

新規就業者や農業参入企業など新たな担い手の確保や6次産業化の進展、鳥獣被害の軽減などで、一定の成果が得られているものの、この間、人口減少社会の到来、異常気象による自然災害への対応、さらには、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響など、農林水産業を取り巻く環境は、ますます厳しくなっている。

こうした現状と将来の動向を見据え、農林水産業を基幹産業として、今後も持続的に発展させるために、令和3年度(2021年度)に計画期間が終了する「大分市農林水産業振興基本計画」を見直し、新たな農林水産業振興の指針として「第2次大分市農林水産業振興基本計画」を策定した。

②計画期間

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間を計画期間とし、必要に応じ計画の見直しを行う。

③計画の位置付け

「大分市農林水産業振興基本計画」は、市政運営の基本指針となる「大分市総合計画」や地域強靱化の指針となる「大分市国土強靱化地域計画」、国が策定している「食料・農業・農村基本計画」、大分県が策定している「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」等の内容を踏まえ、大分市の農林水産業を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定している。

(2) 農林水産業を支える3つの視点

担い手や消費者など農林水産業を支える「人づくり」、安全で安心かつ信頼され魅力あふれる「ものづくり」、地域資源を最大限に生かした活力ある「地域づくり」の3つの視点で、「人」と「もの」と「地域」がそれぞれ支えあう関係を構築できるよう、各種施策に積極的に取り組んでいる。

【人づくり】

農山漁村の持続的な生産活動や維持・保全を進める上で最も重要な役割を担うさまざまな「人」とその「人づくり」を支援する。

⇒「将来の農林水産業を支える人づくり」

【ものづくり】

高い生産性と消費者ニーズに対応した特色ある農林水産物や加工品づくり、環境と調和した農林水産業のあり方、地産地消等を推進する。

⇒「信頼され魅力あふれるものづくり」

【地域づくり】

生産性が高く効率のよい農林水産業の生産基盤の整備や多面的機能の維持・発揮、地域資源を生かした都市と農山漁村の交流等を図る。

⇒「特性を生かした活力ある地域づくり」

さらに、「人づくり」「ものづくり」「地域づくり」を実効性あるものとするため、農林水産物産出額や農林水産業者の所得の向上など、産業として発展させる「攻めの施策」と、農山漁村における地域資源や安全で快適な生活を守る「守りの施策」を両輪として、農林水産業の活性化と次世代への継承のため、各種施策を講じていく。

(3) 基本方針

「第2次大分市農林水産業振興基本計画」における基本方針として、以下のような目標指標などが定められている。

【将来の農林水産業を支える人づくり】

<目標指標>

		R2年度(現状値)	R8年度(目標値)	重点推進項目
認定農業者数		180経営体	190経営体	
	うち法人数	66法人	80法人	
森林経営計画*策定面積		2,479ha	2,600ha	
林業作業士*数 ※H28年度からの累積		11人	30人	
集落営農組織数		23組織	30組織	○
	うち15ha以上の組織数	1組織	5組織	○
	うち法人数	10法人	15法人	○
担い手不在集落数		149集落	90集落	
新規就業者数	農業 ※H26年度からの累積	115人	230人	○
	林業(林業事業体における新規就業者数) ※H27年度からの累積	36人	80人	○
	水産業(1ターン等就業者数) ※H22年度からの累積	21人	45人	○
他産業からの農業参入数		16社	22社	○
認定新規就農者数 ※H26年度からの累積		19人	55人	○
家族経営協定*数		72戸	80戸	
おおいた農業塾*受講者数 ※H29年度からの累積		150人	390人	
地産地消サポーター数		2,952人	3,250人	
交流給食*の実施回数		4回	10回以上	
市民感謝デー*の来場人数(年間)		0人	10,000人	
お魚料理教室の実施回数		1回	10回/年	

① 多様な担い手の確保・育成

- ・農林水産業者の所得向上、労働時間の削減などに向けた経営改善や経営安定対策の推進
- ・地域農業をけん引する集落営農組織の育成及び組織間の連携強化
- ・新規就業者や他産業から参入する企業など新たな担い手の確保・育成
- ・将来の農林水産業を担う青年・後継者や農林水産業を支える高齢者・女性の活動支援
- ・自然災害等の緊急時や想定外の事態における経営の安定化に向けた支援

② 「食」を支える農林水産業の理解の促進

- ・「食」と農林水産業のつながりについて、理解を深めてもらうための取組の推進
- ・農林水産業が有する多面的機能に対する市民の広い理解や意識の醸成

【信頼され魅力あふれるものづくり】

<目標指標>

	R2年度(現状値)	R8年度(目標値)	重点推進項目
スマート農林水産業取組件数 ※R2年度からの累積	11件	55件	○
年間伐面積	90ha	130ha	
増殖場造成面積	81,030m ²	129,000m ²	○
種苗放流数(海面) ※H28年度からの累積	623千尾	1,200千尾	○
種苗放流数(内水面) ※H28年度からの累積	11,334kg	23,000kg	○
安全・安心や環境に配慮した生産に取り組む 農業者数(農産物等認証制度*に取り組む農業者数)	39経営体	50経営体	
直販所販売金額	30.3億円	33.5億円	○
6次産業化商品数(補助事業支援商品数)	67品	95品	○
大分市ブランド(OitaBirth)*認証数	41品	70品	○
大分市ブランド(OitaBirth)販売額 ※1 認証加工品当たりの平均	2,693千円	3,300千円	○
地域材利用量(主要製品市場における地域材製品の 市内向け出荷量)	6,750m ³	7,500m ³	○

< 重点推進品目 >

品目		R2年度(現状値)		R8年度(目標値)	
		生産量	産出額(千円)	生産量	産出額(千円)
農業	おおば	571t	1,453,909	610t	1,830,000
	にら	2,203t	1,185,962	2,300t	1,230,500
	みつば	589t	318,310	610t	445,300
	いちご	194t	222,031	220t	264,000
	水耕せり	142t	110,719	150t	158,250
	パセリ	36t	30,468	45t	56,250
	ピーマン	183t	78,409	320t	115,200
	乳用牛(生乳)	8,892t	1,053,490	10,500t	1,186,500
	肉用牛(和牛子牛)	123頭	82,940	190頭	125,000
	林業	木材	26,000m ³	300,000	28,000m ³
乾椎茸		38t	146,946	48t	180,000
水産業	関あじ・関さば・イサキ	180t	220,550	200t	300,000

- ① ニーズに即した生産・供給体制の整備
 - ・重点推進品目を中心とした生産拡大や省力化・低コスト化による産地間競争力の強化
 - ・安全・安心な農林水産物供給体制の強化
 - ・災害に強い生産基盤や施設整備の推進
 - ・生産技術の向上や先進技術導入等による高品質・安定生産の推進
 - ・適正な造林・育林の促進及び木材の生産拡大の推進
 - ・水産資源の保全と安定した漁業生産の推進

- ② 安全で環境に配慮した農林水産業の振興
 - ・生産から出荷において発生するさまざまなリスクや環境負荷の低減による安全で環境に配慮した農林水産業の推進

- ③ 市産農林水産物の利用・流通拡大の推進
 - ・市産農林水産物の販路開拓及び地産地消の拡大
 - ・6次産業化や農商工連携による加工品開発及び販路拡大の推進
 - ・市産農林水産物等を活用した加工品のブランド化の推進

【特性を生かした活力ある地域づくり】

< 目標指標 >

	R2年度(現状値)	R8年度(目標値)	重点推進項目
生産基盤を整備する地区数(農業) ※R2年度からの累積	6地区	9地区	○
ため池再整備(廃ため池)数 ※R2年度からの累積	0箇所	12箇所	○
主要林道舗装延長(累積延長)	3,010m	4,300m	○
森林環境譲与税を利用した森林整備計画面積	0ha	910ha	
年間再造林面積 ※R2年度からの累積	21ha	180ha	
漁港海岸保全施設*整備延長	159m	320m	
担い手への農地集積率	19.1%	30%	○
農地中間管理事業による集積面積	184ha	340ha	○
実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体数	50経営体	185経営体	
都市農山漁村交流体験活動実施回数*	9回	20回	
中山間地域等直接支払交付金*協定集落数	25集落	36集落	
協定面積	329ha	410ha	
多面的機能支払交付金*活動組織数	24集落	34集落	
協定面積	556ha	610ha	
実質化された人・農地プラン策定集落数	15集落	55集落	
鳥獣被害防護柵設置距離	505,627m	1,050,000m	○
有害鳥獣による農林水産物の被害金額	7,007千円	5,200千円	○

① 農山漁村環境の整備と維持管理

- ・農山漁村における地域の抱える課題解決に向けた効率的な作業による生産性の向上と防災機能を有する生産基盤の整備推進
- ・農山漁村の豊かな自然環境や美しい景観の保全と快適な生活環境の確保

② 優良農地等の保全と効率的利用の促進

- ・農業振興地域整備計画に定める優良農地の確保と農地の適正利用の推進
- ・農地の有効活用による地域の担い手の経営安定や遊休農地の発生防止

③ 都市との交流による農山漁村の活性化

- ・魅力ある地域資源を活用した都市住民と農林水産業者との交流による農山漁村の活性化

- ・農林水産業と観光産業の連携による地域の活性化

④ 多面的機能の維持発揮

- ・国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、景観の形成、災害の発生防止、伝統文化の継承などの多面的機能の維持・発揮

⑤ 有害鳥獣被害対策

- ・有害鳥獣による農林水産物や地域住民に対する被害対策の推進
- ・周辺自治体との連携による効果的・効率的な有害鳥獣被害対策の強化
- ・野生鳥獣の肉（ジビエ）の利活用の促進

(4) 前計画の検証

平成 28 年 12 月に策定された「大分市農林水産業振興基本計画」に基づき、平成 29 年度からの 5 か年にわたり、各種振興施策が総合的かつ計画的に推進されてきた。

それらの実績について行われた検証については以下のとおりであり、その検証結果に基づいて、「第 2 次大分市農林水産業振興基本計画」が策定されている。

なお、基本計画の達成度合いを示す判定基準は以下のとおりである。

- a : 十分に達成している (R3 年度目標値を達成)
- b : 計画以上で推移している (R2 年度の目標値を達成)
- c : 概ね計画どおり (R2 年度目標値を 9 割以上達成)
- d : 計画以下で推移している (R2 年度目標値の 5 割以上 9 割未満)
- e : あまり達成していない (R2 年度目標値の 5 割未満)

【将来の農林水産業を支える人づくり】

< 主な目標指標 >

目標指標/年度	H27(現状)	R2(目標)	R2(実績)	R3(目標)	判定	
集落営農*組織数	17組織	28組織	23組織	30組織	d	
うち法人数	6法人	13法人	10法人	15法人	d	
新規就業者数	農業 ※H26年度からの累計	22人	76人	115人	90人	a
	林業 ※H27年度からの累計	3人	25人	36人	30人	a
	水産業 ※H22年度からの累計	7人	20人	21人	25人	b
他産業からの年間農業参入数	2社	9社	16社	10社	a	

検証結果によると、新規就業者数や他産業からの年間農業参入数は目標を達成できているものの、集落営農組織数のみが目標未達となっており、担い手やリーダーの不在により組織の育成が進んでいないことなどが原因とされている。

【信頼され魅力あふれるものづくり】

<主な目標指標>

(産出額：千円)

目標指標/年度		H27(現状)	R2(目標)	R2(実績)	R3(目標)	判定		
重点 推進 品目 の 生産 量 ・ 産出 額	おおば	生産量	544.9t	620t	571.1t	635t	c	
		産出額	1,725,158	1,750,026	1,453,909	1,755,000	d	
	にら	生産量	1,821.3t	2,161.9t	2,203.3t	2,230t	b	
		産出額	883,193	997,199	1,185,962	1,020,000	a	
	みつば	生産量	649t	670.7t	588.8t	675t	d	
		産出額	399,389	466,565	318,310	480,000	d	
	いちご	生産量	189.1t	289.9t	193.9t	310t	d	
		産出額	196,633	307,772	222,031	330,000	d	
	水耕せり	生産量	143.2t	161.4t	142.3t	165t	d	
		産出額	134,931	151,655	110,719	155,000	d	
	パセリ	生産量	52.8t	54.6t	35.8t	55t	d	
		産出額	47,482	49,580	30,468	50,000	d	
	ピーマン	生産量	72.5t	145.5t	182.7t	160t	a	
		産出額	25,199	45,867	78,409	50,000	a	
	乳用牛 (生乳)	生産量	9,023t	9,128.8t	8,892t	9,150t	c	
		産出額	977,562	996,260	1,053,490	1,000,000	a	
	肉用牛	和牛 子牛	生産量	160頭	185頭	123頭	190頭	d
			産出額	106,740	121,957	82,940	125,000	d
		雑子牛	生産量	588頭	627頭	552頭	635頭	c
			産出額	108,632	109,772	117,090	110,000	a
林業	木材	生産量	11,419m ³	22,736.5m ³	26,000m ³	25,000m ³	a	
		産出額	134,584	272,431	300,000	300,000	a	
	乾椎茸	生産量	39.5t	48.3t	38t	50t	d	
		産出額	205,045	225,841	146,946	230,000	d	
水産業	関あじ 関さば	生産量	255.5t	267.8t	147t	270t	d	
		産出額	381,756	414,829	185,044	422,000	e	
	イサキ	生産量	51.3t	54.4t	33t	55t	d	
		産出額	103,115	106,857	35,506	108,000	e	
年間間伐面積		165ha	195ha	90ha	200ha	e		
年間種苗*放流数		111千尾	116千尾	127千尾	117千尾	a		
直販所販売金額		26億円	28億円	30億円	30億円	a		
6次産業化商品数(補助事業支援商品数)		23品目	45品目	67品目	50品目	a		

検証結果によると、原因としては高齢化、労働力の不足、価格の低迷による生産調整や生産意欲の低下などが挙げられる。そして何より、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外食需要の減少により、生産量・産出額共に伸び悩む大きな要因となっている。

【特性を生かした活力ある地域づくり】

<主な目標指標>

目標指標/年度	H27(現状)	R2(目標)	R2(実績)	R3(目標)	判定
生産基盤を整備する地区数(農業)	—	15地区	14地区	20地区	c
農地中間管理事業*による集積面積	25ha	85ha	184ha	100ha	a
有害鳥獣*による農林水産物の被害金額	16,384千円	6,963千円	7,007千円	5,800千円	c

検証結果によると、農地中間管理事業による集積面積については、目標を大幅に上回っており、農地集積が進んでいる。

第2. 大分市の状況

1. 人口・世帯状況、年齢3区分別人口比率（高齢化率、年少人口割合）の推移

大分市の人口と世帯数、年齢別3区分人口の推移は、下記のとおりである。

人口は、2000年以降増加傾向にあるものの、近年、人口の伸びは鈍化し、2020年には初めての人口減に転じている。

世帯数は、2000年以降継続して増加しており、人口の減少を考慮すると、核家族化が進んでいると見られる。

年齢別に人口を見てみると、15歳未満人口は継続して減少傾向、15～64歳人口はいったん増加したものの減少に転じている。一方、65歳以上人口はかなりの勢いで増加し続けており、その結果、年少人口の割合は減少傾向、高齢化率は上昇傾向にあると言える。

	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	年齢別3区分人口(人)			年少人口の 割合(%)	高齢化率 (%)
			15歳未満	15～64歳	65歳以上		
2000 (H12)年	437,786	169,696	71,131	304,423	62,232	16.25	14.22
2005 (H17)年	465,215	188,324	69,789	315,122	80,304	15.00	17.26
2010 (H22)年	474,794	203,553	69,114	310,381	95,299	14.56	20.07
2015 (H27)年	478,931	214,795	68,047	295,097	115,787	14.21	24.18
2020 (R2)年	478,295	225,329	65,096	282,693	130,506	13.61	27.29
2021 (R3)年	477,564	226,685	64,223	280,737	132,604	13.45	27.77
2022 (R4)年	476,913	229,052	63,332	279,719	133,862	13.28	28.07

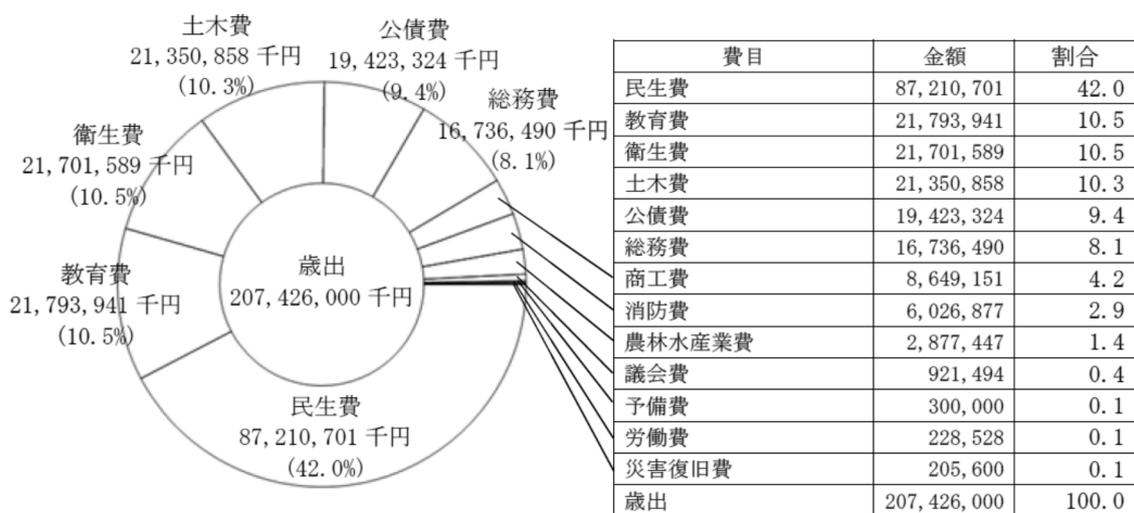
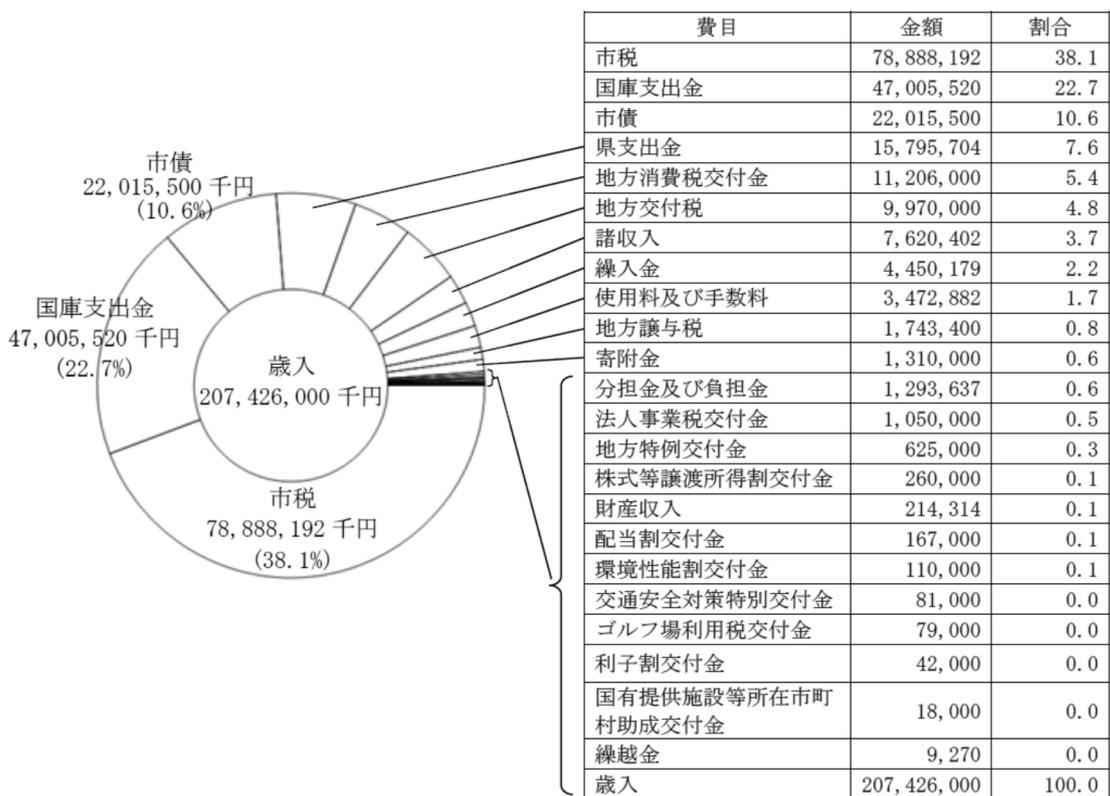
※各年9月末日時点、大分市「住民基本台帳」

2. 大分市の農林水産業に関する概要、予算と実績

大分市の農林水産業の概要については、先に示した「第2次大分市農林水産業振興基本計画」にて示した通りである。

大分市における一般会計予算と農林水産業に関する予算と実績については以下のとおりである。

令和4年度一般会計予算構成（単位：千円）



令和4年度農林水産関係予算（一般会計当初予算 単位：千円）

項	目	本年度	前年度 ※6月補正含	比較	本年度の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県 支出金	地方債	その他	
1 農 業 費	1 農業委員会費	154,767	156,556	△ 1,789	28,180	—	730	125,857
	2 農業総務費	498,745	500,574	△ 1,829	—	—	49	498,696
	3 農業振興費	257,626	301,305	△ 43,679	116,016	25,900	7,247	108,463
	4 園芸振興費	85,786	192,386	△ 106,600	38,264	—	—	47,522
	5 畜産振興費	40,062	48,362	△ 8,300	5,915	—	—	34,147
	6 農業振興資金 金融対策費	120,460	120,990	△ 530	5	—	120,352	103
	7 農道整備事業費	335,957	190,017	145,940	141,515	60,200	—	134,242
	8 灌漑排水事業費	279,061	208,150	70,911	105,089	87,100	14,450	72,422
	9 水田農業活性化 対策事業費	37,598	39,516	△ 1,918	16,462	—	—	21,136
	小 計	1,810,062	1,757,856	52,206	451,446	173,200	142,828	1,042,588
2 林 業 費	1 林業総務費	103,837	116,574	△ 12,737	—	—	—	103,837
	2 林業振興費	307,279	266,008	41,271	18,739	9,500	90,090	188,950
	3 林道開設事業費	36,994	40,481	△ 3,487	—	7,800	—	29,194
	4 県単林道整備 事業費							
	小 計	448,110	423,063	25,047	18,739	17,300	90,090	321,981
3 水 産 業 費	1 水産業総務費	31,705	25,967	5,738	—	—	—	31,705
	2 水産業振興費	459,370	532,886	△ 73,516	228,883	155,900	—	74,587
	小 計	491,075	558,853	△ 67,778	228,883	155,900	0	106,292
合 計		2,749,247	2,739,772	9,475	699,068	346,400	232,918	1,470,861

農林水産関係予算と実績の推移（※一般会計歳入歳出決算事項別明細書より）

	2019		2020		2021		2022	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
農業委員会費	154,096,000	144,624,546	151,804,000	143,543,037	151,830,000	145,234,938	154,767,000	
農業総務費	472,378,000	468,271,800	498,668,000	489,250,993	498,920,000	489,580,634	498,745,000	
農業振興費	1,299,176,733	1,234,012,268	451,172,000	310,492,325	425,493,700	354,483,161	257,626,000	
園芸振興費	74,726,000	73,167,754	88,300,000	85,264,560	192,386,000	159,029,895	85,786,000	
畜産振興費	49,848,000	48,209,092	48,392,000	39,779,121	48,362,000	34,694,293	40,062,000	
農業振興資金融対策費	120,297,000	120,275,678	121,235,000	120,274,323	120,990,000	120,294,868	120,460,000	
農道整備事業費	240,812,000	211,146,015	255,429,000	203,909,263	231,767,000	209,025,791	335,957,000	
灌漑排水事業費	247,665,000	185,253,715	392,164,000	338,374,953	364,174,000	214,793,002	279,061,000	
水田農業活性化対策事業費	40,637,000	36,784,524	39,380,000	36,001,518	39,516,000	31,028,226	37,598,000	
農業費計	2,699,635,733	2,521,745,392	2,046,544,000	1,766,890,093	2,073,438,700	1,758,164,808	1,810,062,000	
林業総務費	108,639,000	107,423,490	107,742,000	104,017,814	107,718,000	105,812,891	103,837,000	
林業振興費	178,686,000	163,982,960	246,787,000	229,264,012	247,118,000	208,824,548	307,279,000	
林道開設事業費	36,374,000	36,106,087	38,378,000	38,086,474	40,481,000	39,467,189	36,994,000	
県早林道整備事業								
林業費計	323,699,000	307,512,537	392,907,000	371,368,300	395,317,000	354,104,628	448,110,000	
水産業総務費	27,280,000	25,166,971	25,048,000	23,923,550	30,140,000	28,987,464	31,705,000	
水産業振興費	445,303,960	374,197,607	574,896,010	447,562,394	708,581,080	648,844,616	459,370,000	
水産業費計	472,583,960	399,364,578	599,944,010	471,485,944	738,721,080	677,832,080	491,075,000	
農林水産業費 合計	3,495,918,693	3,228,622,507	3,039,395,010	2,609,744,337	3,207,476,780	2,790,101,516	2,749,247,000	

令和4年度農林水産関係の負担金及び補助金等（単位：千円）

名 称	令和4年度 予算額	令和3年度 決算額	補助率及び負担区分				備考
			国	県	市	その他	
1. 農 業 委 員 会 費							
大分県農業会議負担金	616	616					定額
大分県農業委員会会長会負担金	17	15					定額
ウーマンアグリネットおおいた負担金	3	3					定額
2. 農 業 総 務 費							
大分県農業農村整備事業推進協議会負担金	130	88					
中部地区土地改良事業推進協議会負担金	90	90					
3. 農 業 振 興 費							
中部地区食料・農業・農村振興協議会負担金	224	232					
大分県農林水産祭負担金	194	203					
市立小中学校給食米粉パン利用促進事業補助金	6,007	5,745			1/5		別途、小規模校加算額があり (令和3年度まで)
中山間地域等直接支払交付金	71,610	66,711	1/2	1/4	1/4		
多面的機能支払交付金	46,329	40,555	1/2	1/4	1/4		
環境保全型農業直接支払事業	180	178	1/2	1/4	1/4		
ファーマーズカレッジ事業費補助金	12,548	8,608					定額
新たな担い手経営開始等支援事業	3,323	2,132	(1/2)	(1/6・1/8)	(1/3・1/8・1/8)		
農地集積・集約化促進交付金	1,000	148		10/10			
新規就農者育成総合対策	16,176	4,697					R3年度は農業次世代 人材投資事業費補助 金の決算額
親元就農給付金	3,500	3,000		1/2	1/2		
農地集積奨励交付金	2,370	511					
大分市地産地消推進事業費補助金	0	135					令和4年度より事業廃止
「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金	3,300	3,454					
おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金	8,350	8,476					
都市・農山漁村交流活動支援事業補助金	727	642					
青年農業者組織育成補助金	100	20					
農産物等認証推進支援事業費補助金	550	0			1/2		
農業塾卒業生出荷支援事業補助金	600	0			1/3		
4. 園 芸 振 興 費							
野菜価格安定対策事業負担金	3,569	3,454	1/3	1/3	1/9	2/9	特定野菜
			1/2	1/4	1/12	2/12	指定野菜
				1/2	1/6	1/3	県事業
農業パワーアップ事業費補助金	0	6,018			1/3		
大分市野菜花き振興会運営費補助金	325	325					定額
大分市果樹生産振興会運営費補助金	406	61					定額
園芸振興総合対策事業費補助金	89,037	151,391		1/3	1/6		
				1/6	1/6		

名 称	令和4年度 予算額	令和3年度 決算額	補助率及び負担区分				備考
			国	県	市	その他	
特産果樹産地育成事業費補助金	2,019	543			1/2		
大分市野菜出荷価格安定対策事業費補助金	1,178	974			5/8		
みかん訪果害虫緊急対策事業費補助金	504	347			1/3		
食品企業連携産地拡大推進事業費補助金	3,500	877		10/10			
水田畑地化園芸品目導入支援事業費補助金	1,250	706	10/10				
5. 畜産振興費							
大分県草地飼料協会会費負担金	9	9					定額
中央地域畜産振興会負担金	31	31					定額
大分市畜産共進会交付金	1,500	282					定額
大分市畜産振興会運営費補助金	342	342					定額
畜産共進会等出品補助金	820	0					定額
畜産ヘルパー活用推進事業費補助金	876	700			1/10・1/2	9/10・1/2	
資源循環型農業推進事業費補助金	572	1,518			1/2・1/3	1/2・2/3	
酪農経営生産性向上条件整備事業費補助金	6,636	0	1/3	1/6	1/2		
家畜自衛防疫対策事業費補助金	1,151	1,002			1/6・1/2	5/6・1/2	
優良家畜導入事業費補助金	21,500	24,581			1/3・1/5・1/2	2/3・4/5・1/2	
大分市内用牛放牧地域活性化事業費補助金	2,650	0			1/2	1/2	
大分市酪農経営安定継続支援事業	0	4,535			1/2	1/2	
6. 農業振興資金金融対策費							
大分市農業経営基盤強化資金特別利子助成費補助金	108	182					
大分市農業振興資金信用保証料等補助金	352	113					
7. 農道整備事業費							
大分県土地改良事業団体連合会負担金	1,711	1,179					
芦瀬大橋維持管理負担金	63	28					
関白津もみの木トンネル維持管理費負担金	2,084	2,190					
大南野津トンネル維持管理負担金	270	97					
大峠トンネル維持管理負担金	2,197	2,099					
8. 灌漑排水事業費							
灌漑排水事業費補助金	23,600	17,528			8/10	2/10	
農業用水路浚渫事業費補助金	9,600	9,600			1/2	1/2	
土地改良区補助金	2,630	2,050	30/100	30/100	10/100	30/100	
国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金	16,400	16,400	50/100	20/100	30/100		
県施行建設事業負担金	55,945	44,065					
9. 水田農業活性化対策事業費							
経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金	15,495	13,295	10/10				
集落営農組織強化対策事業費補助金	7,816	2,959		1/4	1/4	1/2	
営農組織経営力強化支援事業費補助金	8,128	1,803			1/3	2/3	

名 称	令和4年度 予算額	令和3年度 決算額	補助率及び負担区分				備考
			国	県	市	その他	
10. 林 業 振 興 費							
大分市鳥獣被害防護柵設置事業費補助金	10,703	10,645		1/3	1/3 4/5(サル)	1/3 1/5(サル)	トタン権及び電気柵の一部には県費を含む。サル用防護柵以外は補助率3分の1。
大分市猟友会補助金	334	334					定額
大分市鳥獣被害防止対策協議会補助金	76	527					定額
大分市狩猟免許講習会受講料等補助金	240	152			10/10		
大分市鳥獣被害自衛対策支援事業補助金	950	390			2/3	1/3	
大分市有害鳥獣捕獲支援事業費補助金	260	231					定額
大分県治山林道協会負担金	163	141					
大分中部流域林業活性化センター負担金	79	79					定額
大分県椎茸振興協議会負担金	83	79					定額
大分市椎茸生産組合補助金	72	72					定額
椎茸産地活性化対策事業費補助金	7,225	5,514					メニューにより異なる
森林整備対策事業補助金	4,176	3,978					メニューにより異なる
森林組合作業班員雇用安定推進事業費補助金	132	80			1/3	2/3	
椎茸ほだ木造成緊急支援事業補助金	1,710	1,362					
森林資源利用促進対策事業費補助金	538	0			75/100		
林業作業土確保育成支援事業費補助金	2,070	1,107					定額
大分市産材利用促進事業費補助金	8,800	8,792					上限あり
木材供給体制強化事業費補助金	3,000	3,000			3/10		
荒廃竹林整備・利活用推進事業費補助金	2,488	3,383		3/4	1/4		伐竹整備費、管理作業道整備費には、県費を含む
森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金	78	71			12.5/100		
乾しいたけ新規参入者支援事業費補助金	2,300	300		1/2	1/2		
11. 水 産 業 振 興 費							
別 府 湾 水 産 振 興 協 議 会 負 担 金	146	146					定額
北 海 部 海 域 水 産 振 興 協 議 会 負 担 金	80	80					定額
広 域 栽 培 漁 業 推 進 事 業 費 負 担 金	1,856	1,850					定額
水 産 環 境 整 備 事 業 負 担 金	5,800	4,600	5/10	4/10	1/10		
漁 場 ク リ ー ン ア ッ プ 事 業 費 (サ メ 駆 除) 負 担 金	30	30					定額
内 水 面 漁 業 増 殖 事 業 費 補 助 金	5,700	5,700			1/2	1/2	
漁 業 協 同 組 合 単 独 水 産 振 興 事 業 補 助 金	7,900	3,785			2/3	1/3	
漁 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給 費 補 助 金	27	17					
関 あ じ 関 さ ば ま つ り 補 助 金	500	4					定額
産 卵 た こ つ ぼ 設 置 事 業 費 補 助 金	544	544			1/2	1/2	
大 分 県 漁 港 漁 場 協 会 会 費	1,728	1,912					
磯 根 資 源 増 殖 推 進 事 業 補 助 金	1,451	1,364			1/2	1/2	
沿 岸 漁 業 経 営 構 造 改 善 事 業 費 補 助 金	0	0					メニューにより異なる
沿 岸 漁 業 振 興 特 別 対 策 事 業 費 補 助 金	3,030	0		1/3	1/3	1/3	
漁 業 新 規 就 業 者 育 成 支 援 事 業 補 助 金	1,625	3,110					メニューにより異なる
漁 業 者 事 業 継 続 支 援 事 業 費 補 助 金	50,000	43,248			1/2	1/2	

3. 大分市の公設地方卸売市場に関する概要

大分市にある公設地方卸売市場は、生産から消費に至る過程で新鮮なものを適正な価格で豊富に供給し、市民の食生活の安定と生産者の利益を守るという目的で設置されている。

昭和52年1月24日に全国で46番目の中央卸売市場として農林水産大臣の許可を受け開設された。その後、平成18年2月15日に大分県知事から地方卸売市場の開設を許可され、平成18年4月1日に公設地方卸売市場へ転換した。

開設者である大分市が行う業務は、施設の維持管理、関係業者の許可、承認並びに取引が公正に行われるように指導監督することである。

市場敷地面積は90,285㎡、建物面積は71,053㎡であり、主に鉄筋コンクリート造、鉄骨造からできている。

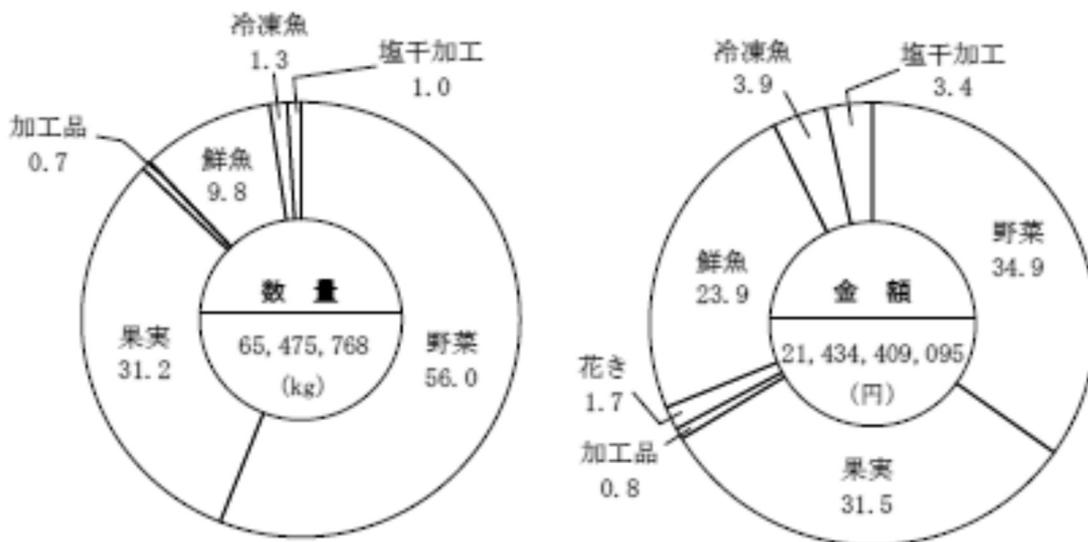
最新の令和3年度取扱高については、以下のとおりであり年々減少傾向にある。

単位 数量：kg 構成比：％
金額：円 単価：円/kg

① 総取扱高

部門	種類	数量	構成比		金額	構成比		平均単価
青果部	野菜	36,690,481	63.7	56.0	7,471,261,665	50.6	34.9	204
	果実	20,411,778	35.5	31.2	6,749,961,100	45.7	31.5	331
	加工品	467,020	0.8	0.7	166,336,752	1.1	0.8	356
	花き	—	—	—	374,723,045	2.5	1.7	—
	青果合計	57,569,279	100.0	87.9	14,762,282,562	100.0	68.9	256
水産物部	鮮魚	6,426,609	81.3	9.8	5,112,512,431	76.6	23.9	796
	冷凍魚	827,298	10.5	1.3	825,240,419	12.4	3.9	998
	塩干加工	652,583	8.3	1.0	734,373,683	11.0	3.4	1,125
	水産物合計	7,906,489	100.0	12.1	6,672,126,533	100.0	31.1	844
総取扱高		65,475,768	—	100.0	21,434,409,095	—	100.0	327

(注：数量、金額の誤差は四捨五入による端数処理によるもの)



(単位：%)

また、市場に関わる業者については以下のとおりである。

卸売業者とは、全国各地の生産者から販売を委託された青果物・水産物を卸売場で公開の方法（せり売等）によって仲卸業者、売買参加者に販売している。そして委託者から一定の手数料を受け会社を運営している。また、自ら買い付けて販売もしている。青果部1社、水産物部2社からなっている。

仲卸業者とは、市長の承認を受けて市場内の店舗で業務を営む者で、卸売業者の行うせり売等に参加し、大量の品物を買付け適宜に分荷選別して売買参加者、買出人に販売している。青果部12社、水産物部11社からなっている。

売買参加者とは、市長の承認を受けた小売業者、大口需要者、加工業者等で卸売業者の行うせり売等に参加し、また仲卸業者からも買い受け市場外で業務を行っている。青果部153業者、水産物部98業者からなっている。

関連事業者とは、市長の許可を受けた業者で、市場内店舗で市場出入業者の便宜を図るために設置されており、包装資材・日用資材・その他一般食品等の卸売業、飲食業、金融業、冷蔵庫業等が存在する。第一種関連事業者（食料品卸売業・冷蔵庫業・その他）は22業者、第二種関連事業者（金融業・日用品雑貨包装資材販売業・その他）は18業者からなっている。

買出人とは、市長の登録を受けた小売業者、大口需要者、加工業者等で、仲卸業者から買い受けている。青果部125業者、水産物部223業者からなっている。

また、市場使用料については公表されており、以下のとおりである。

令和3年5月31日現在

種 別	単 価	条 例	規 則	
卸売業者市場使用料		卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の1,000分の3	卸売金額の1,000分の3	
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき月額	130 円	100 円	
仲卸業者市場使用料		第39条第2項ただし書の規定により買い入れて販売した物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の1,000分の3	条例第39条第2項ただし書の規定により買い入れて販売した物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の1,000分の3	
仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき月額	1 階	1,170 円	900 円
		2 階	590 円	450 円
買荷保管・積込所使用料	1平方メートルにつき月額	330 円	300 円	
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額	300 円	300 円	
冷蔵庫使用料	一式 月額	4,660,200 円	3,810,000 円	
銀行事務所使用料	1平方メートルにつき月額	A	1,090 円	1,090 円
		B	530 円	530 円
精算事務所使用料	1平方メートルにつき月額	1,210 円	1,210 円	
関連商品売場使用料	1平方メートルにつき月額	1 階	1,360 円	1,360 円
		2 階	470 円	390 円
関係業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額	A	780 円	甲 640 円 乙 780 円
			550 円	300 円
バナナ加工所使用料	一式 月額	1,621,360 円	1,621,360 円	
包装加工施設使用料	1平方メートルにつき月額	170 円	170 円	
水産物加工所使用料	1平方メートルにつき月額	830 円	830 円	
指定駐車場使用料	1台につき 月額	1,950 円	1,560 円	
会議室使用料	1時間につき	大会議室	780 円	780 円
		小会議室	200 円	200 円
空地使用料	1平方メートルにつき月額	50 円	50 円	

備考 使用料の額は、この表により算定して得た額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額（卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び空地使用料にあつては、この表により算定して得た額）とする。

ここで、年間の市場取扱高が100億円以上の国内の公設卸売市場の比較を以下に示している。大分市は水産に比べて青果の取扱高が高いという特色を持っている。

市場名	都市人口 (人)	敷地面積 (㎡)	令和2年度市場取扱高									
			青果		水産		花き		その他		合計	
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
函館市水産物地方卸売市場	284,910	23,179	数量	t	数量	8,950	数量	千本	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	千円	金額	5,849,268	金額	千円	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
函館市青果物地方卸売市場	284,910	85,806	数量	34,251	数量	t	数量	千本	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	8,905,422	金額	千円	金額	千円	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
地方卸売市場 八戸市第一・第二・第三魚市場	243,682	62,036	数量	t	数量	61,451	数量	千本	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	千円	金額	12,852,735	金額	千円	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
秋田市公設地方卸売市場	324,512	136,376	数量	41,637	数量	11,848	数量	千本	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	11,483,420	金額	9,362,297	金額	千円	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
山形市公設地方卸売市場	250,138	115,635	数量	28,137	数量	3,925	数量	千本	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	7,640,492	金額	4,305,123	金額	千円	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
郡山市総合地方卸売市場	334,493	196,442	数量	37,606	数量	8,534	数量	15,897	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	8,394,827	金額	6,582,433	金額	853,771	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
福島市公設地方卸売市場	292,684	112,000	数量	48,938	数量	6,268	数量	16,580	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	11,734,868	金額	5,316,339	金額	1,222,121	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
水戸市公設地方卸売市場	265,658	160,552	数量	116,713	数量	55,504	数量	21,097	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	29,297,446	金額	45,984,664	金額	1,353,264	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
柏市公設総合地方卸売市場	390,227	80,058	数量	43,341	数量	11,792	数量	15,555	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	10,756,456	金額	12,793,799	金額	1,077,232	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
千葉市地方卸売市場	925,951	190,350	数量	105,986	数量	11,505	数量	千本	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	23,053,687	金額	11,347,666	金額	千円	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
船橋市地方卸売市場	590,943	121,534	数量	88,426	数量	12,723	数量	千本	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	21,703,888	金額	14,080,536	金額	千円	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
三浦市三崎 水産物地方卸売市場	142,107	11,673	数量	t	数量	20,627	数量	千本	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	千円	金額	19,242,060	金額	千円	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
松本市公設地方卸売市場	223,246	120,152	数量	77,001	数量	35,541	数量	9,348	数量	121	数量	(花きを除く) t
			金額	20,143,562	金額	14,745,032	金額	940,093	金額	92,121	金額	(花きを含む) 千円
甲府市地方卸売市場	192,580	106,389	数量	28,827	数量	7,565	数量	千本	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	8,787,966	金額	6,240,655	金額	千円	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
富山市公設地方卸売市場	417,308	123,138	数量	43,323	数量	10,387	数量	12,276	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	12,022,700	金額	9,227,512	金額	949,181	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
明石市公設地方卸売市場	293,537	57,395	数量	22,538	数量	6,416	数量	千本	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	5,195,808	金額	5,497,099	金額	千円	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
北九州市公設地方卸売市場	293,537	67,906	数量	t	数量	13,309	数量	千本	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	千円	金額	12,292,600	金額	千円	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
大分市公設地方卸売市場	468,700	90,285	数量	58,490	数量	8,271	数量	千本	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	15,014,643	金額	6,727,868	金額	千円	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円
佐世保市地方卸売市場 青果・水産・花き市場	255,118	97,169	数量	21,318	数量	25,139	数量	8,735	数量	t	数量	(花きを除く) t
			金額	5,938,425	金額	5,453,640	金額	652,222	金額	千円	金額	(花きを含む) 千円

4. 大分市の農業委員会に関する概要

農業委員会とは、その主たる使命である『農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進』を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行し、農地法に関する許認可等の審査を行う合議体としての意思決定機関である。そのため、市町村長から独立した行政委員会として市町村に設置されている。

また、その時々の農業に関する課題に対応して、農業委員会から実態把握と意見集約等を行い農業者の意向を農業施策に反映させるなど農政を推進する役割を担っている。

農業委員会の設置状況としては、全国 1,741 市区町村のうち、1,694 市区町村で 1,702 の農業委員会が設置されている。

なお、設置していない市区町村は 47 存在しているが、その理由は、農地がない、農地面積が設置基準に満たない場合などである。

農業委員とは、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命している。（農業委員会等に関する法律第 8 条）

主な役割としては、農地の貸借・売買、農地転用許可等について、総会で審議・判断・決定を行う

農地利用最適化推進委員とは、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農業委員会が委嘱している。農業委員会等に関する法律が改正され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の最も重要な事務として位置付けられ、農業委員に加え、新たに「農地利用最適化推進委員」が設置されることとなった。

主な役割としては、定められた担当地域において、農業委員と密接に連携し、以下のような現場活動を行うとともに、必要に応じて総会又は部会の会議に出席して意見を述べることができる。

担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進等のために地域の農業者等の話し合いを推進、農地パトロールや農地利用状況調査等の現場活動を行っている。

農業委員会事務局とは、農業委員会の運営・議事のほか、農地台帳管理、農業者年金事務、農地のあっせん、所有権移転や農地以外への転用などの許可申請受理などを行っている。

なお、農業委員会の集約・集積等の実績については以下のとおりである。

単位：ha

	担い手への集積			担い手以外への集積		
	農業委員	推進委員	計	農業委員	推進委員	計
令和2年	13.4	12.6	26.0	7.4	10.6	18.0
令和3年	11.2	16.2	27.4	11.1	10.1	21.2

5. 他市町村との比較（農地面積、耕作放棄地面積、林野面積）

大分県内の他の市町村と比較した大分市の農林水産業の現状については以下のとおりである。

耕地面積については以下のとおりである。

耕地面積

市町村名	耕地面積	田耕地面積		畑耕地面積
			田本地面積	
	ha	ha	ha	ha
大分市	3,880	2,910	2,690	972
別府市	341	278	252	63
中津市	3,820	2,990	2,800	828
日田市	3,300	1,760	1,610	1,540
佐伯市	1,880	1,380	1,310	504
臼杵市	2,360	1,160	1,100	1,190
津久見市	283	0	0	283
竹田市	6,450	4,390	3,760	2,070
豊後高田市	3,000	1,790	1,710	1,200
杵築市	3,390	2,550	2,350	837
宇佐市	7,880	6,800	6,480	1,080
豊後大野市	6,080	4,070	3,660	2,010
由布市	3,280	2,570	2,260	707
国東市	3,770	2,900	2,720	873
姫島村	34	7	6	27
日出町	731	457	424	274
九重町	1,970	1,280	1,180	686
玖珠町	2,040	1,510	1,390	529

（農林水産関係市町村別統計 令和3年）

大分県における耕作放棄地については以下のとおりである。

耕作放棄地面積

新旧市区町村	計	総農家			土地持ち非農家
		小計	販売農家	自給的農家	
大分県	8,477	4,169	2,500	1,669	4,308
大分市	791	333	176	156	458
別府市	123	56	25	31	67
中津市	440	218	110	107	222
日田市	446	268	140	128	178
佐伯市	637	190	79	111	447
臼杵市	530	273	137	137	256
津久見市	X	X	X	16	196
竹田市	474	311	219	92	163
豊後高田市	507	234	135	99	272
杵築市	879	418	274	144	461
宇佐市	646	352	278	73	294
豊後大野市	835	456	283	173	380
由布市	336	219	159	59	117
国東市	682	363	191	172	319
姫島村	X	X	X	10	48
日出町	468	208	104	103	260
九重町	168	110	83	26	59
玖珠町	222	112	82	30	110

(単位：ha、2015 農林業センサス)

山林の面積については以下のとおりである。

林野面積

(単位：ha、令和3年3月31日現在)

市町村	林野 総面積	林木の生産を目的とする林地											伐採 跡地 災害 跡地	原野	その他	間伐 (令和 2年 度)	造林 (令和 3年 次)
		針葉樹林			広葉樹林			竹林		総面積	天然林	人工林					
		総面積	人工林	天然林	総面積	人工林	天然林										
								総面積	人工林								
総数	401,808	362,923	197,305	194,560	2,744	165,618	10,005	155,613	14,081	3,969	16,566	4,269	3,177	1,116			
大分市	23,807	21,283	9,718	9,299	419	11,565	382	11,183	1,285	81	753	405	97	25			
別府市	6,424	4,143	2,318	2,313	5	1,825	173	1,652	821	24	1,324	111	32	3			
中津市	35,460	33,887	18,395	18,242	153	15,492	560	14,931	483	260	519	312	289	33			
日田市	52,757	49,279	38,271	37,913	359	11,007	1,609	9,399	782	536	1,747	414	672	235			
佐伯市	64,551	60,890	32,705	32,409	296	28,185	1,151	27,034	202	1,247	1,523	689	710	326			
臼杵市	19,074	17,392	7,596	7,566	30	9,796	272	9,524	614	73	745	251	145	1			
津久見市	4,951	4,534	1,514	1,502	11	3,020	32	2,988	104	3	214	96	13	-			
竹田市	28,073	24,958	13,715	13,657	59	11,243	720	10,522	1,035	439	1,409	232	146	76			
豊後高田市	11,602	10,296	3,488	3,232	256	6,808	482	6,327	1,048	16	110	132	8	5			
杵築市	16,049	13,923	7,119	7,078	41	6,804	409	6,395	1,500	139	330	158	77	66			
宇佐市	23,858	21,735	9,883	9,671	212	11,852	657	11,195	1,099	121	637	266	116	36			
豊後大野市	37,452	34,316	15,557	15,468	89	8,759	919	17,841	1,232	360	1,114	430	282	66			
由布市	19,660	15,844	9,726	9,629	96	6,118	689	5,429	1,149	215	2,216	236	134	57			
国東市	19,561	17,256	7,315	7,198	118	9,940	548	9,392	1,745	125	315	120	136	16			
姫島村	254	252	181	16	165	71	1	70	1	-	0	0	-	-			
日出町	2,870	2,032	630	617	12	1,402	54	1,348	466	18	318	37	3	10			
九重町	16,946	14,497	9,413	9,330	83	5,084	707	4,378	235	195	1,824	195	225	61			
玖珠町	18,460	16,407	9,762	9,420	341	6,646	641	6,004	280	119	1,467	186	93	100			

6. 農林水産業に関する組織の状況

大分市の農林水産業に係る関連部署の状況については以下の通りの分掌となっている。

農林水産部の分掌事務（大分市事務分掌条例第2条）

- 農林水産業に関すること。
- 公設地方卸売市場に関すること。

農林水産部各課の分掌事務（大分市事務分掌規則第15条、 大分市公設地方卸売市場管理規則第4条）

農政課

- (1) 部内事務の連絡調整に関すること。
- (2) 農業に係る行政施策の総合調整に関すること。
- (3) 農業の担い手の確保及び育成に関すること。
- (4) 農地関連施策に関すること。
- (5) 地産地消に関すること。
- (6) 農林水産業の六次産業化の促進に関すること。
- (7) 都市農村交流活動に関すること。
- (8) 農業の融資に関すること。
- (9) 農業委員会との連携に関すること。

生産振興課

- (1) 農業生産の振興に関すること。
- (2) 農業団体との連絡調整に関すること。
- (3) 集落営農及び環境保全に係る農業の推進に関すること。
- (4) 農業に係る流通に関すること。
- (5) 入札及び契約に関すること（工事等に係るものを除く。）。
- (6) 土地改良事業に関すること。
- (7) 土地改良区との連絡調整に関すること。
- (8) 農業用施設に関すること。
- (9) 農業集落排水事業に関すること。
- (10) 農業の生産基盤に係る災害復旧事業に関すること。
- (11) 農業振興地域内の市所有の里道の維持補修等に関すること。

林業水産課

- (1) 林業及び水産業の振興に関すること。
- (2) 林業及び水産業の担い手の確保及び育成に関すること。
- (3) 林業団体及び水産業団体との連絡調整に関すること。
- (4) 林業及び水産業の融資に関すること。
- (5) 林業及び水産業に係る流通に関すること。
- (6) 鳥獣管理及び鳥獣被害対策に関すること。
- (7) 森林の保全及び活用に関すること。
- (8) 林業及び水産業に係る施設に関すること。
- (9) 漁港及び漁場の整備に関すること。
- (10) 林業及び水産業の生産基盤に係る災害復旧事業に関すること。

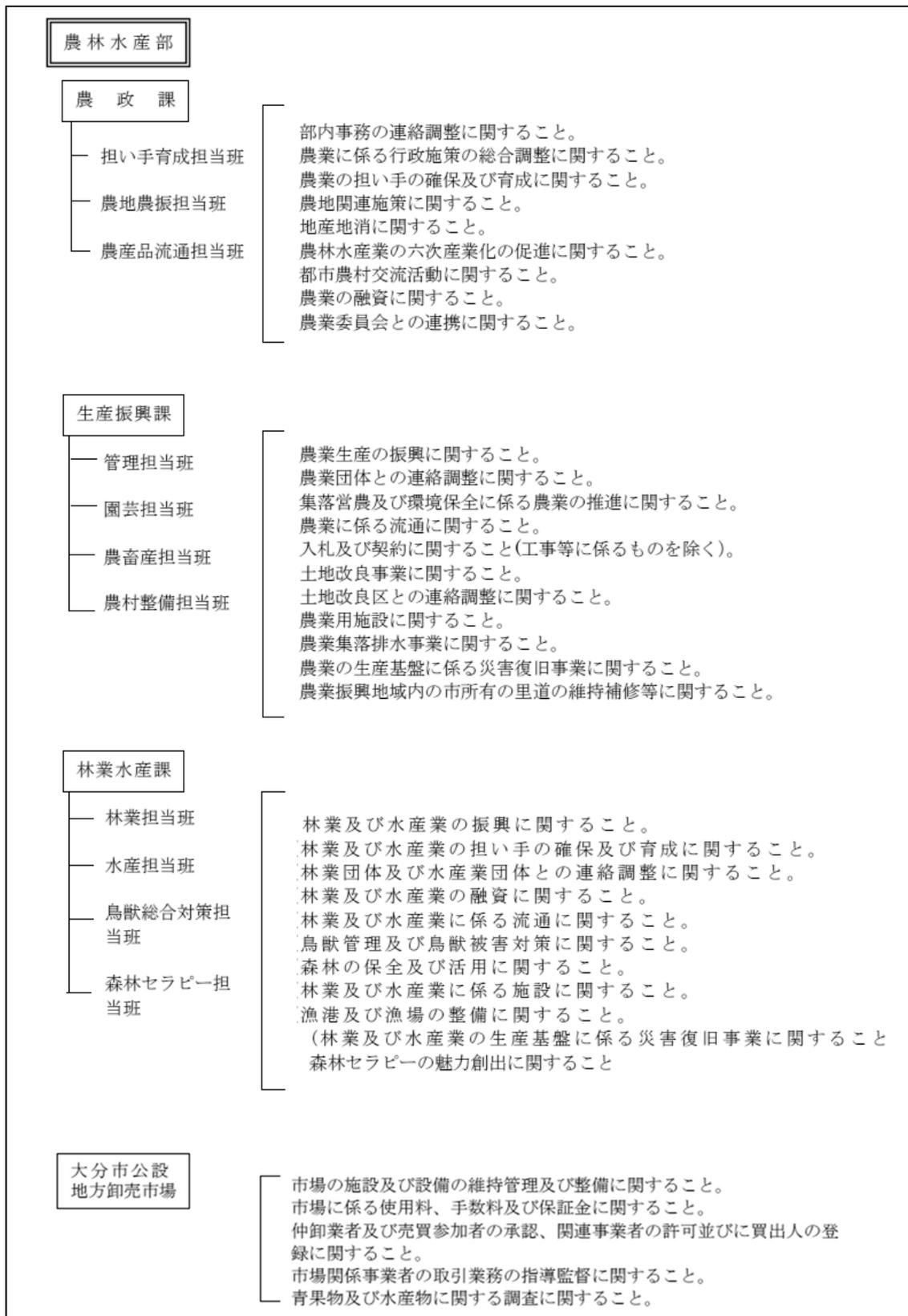
大分市公設地方卸売市場

- (1) 市場の施設及び設備の維持管理及び整備に関すること。
- (2) 市場に係る使用料、手数料及び保証金に関すること。
- (3) 仲卸業者及び売買参加者の承認、関連事業者の許可並びに買出人の登録に関する
こと。
- (4) 市場関係事業者の取引業務の指導監督に関すること。
- (5) 青果物及び水産物に関する調査に関すること。

農業委員会事務局の分掌事務（大分市農業委員会事務局規程第5条）

- (1) 委員会の運営に関すること。
- (2) 農地法(昭和27年法律第229号)その他の法令による農地等の利用調整に関する
こと。
- (3) 農地の振興推進に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (6) 公告式に関すること。
- (7) 人事及び給与に関すること。
- (8) 委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償に関すること。
- (9) 予算及び経理に関すること。

農林水産部、農業委員会の組織図及び事務分掌図（令和4年4月1日現在）



農業委員会

農業委員会事務局

— 農政担当班

— 農地担当班

農業委員会の運営に関すること。
農地法その他の法令による農地等の利用調整に関すること。
農業の振興推進に関すること。

第3部 監査対象とした事務手続等と監査手続

第1 監査を行うに当たっての基本的な事項

1. 監査手続の概要

大分市における、農林水産業の振興に関する事務の執行についての監査を行うに当たっては、関係法令、規則及び諸規程、大分市の計画・プラン、財務情報等の閲覧、担当者への質問（組織の状況、事務の内容等）を行い、事業の概要の把握を行った。

また、事務手続の概要把握にあたっては、事務の流れと規則について説明を受け、担当部署への質問、関連文書の閲覧を実施し、その実態の検討を行った。

実際の監査手続の際には、書面の閲覧、担当部局への質問等を行い、監査の結果、意見を検討している。

なお、監査手続時の留意点として、合规性、公益性、公平性、経済性、有効性といった複数の監査要点から事務手続きを監査しており、それぞれの視点に応じた手続と結論を導いている。従って、同一の事務手続であっても、視点に応じて課題点等が指摘されることもある。

第2 農政課における事務手続等の監査手続と結論

(1) ファーマーズカレッジ事業費補助金

事業名 補助金等の名称	ファーマーズカレッジ事業費補助金			補助事業
予算費目	項：農業費	目：農業振興費		
根拠法令・要綱等	大分市ファーマーズカレッジ実施要綱・実施要領			
事業期間	事業開始年度	平成 28 年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	17,477,000	15,099,000	17,878,000
	決算額	12,712,000	10,108,000	9,879,000
事業の目的	<p>農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づいて、地域における農業の担い手となる新規就農者及び農業参入企業の確保及び育成を図るために、大分市ファーマーズカレッジ事業の講師に対して報償金を、研修生に対し給付金を、また就農学校における指導者設置支援として補助金を支給する。</p>			
事業の概要	<p>令和 3 年度農林水産業の概要によると平成 2 年以降の農家数・経営体数は減少傾向にある一方である。</p> <p>そこで、地域における農業の担い手となる新規就農者及び農業参入企業の確保及び育成を図るために、大分市ファーマーズカレッジ事業の講師に対して報償金を、研修生に対し給付金を、また就農学校における指導者設置支援として補助金を支給する。</p> <p>なお、大分市の要綱・要領は、大分県地域育成型就農システム支援事業費補助金交付要綱・要領を運用する部分と大分市独自の事業の部分からなっている。</p> <p>大分市ファーマーズカレッジとは、大分県が推進する園芸戦略品目等について、就農コーチや就農学校における研修カリキュラム、及び 1 日研修を実施するものである。</p> <p>就農コーチにおける研修では、以下のようなカリキュラムが行われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実習：栽培技術全般について研修を受ける。 ② 模擬営農：就農コーチのほ場において、研修生自らが栽培から出荷までを一貫して実習する。 ③ 座学：土壌肥料、病虫害駆除、農業簿記等について研修を受ける <p>就農学校では就農に必要な技術及び知識を習得させるために就農学校が必要と認める研修カリキュラムが行われる。</p>			

大分市ファーマーズカレッジにおける補助金とは、以下のとおりである。

・就農コーチ報償金（令和3年度実績：2名、ピーマン・パセリ）

実習及び模擬営農の実施に対して、1月につき25千円以内の額を最大で24月分、実習及び模擬営農に必要な期間におけるほ場の提供につき最大で30万円を支払う。

就農コーチは条件を満たす農業者に対して、大分市が就任を依頼する形を取るため、その研修カリキュラムも大分市が作成して依頼することになる。

・研修生に対する給付金（令和3年度実績：6名）

① 研修段階：研修生給付金

研修カリキュラムを受講する研修生で、就農時に60歳以下である場合、1月につき10万円、年間120万円を最長2年間給付する。

② 就農初期：新規就農給付金

大分市で農業を始め、5年後に農業所得250万円以上確保できる見込みがある場合、年間120万円を最長3年間給付する。

③ 研修段階および就農初期：居住支援

上記の①か②の給付金の受給中に限り、年間20万円（家賃の3分の1に相当する額）を給付する。

・就農学校に対する補助金（令和3年度実績：1団体）

① 研修施設整備支援

就農学校を設置するために必要な施設の整備に要する経費で、補助率は2/3である。栽培施設・機械等へ補助が可能で、令和元年度に研修用のハウスの新設に実績がある。

② 就農学校広報支援

就農学校を広報するために必要な経費で、補助率は1/2である。実績は無い。

③ 指導者設置支援

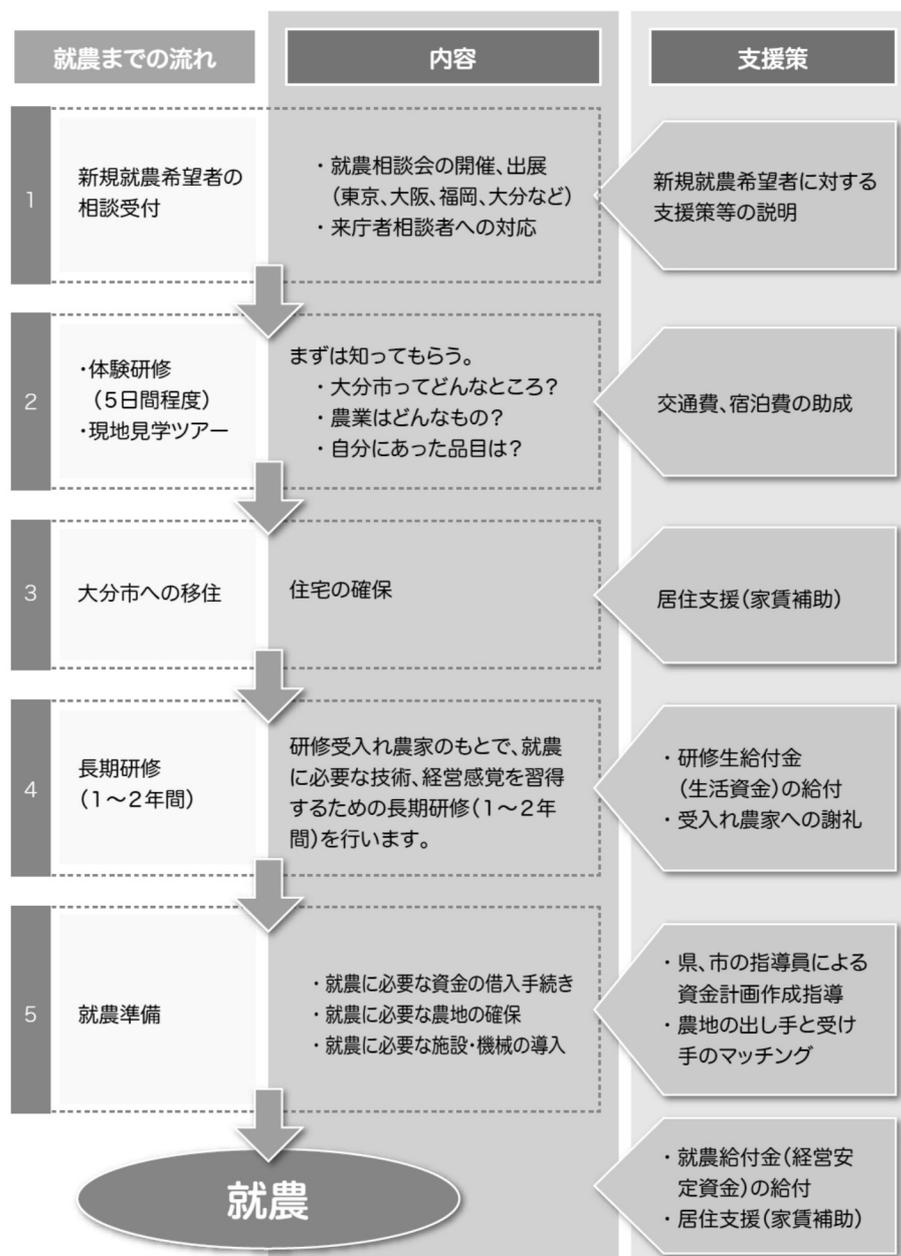
就農学校を設置するために必要な講師の設置に要する経費で、補助率は1/2である（講師の居住地は問わないが、ほ場が大分市内であることが条件）。

予算の範囲内で就農学校を設置するために必要な講師の設置に要する経費の額の1/2を助成し、1日、1名あたり12,600円が上限となっている。

上記のような大分市ファーマーズカレッジ事業に関しては、以下のような実績を残している。

- ・ 出展回数（全国オンライン、大阪、福岡、大分）
： 5 回（相談者 21 組 28 名）、来庁相談 52 名
- ・ 給付件数：6 名
- ・ 研修生受入農家等：2 名（ピーマン、パセリ）

新規就農者への支援(大分市ファーマーズカレッジ事業)



監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p> ファーマーズカレッジ事業費補助金の助成にあたり、報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類は完備されており、問題は無いと判断する。</p> <p> ・ 就農コーチに支払われる報償金 研修カリキュラム（実習及び模擬営農）の実施の協力に対して報奨金が支払われる。その際には以下の書類の提出が必要である。 研修カリキュラム実績報告書 添付書類（研修カリキュラム結果報告書、研修カリキュラム修了報告書、研修日誌）</p> <p> ・ 研修生に対する給付金 研修生給付金の給付対象となる者は、研修カリキュラムを受講する研修生であって、就農時に 60 歳以下であることが条件となっている。 生活費の確保を目的とした国又は県の事業給付を受けておらず、前年の世帯所得の合計所得額が 600 万円を超えていないことも条件となっている。 研修生給付金等を受けようとする者は給付金の受給資格認定について大分市の審査を受ける必要がある。その審査員は①大分市農政課、②大分市農業委員会、③大分県中部振興局、④その他市長が必要と認める機関・団体の職員から構成されている。</p> <p> 新規就農者が給付金を受ける条件としては、以下のとおりとなっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生活費の確保を目的とした国又は県の事業給付を受けていない ② 前年の世帯所得の合計所得額が 600 万円を超えていない ③ 大分市内で就農している ④ 農地の所有者又は農地を使用する権利を有している ⑤ 主要な農業機械及び施設を所有し、又は賃貸借している ⑥ 生産物、生産資材等を自らの名義で出荷し、及び取引している ⑦ 収支の状況について、自らの通帳及び帳簿で管理している ⑧ 農業従事日数が年間 150 日以上、かつ、1,200 時間以上となる者 ⑨ 青年等就農計画の認定を受けた者、又は就農してから 5 年が経過するまでの間に安定した経営を確保することができる見込みがある者

⑩ 研修生給付金受給者、又は重点推進品目のうち、園芸品目であるもの若しくは大分県が定める園芸戦略品目を主体に生産するために就農している者であって、独立・自営就農を目指す者

研修生給付金を受給した場合は研修カリキュラム実績報告書、新規就農者給付金を受給した場合は就農状況報告書の提出が必要となる。

申請にあたり、以下の書類の提出及び交付が必要である。

受給資格認定申請書、受給資格認定通知書、給付金給付申請書、給付決定通知書、給付金給付請求書

所得証明書（前年の所得を確認して、その先 1 年の給付額を決定するのだが、給付は半年毎のため、後期分の申請時には所得証明書は添付されない。）

給付金を請求する際に所得に上限が設けられており、所得が 100 万円より多くなると 120 万円から減額された給付金額となり、所得が 300 万円を超えると給付対象外になる。

その根拠としては、ファーマーズカレッジ給付金が制定された平成 28 年当時の国の要綱では、前年の総所得が 100 万円未満の場合は満額の 150 万円を給付していたため、大分市のファーマーズカレッジ給付金も所得が 100 万円までは満額の 120 万円給付とした。

また、国の所得の上限が 350 万円と給付上限が 150 万円に対して、大分市の給付上限が 120 万円であることから、所得上限を $350 \text{ 万円} \times 120 \text{ 万円} / 150 \text{ 万円} = 280 \text{ 万円}$ とし、居住支援の 20 万円を加えて 300 万円を市の所得金額の基準として設定している。

給付金は先払いであるため実績報告書などは存在しないが、給付期間中と給付終了後給付期間と同期間の最大 8 年間の状況報告が義務付けられている。

給付申請にあたっては、以下の書類の提出及び交付が必要である。

新規就農給付金

新規就農給付金給付申請書

新規就農給付金決定通知書

支出負担行為決議書

居住支援（新規就農給付金と同時申請）

新規就農給付金給付申請書

新規就農給付金決定通知書

	<p style="text-align: center;">支出負担行為決議書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就農学校設置補助金 予算の範囲内で就農学校を設置するために必要な補助金を拠出する。 研修施設整備支援 就農学校を設置するために必要な施設の整備に要する経費で補助率は2/3である。栽培施設・機械のみ補助が可能であるが、令和元年度に教育用のハウス建設のみ実績がある。 就農学校広報支援 就農学校を広報するために必要な経費で、補助率は1/2である。実績は無い。 指導者設置支援 就農学校を設置するために必要な講師の設置に要する経費で、補助率は1/2である。 <p>補助金の交付申請にあたっては、以下の書類の提出が必要である。</p> <p>補助金交付申請書</p> <p style="padding-left: 20px;">事業計画書、収支予算書、講師との業務委託契約書 誓約書、完納証明書等</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金の承認を受け、報告を行い、受給を受けるにあたり、報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されており、不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金の承認を受け、報告を行い、受給を受けるにあたり、報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、決裁権限、内容、条件などは適切に決裁を受けており、補助金等の支出に関する決裁に問題などは認められないと判断する。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金において、期間、金額、使途、補助率、条件などの要件判定は適切に行われており、問題は認められないと判断する。</p>

v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p>
	<p>ファーマーズカレッジ事業費補助金の承認を受けるにあたっては、大分市の審査を受ける必要がある。その審査員は①大分市農政課、②大分市農業委員会、③大分県中部振興局、④その他市長が必要と認める機関・団体の職員から構成されており、審査資料を確認したところ、要綱の給付要件に準じた審査票で審査が行われている。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p>
	<p>ファーマーズカレッジ事業費補助金の実績確認や報告にあたっては、ファーマーズカレッジの講師や研修生、就農学校支援事業者からそれぞれ報告を受けることになっている。</p> <p>各報告書類は適切に作成され、報告・提出され、実際に支払われており、問題等は認められないと判断する。</p> <p>但し、研修日誌の様式は特に定められておらず、国の農業次世代人材投資資金の参考様式と同じものを大分市が案内しており、作業日、作業内容、作業時間が記載されていればよいとされている。</p> <p>しかし、研修日誌の記載の充実度には研修生によって大きな差がみられ、作業日、作業内容、作業時間しか記録されていないものは研修生の学習レベルを判断できない。報告書の様式を詳細に見直し、学習につながるような視点を盛り込んだ様式に統一すべきである。</p> <p>(意見)</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の用途に流用されていないか。</p>
	<p>ファーマーズカレッジ事業費補助金を受給するにあたり、研修生や新規就農者は生活費の確保を目的とした国又は県の事業給付を受けていないことが条件になっており、生活費に流用されることはないと思われる。</p> <p>また、他の用途の流用の可能性については、そもそも資金用途は特定されておらず、問題等は存在しない。</p> <p>以上より、補助金等は他の用途に流用されることは認められないと判断する。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p>
	<p>ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、大分県地域育成型就農システム支援事業費補助金交付要綱に基づき、そのメニューの中から大分市が取り入れて行っている。</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金について、大分県地域育成型就農システム支援事業費補助金交付要綱によると、事業費は上限金額の範囲内で</p>

	<p>一定割合を大分県が負担し、市町村が事業を行うと定められている。</p> <p>一か年分の就農学校に対する補助金や就農コーチ等へ支払った報償金について、その金額の一部が大分市から大分県へ適切に請求され、大分県から大分市へ補助金が交付されている。</p> <p>従って、大分県に対する請求手続きは適切に行われていると判断する</p>
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。</p> <p>事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金の事業期間に関しては、終期は決まっていない。</p> <p>その根拠としては、大分市のファーマーズカレッジ事業の基には大分県地域育成型就農システム支援事業費補助金交付要綱があり、その制度に終期が決められていないことから、大分市でも終期を決めていないことは合理的である。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、その目的は地域における農業の担い手となる新規就農者及び農業参入企業の確保及び育成を図るためである。</p> <p>第2次大分市農林水産業振興計画によると令和2年度における認定農業者数は180経営体であり、令和8年度目標の190経営体には未だ届いていない。</p> <p>そのため、目標に向かって新たな担い手の確保と育成に取り組んでいる最中であり、所期の目的は達成されていない状況にあるため、今後も継続して事業が行われる予定である。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、農家数・経営体数ともに減少傾向にある一方、食料自給率の上昇や農業者数の増加などは国策として推進されていることから、大分市が地域における農業の担い手の確保と育成を図ることは公益性が高いと判断する。</p> <p>大分市独自の居住支援については、就農に伴って転居したなどの条件が</p>

	定められているわけではなく、補助金受給前から居住している物件でも補助対象としているため、補助対象者を市外からの転入者に限るなど、条件を見直す必要がある。 (意見)
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。 <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、その承認のためには大分市の審査を受ける必要がある。</p> <p>その審査員は①大分市農政課、②大分市農業委員会、③大分県中部振興局、④その他市長が必要と認める機関・団体の職員から構成されている。</p> <p>審査に当たっては、審査会までに研修などが始まっているため、その人となり、姿勢などを事前に確認し、給付金の対象者として承認されるにふさわしい人材のみを審査している。</p> <p>R3 (経営開始型 3名) R2 (経営開始型 2名) R1 (準備型 2名、経営開始型 1名)</p> <p>しかし、審査書類を確認したところ、審査会までの状況などの写真や記載はなく、書類以外に特に審査を行った痕跡は確認できなかった。</p> <p>以上より、審査会の質問様式などを詳細に見直すとともに、審査会以前の確認状況から実際の審査に至るまでの経緯までも確認できるようにすることが必要である。</p> (意見) <p>なお、その他の基準については、要綱・要領に従い適切に審査されており、問題は認められないと判断する。</p>
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。 <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、大分市における審査実績によると、毎年の審査は適切に行われていると判断する。</p> <p>一方、2年から3年間にわたり支給されるものについて、初年度の審査は適格に行われているが、2年目以降の審査は行われず実績報告のみである。</p> <p>実績報告書は適切に作成され、報告、提出、承認、補助金交付が行われており、問題は認められないと判断する。</p>
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。

	<p>ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、就農学校への補助金や就農コーチ等への報償金の金額、事業期間、負担割合等は大分県の要綱・要領や大分市の要綱に定められており、問題等は認められない。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、予算に対して予算の消化率は低下傾向にあることから、事業費を抑制する力は働きにくい状況にある。</p> <p>採択基準において、大分県の要綱・要領に基づいた審査を行っており、農業所得の確認は確定申告書のみで判断している。</p> <p>しかし、所得税法上の税制優遇につながる取引（設備投資の特別償却、経営セーフティ共済掛金など）などは考慮に入れておらず、農業所得が正確でない可能性がある。従って、現在の「売上高 - 経費 = 所得」といった方法だけではなく、実際の収支決算書を読み込んで行うべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>研修生が途中で廃業、死亡、不明の場合などは、保証人が二名いるので、返還してもらうことになるが、病気、災害、死亡の場合の免責条件などは特に定められておらず、リスク管理の具体性に欠ける。具体的な免責・返還等の規定を設定すべきである。</p> <p>(意見)</p>
	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、国の施策として新規就農者を支援しており、明らかに必要性の乏しい事業とはいえない。</p> <p>就農コーチに対する報償金については、研修の実績に基づいて支払われるため、適切に支出されていると判断できる。</p> <p>研修生に対する給付金については、前払いされるため、適切に支出されているかの判断はできない。但し、採択者の継続率が100%であり、実績報告が継続して行われていることから、適切に支出されていると判断する。</p> <p>就農学校に対する補助金については、就農学校における事業実績に基づいて支払われるため、適切に支出されていると判断する。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p>
	<p>就農コーチや就農学校設置に関しては、大分市直営は難しく、実際に民間へ補助金等を交付していることは妥当であると考えられる。</p> <p>但し、研修生や新規就農者の給付後の管理や追跡調査等に関して、それら</p>

	<p>の管理や追跡調査等は必須と考えられるため、研修生本人に加えて、就農学校や就農コーチ等からの報告を義務付けることが望ましい。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、趣旨や目的が重複する施策がないか確認したところ、農業次世代人材投資金（国）、経営開始金（国）などが確認されたが、いずれも要件や対象者が異なるため、重複するとは言えない。</p> <p>親元就農給付金の採択者が同時に、あるいは将来的に採択されることはない。</p> <p>なお、研修生給付金や新規就農者給付金において、生活費を保護する目的の給付金を受けている場合は採用されないことから、生活費の保護を目的とした他制度との重複も認められない。</p> <p>以上より、ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、趣旨や目的が重複する施策は認められないと判断できる。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>給付対象となる研修生は大分市民であることが限定されており、大分市が負担すべきでない、負担を避けられるコストは負担していないと判断できる。</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金について、大分県地域育成型就農システム支援事業費補助金交付要綱によると、事業費は上限金額の範囲内で一定割合を大分県が負担し、市町村が事業を行うと定められている。</p> <p>一年間に就農学校支援事業者や就農コーチ等へ交付した交付金額について、その金額の一部が大分市から大分県へ適切に請求され、実際に大分県から大分市へ事業費が交付されている。</p> <p>従って、大分市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストは負担していないと判断する。</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、新規就農者の事業の継続者は令和3年度予算事業において、R3年度は3名、R2年度は2名、R1年度は3名が採択され、継続率は100%であった。</p> <p>補助金の受給者が「5年後に農業所得250万円以上確保できる見込みがあ</p>

	<p>る場合」といった条件の達成度合いについて、追跡調査などは行われているのかについては、給付年数と同期間の間、受給者から就農状況報告書を大分市へ提出してもらう。</p> <p>また、支出の成果については、就農状況報告で検証をしている。就農時に作成した青年等就農計画や農業経営改善計画の目標の達成状況を基準として成果の検証を行うことになる。</p> <p>但し、農業所得 250 万円達成者の人数、農業所得の平均値などの目標設定は行われておらず、目標の達成度合いの具体的な評価と分析、その対策などは行われていない。</p> <p>直接事業と異なり補助金は拠出後の追跡評価が有用であり、今後の実績や目標達成度合いの分析や評価を行い、今後の内容・金額・条件等の改善を行うべきである。</p> <p>なお、実績として農業者数などは伸びつつも、高齢化に伴う農家の廃業が多いため、やはり、補助金の内容や金額、条件等について、変更の必要性も検討すべきと判断する。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、支出の成果の検証は行われているものの、目標の設定と管理、その対策などは十分とは言えず、親元就農者へのより具体的な支援も検討すべきである。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、予算に対して予算消化率は低下傾向であるものの、大分県の要綱・要領に基づいた事業を実施していることから、事業の手法や実施内容は効果的であると判断する。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、予算作成にあたっては、研修の実績、就農の見込みに応じて合理的に作成されている。</p> <p>但し、新規就農者の必要性が高まっていく中、予算額は増額しているものの予算の消化率は低下傾向にある。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・ 監査要点 (合規性)

研修日誌の記載の充実度には研修生によって大きな差がみられ、作業日、作業内容、作業時間しか記録されていないものは研修生の学習レベルを判断できない。報告書の様式を詳細に見直し、学習につながるような視点を盛り込んだ様式に統一すべきである。

・ 監査要点 (公益性)

大分市独自の居住支援については、就農に伴って転居したなどの条件が定められているわけではなく、補助金受給前から居住している物件でも補助対象としているため、補助対象者を市外からの転入者に限るなど、条件を見直す必要がある。

・ 監査要点 (公平性)

ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、その承認のためには大分市の審査を受ける必要がある。

審査書類を確認したところ、審査会までの状況などの写真や記載はなく、書類以外に特に審査を行った痕跡は確認できなかった。

審査会の質問様式などを詳細に見直すとともに、審査会以前の確認状況から実際の審査に至るまでの経緯までも確認できるようにすることが必要である。

・ 監査要点 (経済性)

採択基準において、大分県の要綱・要領に基づいた審査を行っており、農業所得の確認は確定申告書のみで判断している。

所得税法上の税制優遇につながる取引(設備投資の特別償却、経営セーフティ共済掛金など)などは考慮に入れておらず、農業所得が正確でない可能性がある。従って、現在の「売上高 - 経費 = 所得」といった方法だけではなく、実際の収支決算書を読み込んで行うべきである。

研修生が途中で廃業、死亡、不明の場合などは、保証人が二名いるので、返還してもらうことになるが、病気、災害、死亡の場合の免責条件などは特に定められておらず、リスク管理の具体性に欠ける。具体的な免責・返還等の規定を設定すべきである。

・ 監査要点 (有効性)

農業所得 250 万円達成者の人数、農業所得の平均値などの目標設定は行われておらず、目標の達成度合いの具体的な評価と分析、その対策などは行われていない。

直接事業と異なり補助金は拠出後の追跡評価が有用であり、今後の実績や目標達成度合いの分析や評価を行い、今後の内容・金額・条件等の改善を行うべきである。

なお、実績として農業者数などは伸びつつも、高齢化に伴う農家の廃業が多いため、やはり、補助金の内容や金額、条件等について、変更の必要性も検討すべきと判断する。

(2) 親元就農給付金

事業名 補助金等の名称	親元就農給付金			補助事業
予算費目	項：農業費	目：農業振興費		
根拠法令・要綱等	大分市親元就農給付金給付事業実施要綱			
事業期間	事業開始年度	平成 29 年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	3,500,000	3,500,000	3,500,000
	決算額	2,000,000	2,000,000	3,000,000
事業の目的	大分市内の農業者の後継者として、就農意欲の喚起及び就農の定着を図るため、親元で就農を予定している者、既に親元で農業へ従事している者に対して給付金を支給する。			
事業の概要	<p>大分市内の農業者の後継者を育成、定着させることを目的として、親元で就農する者に給付金を支給する。</p> <p>準備型給付金とは、就農に向けて県立農業大学校において研修を受ける者に対して、給付金を給付する事業。</p> <p>開始型給付金とは、就農直後の親元就農者に対して、給付金を給付する事業。</p> <p>親元で就農する者とは、農業を始める者が、その 3 親等以内の者が経営主である経営体において、専ら農業に専従することをいう。</p> <p>親元で就農する者のうち、就農予定者として大分県農業大学校で研修を受ける者（農学部 2 年生又は研修部生（長期コース））に対しては、150 万円／年を最長 1 年間、農業従事者として親元にて就農した場合は 100 万円／年を最長 2 年間（但し準備型給付期間を含む。）給付を行うことができる。</p> <p>親元就農給付金は農家子弟の就農意欲の喚起と定着を図るために就農時 55 歳未満の親元就農者に対して給付金を給付する制度であるため、就農前の職業は問わないことになっている。</p> <p>給付金の給付要件と給付金としては、具体的には以下の通りである。</p> <p>・準備型給付金</p> <p>① 50 歳未満であること</p> <p>② 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこ</p>			

	<p>と</p> <p>③ 県農業大学校の農学部2年生又は研修部生であること</p> <p>④ 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であること</p> <p>⑤ 研修終了後1年以内に家族経営協定を締結し、実際に農業に従事すること</p> <p>なお、給付金の額は1人当たり年間150万円で、支援期間は最長1年間とする</p> <p><u>・開始型給付金</u></p> <p>① 親元就農時の年齢が、原則50歳未満であること</p> <p>② 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと</p> <p>③ 家族経営協定を締結していること</p> <p>④ 家族経営全体の5年後の所得が250万円以上増加となるような経営発展計画を作成し、市の承認を受けている事</p> <p>⑤ 家族経営協定※に記載されている者の所得が3か年平均で1人当たり400万円以下であること（400万円を超えれば停止）</p> <p>なお、給付金の額は1人当たり年間100万円で、支援期間は準備型の支援期間も含め、最長2年間とする</p> <p><u>※家族経営協定</u></p> <p>家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの（農林水産省HPより）。</p> <p>実際の給付にあたっては、研修計画承認申請書や経営発展計画承認申請書を作成して審査を通過した場合のみ給付対象とされ、その後の給付申請を通じて支給される。</p> <p>上記のような親元就農給付金事業に関しては、以下のように実績を残している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付件数：3名（準備型1名、開始型2名） ・広報活動回数（全国オンライン、大阪、福岡、大分） ：5回（相談者21組28名）、来庁相談52名
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。

i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>親元就農給付金を給付するにあたり、報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類は完備されており、問題は無いと判断する。</p> <p>なお、親元就農給付金の給付を受けようとする者は給付金の受給資格認定について大分市の審査を受ける必要がある。その審査員は①大分市農政課、②大分市農業委員会、③大分県中部振興局、④その他市長が必要と認める機関・団体の職員から構成されている。</p> <p><u>・準備型給付金</u></p> <p>研修計画承認申請書（県立農業大学校経由で大分市提出・承認） （誓約書、連帯保証人の印鑑証明、履歴書、離職票の原本、住民票、農業大学校在籍証明書など）</p> <p>研修状況報告書</p> <p><u>・開始型給付金</u></p> <p>経営発展計画承認申請書（大分市提出・承認） （誓約書、家族経営協定書、収支計画、所得証明書など）</p> <p>就農状況報告書</p> <p>給付金を請求する際は所得に上限が設けられており、家族経営協定に記載されている者の所得が、3か年平均で1人当たり400万円以下であることが条件となっており、400万円を超えれば給付金は停止となる。給付金は先払いであるため実績報告書などは存在しないが、給付期間中も含め、5年後の計画年まで状況報告が必要となる。</p> <p><u>・共通</u></p> <p>親元就農給付金申請書</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>親元就農給付金を給付するにあたり、報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されており、不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>親元就農給付金を給付するにあたり、報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、決裁権限、内容、条件などは適切に決裁を受けており、補助金等の支出に関する決裁に問題などは認められないと判断する。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、</p>

	<p>使途、補助率、条件など)。</p> <p>親元就農給付金において、期間、金額、使途、補助率、条件などの要件判定は適切に行われており、問題は認められないと判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>親元就農給付金の承認を受けるにあたっては、大分市の審査を受ける必要がある。その審査員は①大分市農政課、②大分市農業委員会、③大分県中部振興局、④その他市長が必要と認める機関・団体の職員から構成されており、それらの審査資料を確認したところ、以下のとおり審査が行われている。審査票は要綱の給付要件に準じている。</p> <p>別添 3 (親元就農給付金準備型審査票) 別添 4 (親元就農給付金経営開始型審査票)</p> <p>審査資料などを確認したところ、選定手続きは適切に実施されていた。なお、対象者の収支状況等は所得証明等で適切に行われていた。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>親元就農給付金の実績確認や報告にあたっては、準備型受給者や開始型受給者から報告を受けることになっている。</p> <p>各報告書類は適切に作成され、報告・提出され、実際に支払われており、問題等は認められないと判断する。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>親元就農給付金を受給するにあたり、受給者は生活費の確保を目的とした国の給付を受けていないことが条件になっており、二重に給付されることはない。</p> <p>また、他の使途の流用の可能性については、そもそも資金使途は特定されておらず、問題等は存在しない。</p> <p>以上より、補助金等は他の使途に流用されることは認められないと判断する。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>親元就農給付金に関して、大分県親元就農給付金事業費補助金交付要綱によると、事業費は上限金額の範囲内で 1/2 以内の割合を大分県が負担し、市町村が事業を行うと定められている。</p> <p>一年間に準備型受給者や開始型受給者へ交付した交付金額について、その金額の 1/2 が大分市から大分県へ適切に請求され、実際に大分県から大分市へ事業費が交付されている。</p> <p>従って、大分県に対する請求手続は適切に行われていると判断する。</p>
監査要点	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>

(公益性)	
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	親元就農給付金の事業期間に関しては、終期は決まっていない。 その根拠としては、大分市の親元就農給付金事業の元には大分県親元就農給付金事業費補助金交付要綱があり、その制度に終期が決められていないことから、大分市でも終期を決めていないことは合理的である。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	親元就農給付金は、後継者の就農意欲の喚起及び定着を図るため実施している。 第2次大分市農林水産業振興計画によると令和2年度における認定農業者数は180経営体であり、令和8年度目標の190経営体には未だ届いていない。 そのため、目標に向かって新たな担い手の確保と育成に取り組んでいる最中であり、所期の目的は達成されていない状況にあるため、今後も継続して事業が行われる予定である。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。
	親元就農給付金に関して、農家数・経営体数ともに減少傾向にある一方、食料自給率の上昇や農業者数の増加などは国策として推進されていることから、大分市が地域における農業の担い手の確保と育成を図ることは公益性が高いと判断する。
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	親元就農給付金に関して、研修計画と経営発展計画の承認のためには大分市の審査を受ける必要がある。 その審査員は①大分市農政課、②大分市農業委員会、③大分県中部振興局、④その他市長が必要と認める機関・団体の職員から構成されている。 審査に当たっては、要綱等に定められた要件の確認と計画の実現性について書類と面談において審査を行っており、審査会までに研修などが始まっている人については、その人となり、姿勢などを事前に確認し、給付金の対象者として承認されるにふさわしい人材を審査している。

	<p>R3（準備型 1 名） R2（経営開始型 1 名） R1（経営開始型 1 名）</p> <p>しかし、審査書類を確認したところ、審査会までの状況などの写真や記載はなく、書類以外に特に審査を行った痕跡は確認できなかった。</p> <p>以上より、審査会の質問様式などを詳細に見直すとともに、審査会以前の確認状況から実際の審査に至るまでの経緯までも確認できるようにすることが必要である。</p> <p>なお、その他の基準については、要綱・要領に従い適切に審査されており、問題は認められないと判断する。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>親元就農給付金に関して、大分市における審査実績によると、毎年の審査は適切に行われていると判断する。</p> <p>一方、2年間にわたり支給されるものについて、初年度の審査は適格に行われているが、2年目の審査は行われず実績報告のみである。</p> <p>実績報告書は適切に作成され、報告、提出、承認、補助金交付が行われており、問題は認められないと判断する。</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>親元就農給付金に関して、金額、事業期間、負担割合等は県要綱・要領を基準に決められており、問題等は認められない。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>親元就農給付金に関して、事業費を抑制する対策は特段見られない。</p> <p>また、予算に対して予算の消化率は低下傾向にあることから、事業費を抑制する力は働きにくい状況にある。</p> <p>親元就農給付金の採択基準において、大分県の要綱・要領に基づいた審査を行っており、農業所得の確認は確定申告書のみで判断している。</p> <p>しかし、所得税法上の税制優遇につながる取引（設備投資の特別償却、経営セーフティ共済掛金など）などは考慮に入れておらず、農業所得が正確でない可能性がある。従って、現在の「売上高 - 経費 = 所得」といった方法だけではなく、実際の収支決算書を読み込んで行うべきである。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した</p>

	<p>施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>親元就農給付金に関して、国の施策として新規就農者を支援しており、明らかに必要性の乏しい事業とはいえない。</p> <p>新規就農者に対する給付金については、採択者の継続率が100%であり、就農状況報告が継続して行われていることから、適切に支出されていると判断する。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>親元就農給付金に関して、大分市直営は難しく、実際に農業指導者として親族へ委託していることは妥当であると考えられる。</p> <p>但し、親元就農者の給付後の管理や追跡調査等に関して、それらの管理や追跡調査等は必須と考えられるため、家族経営協定を結んだ家族からの報告を義務付ける必要がある。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>親元就農給付金に関して、趣旨や目的が重複する施策がないか確認したところ、農業次世代人材投資金（国）、経営開始資金（国）などが確認されたが、いずれも要件や対象者が異なるため、重複するとは言えない。</p> <p>ファーマーズカレッジ事業費補助金の採択者が同時に、あるいは将来的に採択されることはない。</p> <p>また、親元就農給付金に関して、準備型受給者が開始型受給者になることは可能であるが、親元就農給付金は準備型と経営開始型が通算で最大2年を対象となっており、大分県立農業大学校2年に在籍時に準備型を1年、その後親元就農して経営開始型を1年という選択ができる。しかし、合計で2年以内という縛りがあるため、趣旨や条件が同じ補助金であっても、重複することはありえない。</p> <p>なお、親元就農給付金において、生活費を保護する目的の給付金を受けている場合は採用されないことから、生活費の保護を目的とした他制度との重複も認められない。</p> <p>以上より、親元就農給付金に関して、趣旨や目的が重複する施策は認められないと判断できる。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>親元就農給付金に関して給付対象となる研修生は大分市民であることが限定されており、大分市が負担すべきでない、負担を避けられるコストは負担していないと判断できる。</p>

	<p>親元就農給付金について、大分県親元就農給付金事業費補助金交付要綱によると、事業費は上限金額の範囲内で1/2以内の割合を大分県が負担し、市町村が事業を行うと定められている。</p> <p>一年間に親元就農者へ交付した交付金額について、その金額の1/2が大分市から大分県へ適切に請求され、実際に大分県から大分市へ事業費が交付されている。</p> <p>従って、大分市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストは負担していないと判断する。</p>
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>親元就農給付金に関して、事業の継続者は令和3年度予算事業において、R3年度は1名、R2年度は1名、R1年度は1名が採択されているが、継続率は100%であった。</p> <p>親元就農給付金の受給者が「5年後に農業所得250万円以上確保できる見込みがある場合」といった条件の達成度合いについて、追跡調査などは行われているのかについては、親元就農給付金では、給付終了後2年間は受給者から就農状況報告書を市へ提出してもらい、その後目標年の5年後まで大分市が就農状況を調査し、大分県へ報告している。</p> <p>i 支出の成果の検証については、就農状況報告で検証している。就農時に作成した家族経営全体の5年後の所得が250万円以上増加となる経営発展計画の目標の達成状況を基準として成果の検証を行うことになる。</p> <p>但し、親元就農給付金を受けるにあたり、「5年後に農業所得250万円以上確保できる見込み」の基準については、大分市親元就農給付金給付事業審査会で判断している。その際、大分県の要領に基づいた様式に記載はされているものの、方針や計画、アクションプランなどは具体性に乏しく、実行可能性に疑念が残る。</p> <p>具体的な方針や計画、アクションプランなどを盛り込んだ計画の様式を追加で作成し、目標達成のために必要な情報・知識・数値・行動などを考えさせる計画書を作成させて審査することが望ましい。</p>
	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>ii 親元就農給付金に関して、支出の成果の検証は行われているものの、目標の設定と管理、その対策などは十分とは言えず、親元就農者へのより具体的な支援も検討すべきである。</p>

iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。 親元就農給付金に関して、予算に対する予算消化率は横ばいであるものの、大分県の要綱・要領に基づいた事業を実施していることから、事業の手法や実施内容は効果的であると判断する。
	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)
iv	親元就農給付金に関して新規就農者の必要性が高まっていく中、対象者を事前に調査したうえで予算を編成しており、予算配分などは適切であると判断する。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点（経済性）

親元就農給付金の採択基準において、大分県の要綱・要領に基づいた審査を行っており、農業所得の確認は確定申告書のみで判断している。

所得税法上の税制優遇につながる取引（設備投資の特別償却、経営セーフティ共済掛金など）などは考慮に入れておらず、農業所得が正確でない可能性がある。現在の「売上高 - 経費 = 所得」といった方法だけではなく、実際の収支決算書を読み込んで行うべきである。

(3) 大分市農業振興資金融資預託金

事業名 補助金等の名称	大分市農業振興資金融資預託金			直接事業
予算費目	項：農業費	目：農業振興資金融対策費		
根拠法令・要綱等	大分市農業振興資金貸付要綱			
事業期間	事業開始年度	平成8年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初予算	120,000,000	120,000,000	120,000,000
	決算額	120,000,000	120,000,000	120,000,000
事業の目的	大分市内の農業者の経営の安定を旨すとともに、農業の振興及び基盤強化を図るため、農業者等への経営改善等に資する資金（農業振興資金）を			

	貸付けることを目的として、金融機関（農業協同組合）に融資資金を預託するものである。
事業の概要	<p>大分市内の農業者等への経営改善等に資する資金である「農業振興資金」の貸付けを行うに当たり、市内に事務所を有する農業協同組合を通じて行うため、貸付けに必要な資金を農業協同組合に預託する。</p> <p>資金の預託は毎年4月に一括して行い、年度の末日3月31日に融資残高に関係なく、預託金全額の返還を受けることとなる。</p> <p>大分市は融資資金を預託するのみで実際は農業協同組合から農業者等への融資であるため、審査基準は大分市が定めているものの、貸付けの審査は農業協同組合が行う。</p> <p>なお、農業者の事業の失敗や廃業の際に回収不能になった場合、本来的な貸手である農業協同組合がその損失の危険を負うことになる。実際は、大分県信用保証協会が融資の保証を行っているため、農業協同組合がその損失を被ることはない。</p> <p>貸付け対象となるのは、市内に住所を有する農業者等（個人または法人もしくは団体を言い、畜産業を含む）、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けた者）である。</p> <p>実際の融資の内容については以下のとおりであり、金利の負担が無利子となる運転資金の融資である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者：農業者 2. 償還期間：7年以内 (1年以内の据置期間を認める場合にあつては、その期間を含む) 3. 貸付限度額：認定農業者又は法人若しくは団体 最大500万円 認定農業者以外 最大300万円 4. 貸付利子：無利子 5. 償還方法：元金均等年賦償還 現に農業振興資金の貸付けを受けている者は、新たな貸付けを受けることは出来ない 6. 貸付け対象経費 <ol style="list-style-type: none"> ①. 農業経営の改善に必要な経費 ②. 災害に係る経費 ③. その他市長が特に必要があると認める経費 ①②については生活関連費を除く
監査手続	
監査要点	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従

(合規性)	い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>預託金の支払と管理にあたり必要な資料は以下のとおりであり、契約書、請求書、報告書などの必要書類は概ね完備されており、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興資金貸付実績報告書 ・ 借入申込書一式 ・ 農業振興資金預託金預託請求書 農業振興資金預託契約書 農業振興資金預託金額決定通知書 農業振興資金預託金預託申請書 農業振興資金貸付残高調書 <p>なお、預託金の目的である農業者等に対する農業振興資金の貸付業務については、融資に必要な資料は以下の通りとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入申込書 ・ 貸付先概要表 ・ 決算書 ・ 償還計画表 ・ 収支計画 ・ 誓約書 ・ 完納証明書 <p>上記書類については、大分市は農業協同組合からの報告として確認するだけで、実際の融資の審査などは行わない。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>預託金の支払と管理、返還にあたり必要な契約書、請求書、報告書などの必要書類に不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。</p> <p>次に、農業者等に対する農業振興資金の貸付けに当たっては、基本的に農業協同組合が実施するものであるものの、審査結果の報告は受けており、それらの書類についても不自然な点は認められず、問題は認められないと判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>預託金の支払と管理に必要な契約書、請求書、報告書などの必要書類は適切に決裁を受けており、問題は認められないと判断する。</p> <p>一方、預託金の返還や貸付実績の報告に関しては、大分市は貸付金の回収</p>

	<p>不能のリスクを負っておらず、また預託金は全額返還される契約のため、これらについては報告を受けるのみで決裁は行わない。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p>
	<p>預託金の支出に必要な要件は適切に全て満たされており、要件判定は適切に行われていると判断する。</p> <p>預託日（R3. 4. 21） 還付日（R4. 3. 31）</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p>
	<p>農業協同組合に対する預託金については、大分市内に事務所を有する農業協同組合に預託すると決められているため、預託先の選定等も行われていない。</p> <p>農業者等への貸付金の要件は大分市農業振興資金貸付要綱にて規定されており、その基準に基づき融資の審査は農業協同組合が実施している。</p> <p>農業協同組合が行う貸付金の審査については、融資に必要な書類と条件は満たされており、適切に行われているものと推測できる。</p> <p>また、当該融資に関する農業協同組合から大分市に対する報告については、融資資料の写しが保管されており、適切に報告が行われていると判断できる。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p>
	<p>預託金に関する実績確認や報告については、必要書類（貸付け実績報告書、貸付残高調書）は適切に保管されており、適時・適切に行われていると判断できる。</p> <p>農業者等に対する農業振興資金の融資に関する実績報告に関しては、必要と思われる書類は保管されており、適時・適切に行われていると判断できる。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p>
	<p>預託金の目的である農業振興資金の貸付けについて、大分市から農業協同組合に預託した振興資金の貸付残高はかなり余っているものの、毎年年度末に返還を受けており、他の使途に流用されていないと判断できる。</p> <p>また、農業者等に対し貸し付けた農業振興資金が他の用途に流用されていないかについては、農業協同組合が大分市の定める「大分市農業振興資金審査基準」に基づき使途を審査し、管理していることから、他の使途に流用されていないと推測する。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p>
	<p>大分県や国の負担はなく、請求手続きなどは行われていない。</p>

監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>事業期間は1年間と定められ、毎期預託金を洗替えしており、期間は適切かつ、合理的に運用されていると考えられる。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>農業者等に対する農業振興資金として長年預託金を交付・返還を受けてきたが、預託金額に対する貸付残高は年々減少しており、所期の目的は既に達成されていると判断できる。</p> <p>従って、所期の目的を達成しているにも関わらず支出され続けていると判断できる。</p> <p>(意見)</p> <p>一方、農業振興資金の現在の募集内容からすると農業者等の経営上の運転資金的な使用となっている傾向があり、本来の目的である経営改善等の資金としての目的は達成出来ていない可能性がある。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>農業振興資金の原資としての預託金については、預託金額に対する貸付残高は年々減少傾向にあるものの、農業者等に対する貸付事業は公益性が高く、預託金の交付は公益性の観点から継続すべきであると考えられる。</p> <p>一方、市民の税金が原資であることを考慮すれば、1年に1回の預託金の洗い替えは、保守的な観点から一定のメリットはあると判断できる。</p> <p>ここで、貸付余力が非常に大きく、持て余し気味であることを考慮すると減額も視野に入れるべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>農業者等に対する農業振興資金としての貸付事業は、公益性の観点からは継続すべきと考える。</p> <p>しかし、農業振興資金の現在の募集内容からすると農業者等の経営上の運転資金的な使用となっている傾向があり、経営改善等の資金と本来の目的であるが異なってきていることから、現状の募集形態であれば継続すべ</p>

	きではないと考える。
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。 農業振興資金の預託先については、大分市農業振興資金貸付要綱で大分市内に事務所を置く農業協同組合と定められており、選定に関して問題は認められないと判断する。 農業者等に対する農業振興資金の融資自体については、大分市が定めた融資基準に基づいて行われ、またその融資結果についても大分市が報告を受けている。 農業振興資金の融資先の選定について、公平に行われていると判断する。
	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。 農業振興資金の預託先については、大分市農業振興資金貸付要綱で大分市内に事務所を置く農業協同組合と定められており、選定先が毎年同一であることに関して、問題は認められないと判断する。 農業者等に対する農業振興資金の融資自体については、借入金額に上限が定められており、融資先が毎年同一と言うことはなく、公平性に問題は認められないと判断できる。
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。 事業費として農業協同組合に支出している預託金額は過去の融資残高と比較して明らかに減少傾向にある。 しかも、1億2千万円のうち、実際に融資残高として使われている金額は1,728万円程度であり、十分に活用されているとは言い難い。 そのため、融資が行われていない範囲については、大分市として資金の使用が出来なくなっていることから、減額するか、毎年の融資残高に応じて柔軟に変動させるべきである。 (意見) 実際に農業振興資金として融資された金額については、その使い道は農業者等に任されており、農業振興資金の使途に無駄はないと判断できる。
	ii

	<p>ておらず、明確な根拠は存在しない。</p> <p>預託金は貸付残高に応じて変動させていないことから、事業費を抑制する対策は取られていないと判断する。</p> <p>(意見)</p> <p>実際に農業者等へ貸付けされる農業振興資金については、その上限額が設けられており、事業費を抑制する対策は取られていると判断できる。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>農業者等に対する農業振興資金については、農業者等に対する優遇された融資（金利の負担が0）であり、市の制度資金として確立されていることから必要な事業と判断できる。</p> <p>実際、農業者等へ貸付けされる農業振興資金について、用途は「大分市農業振興資金審査基準」に基づいて定められている。</p> <p>農業協同組合が融資の貸付実行時に窓口にて貸付実行者から業者（資金使途先）への振込手続を確認しており、適切に使用されていると判断できる。</p> <p>融資の条件が定められていることと、毎年農業協同組合にて農業者等へ事業実施状況のヒアリングを行っており、その結果についても大分市が報告を受けて確認していることから、適切に使用されていると判断する。</p> <p>農業振興資金に使用される目的で農業協同組合に預託される預託金については、預託金額に対する貸付金額は年々減少傾向にある。</p> <p>従って、必要性に乏しく、廃止も検討すべき事業であると判断する。</p> <p>(意見)</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>農業者等に対する農業振興資金として、農業協同組合へ融資資金を預託しており、1年に1度預託契約を締結している。</p> <p>融資業務を行っていない大分市が実際に融資業務を行うとなると、融資の判断基準の設定、担当者の育成、実際の融資審査、融資後の管理、回収業務等、多数の業務を新たに行わないといけなくなるため、実際に融資業務を行っている農業協同組合への預託は合理的であると判断する。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>大分市において、農業者等に対する農業振興資金以外の融資業務は行っ</p>

	ておらず、他に趣旨や目的が重複する融資施策は存在しないと判断する。
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>大分市が預託金を拠出する制度となっており、負担を避けられるコストは負担していないと判断できる。</p>
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>農業者等への経営改善等に資する農業振興資金としての預託金は、農業者等が無利子で資金を調達することができたことをもって、成果として認めることができる。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>農業者等に対する農業振興資金としての預託金1億2千万円については、預託金額のうち実際の融資に使われている金額は年々減少傾向にあるものの、毎年同額が預託金として拠出されているため、事業費の支出の成果の検証は行われていないと判断できる。</p> <p>実際に、預託金額に対する貸付残高は減少傾向にあり、尚且つ、未利用の預託金額は非常に大きいことから、事業の見直しや預託金額の削減が必要と判断している。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>農業者等に対する農業振興資金として、農業協同組合に毎年1億2千万円が預託されてきたが、預託金額に対する貸付金額が年々減少傾向にあり、尚且つ、未利用の預託金額は非常に大きいことから、目標達成に最も効果的ではないと考えられる。</p> <p>(意見)</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>農業者等に対する農業振興資金としての預託金1億2千万円については、預託金額のうち実際の融資に使われている金額は減少傾向にあるものの、毎年同額が預託金として拠出されているため、慣例的に予算配分が行われていると判断できる。</p> <p>今後は、社会情勢などを加味して、より農業者等のニーズにマッチした融</p>

	資制度を検討する必要があると判断する。 (意見)
--	-----------------------------

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点（公益性）

農業者等に対する農業振興資金として長年預託金を交付・返還を受けてきたが、預託金額に対する貸付残高は年々減少しており、所期の目的は既に達成されていると判断できる。

所期の目的を達成しているにも関わらず支出され続けていると判断できる。

農業振興資金の原資としての預託金については、預託金額に対する貸付残高は年々減少傾向にあるものの、農業者等に対する貸付事業は公益性が高く、預託金の交付は公益性の観点から継続すべきであると考えます。

一方、市民の税金が原資であることを考慮すれば、1年に1回の預託金の洗い替えは、保守的な観点から一定のメリットはあると判断できる。

貸付余力が非常に大きく、持て余し気味であることを考慮すると減額も視野に入れるべきである。

・監査要点（経済性）

事業費として農業協同組合に支出している預託金額は過去の融資残高と比較して明らかに減少傾向にある。

しかも、1億2千万円のうち、実際に融資残高として使われている金額は1,728万円程度であり、十分に活用されているとは言い難い。

融資が行われていない範囲については、大分市として資金の使用が出来なくなっていることから、減額するか、毎年の融資残高に応じて柔軟に変動させるべきである。

農業者等に対する農業振興資金として農業協同組合に預託されている1億2千万円の内額については、大分市農業振興資金貸付要綱にも規定されておらず、明確な根拠は存在しない。

預託金は貸付残高に応じて変動させていないことから、事業費を抑制する対策は取られていないと判断する。

農業振興資金に使用される目的で農業協同組合に預託される預託金については、預託金額に対する貸付金額は年々減少傾向にある。

必要性に乏しく、廃止も検討すべき事業であると判断する。

・監査要点（有効性）

農業者等に対する農業振興資金としての預託金 1 億 2 千万円については、預託金額のうち実際の融資に使われている金額は年々減少傾向にあるものの、毎年同額が預託金として拠出されているため、事業費の支出の成果の検証は行われていないと判断できる。

預託金額に対する貸付残高は減少傾向にあり、尚且つ、未利用の預託金額は非常に大きいことから、事業の見直しや預託金額の削減が必要と判断している。

農業者等に対する農業振興資金として、農業協同組合に毎年 1 億 2 千万円が預託されてきたが、預託金額に対する貸付金額が年々減少傾向にあり、尚且つ、未利用の預託金額は非常に大きいことから、目標達成に最も効果的ではないと考えられる。

農業者等に対する農業振興資金としての預託金 1 億 2 千万円については、預託金額のうち実際の融資に使われている金額は減少傾向にあるものの、毎年同額が預託金として拠出されているため、慣例的に予算配分が行われていると判断できる。

社会情勢などを加味して、より農業者等のニーズにマッチした融資制度を検討する必要があると判断する。

（４）大分市農業経営基盤強化資金特別利子助成費

事業名 補助金等の名称	大分市農業経営基盤強化資金特別利子助成費			直接事業
予算費目	項：農業費	目：農業振興資金金融対策費		
根拠法令・要綱等	大分市農業経営基盤強化資金特別利子助成金交付要綱			
事業期間	事業開始年度	平成 8 年度	事業終期年度	令和 7 年度
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	297,000	235,000	200,000
	決算額	275,678	190,513	181,678
事業の目的	大分市内の認定農業者が効率的かつ安定的な経営を目指すため、融資機関から農業経営基盤強化資金の融資を受けた場合、認定農業者に対し利子の助成を行う。			
事業の概要	大分市内の認定農業者の効率的・安定的な経営体を目指して、農業経営基盤強化促進法等に基づく認定に係る農業経営改善計画等を達成しようとする農業者に対して融通する長期資金である農業経営基盤強化資金（「スーパ			

	<p>ーL資金)の貸付けが行われた場合、その貸付けに係る利子に対して助成を行う制度である。</p> <p>利子の助成の対象となるのは市内に住所を有する認定農業者(市町村の特別融資制度推進会議から経営改善資金計画の認定を受けている者)が該当する。</p> <p>利子の助成金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間(「計算期間」)における資金の年間融資平均残高に市が定める助成率を乗じて計算を行い、融資の償還完了までの期間に渡り実質金利を「農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の金利水準」に引き下げることが目的である。</p> <p>支出した利子額について、大分市での利子助成の実績を大分県に提出することで、2分の1となっている負担額を大分県から交付を受けることになる。つまり、大分市が窓口で利子助成を行い、後日大分県にその利子額の半額を請求することになる。</p> <p>次に、利子助成の対象となる融資について、融資を行う際の金融機関は日本政策金融公庫であり、取引のある農業協同組合(大分県農業協同組合、大分県酪農業協同組合)を通じて行われることもある。</p> <p>資金の用途は、農業経営改善計画の達成に必要な資金であるため、農地等の取得や改良等、農業経営用施設・家畜・果樹・機械・農産物の加工処理・流通販売施設の取得や改良等を幅広く含んでいる。</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令(地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等)に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>大分市農業経営基盤強化資金特別利子助成金交付要綱によると、以下の手順で利子の助成手続が行われる。</p> <p>認定農業者が資金の借入れ後に利子の助成金を受けるには、計算期間経過後、利子助成金交付申請書、実績報告書を大分市に提出しなければならない。</p> <p>その後、認定農業者からの申請書を受理した大分市は、内容を審査の上、「農業経営基盤強化資金特別利子助成金交付決定通知書及び額の確定通知書」を申請者に通知する。</p> <p>交付決定通知書と確定通知書を受けた認定農業者は助成金の交付を請求し、その請求書を受理した市は助成金を交付することになる。</p> <p>なお、助成金の申請等の手続きに関する事務及び助成金の受領は融資機関に委任することができるとされており、農業協同組合等が代理で行うこ</p>

	<p>ともある。</p> <p>必要な書類は以下のとおりであり、必要な書類はいずれも揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為決議書 ・ 農業経営基盤強化資金特別利子助成金交付決定通知書及び額の確定通知書 ・ 農業経営基盤強化資金特別利子助成金交付申請書および実績報告書 ・ 貸付及び利子助成計画並びに貸付及び利子助成実績書 ・ 貸付台帳 ・ 融資平均残高計算明細書
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>利子助成に関する必要書類を確認したところ、いずれも日付、金額、条件などに不自然な点は見られず、必要な書類は適切に作成されていると判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>利子助成に関する必要書類を確認したところ、いずれも日付、決裁権限、条件などは適切に決裁されていると判断できる。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>認定農業者が利子助成を受ける条件としては、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市内に住所を有している ② 農業経営改善計画に則って事業を継続している ③ 借入金の遅延や滞納がない <p>これらの条件については、予め融資を行った金融機関（日本政策金融公庫、農業協同組合等）で確認済みであるため、必要な書類がそろっていれば利子助成金を支払うことになる。</p> <p>必要書類を確認したところ、いずれも日付、融資残高、助成率、助成額などは適切に判定されており、問題は無いと判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>認定農業者に対する利子助成の選定をするに当たっては、農業経営基盤強化資金の融資判定を行った際に同時に行われたことになっており、農業経営基盤強化資金の融資を受けた時点で、利子助成の要件は満たしているといえる。</p>

	<p>そのため、農業経営基盤強化資金の融資判断は制度融資を行う金融機関が行うが、大分市はその融資の判定結果をもって、利子助成の選定は適切に行われていると判断する。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>認定農業者に対する利子助成は、農業協同組合等や農業者本人からの申請に基づき行われるが、その際に利子助成の申請書と借入金残高の明細等が必要であり、書類等を確認したところ、実績確認は適切に行われていると判断する。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>認定農業者に対する利子助成は、農業経営基盤強化資金に対する利息を補填するものであるため、認定農業者が元利の滞納をすることなく返済を続けていれば、交付した助成金は利子助成として適切に使用されていることになり、流用されていないといえる。</p> <p>融資資金を滞納していると利子助成の申請は出来ないため、利子助成した支出は他の使途に流用されていないと判断する。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>認定農業者に対する利子助成は、その助成額の半額を大分県に請求することになっており、利子助成として支出した金額に関する資料と、大分県に請求した書類とその金額を確認したところ、漏れなく適切に請求されていることを確認した。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>認定農業者に対する利子助成は、認定農業者を支援するための国の制度融資である農業経営基盤強化資金をさらに支援するために設けられている。</p> <p>従って、県・市が一体となって進める事業であるため、事業期間は国・県に従うことになり、事業期間そのものに問題は無いと判断できる。</p> <p>一方、利子助成の期間については、融資期間に渡り利子助成を行うことで実質金利を「農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の金利水準」に引き下げており、利子助成期間を融資期間と同一にすることは合理的であると判断する。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続</p>

	<p>けているものはないか。</p> <p>認定農業者に対する利子助成は、融資期間に渡り利子助成を行うことで実質金利を「農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の金利水準」に引き下げることが目的であり、融資の償還完了まで利子助成を行うことで認定農業者を支援するという目的が達成できる。</p> <p>また、認定農業者が融資の償還を滞納したり、廃業したりした場合は、利子助成が打ち切られ、また、既に交付した利子助成金の返還も求められることから、認定農業者を支援するという目的が達成できない場合に利子助成が行われることはない。</p> <p>一方、利子助成対象者は毎年異なり、例え同一人物に対する融資であっても時期や金額が異なり別の資金と認定できるため、所期の目的は継続して達成中であると考えられる。</p> <p>以上より、認定農業者を支援するという所期の目的は適切に継続して達成され続けており、完全に目的が達成されているとは言えず、継続した支出に問題は無いと判断できる。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>認定農業者に対する利子助成は、認定農業者を支援するという国の制度融資に付随するものであり、公益性は高く継続すべきと判断する。</p> <p>また、内容や金額については、「農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の金利水準」に引き下げることから、かなり優遇された融資であることを考えると、これ以上の優遇は困難と判断する。</p>
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>認定農業者に対する利子助成は、農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者に対する融資制度である農業経営基盤強化資金に付随するものである。</p> <p>従って、認定農業者の認定時、農業経営基盤強化資金の融資審査時に既に公平に選定が行われていることから、利子助成金に係る補助対象者の選定も公平に行われていると判断できる。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>認定農業者に対する利子助成は、農業経営基盤強化資金の融資に付随して行われる制度であることから、一度決められた選定先は融資の償還が完了して、融資期間が終了するまで行われる。従って、利子助成の選定先はいったん決まると数年に渡ることになる。</p>

	<p>また、農業経営基盤強化資金の融資が行われ、償還が完了して一旦は終了し、再び農業経営基盤強化資金の融資が行われたとしても、従前の融資とは別物であることから、選定先が同一とは言えない。</p> <p>以上、利子助成の選定先が毎年同一ということはなく、問題は無いと判断する。</p>
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	<p>認定農業者に対する利子助成は、認定農業者を支援する制度融資に付随する制度であり、利子助成金額の基準となる借入残高や利子率、負担割合などは大分県で定められている。</p> <p>従って、金額や期間、負担割合などは合理的に算定され、適切な水準であると判断する。</p>
ii	事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。
	<p>認定農業者に対する利子助成は、農業経営基盤強化資金の融資として日本政策金融公庫の決定に付随していることから、融資の段階で事業費の抑制策は取られていると判断できる。</p>
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	<p>認定農業者に対する利子助成は、農業経営基盤強化資金における融資を通じて認定農業者を支援する制度の一部であることから、事業としては必要と考えられる。</p> <p>また、利子助成金として支出した金額は、農業という事業に使用することがあらかじめ定められており、また融資残高とその償還、利息の支払いに対して行われることから、交付した利子助成金は適切に使用されていると判断できる。</p>
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
	<p>事業は大分県が大分市に対する間接補助事業として実施しており、その要件において、認定農業者が直接日本政策金融公庫から貸付けを受けている(直貸)融資の場合は認定農業者本人へ、農業協同組合等を介して貸付けを受けている(転貸)融資の場合は農業協同組合等へ助成を行うことになっていることから、事業は適切に行われていると判断できる。</p>
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。

	<p>認定農業者に対する利子助成は、認定農業者に対して制度融資と利子助成とで支援する目的であることから、認定農業者に対する他の支援制度と重複する可能性が考えられる。</p> <p>但し、認定農業者に対する他の支援制度を確認したところ、農業振興資金などの無利子融資とは異なるため、重複する制度は認められなかった。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>認定農業者に対する利子助成は、その助成金額に対する半分の額を大分県へ請求するよう取り決められている。</p> <p>従って、大分県に対する利子助成金の負担部分の請求資料を確認したところ、いずれも漏れなく作成され、入金されていることから、大分市が本来的に負担すべき負担しか生じていないと判断できる。</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>事業の目的は農業経営基盤強化資金の償還額に対する利子負担の軽減である。</p> <p>実質負担金利で認定農業者は融資の償還計画を作成しており、償還期間中は目的が達成されていると判断できる。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>事業は大分県の実施要綱に基づいて行っていることに加え、設備投資資金等の償還における金利負担を長期的に軽減する制度であることから、事業の目的は達成されており、事業の見直しが行われないことに問題は認められない。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>認定農業者に対する利子助成は、農業協同組合等や農業者本人からの申請に基づき行われる。その際には、利子助成の申請書と借入金残高の明細等が必要であり、書類等を確認したところ、実績確認は適切に行われており、必要最低限の書類で目的が達成できており、事業は効果的に行われていると判断できる。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>償還額や利子助成率等は貸付当初から償還計画に基づき決められてお</p>

	り、その計画に基づき適切に予算計上が行われていることから、適切に予算配分が行われていると判断できる。
--	--

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(5) 園芸団地づくり推進交付金

事業名 補助金等の名称	園芸団地づくり推進交付金			直接事業
予算費目	項：農業費	目：農業振興費		
根拠法令・要綱等	大分市園芸団地づくり推進交付金交付要綱			
事業期間	事業開始年度	令和2年度	事業終期年度	令和4年度
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初予算	—	251,000	706,000
	決算額	—	251,000	453,000
事業の目的	<p>農地の集積・集約化による農業構造改革を加速化させ、持続可能な生産が行える体制づくりを促進するために、大分県は園芸団地づくり推進交付金を設定し、その事業は市町村が実施することになっている。</p> <p>事業内容としては、水田を有効に活用し畑作物の本作化を推進するために、水田を畑地に転換し高収益品目に取り組む農業経営体の農地の集積・集約化を支援することになっており、5年以上水田を貸付ける出し手に交付金を交付することで、受け手が農地を集めやすい環境を整え、水田畑地化を加速する。</p>			
事業の概要	<p>農地の集積・集約化による農業構造改革を加速化させ、持続可能な生産が行える体制づくりを促進するために、大分県は園芸団地づくり推進交付金を設定している。</p> <p>大分県園芸団地づくり推進交付金事業は各市町村が実施することになっており、事業実施に係ったその経費は、全額大分県の負担となる。従って、実質的な資金負担は生じないことになる。</p> <p>事業内容としては、水田を畑地化し、収益性の高い農業へ構造改革をすることが目的となっている。高収益品目に取り組む農業経営体の農地の集積・集約化を支援するために、5年以上、農地中間管理機構に水田を貸付ける農地所有者に交付金を交付することで、受け手が農地を集めやすい環境を整え、水田畑地化を加速する。</p> <p>高収益品目とは、畑地で栽培される品目で、水稻より収益性の高い品目で</p>			

	<p>あり、県の戦略品目、水田フル活用ビジョンで定めた地域の振興品目を基本とし、市町村長の判断により決められる。</p> <p>また、農地の「集積」とは、農業の担い手に対して農地を集めることを言い、農家の規模拡大を図ることを目的とする。一方、農地の「集約」とは、点在する農地を一か所に集めることを言い、連担を進めることで農業の効率性を高めていく。</p> <p>事業の交付要件等は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象者： 水田を農地中間管理機構に5年以上貸付けた農地所有者 ・ 交付対象農地： 農地の所有者を含む「地域」での話合いのもと、大分市が作成した「人・農地プラン」の範囲内にある水田。 水田を畑地化し高収益品目に取り組む担い手へ利用権が設定され、かつ利用権設定後に高収益品目が栽培、出荷される、または栽培、出荷が見込まれる用地として供されるもの等。 農地を借り受ける担い手は認定農業者、あるいは認定新規就農者等である必要があり、貸し出される農地のうち、同一世帯に属する者への貸し出しは対象外となる。 ・ 交付対象となる契約： 農地中間管理事業の推進に関する法律により新たに担い手に利用権が設定され、5年以上の存続期間を有するもの等 ・ 交付金の額（交付単価×面積）： 交付単価：露地（概ね3ha以上）または、施設（概ね1ha以上）を利用するまたは利用が見込まれる場合、1アールあたり3,000円等 <p>なお、交付金申請手続きは交付申請書、実績報告書に係る書類を添えて、市町村長に提出する。</p> <p>また、交付金の交付を受けた者が、交付決定後3年未満に交付金の交付対象となった農地の返還を求めたときは、交付金の返還対象となる。但し、災害による農地の崩壊、公用公共のための用地買収、利用権の設定を受けた者の死亡等の場合、交付金の返還を求めない。</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>園芸団地づくり推進交付金の関係書類は以下のとおりである。</p>

	<p>申請者である農地の所有者は、水田を畑地化することを目的に交わした農地中間管理機構を活用した農地の貸借契約に基づき大分市へ交付金を請求する流れになっている。</p> <p><u>・申請者⇄大分市</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○支出命令書 (R4. 3. 28) ○交付請求書 (R4. 3. 16) ○支出負担行為決議書 (R4. 3. 16) ○交付決定通知書及び交付金額確定通知書 (R4. 3. 16) ○交付申請書及び実績報告書 (R4. 1. 27) 農地利用計画書 (R4. 1. 27) <p>大分市では、要領に基づく事業計画書を大分県へ提出、承認を経て、交付申請者からの申請・実績に基づき交付金を支払った後、大分県へその額の請求を行うことになる。</p> <p><u>・大分県⇄大分市</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○交付請求書 453,000 円 (R4. 4. 19) ○交付金の額の確定通知書 (R4. 4. 15) ○実績報告書 453,000 円 (R4. 3. 30) (8 人、151a、13 筆) ○交付金決定通知書 (R4. 3. 15) ○交付申請書 453,000 円 (R4. 2. 17) ○計画承認通知書 (R4. 1. 5) ○事業計画書 (R3. 12. 13) 交付要件チェックシート <p>必要書類を確認したところ、必要な書類は全て揃っており、各種事務は関係法令に従い、公平かつ適切に実施されていると判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか (日付、金額、用途、条件、現地写真など)。</p> <p>園芸団地づくり推進交付金に関する書類を確認したところ、日付、金額、用途、条件など、不自然な点は存在せず、書類は適切に作成されていると判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか (日付、決裁権限、内容、条件、入札など)。</p> <p>園芸団地づくり推進交付金に関する書類を確認したところ、日付、決裁権限、内容、条件など、決裁は適切に行われており、決裁は適切に行われていると判断する。</p>

	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>園芸団地づくり推進交付金に関する具体的な交付要件は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象者： <ul style="list-style-type: none"> 水田を農地中間管理機構に5年以上貸付けた農地所有者 ・ 交付対象農地： <ul style="list-style-type: none"> 農地の所有者を含む「地域」での話合いのもと、大分市が作成した「人・農地プラン」の範囲内にある水田を畑地化し高収益品目に取り組む担い手へ利用権が設定された水田で、かつ利用権設定後に高収益品目が栽培、出荷される、または栽培、出荷が見込まれる用地として供されるもの等 農地を借り受ける担い手は認定農業者、あるいは認定新規就農者等である必要性があり、貸し出される農地のうち、同一世帯に属する者への貸出しは対象外となる。 ・ 交付対象となる契約： <ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理事業の推進に関する法律により新たに担い手に利用権が設定され、5年以上の存続期間を有するもの等 ・ 交付金の額（交付単価×面積） <ul style="list-style-type: none"> 交付単価：露地（概ね3ha以上）または、施設（概ね1ha以上）を利用するまたは利用が見込まれる場合、1アールあたり3,000円等 <p>園芸団地づくり推進交付金に関する書類を確認したところ、期間、金額、使途、補助率などは適切であり、適切に支出されていると判断する。</p>
iv	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>園芸団地づくり推進交付金の選定、取引にあたり、いずれも選定基準に則って適切に行われていた。</p> <p>推進交付金の選定にあたっては、選定基準などは設けられておらず、要件を満たした水田すべてが交付の対象となる。</p> <p>なお、交付金の対象となった農地について、2筆以上の農地のまとまりを構成しているとしているが、実際に「集積する畑地化水田にかかる農地利用計画書」「利用権設定等の各種明細書」を確認したところ、2筆以上の農地がまとめられて貸し出されていた。その場合、農地の利用権の設定を受ける者は大分県農業農村振興公社であり、利用権を設定する者は農地所有者となっており、実際に耕作を行う農業者は記名されておらず、振興公社が間に入って利用権を設定し、賃料を支払う内容が保証されていた。</p>
v	

vi	事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。
	園芸団地づくり推進交付金について、事業実施後の確認や報告は行われていない。 大分市園芸団地づくり推進交付金交付要綱によると、実際に利用権設定の契約が交わされ、それをもとに大分市への請求がなされると交付金が支給され、事業実施後の確認や報告は不要となっている。従って、事業実施後の確認や報告が行われてないことは要綱違反にはならない。 また、実際に農地の畑地化については、農地中間管理機構による貸借農地を含め、農業委員会は毎年、農地の利用状況調査や日々の農地の管理状況を確認していることから、畑地化の推進が行われていないケースは存在しないと判断する。
vii	事業費や補助金等は他の用途に流用されていないか。
	園芸団地づくり推進交付金について、水田を他の農業者へ貸し出すための農地の利用権設定という要件に基づいて交付されるものであり、畑地化した実績に基づいて交付されるものではないため、実際に畑地化されていなくても交付される。 しかし、実際の耕作地については、農業委員等により定期的に視察されており、耕作をしていない場合などの発見は可能な状態にある。従って、実績に不正がない限りは他の用途への流用は困難である。 交付金の支払いは適正であり、他の用途に流用される可能性はないと判断する。
viii	国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。
	園芸団地づくり推進交付金について、大分県の園芸団地づくり推進交付金交付要綱・要領に基づいて行われている。 大分県の交付要綱・交付要領によると、市町村が事業実施主体として推進することになっており、交付対象経費の交付率は10/10以内となっている。 令和3年度の大分市から農業者への交付金の交付実績、大分市から大分県への交付申請、大分県から大分市への交付実績を確認したところ、適切に10/10が交付されており、大分県への請求手続は適切に行われていると判断できる。
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	園芸団地づくり推進交付金について、事業期間は特に定められていない。

	<p>推進交付金の交付要件として、5年以上の水田の貸出し要件が求められているが、その契約に基づいて交付されることになるため、実際に5年間経過後に支払われるわけではない。</p> <p>しかも、その交付は一度切りであるため、事業期間を定める必要性は無いように思われる。</p> <p>また、園芸団地づくり推進交付金は大分県の事業を大分市が事業実施主体となって実施しているため、その期間を定めることは難しい。</p> <p>従って、事業期間を定めないことは合理的であり、事業期間は合理的であると判断する。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>園芸団地づくり推進交付金について、交付金の交付は農地所有者につき一度きりであり、同じ農地の所有者に対して所期の目的達成後に継続して支出されることはない。</p> <p>また、大分市内において、水田の畑地化の目標や期日は具体的に設定されておらず、所期の目的達成、今後の目的達成の可能性については不明である。</p> <p>なお、令和2年度の園芸団地づくり推進交付金の対象となった農地が1ha、12筆、10人であるのに対して、令和3年度の園芸団地づくり推進交付金の対象となった農地は1.5ha、13筆、8人であった。</p> <p>因みに、人・農地プランの作成された農地面積は836haである。これは、大分市内の農地面積3,901ha（2015農林業センサス（市街化区域以外））に対して約21%であり、園芸団地づくり推進交付金に必要な「人・農地プラン」の作成もあまり進んでいない。</p> <p>以上より、「人・農地プラン」の作成度合いを加味すると、所期の目標達成にはまだ遠く、所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものは存在しないと判断する。</p> <p>次に、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているかについては、農地を集積して高収益化を目指すという目的の達成は随時行われていると判断できることから、問題は存在しないと判断する。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>園芸団地づくり推進交付金について、地域と大分市が作成した「人・農地プラン」を核に、新たな農業の担い手へ農地を利用集積・集約化、および収益性の高い農業への構造改革することが目的であることから、公益性は高</p>

	いと判断する。
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>園芸団地づくり推進交付金について、その選定の基準は特には定められておらず、交付の要件のみが定められているだけである。</p> <p>また、令和3年度の交付金の対象となっている水田が一部地域に偏っているものの、人・農地プランの作成、畑地化への利便性や、農作物との適用を考慮して選定していることから、特段の問題は認められない。</p> <p>従って、選定そのものの公平性に問題は認められないと判断する。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>園芸団地づくり推進交付金について、令和2年度・3年度の交付実績から、同一地域に偏っているものの、交付金対象者は同一ではなく、制度的には問題はないと判断する。</p> <p>但し、同一地域に偏っていることについては、農業委員や農地利用最適化推進委員がそのエリア一帯の農地の取りまとめなどを行うことが多く、また、栽培に適した農地か否か、人・農地プランが作成されているか、地権者の同意を得られやすいか、なども重要になっており、同一地域に偏ることは十分に考えられる。</p> <p>農地のマッチング等の際に周知を行っていることを考慮すると、必要な相手に必要な情報が伝わっていると考えられるため、問題はないと判断する。</p>
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>園芸団地づくり推進交付金について、農地の利用集積・集約化、および収益性の高い農業への構造改革に関する目標などが定められていない。</p> <p>本事業は、令和4年度で事業終了予定である。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>園芸団地づくり推進交付金について、推進交付金の交付額の10/10を大分県へ請求できることになるため、実質的な大分市の負担はゼロである。</p> <p>そのため、事業の目的である農地の利用集積・集約化、および収益性の高い農業への構造改革を推し進めるべく、交付金の事業費の抑制は行っていない。</p>
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した

	<p>施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>園芸団地づくり推進交付金について、水田の貸借契約に基づいて実際に交付されるため、事業費として交付した交付金対象の土地が実際に畑地化され作物が栽培されているかは確認されていない。</p> <p>しかし、実際の耕作地については、農業委員等により定期的に視察されており、耕作をしていない場合などの発見は可能な状態にある。</p> <p>従って、交付金の対象となった農地は適切に畑地化されていると判断できる。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>園芸団地づくり推進交付金について、大分県の園芸団地づくり推進交付要綱によると、市町村が事業を行うと定められており、民間事業者への委託等は行うことができない。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>園芸団地づくり推進交付金について、他の農地補助関連の補助金等を確認したところ、類似の交付金等については、大分市単独事業である「農地集積奨励交付金（施設園芸品目推進交付金）」と類似している。</p> <p>このため、重複する場合は、園芸団地づくり推進交付金実施要領別記第2の1の(1)又は(2)に該当する場合は、施設園芸品目推進交付金は交付せず、(3)に該当する場合は、5,000円/10aに減額交付することとしている。</p> <p>なお、園芸団地づくり推進交付金は、畑地化の推進を目的としているのに対し、施設園芸品目推進交付金は、施設園芸の生産拡大を目的としていることから、類似しているものの、同一趣旨とはいえない。</p> <p>従って、類似した交付金は確認されたものの、実質的には趣旨や目的が重複する施策は認められないと判断する。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>園芸団地づくり推進交付金について、大分県の園芸団地づくり推進交付要綱によると、事業費の10/10は大分県が負担し、市町村が事業を行うと定められている。</p> <p>一年間に農地所有者へ交付した交付金額について、その全額が大分市から大分県へ適切に請求され、実際に大分県から大分市へ事業費が交付されている。</p> <p>従って、大分市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストは負担していないと判断する。</p>

監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	園芸団地づくり推進交付金について、担い手への農地の集積・集約化、および収益性の高い農業への構造改革を推進することが目的であるが、その交付金の成果について、本交付金の具体的な目標などは設定されていない。従って、目標の達成度合いは具体的に評価・分析されているとは言い難い。 そこで、農地の集積・畑地化の面積、農業者の高収益化などについて、本協力金の具体的な目標を設定することが重要と考える。 (意見)
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	園芸団地づくり推進交付金について、その事業における交付金の成果についての具体的な目標設定やその検証などは行われていない。 本事業は、令和4年度で終了予定である。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	園芸団地づくり推進交付金について、水田を利用集積・集約化して、新たな担い手に畑地として貸し出す際、現状では農業委員や農地利用最適化推進委員を通じて、また地域の話合いのもと作成された人・農地プランに基づき、双方の申し出をマッチングさせている。 但し、市内に候補なるような水田の調査が行われているわけではないため、より積極的に調査する必要がある。 また、戦略作物などに適さない農地の場合、畑地化が進まない可能性もある。このため、畑地化を進めていく地域、水田農業を継続していく地域、保全管理にとどめるエリア等を検討していくべきである。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)
	園芸団地づくり推進交付金について、令和2年度から新たに始まった取組であり、過去からの慣例として予算配分は行われていないと考えられる。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (有効性)

園芸団地づくり推進交付金について、担い手への農地の集積・集約化、および収益性の高い農業への構造改革を推進することが目的であるが、その交付金の成果について、本交付金の具体的な目標などは設定されていない。従って、目標の達成度合いは具体的に評価・分析されているとは言い難い。

農地の集積・畑地化の面積、農業者の高収益化などについて、本協力金の具体的な目標を設定することが重要と考える。

(6) 農地集積協力金

事業名 補助金等の名称	農地集積協力金			直接事業
予算費目	項：農業費	目：農業振興費		
根拠法令・要綱等	大分市農地集積協力金交付事業実施要項			
事業期間	事業開始年度	平成 24 年度	事業終期年度	令和 5 年度
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	7,000,000	2,310,000	2,530,000
	決算額	2,402,300	1,337,700	393,500
事業の目的	<p>現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地集積は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約 6 割となっているところだが、より農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要がある。</p> <p>このため、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積及び分散化した農地の連担化の円滑な推進を図るため、これに協力する者に対し農地集積協力金を交付する。</p>			
事業の概要	<p>農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積及び分散化した農地の連担化の円滑な推進を図るため、これに協力する者に対し農地集積協力金を交付する。</p> <p>農地集積協力金は、農林水産省の事業であり、市町村が事業実施主体となり事業を進め、農地集積協力金として交付した金額の 10/10 を大分県に請求することになる。そのため、実質的な資金負担は生じないことになる。</p> <p>事業内容としては、農地の所有者を含む「地域」での話し合いのもと、大分市が「人・農地プラン」を作成し、県知事から指定を受けた農地中間管理機構（公益社団法人 大分県農業農村振興公社）が、地域内の分散した農地等を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して、一定期</p>			

間貸付ける。農地集積協力金のうち、地域集積協力金においては、6年以上貸付ける契約を結ぶことで、交付対象者となる「地域」に対して、用途を定めない資金を交付する。

なお、「地域」とは、集落営農組織や、自治会、水利組合等を指しており、「人・農地プラン」実行のための実質上の話合いの単位となっている。

また、「人・農地プラン」とは、高齢化や農業の担い手不足が心配される中、地域や集落の話合いに基づき、5年後、10年後までに、地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）、当該地域における農業の在り方などを明確化する。

このように農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要がある。

そこで、大分市では、それぞれの集落・地域において十分な話合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」の作成を支援している。

一方、耕作者である農業の担い手は、農地の集積・集約化により、まとまった農地を耕作でき、農作業の効率を上げられる。また、賃借料は支払い先が農地中間管理機構に一本化され、農地中間管理機構が農地所有者に支払う。

農地集積協力金（地域集積協力金）の交付要件等は以下のとおりである。

- ・ 交付対象者：
農地を農地中間管理機構に6年以上貸付けた農地所有者を含む「地域」の団体
- ・ 交付対象農地：
農地の所有者を含む「地域」での話合いのもと、大分市が作成した「人・農地プラン」の範囲内にある農地
- ・ 交付対象となる契約：
農地中間管理事業の推進に関する法律により新たに担い手に6年以上の利用権が設定され、地域内の農地の一定割合以上が農地中間管理機構へ貸付けられていること。
- ・ 交付金の額（交付単価×面積）：
交付単価：農地中間管理機構の活用率に応じて単価（万円/10a）が異なり、以下のとおりである。

農地中間管理機構の活用率	平成26・27年度	平成28・29年度	平成30年度
2割超5割以下	2.0万円	1.5万円	1.0万円

5割超 8割以下	2.8万円	2.1万円	1.4万円
8割超	3.6万円	2.7万円	1.8万円

農地中間管理機構 の活用率	令和元年度以降（一般地域）
20%超 40%以下	1.0万円
40%超 70%以下	1.6万円
70%超	2.2万円

農地中間管理機構 の活用率	令和元年度以降（中山間地域）
4%超 15%以下	1.0万円
15%超 30%以下	1.6万円
30%超 50%以下	2.2万円
50%超	2.8万円

・ 交付金の使途：

原則として定められておらず、交付対象者となる「地域」において、草刈りの費用に充てたり、農業倉庫を建てたり、あるいは、農地所有者に分配することも可能である。

交付金申請手続きは交付申請書、誓約書を作成し、市町村長に提出する。
なお、農地集積協力金の全体像としては、以下のとおりである。

国：地域集積協力金として事業を実施する（事業費を支出）

県：国の補助金交付要綱に基づき、補助事業者として事業実施

農地中間管理機構：人・農地プランに基づき、地域・農地所有者と耕作者
をマッチングさせ、契約締結や賃貸料の管理をする

市：国の実施要綱に基づき、事業実施主体として事業実施。また、農地中
間管理機構からの委託を受けて農地貸借に係る実務的な手続きを行う
農業委員・農地利用最適化推進委員

：耕作者の掘り起こし、農地所有者とのマッチング

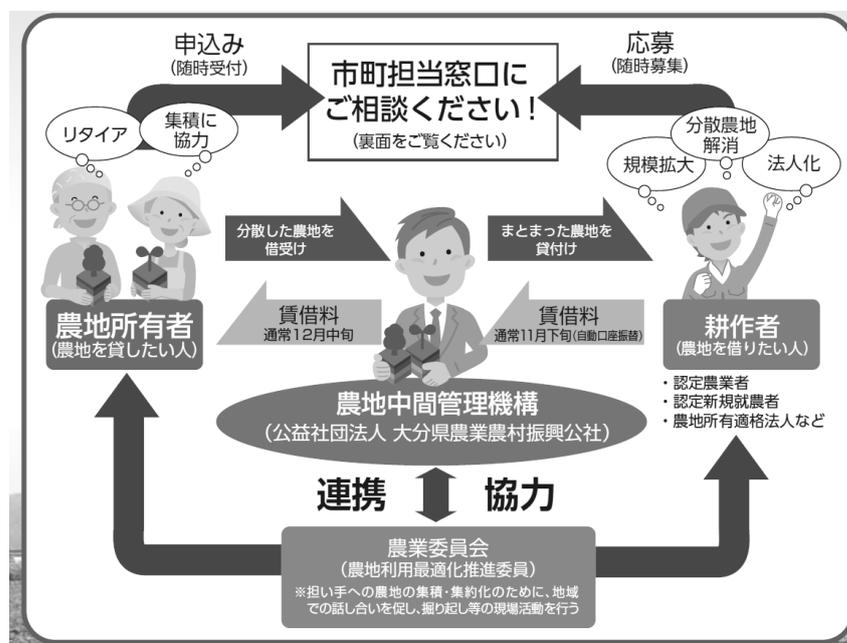
契約農地の解約は、農地所有者と耕作者の双方の合意がなければできな
いため、地権者都合のみでは解約できず、耕作者は保護されている。

また、農地中間管理機構活用のメリットとして、農地を提供する農地所有
者に対しては、一定の要件を満たす必要があるものの、対象となる農地の固

定資産税の軽減、相続税・贈与税の納税猶予の継続などがある。

※農地中間管理事業についての図解を以下に添付する。

(公益社団法人 大分県農業農村振興公社より)



監査手続

監査要点
(合規性)

各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。

i

事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。

農地集積協力金の関係書類は以下のとおりである。

申請者である農地の所有者を含む「地域」での話合いのもと、大分市が「人・農地プラン」を作成し、農地中間管理機構を活用した農地の貸借契約に基づき大分市へ交付金を請求する流れになっている。

・申請者⇄大分市

- 支出命令書 (R4. 3. 24)
- 農地集積協力金交付請求書 (R4. 3. 14)
- 支出負担行為決議書 (R4. 3. 14)
- 農地集積協力金交付決定通知書兼額確定通知書 (R4. 3. 14)
- 大分市農地集積協力金交付申請書兼実績報告書 (R4. 2. 18)
- 人・農地プランに係る話合い協議録 (R4. 2. 18)

大分市では、「人・農地プラン」に基づいた事業計画書を大分県へ提出、承認を経た後、事業計画とその交付実績、交付金の申請に基づき交付金を支

	<p>払った後、大分県へその金額の請求を行うことになる。</p> <p>・大分県⇄大分市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交付金の額の確定通知書 (R4. 6. 24) ○実績報告書 (R4. 3. 30) ○交付請求書 393,500 円 (R4. 3. 15) ○交付金決定通知書 (R4. 3. 11) ○交付申請書 393,500 円 (R4. 2. 24)、 ○計画承認通知書 (R4. 2. 18) ○計画承認申請書 (R3. 11. 29) <p>交付要件チェックシート</p> <p>必要書類を確認したところ、必要な書類は全て揃っており、各種事務は関係法令に従い、公平かつ適切に実施されていると判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか (日付、金額、使途、条件、現地写真など)。</p> <p>農地集積協力金に関する書類を確認したところ、日付、金額、使途、条件など、不自然な点は存在せず、書類は適切に作成されていると判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか (日付、決裁権限、内容、条件、入札など)。</p> <p>農地集積協力金に関する書類を確認したところ、日付、決裁権限、内容、条件など、決裁は適切に行われており、決裁は適切に行われていると判断する。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか (期間、金額、使途、補助率、条件など)。</p> <p>農地集積協力金 (地域集積協力金) に関する具体的な交付要件は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象者 : 農地を農地中間管理機構に 6 年以上貸付けた農地所有者を含む地域 ・交付対象農地 : 農地の所有者を含む「地域」での話合いのもと、大分市が作成した「人・農地プラン」の範囲内にある農地。 ・交付対象となる契約 : 農地中間管理事業の推進に関する法律により 6 年以上の利用権が設定され、地域内の農地の一定割合以上が農地中間管理機構へ貸付けられていること。 ・交付金の額 (交付単価×面積) :

	<p>交付単価：農地中間管理機構への集積率に応じて単価（万円／10a）が異なり、平成30年度以降は以下のとおり</p> <table border="1" data-bbox="550 360 1331 555"> <thead> <tr> <th>農地中間管理機構の活用率</th> <th>令和元年度以降（一般地域）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%超 40%以下</td> <td>1.0万円</td> </tr> <tr> <td>40%超 70%以下</td> <td>1.6万円</td> </tr> <tr> <td>70%超</td> <td>2.2万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="550 607 1331 846"> <thead> <tr> <th>農地中間管理機構の活用率</th> <th>令和元年度以降（中山間地域）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4%超 15%以下</td> <td>1.0万円</td> </tr> <tr> <td>15%超 30%以下</td> <td>1.6万円</td> </tr> <tr> <td>30%超 50%以下</td> <td>2.2万円</td> </tr> <tr> <td>50%超</td> <td>2.8万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>農地集積協力金に関する書類を確認したところ、期間、金額、使途、補助率などは適切であり、適切に支出されていると判断する。</p>	農地中間管理機構の活用率	令和元年度以降（一般地域）	20%超 40%以下	1.0万円	40%超 70%以下	1.6万円	70%超	2.2万円	農地中間管理機構の活用率	令和元年度以降（中山間地域）	4%超 15%以下	1.0万円	15%超 30%以下	1.6万円	30%超 50%以下	2.2万円	50%超	2.8万円
農地中間管理機構の活用率	令和元年度以降（一般地域）																		
20%超 40%以下	1.0万円																		
40%超 70%以下	1.6万円																		
70%超	2.2万円																		
農地中間管理機構の活用率	令和元年度以降（中山間地域）																		
4%超 15%以下	1.0万円																		
15%超 30%以下	1.6万円																		
30%超 50%以下	2.2万円																		
50%超	2.8万円																		
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>農地集積協力金の選定、取引にあたり、いずれも選定基準に則って適切に行われていた。</p> <p>なお、交付金の対象となった「人・農地プラン」について、大分市が地域での話合いの下で作成しており、内容については確認済みである。</p> <p>なお、交付金対象後に農地の返還を求めるような要件は設定されていない。また、対象者の収支状況等は選定基準には含まれていない。</p>																		
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>農地集積協力金の実績報告資料を確認したところ、いずれも適切に報告されており、実績確認は適時・適切に行われていると判断する。</p>																		
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>農地集積協力金について、地域の「人・農地プラン」に基づいて地域ぐるみで行われるため、他の使途への流用は難しいと考えられる。</p> <p>なお、農地は地元の親戚関係で持っているケースも多いため、資金の流用も考えられないことはない。しかし、「人・農地プラン」は大分市農政課が地域とともに作成、農地中間管理機構で「人・農地プラン」について確認が行われており、なおかつ、農業委員等による現地視察も行われており、流用等は難しい状況にあるといえる。</p> <p>また、実際の農地の貸出し実績に基づいて、交付金が支払われており、他の使途への流用は困難である。なお、地代の引き落としや、支払いができません。</p>																		

	<p>かった場合は、農地中間管理機構から市に連絡があることとなっている。 交付金の支払いは適正であり、他の使途に流用されていないと判断する。</p>																
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。 農地集積協力金について、大分県の農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱・農地集積・集約化対策事業要領に基づいて行われている。 大分県の交付要綱・実施要領によると、市町村が事業実施主体として推進することになっており、交付対象経費の交付率は10/10以内となっている。 令和3年度の大分市から農地所有者を含む「地域」への交付金の交付実績、大分市から大分県への交付申請、大分県から大分市への交付実績を確認したところ、適切に10/10が交付されており、大分県への請求手続は適切に行われていると判断できる。</p>																
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>																
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。 交付要件として6年以上の農地の貸出し要件が求められているものの、その契約に基づいて交付されることになるため、実際に6年間経過後に支払われるわけではない。しかも、その交付は一度切りであり、事業期間を定める必要性は無いように思われる。 また、農地集積協力金は国の事業を大分市が事業実施主体となって実施しているため、その事業期間を定めることは難しい。 なお、本事業は令和5年度に終了予定である。</p>																
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。 農地集積協力金について、交付金の交付は対象となる農地につき一度きりであり、同じ農地の所有者に対して所期の目的達成後に継続して支出されることはない。 農地集積協力金の対象となった農地等については以下のとおりである。 なお、農地集積協力金のうち、地域集積協力金は地域に対して交付し、経営転換協力金は農地所有者に対して交付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域集積協力金</td> <td>農地 (ha)</td> <td>7.2</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地 (筆数)</td> <td>107</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地所有者 (地区)</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>			令和2年度	令和3年度	地域集積協力金	農地 (ha)	7.2	3.3		農地 (筆数)	107	24		農地所有者 (地区)	2	2
		令和2年度	令和3年度														
地域集積協力金	農地 (ha)	7.2	3.3														
	農地 (筆数)	107	24														
	農地所有者 (地区)	2	2														

	経営転換協力金	農地 (ha)	0.8	0.4
		農地 (筆数)	8	9
		農地所有者 (人)	2	4
<p>因みに、人・農地プランの作成された農地面積は 836ha である。これは、大分市内の農地面積 3,901ha (2015 農林業センサス (市街化区域以外)) に対して約 21% であることから、農地集積協力金に必要な「人・農地プラン」の作成もあまり進んでいない。</p> <p>以上より、本協力金の具体的な目標等は設定されていないため、所期の目標達成についての判断はできないが、「人・農地プラン」の作成度合いを加味すると、所期の目標達成にはまだ遠く、所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものは存在しないと判断する。</p> <p>次に、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているかについては、本協力金の目標が具体的に定められていないため判断はできないが、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していくという目的の達成は随時行われていると判断できることから、問題は存在しないと判断する。</p>				
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p>			
	<p>農地集積協力金について、地域と大分市が作成した「人・農地プラン」を核に、新たな農業の担い手へ農地を利用集積・集約化が目的であることから、公益性は高いと判断する。</p> <p>但し、実際に本協力金の目標となる農地の担い手への貸出しなどの具体的な目標は定められておらず、内容・金額についての変更の必要性について、具体的な目標設定も含めて検討すべきである。</p> <p>(意見)</p>			
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>			
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p>			
	<p>農地集積協力金について、その選定の基準は特には定められておらず、交付の要件のみが定められているだけである。</p> <p>また、令和 3 年度の交付金の対象となっている農地は一部地域に偏っているものの、これは、交付要件を満たす集積が行われた地域が限られていたことによるものである。</p> <p>ここで、「人・農地プラン」の作成の有無や進捗にあたって、人・農地プランの作成された農地面積は 836ha である。これは、大分市内の農地面積</p>			

	<p>3,901ha (2015 農林業センサス (市街化区域以外)) に対して約 21%であることから、農地集積協力金に必要な「人・農地プラン」の作成も進んでいない。</p> <p>一方、「人・農地プラン」の推進については地域差が大きい原因としては、①相続等により農地所有者が各地に分散していること、②農地によっては栽培する作物が限られ担い手を探しづらい、などが考えられる。</p> <p>また、農地所有者の相続等も頻発していることから、早急に、より積極的に「人・農地プラン」の作成を行うべきである。</p> <p>なお、農地集積協力金の選定そのものの公平性には問題は認められないと判断する。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>農地集積協力金について、令和 2 年度・3 年度の交付実績から、同一地域に偏っているものの、交付金対象者は同一ではなく、問題はないと判断する。</p> <p>但し、同一地域に偏っていることについては、農業委員や農地利用最適化推進委員がそのエリア一帯の農地の取りまとめなどを行うことが多く、また、栽培に適した農地か否か、人・農地プランが作成されているか、地権者の同意を得られやすいか、なども重要になっており、同一地域に偏ることは十分に考えられる。</p> <p>今後は、協力金の存在を市内全域に行き届かせることも必要であると考えるが、農地のマッチング等の際に周知を行っていることを考慮すると、必要な相手に必要な情報が伝わっていると考えられるため、問題はないと判断する。</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>農地集積協力金について、農地の利用集積・集約化、および収益性の高い農業への構造改革に関する目標などが定められていない。</p> <p>本事業は、令和 5 年度で事業終了予定である。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>農地集積協力金について、交付金の交付額の 10/10 を大分県へ請求できることになるため、実質的な大分市の負担はゼロである。</p> <p>そのため、事業の目的である農地の利用集積・集約化、担い手の業務効率化を推し進めるべく、交付金の事業費の抑制は行っていない。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p>

	<p>農地集積協力金について、農地の利用権設定と地域の「人・農地プラン」に基づいて交付されるため、事業費として交付した交付金対象の土地が実際に貸借され、耕作状況などの確認は不要となっている。</p> <p>また、農地中間管理機構による貸借農地を含め、農業委員会は毎年、農地の利用状況調査や日々の農地利用最適化の活動において、管理状況の確認を行っていることから、問題はないと考える。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>農地集積協力金について、大分県の農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱・農地集積・集約化対策事業要領によると、市町村が事業を行うと定められており、民間事業者への委託等は行うことができない。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>農地集積協力金について、他の農地補助関連の補助金等を確認したところ、農地集積協力金のうち地域集積協力金が、大分市単独事業である「農地集積奨励交付金（農地集積推進交付金）」が類似している。このため、重複する場合は、農地集積推進交付金の交付単価を1/2に減額している。</p> <p>なお、地域集積協力金は地域の農地面積の集積率（機構活用率）が一定以上の場合に交付されるのに対し、農地集積推進交付金は1ha以上の集積を交付要件としている点が異なる。</p> <p>以上より、趣旨や目的が重複する補助金等は存在するものの、要綱等で明確に交付基準が定められており、実質的には趣旨や目的が重複する施策は認められないと判断する。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>農地集積協力金について、大分県の農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱・農地集積・集約化対策事業要領によると、事業費の10/10は大分県が負担し、市町村が事業を行うと定められている。</p> <p>一年間に農地所有者へ交付した交付金額について、その全額が大分市から大分県へ適切に請求され、実際に大分県から大分市へ事業費が交付されている。</p> <p>従って、大分市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストは負担していないと判断する。</p>
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合

	<p>いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>農地集積協力金について、担い手への農地の集積・集約化を推進することが目的であるが、その交付金の成果について、本協力金の具体的な目標などは設定されていない。従って、目標の達成度合いは具体的に評価・分析されていない。</p> <p>そこで、担い手への農地の集積の面積について、本協力金の具体的な目標を設定することが重要と考える。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>農地集積協力金について、その事業における交付金の成果についての具体的な目標設定やその検証などは行われていない。</p> <p>本事業は、令和5年度で終了予定である。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>農地集積協力金について、農地を利用集積・集約化して、新たな担い手に貸し出す際、現状では農業委員や農地利用最適化推進委員を通じて、また地域の話合いのもと作成された人・農地プランに基づき、双方の申出をマッチングさせている。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>農地集積協力金について、予算作成に当たっては地域等への聞き取り等をもとに予算化をしている。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (公益性)

農地集積協力金について、地域と大分市が作成した「人・農地プラン」を核に、新たな農業の担い手へ農地を利用集積・集約化が目的であることから、公益性は高いと判断する。

但し、実際に本協力金の目標となる農地の担い手への貸出しなどの具体的な目標は定められておらず、内容・金額についての変更の必要性について、具体的な目標設定も含めて検討すべきである。

・監査要点（有効性）

農地集積協力金について、担い手への農地の集積・集約化を推進することが目的であるが、その交付金の成果について、本協力金の具体的な目標などは設定されていない。従って、目標の達成度合いは具体的に評価・分析されていない。

担い手への農地の集積の面積について、本協力金の具体的な目標を設定することが重要と考える。

（７）「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金

事業名 補助金等の名称	「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金			補助事業
予算費目	項：農業費	目：農業振興費		
根拠法令・要綱等	「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金交付要綱 「おおいたの幸」ブランド化支援事業実施要領			
事業期間	事業開始年度	平成 23 年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	4,298,000	4,298,000	3,700,000
	決算額	586,000	2,455,000	3,454,000
	補助対象者	6 件	8 件	9 件
事業の目的	6 次産業化及び農商工連携に係る新商品の開発、販路拡大等を支援することにより、本市の農林水産物等の地域資源の活用を促進するとともに、地域経済発展に資することを目的とする。			
事業の概要	<p>「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金は、大分市の重点事業であるおおいた産品創出・魅力発信事業の一環として、平成 28 年度に策定された大分市農林水産業振興基本計画に沿って支出されている。平成 28 年度に策定された計画は令和 3 年度に計画期間が終了することから、農林水産業を取り巻く現状と将来の動向を見据え、農業、林業、水産業を総合的かつ横断的に推進し、基幹産業として持続的に発展させるための第 2 次計画を策定している。</p> <p>事業は公募により実施し、研究開発支援事業・商品化促進支援事業・販売力強化支援事業から成る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発支援事業 大分市の農林水産物等の地域資源を活用し、新たな商品化につなげるための調査研究や試作品開発等を支援する（補助率 10/10 以内、限度額 10 万円。但し、大分市 6 次産業化推進品目の場合は 20 万円）。 ・商品化促進支援事業 大分市の農林水産物等の地域資源を活用した新たな商品開発を支援す 			

る(補助率 1/2 以内。但し、大分市 6 次産業化推進品目又は菓子の場合は、2/3。限度額 50 万円)。

・販売力強化支援事業

大分市の農林水産物等の地域資源を活用した新たな商品の販路を新たに県内外へ拡大する取組や商品のブラッシュアップ等を支援する(補助率 1/2 以内、限度額 50 万円)。

但し、令和 3 年度は、令和 2 年度監査意見及びコロナ支援を考慮し、商品化促進支援事業、販売力強化支援事業の補助率は 4/5 以内、限度額 50 万円とした。また、商品化促進支援事業の「菓子」の開発については、補助率を 9/10 とした。

支援の対象は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- ① 本市産の農林水産物等の地域資源を活用した取組であること。
- ② 成果が本市の農林水産業の振興に寄与するものであること。
- ③ 商品化促進支援事業において開発された商品について、ラベル(表面または裏面)もしくはパッケージ等に、本市内産の地域資源を使用していることが分かるように表記すること。

大分市 6 次産業化推進品目は、「おおいたの幸」ブランド化推進会議の意見に基づき、市長が決定するものとする。「おおいたの幸」ブランド化推進会議は年に 2 回開催され、流通販売業、金融機関、商工会議所、農業・漁業団体等から選出された委員で構成されている。

商品化促進支援事業及び販売力強化支援事業を実施する補助事業者は、事業完了年度の翌年度から 3 年間、当該年度における事業の実績について、事業実施状況報告書を作成し、翌年度の 4 月末までに市長に提出しなければならない。

各年度の事業実績は以下の通りである。

	研究開発支援	商品化促進支援	販売力強化支援
令和元年度	2 件	4 件	0 件
令和 2 年度	3 件	3 件	2 件
令和 3 年度	0 件	9 件	0 件

本事業は 6 次産業化商品数を数値目標として設定している。目標指標の目標値と現状値は以下の通りである。

	項目	令和3年度 目標値	令和3年度 現状値	令和8年度 目標値
	6次産業化商品数	50品目	82品目	95品目
監査手続				
監査要点 (法規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。			
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金に関しては、以下の書類の提出及び交付が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おおいたの幸」ブランド化支援事業実施計画認定申請書(事業実施計画) ・「おおいたの幸」ブランド化支援事業実施計画認定通知書 ・「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金交付申請書(事業計画書、収支予算書、消費税課税事業者届出書、市町村税の滞納がないことを証明する書類、法人登記事項証明書、誓約書、その他市長が必要と認める書類) ・「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金交付決定通知書 ・「おおいたの幸」ブランド化支援事業変更承認申請書 ・「おおいたの幸」ブランド化支援事業変更承認通知書 ・「おおいたの幸」ブランド化支援事業実績報告書(事業実績書、収支決算書、消費税課税事業者届出書、その他市長が必要と認める書類) ・「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金確定通知書 ・「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金交付請求書 ・「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助機消費税等仕入れ控除税額確定報告書 <p>補助額の変更がある申請が複数件あるが、「おおいたの幸」ブランド化支援事業変更承認申請書、「おおいたの幸」ブランド化支援事業変更承認通知書の提出交付がないものの、「おおいたの幸」ブランド化支援事業実施要領および「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金交付要綱において、軽微な変更については、変更申請が不要と規定されており、問題は認められない。</p> <p>なお、軽微な変更とは、次に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助対象経費区分において、20%以内の増減となる変更の場合 ② 補助対象経費区分において、20%以上の増減となる変更であるが、研究開発支援事業は1万円以内、商品化促進支援事業及び販売力強化支援事業は5万円以内の増減の変更である場合 ③ 事業目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をも 			

	<p>たらさない事業計画の変更をする場合</p> <p>以上より、必要な決裁書類等について確認を行ったところ、以上の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>交付申請書類等に、日付、金額、使途、条件、写真などにおいて不自然な点は認められず、適切に手続きが行われていると判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>決裁区分に応じた決裁を受けており、また、日付、決裁権限、内容、条件、などに不自然な点は認められず、問題は認められない。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>期間、金額、使途、補助率、条件等、支出の要件判定は、要綱に則って適切に行われており、問題は認められない。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>担当班内にて申請内容の確認や不備の有無は検討され、交付対象者の選定、取引は適切になされている。</p> <p>選定において交付対象者の収支状況は条件とされていない。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>実績確認にあたり、事業実績、事業実施のスケジュール、事業実施方法、販売目標等が記載された事業実績書の提出を受けたうえで、請求書や必要書類に基づいた審査が行われており、問題は認められない。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>経費補助であり、実際の支払い実績に基づいて支出されており、また見積書・請求書・領収書等の証憑書類に問題は認められず、他の使途への流用はないと判断できる。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市単独の補助事業であり、大分県や国の負担はなく、請求手続などは行われていない。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。</p> <p>事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p>

	<p>本補助金は、大分市の重点事業であるおおいた産品創出・魅力発信事業の一環として、平成 28 年度に策定された大分市農林水産業振興基本計画に沿って支出されており、計画の更新に伴い事業が継続されている。</p> <p>事業の目標指標は 6 次産業化商品数を掲げており、令和 3 年度は目標値 50 品目に対し、現状値は 82 品目となっており、事業の目標は達成できているが、計画の更新に伴い目標指標も 95 品目(令和 8 年度)に更新されている。</p> <p>事業継続と目標指標を更新した理由は、農林水産業を取り巻く現状と将来の動向を見据えてとのことであるが、事務事業評価を確認したところ、事業の成果の検証についての記録が乏しく、事業継続の根拠が不明確であるため、事業期間は合理的に設定されていないと判断する。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>本補助金は、大分市の重点事業であるおおいた産品創出・魅力発信事業の一環として、平成 28 年度に策定された大分市農林水産業振興基本計画に沿って支出されており、計画の更新に伴い事業が継続されている。</p> <p>事業の目標指標は 6 次産業化商品数を掲げており、令和 3 年度は目標値 50 品目に対し、現状値は 82 品目となり、事業の目標は達成できている。</p> <p>振興基本計画の更新に伴い目標数値も 95 品目(令和 8 年度)に更新されており、所期の目的は達成されていないため、継続した支出は問題ないと判断できる。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>本補助金は他市町村での実績を参考に補助金額・補助率を設定している。令和 2 年度の大分市包括外部監査にて予算消化率が低いことを意見として挙げ、さらに新型コロナウイルス感染症支援も考慮し、令和 3 年度については、推進品目を廃止して商品化促進支援事業、販売力強化支援事業の補助率を一律 4/5 としたところ、予算消化率が令和 1 年 14%、令和 2 年度 57% から、令和 3 年度 93% へと上昇しており、申請件数も増加した。</p> <p>また、「おおいたの幸」ブランド化推進会議等において、推進品目や補助率の設定は随時検討が行われており、内容・金額について適切に変更されていると判断する。</p>
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>

i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	<p>令和元年度から令和3年度の本補助金の対象者はどの年度でも重複しておらず、対象の選定に疑わしい点はなく、対象者の選定は公平に行われていると判断する。</p> <p>また、本補助金はブランド化推進会議にて審査基準に則って審査を受けており、「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金審査要領、「おおいたの幸」補助金意見記録にも不自然な点はなく、公平に選定が行われていると判断できる。</p>
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。
	<p>前項で述べた通り、令和元年度から令和3年度の本補助金の対象者はどの年度でも重複していないため、問題は認められない。</p>
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	<p>補助金額と負担割合等については、他市町村での実績を参考に補助金額・補助率を設定していることから、一定の合理性は認められる。</p> <p>一方、平成28年度に策定された大分市農林水産業振興基本計画に沿って支出されており、計画の更新に伴い事業が継続されているものの、事業期間についての明確な根拠は認められない。</p> <p>(意見)</p>
ii	事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。
	<p>大分市契約事務規則第41条第2項第1号により、工事その他の請負契約においては、契約金額が20万円以内のときを除き、なるべく2者以上から見積合わせを取ると定められており、規則に則って複数見積が取得されており、事業費を抑制する対策が取られていると判断する。</p>
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	<p>各事業はブランド化推進会議で諮られた後に認定されており、必要性に乏しい事業は無いと判断する。</p> <p>また、経費補助であり、パッケージデザイン費や成分分析費といった支払い実績に基づいた支出であるため、補助金は適切に利用されていると判断できる。</p>
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
	<p>補助事業であるものの、審査を行うにあたり専門家の支援を受けており、</p>

	事業の実施方法は適切に選択されている。
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>他のおおいた産品創出・魅力発信事業について確認したところ、同様の補助金等は確認されず、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されていると判断する。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>本来であれば全額事業者の負担とすべきであるが、地域の農産品の販売促進に資する補助事業であり、地域の農林水産物品の活性化を促進する観点から、大分市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストは負担していないと判断する。</p>
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>事務事業評価を確認したところ、6次産業化商品数を数値目標として設定され、その実績は総合的に整理されている。</p> <p>令和3年度の目標値は達成出来ており、また事業実績報告書の提出を受けているが、事務事業評価には事業成果の検討についての具体的な記録が乏しく、販路の拡大といった目的の達成度合いは具体的に評価・分析などは行われていないと判断する。</p> <p>目標達成に関わらず、本来の目的達成の結果を具体的に評価・分析することが、今後の農林水産業における活性化に寄与するため、商品開発後の販売継続率等の新たな評価指標の設定も必要と考える。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>大分市の重点事業であるおおいた産品創出・魅力発信事業の一環として、平成28年度に策定された大分市農林水産業振興基本計画に沿って支出されている。</p> <p>平成28年度に策定された計画は令和3年度に計画期間が終了することから、農林水産業を取り巻く現状と将来の動向を見据え、農業、林業、水産業を総合的かつ横断的に推進し、基幹産業として持続的に発展させるための第2次計画を策定している。</p> <p>しかし、令和3年度の目標値は達成出来ており、また事業実績報告書の</p>

	<p>提出を受けているが、事務事業評価には事業成果の検討についての具体的な記録が乏しい。</p> <p>また、事業の目的である販路の拡大などの達成状況を直接的に評価できる指標が設定されているわけではなく、支出の具体的な成果の検証や事業の見直し、廃止の検討は必要であると判断する。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>6次産業化商品数の目標指標は概ね達成できているが、事業実施状況報告書を確認したところ、製造を取りやめた補助事業者や前年度の販売実績を下回った補助事業者が散見され、本来の目的である販路の拡大が達成できているとは言い難い。</p> <p>従って、事業の目的達成に最も効果的であるとは言えず、農林水産業者の販路の拡大につながるような施策を考えることが必要である。</p> <p>(意見)</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>令和元年度は予算消化率が13%と低かったにもかかわらず、令和2年度も令和元年度と同額の予算配分であった。</p> <p>しかし、令和3年度は予算配分を下げたことと、推進品目を廃止し、商品化促進支援事業、販売力強化支援事業の補助率を4/5としたことにより、予算消化率は93%へ上昇している。</p> <p>社会情勢に応じて予算配分や負担率を変更させており、慣例に基づいて予算配分が行われているとは言えず、問題は認められない。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点（公益性）

事業の目標指標は6次産業化商品数を掲げており、令和3年度は目標値50品目に対し、現状値は82品目となっており、事業の目標は達成できているが、計画の更新に伴い目標指標も95品目(令和8年度)に更新されている。

事業期間延長と目標指標を更新した理由は、農林水産業を取り巻く現状と将来の動向を見据えてとのことであるが、事務事業評価を確認したところ、事業の成果の検証についての記録が乏しく、事業継続の根拠が不明確であるため、事業期間は合理的に設定されていないと判断する。

・監査要点（経済性）

補助金額と負担割合等については、他市町村での実績を参考に補助金額・補助率を設定していることから、一定の合理性は認められる。

一方、平成28年度に策定された大分市農林水産業振興基本計画に沿って支出されており、計画の更新に伴い事業が継続されているものの、事業期間についての明確な根拠は認められない。

・監査要点（有効性）

令和3年度の目標値は達成出来ており、また事業実績報告書の提出を受けているが、事務事業評価には事業成果の検討についての具体的な記録が乏しく、販路の拡大といった目的の達成度合いは具体的に評価・分析などは行われていないと判断する。

目標達成に関わらず、本来の目的達成の結果を具体的に評価・分析することが、今後の農林水産業における活性化に寄与するため、商品開発後の販売継続率等の新たな評価指標の設定も必要と考える。

平成28年度に策定された計画は令和3年度に計画期間が終了することから、農林水産業を取り巻く現状と将来の動向を見据え、農業、林業、水産業を総合的かつ横断的に推進し、基幹産業として持続的に発展させるための第2次計画を策定している。

しかし、令和3年度の目標値は達成出来ており、また事業実績報告書の提出を受けているが、事務事業評価には事業成果の検討についての具体的な記録が乏しい。

また、事業の目的である販路の拡大などの達成状況を直接的に評価できる指標が設定されているわけではなく、支出の具体的な成果の検証や事業の見直し、廃止の検討は必要であると判断する。

6次産業化商品数の目標指標は概ね達成できているが、事業実施状況報告書を確認したところ、製造を取りやめた補助事業者や前年度の販売実績を下回った補助事業者が散見され、本来の目的である販路の拡大が達成できているとは言い難い。

事業の目的達成に最も効果的であるとは言えず、農林水産業者の販路の拡大につながるような施策を考えることが必要である。

(8) 「おおいた産品創出・魅力発信事業」講演委託料

事業名 補助金等の名称	「おおいた産品創出・魅力発信事業」講演委託料			直接事業
予算費目	項：農業費		目：農業振興費	
根拠法令・要綱等	大分市財務規則及び大分市契約事務規則			
事業期間	事業開始年度	平成 28 年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	9,952,000	11,121,000	10,186,000
	決算額	7,046,570	4,853,419	8,745,840
	委託業務数	18 件	24 件	21 件
事業の目的	<p>「おおいた産品創出・魅力発信事業」講演委託料は大分市の重点事業である、おおいた産品創出・魅力発信事業の一環として、平成 28 年度に策定された大分市農林水産業振興基本計画に沿って支出されており、大分市産品の PR やブランド力の強化を通じて、市産農農林水産物の利用・流通拡大の推進を目的としている。</p>			
事業の概要	<p>平成 28 年度に策定された大分市農林水産業振興基本計画は令和 3 年度に計画期間が終了することから、農林水産業を取り巻く現状と将来の動向を見据え、農業、林業、水産業を総合的かつ横断的に推進し、基幹産業として持続的に発展させるための第 2 次計画を策定している。</p> <p>「おおいた産品創出・魅力発信事業」講演委託料は、6 次産業セミナー開催業務、ブランド加工品 PR、販路拡大トライアル事業等の取組により構成されており、それぞれの取組の目的は以下である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市ブランド等加工品 PR 事業 大分市産農林水産物等の地域資源を活用した魅力ある加工品を、催事等を通じ広く PR することで、販路拡大及び大分市の魅力発信に繋げる。 ・大分市 6 次産業化セミナー 商品開発や販路拡大等の専門家によるセミナーを開催し、食品加工業者等の 6 次産業化にかかる商品開発や販路拡大等の知識を高める。 ・販路開拓トライアル事業 大分産品を常時購入できる常設棚を大都市圏に設置し、販路拡大を目指す商品を販売することで、大都市部で「売れる商品」へとブラッシュアップを図る。 ・レベルアップ商談会 6 次産業化商品を扱う首都圏のバイヤーを招へいし、首都圏への販路 			

拡大を目指す大分都市広域圏の事業者に対しアドバイス等を行うことで、商品のブラッシュアップを図るとともに販路拡大に繋げる。

令和元年度から令和3年度の事業の内訳と実績は以下の通りである。

【令和元年度】

決算額内訳

- ・6次産業化セミナー関係 698千円(3件)
- ・大分市ブランド関係 2,400千円(12件)
- ・レベルアップ商談会関係 267千円(1件)
- ・その他製品PR関係 3,683千円(2件)

【令和2年度】

決算額内訳

- ・6次産業化セミナー関係 614千円(3件)
- ・大分市ブランド関係 2,583千円(9件)
- ・レベルアップ商談会関係 136千円(6件)
- ・その他製品PR関係 1,522千円(6件)

※新型コロナウイルス感染拡大により、催事やトップセールスの開催、展示商談会への出展等できず、予算消化率が43.6%と低くなっている。

【令和3年度】

決算額内訳

- ・6次産業化セミナー関係 892千円(3件)
- ・大分市ブランド関係 2,750千円(14件)
- ・レベルアップ商談会関係 200千円(2件)
- ・販路開拓トライアル事業関係 4,906千円(2件)

おおいた産品創出・魅力発信事業は、6次産業化商品数、大分市ブランド(Oita Birth)認証数、大分市ブランド(Oita Birth)販売額※を数値目標として設定している。(※1認証加工品当たりの平均)

なお、評価指標の目標値と現状値は以下の通りである。

項目	令和3年度 目標値	令和3年度 現状値	令和8年度 目標値
6次産業化商品数	50品目	82品目	95品目
大分市ブランド認証数	48品目	49品目	70品
大分市ブランド販売額	2,828千円	2,457千円	3,300千円

各小事業のうち、販路開拓トライアル事業では、東京・大阪の店舗に構え

	<p>る大分市コーナーでの月別の売上げが、コーナー運営委託料の1か月平均である215千円を超えること、レベルアップ商談会ではエントリー事業者数、6次産業化セミナーでは参加人数といった評価指標を設定している。</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	<p>各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。</p>
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>講演委託料に係るマニュアルや要綱・要領は存在しないが、予算の執行は大分市財務規則及び大分市契約事務規則に則って行われている。</p> <p>必要な決裁書類等について確認を行ったところ、必要な書類は揃っており、問題は認められない。</p> <p>また、見積依頼書が出力されている案件と出力されていない案件があった。当該帳票の出力に関する規定・様式は存在せず、出力は任意であるため、問題は認められない。</p>
	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、用途、条件、現地写真など）。</p> <p>交付申請書類等に、日付、金額、用途、条件、現地写真などにおいて不自然な点は認められず、適切に手続きが行われていると判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>決裁区分に応じた決裁を受けており、また、日付、決裁権限、内容、条件などに不自然な点は無く、問題は認められない。</p>
	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、用途、補助率、条件など）。</p> <p>支出の要件判定は、大分市財務規則及び大分市契約事務規則に則って行われており、期間、金額、用途、条件などに問題は認められない。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>各契約において、事業や業者の特性、過去の実績等の観点から総合的に選定が行われており、また、大分市財務規則及び大分市契約事務規則に則って行われており、問題は認められない。</p> <p>また、選定において交付対象者の収支状況は条件とされていない。</p>
	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>業務の遂行に当たって大分市が仕様書を作成しており、契約金額が30万円を超える場合は、検査調書や業務完了通知書等により、仕様書に則った業務が行われていることを確認している。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>業務の遂行に当たって大分市が仕様書を作成しており、契約金額が30万円を超える場合は、検査調書や業務完了通知書等により、仕様書に則った業務が行われていることを確認している。</p>

	<p>また、契約金額が 30 万円以内の場合は、検査調書の作成が省略できると契約事務規則第 21 条に規定されており、この場合でも担当職員の立合いや、委託業者からの簡易な報告書、製作物の納品等により、業務完了の確認を行っており、実績確認や報告は適時・適切に行われていると判断する。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p>
	<p>大分市が作成する仕様書に基づく業務委託であり、また、検査調書や業務完了通知書等、担当職員の立合いや、委託業者からの簡易な報告書、製作物の納品等から仕様書に則った業務が行われていることを確認しており、他の使途への流用はないと判断できる。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p>
	<p>大分市単独の事業であり、大分県や国の負担はなく、請求手続きなどは行われていない。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p>
	<p>平成 28 年度の農林水産業振興基本計画に基づき実施され、また令和 3 年度に計画期間が終了することから、農林水産業を取り巻く現状と将来の動向を見据え、農業、林業、水産業を総合的かつ横断的に推進し、基幹産業として持続的に発展させるための第 2 次計画が策定され、引き続き事業が実施される。</p> <p>本事業の 6 次産業化セミナー関係、レベルアップ商談会関係、販路開拓トライアル事業関係の各小事業の支出先はセレクトショップ、商社等であるが、それらの企業から大分市内の農林水産業者等が商品に関するアドバイスを受けている。アドバイスを受けることができる農林水産業者は、支出先企業からの選択により一定ではないため、継続的に事業を行う必要があると考えられ、事業期間の定めがないことに問題はないと判断する。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p>
	<p>令和 8 年度の目標指標を達成できるよう、効率的に事業を実行していく必要がある。</p> <p>令和 3 年度の経過目標は達成できており、現時点では目的達成に向けて、効果的に支出がなされていると判断する。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性な</p>

	<p>どは認められないか。</p> <p>おおいた産品創出・魅力発信事業の令和3年度の目標指標は概ね達成できているものの、農林水産物の6次産業化・ブランド化は大分市の重点推進項目であるため、講演委託料の支出には一定の公益性は認められ、内容・金額については妥当であると判断する。</p>
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>セミナー開催業務(6次産業化セミナー関係)や、一部製作業務(大分市ブランド関係)では、入札参加有資格者名簿に登録のある業者から数社の見積選定業者を選定した上で見積を取得し、最低価格の業者へ依頼をしており、交付対象者の選定、取引は適切に実施されていると考えられる。</p> <p>一方、平成29年から随意契約で同じ業者が選定されている業務があるが、過去に作製したものに追加しながら作製するという業務内容に照らし合わせると、毎年新規の業者に委託するより費用は抑えることができるため、対象者の選定に問題はないと判断する。</p> <p>その他の業務に関しては、事業や業者の特性、過去の実績等の観点から総合的に選定が行われており、また、大分市契約事務規則に則って行われており、問題は認められない。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>委託の相手先の選定方法は、委託する業務の仕様書の内容を踏まえ、各々の業者の特性や履行能力を総合的に勘案し大分市契約事務規則に則って決定しており、選定先は毎年同一でもないことから、問題は認められない。</p> <p>販路開拓トライアル事業は、令和2年9月から開始した事業であり、事業開始以降、毎月同じ事業者へ支出しているが、これは東京・大阪の店舗内に大分市コーナーを設けるという事業の特性上、支出先が同一になるのはやむを得ない。しかし、事業の効果が認められない場合は、支出先の選定を見直す必要がある。</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の用途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>本事業は、大分市で作成された仕様書に基づく業務委託であり、事業は仕様書に則って行われていることを確認した。</p> <p>「おおいた産品創出・魅力発信事業」は6次産業化商品数、大分市ブランド認証数、大分市ブランド販売額を目標指標とし、また、6次産業化セミナー</p>

	<p>関係、レベルアップ商談会関係、販路開拓トライアル事業関係の各小事業においても評価指標を設定して事業の評価を行っており、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定されていると判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>大分市契約事務規則第 41 条にて、随意契約によろうとする場合は、なるべく 2 者以上から見積書を徴さなければならないと定められている。</p> <p>契約の特殊性により契約の相手方が特定される時は除くと規定されており、本事業ではこれに該当するため、見積合わせの取得はなく、対象者からの見積書に従って契約をしていた。</p> <p>この場合でも金額の妥当性について検証しており、事業費を抑制する対策は取られていると判断する。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>おおいた産品創出・魅力発信事業の一環として、大都市圏の販売店や商社等のバイヤーを招へいし、商談とともに広域圏内の事業者に対しアドバイス等することで、既存商品のブラッシュアップ、新商品開発や販路拡大に繋げることが目的であることから、公益的な役割を担っていると考えられる。よって、本事業は明らかに必要性に乏しい事業とは言えない。</p> <p>また、大分市の作成する仕様書に基づいて支出されており、適切に支出されていると判断する。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>各々の業務内容は、専門的な知識を必要とするものであり、民間業者へ委託することは適切であると判断する。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>他のおおいた産品創出・魅力発信事業について確認したところ、同様の補助金等は確認されず、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されていると判断する。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>大分市の仕様書に基づく業務委託であり、申請時に見積書の提出もあるため、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないと判断する。</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>

i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>おおいた産品創出・魅力発信事業では、6次業化商品数、大分市ブランド認証数、大分市ブランド販売額を評価指標として設定している。また、各小事業のうち、販路開拓トライアル事業では、東京・大阪の店舗に構える大分市コーナーでの月別の売上げが、コーナー運営委託料の1か月平均である215千円を超えること、レベルアップ商談会ではエントリー事業者数、6次産業化セミナーでは参加人数といった評価指標を設定している。</p> <p>事務事業評価を確認したところ、事業費の実績、評価指標の達成状況は総合的に整理されているが、事業の成果の具体的な検証の記録が乏しく、また、次年度予算の方向性の評価や優先度の評価において、その評価をした理由が記載されていない。</p> <p>事業費の成果の検証を具体的にを行い、その上で次年度予算や優先度の評価を行うべきである。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>本事業では、6次業化商品数、大分市ブランド認証数、大分市ブランド販売額を評価指標として設定している。また、各小事業のうち、販路開拓トライアル事業では、東京・大阪の店舗に構える大分市コーナーでの月別の売上げが、コーナー運営委託料の1か月平均である215千円を超えること、レベルアップ商談会ではエントリー事業者数、6次産業化セミナーでは参加人数といった評価指標を設定している。</p> <p>事務事業評価を確認したところ、事業を行った具体的な成果に関する記録が乏しい。</p> <p>このため支出の成果の具体的な検証ができておらず、事業の見直しや廃止の検討が適切にされていないと判断する。事業の効果を具体的に評価し、支出の効果を具体的に検討すべきである。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>事務事業評価を確認したところ、事業費の実績、評価指標の達成状況は総合的に整理されているが、具体的な成果の検証が行われておらず、また、次年度予算の方向性の評価や優先度の評価において、その評価をした根拠の記録が乏しい。このため、事業の手法や実施内容が最も効果的であるかの判断ができない。</p> <p>成果の評価を適切に行い、最も効果的な手法の検討を行うことが望まし</p>

	<p>い。</p> <p>(意見)</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p>
	<p>予算配分は予算編成時に新年度に実施する内容の精査を行い、参考見積書などを徴収して予算額を決定しているが、事務事業評価を確認したところ、事業費の実績、評価指標の達成状況は総合的に整理されているが、具体的な成果の検証が行われていない。</p> <p>また、次年度予算の方向性の評価や優先度の評価において、その評価をした理由が記載されていない。</p> <p>事業の成果の評価・分析を適切に具体的にを行った上で、予算配分を検討すべきである。</p> <p>(意見)</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (有効性)

おおいた産品創出・魅力発信事業では、6次業化商品数、大分市ブランド認証数、大分市ブランド販売額を評価指標として設定している。また、各小事業のうち、販路開拓トライアル事業では、東京・大阪の店舗に構える大分市コーナーでの月別の売上げが、コーナー運営委託料の1か月平均である215千円を超えること、レベルアップ商談会ではエントリー事業者数、6次産業化セミナーでは参加人数といった評価指標を設定している。

事務事業評価を確認したところ、事業費の実績、評価指標の達成状況は総合的に整理されているが、事業の成果の具体的な検証の記録が乏しく、また、次年度予算の方向性の評価や優先度の評価において、その評価をした理由が記載されていない。

事業費の成果の検証を具体的にを行い、その上で次年度予算や優先度の評価を行うべきである。

事務事業評価を確認したところ、事業を行った具体的な成果に関する記録が乏しい。

このため支出の成果の具体的な検証ができておらず、事業の見直しや廃止の検討が適切にされていないと判断する。事業の効果を具体的に評価し、支出の効果を具体的に検討すべきである。

事務事業評価を確認したところ、事業費の実績、評価指標の達成状況は総合的に整理されているが、具体的な成果の検証が行われておらず、また、次年度予算の方向性の評価や優先度の評価において、その評価をした根拠の記録が乏しい。このため、事業の手法や実施内容が最も効果的であるかの判断ができない。

成果の評価を適切に行い、最も効果的な手法の検討を行うことが望ましい。

予算配分は予算編成時に新年度に実施する内容の精査を行い、参考見積書などを徴収して予算額を決定しているが、事務事業評価を確認したところ、事業費の実績、評価指標の達成状況は総合的に整理されているが、具体的な成果の検証が行われていない。

また、次年度予算の方向性の評価や優先度の評価において、その評価をした理由が記載されていない。

事業の成果の評価・分析を適切に具体的にを行った上で、予算配分を検討すべきである。

(9) おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金

事業名 補助金等の名称	おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金			補助事業
予算費目	項：農業費	目：農業振興費		
根拠法令・要綱等	大分市おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金交付実施要領			
事業期間	事業開始年度	平成 25 年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	8,000,000	9,000,000	8,600,000
	決算額	4,920,023	8,120,717	8,476,076
事業の目的	<p>おおいたマルシェを円滑に実施することを目的として設立されたおおいたマルシェ実行委員会(平成 26 年 6 月 3 日設立)に対し交付する補助金である。</p> <p>おおいたマルシェとは、大分市で育まれた「おおいたの食」と農林水産物の「地産地消」をテーマとし、市民をはじめとする来場者に、それら製品の情報発信と地産地消の啓発を図る目的で開催する。</p>			
事業の概要	<p>おおいたマルシェを円滑に実施することを目的として設立されたおおいたマルシェ実行委員会(平成 26 年 6 月 3 日設立)に対し交付する補助金である。</p> <p>補助対象経費は、委員会の運営に要する経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費 ・旅費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・工事請負費 ・原材料費 ・備品購入費 ・負担金、補助及び交付金 			

<p>・その他市長が必要と認めた経費</p> <p>補助金の額は、補助対象経費の10/10以内の額とし、予算の範囲内で、概算払いの方法により交付する。</p> <p>事業評価の指標として来場者数を掲げており、目標と実績は以下の通りである。</p>			
年度	目標(人)	実績(人)	会場
令和元年度	35,000	22,284	大分駅府内中央口広場
令和2年度	35,000	8,436	大分いこいの道広場
令和3年度	25,000	10,837	大分いこいの道広場

監査手続

監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金に関しては、以下の書類の提出及び交付が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金交付申請書(事業計画書、収支予算書、委員会の規約、定款その他これらに準ずる書類) ・おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金交付決定通知書 ・おおいたマルシェ実行委員会運営費事業実績報告書兼概算払精算書(事業実績書、収支決算書等) ・おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金交付確定通知書 ・おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金概算交付通知書 <p>以上より、必要な決裁書類等について確認を行ったところ、以上の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p>
	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>交付申請書類に、日付、金額、使途、条件などにおいて不自然な点は認められず、適切に手続きが行われていると判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>決裁区分に応じた決裁を受けており、また日付、決裁権限、内容、条件、等にも不自然な点は認められず、問題は認められない。</p>
	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p>
iv	

	<p>おおいたマルシェ実行委員会が事業実績報告書兼概算払精算書や事業実績書に添付している差引簿や領収書内に、補助対象外となる経費は見当たらず、補助金は正しく使用されていると考えられる。</p> <p>また、収支の都度、おおいたマルシェ実行委員会の事務局として農政課内で決裁を行っており、支出の要件判定は適切に行われていると判断できる。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金交付要領にて、おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金は、おおいたマルシェを円滑に実施することを主たる目的として設立されたおおいたマルシェ実行委員会に対し交付することが定められている。</p> <p>したがって、交付対象者としての選定に問題は認められない。</p> <p>対象者の収支状況については、監事による会計監査が終了した後、おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金確定通知書発行後、支出されずに残った全額が大分市へ戻入されており、収支状況の把握は適切に行われている。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>事業終了後に、事業実績報告書兼概算払精算書が事業実績書、収支決算書とともに提出されており、監事による会計監査も行われている。</p> <p>このため、事業費や補助金等の実績確認や報告は適切に行われていると判断できる。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の用途に流用されていないか。</p> <p>おおいたマルシェ実行委員会が事業実績報告書兼概算払精算書や事業実績書に添付している差引簿中に、補助対象外となる経費は見当たらず、補助金は正しく使用されていると考えられる。</p> <p>また、収支の都度、農政課内で決裁が行われており、他の用途への流用はなく、問題は認められない。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市単独の補助事業であり、大分県や国の負担はなく、請求手続などは行われていない。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。</p> <p>事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>平成 25 年度に事業が開始され、令和 3 年度までに 12 回のおおいたマルシェが開催された。</p>

	<p>製品の情報発信と地産地消の啓発を図る絶好の機会であり、大分市民へのおおいたマルシェ開催の定着も進み、出店者からも好意的な意見が寄せられ、公益性は高いと判断できる。</p> <p>しかし、おおいたマルシェの評価指標は来場者数を設定しているが、令和元年度から令和3年度のどの年度でも評価指標を達成できておらず、地産地消にかかる情報発信及び啓発を図るという事業の目的に照らし合わせて、事業が継続される根拠が不明確である。</p> <p>事業の見直しを適切に行い、事業期間についても合理的に設定すべきである。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>おおいたマルシェの評価指標は来場者数を設定しているが、令和1年度から令和3年度のどの年度でも評価指標を達成できていないため、地産地消にかかる情報発信及び啓発を図るという事業の目的を達成できているとは判断できない。</p> <p>目的を達成できないのであれば、公益性の観点からおおいたマルシェは予算、内容、期間の見直しをすべきであり、目的を達成できる新規事業を創出することが望ましい。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>おおいたマルシェの評価指標は来場者数を設定しているが、令和元年度から令和3年度のどの年度でも評価指標を達成できておらず、地産地消にかかる情報発信及び啓発を図るという事業の目的を達成できているとは判断できない。</p> <p>事業を継続する場合は、適切に事業を見直し、内容・金額についても変更する必要があると考える。</p> <p>(意見)</p>
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>おおいたマルシェの運営・設営業務委託業者は、令和元年度は指名競争入札、令和2年度と令和3年度は公募型プロポーザル方式にて選定されている。</p> <p>選定と選定の記録の保管はおおいたマルシェ実行委員会が行っている</p>

	<p>が、農政課が選定の記録の閲覧後、補助金確定通知を行っている。</p> <p>このため、公平な選定、入札が行われていると判断でき、問題は認められない。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>令和2年度と令和3年度の運営・設営業務委託業者は同一であるが、令和元年度は指名競争入札、令和2年度と令和3年度は公募型プロポーザル方式にて選定が行われており、問題は認められないと判断する。</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>毎年の補助金の実績額と来場者数を比較したところ特段の関係性は認められず、金額、事業期間は合理的な根拠をもって算定されたか不明である。</p> <p>適切に事業を見直し、金額、事業期間等についても合理的に算定すべきである。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>おおいたマルシェ実行委員会における魅力的且つ効果的な提案及び円滑な運営を行う事業者を選定する方法としては、事業費の上限額を設定した公募型プロポーザル方式が適当であり、事業費を抑制できていると考えられる。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>おおいたマルシェは市民参加型のイベントであり、明らかに必要性の乏しい事業とはいえない。</p> <p>また、補助金として支出した事業費はマルシェの開催にあたり適切に使われており、問題は認められない。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>おおいたマルシェのようなイベントを市直営で実施するのは難しく、おおいたマルシェ実行委員会へ支出することは適切であると考えられる。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>他の地産地消推進関連事業等を確認したところ、同様の補助金等は確認されず、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されていると判断する。</p>

vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>おおいたマルシェ実行委員会が保管している差引簿を閲覧した結果、支出は適正に管理されており、不要な経費の支出の負担はないと判断できる。</p>
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>おおいたマルシェの評価指標は来場者数を設定しているが、令和元年度から令和3年度のどの年度でも評価指標を達成できていない。</p> <p>事務事業評価を確認したところ、事業の効果の検証についての具体的な記載に乏しく、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されていないと考えられる。</p> <p>来場者数やアンケート以外に、事業を直接的に評価できる評価指標を追加設定するなど、目標の達成度合いの具体的な評価・分析をすることが望ましい。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>事務事業評価を確認したところ、事業の効果の検証についての具体的な記載に乏しく、その記録も明確に残されていない。</p> <p>従って、事業の見直しが適切に行われているか判断できない。</p> <p>支出の成果を正しく検証し、事業の見直しや廃止を検討すべきである。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>おおいたマルシェの評価指標は来場者数を設定しているが、令和元年度から令和3年度のどの年度でも評価指標を達成できておらず、地産地消にかかる情報発信及び啓発を図るという事業の目的を達成できているか判断できない。</p> <p>また、事務事業評価を確認したところ、事業の効果の具体的な検証についての記載が認められない。</p> <p>これらのことから、事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるのかの判断ができない。</p> <p>事業の効果を具体的に検証し、目標達成に最も効果的な手法に改めるべきである。</p> <p>(意見)</p>

	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p>
iv	<p>開催時期や開催場所に関係なく、毎年一定の範囲内で予算が設定されている。</p> <p>また、評価指標となる来場者数を設定しているが、令和元年度から令和3年度のどの年度でも評価指標を達成できていない。</p> <p>従って、過去からの慣例として予算配分が行われていると判断せざるを得ない。おおいたマルシェの目的と目標を明確化・具体化し、補助金支出の必要性を判断していく必要がある。</p> <p>(意見)</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・ 監査要点 (公益性)

おおいたマルシェの評価指標は来場者数を設定しているが、令和元年度から令和3年度のどの年度でも評価指標を達成できていないため、地産地消にかかる情報発信及び啓発を図るとい事業の目的を達成できているとは判断できない。

目的を達成できないのであれば、公益性の観点からおおいたマルシェは予算、内容、期間の見直しをすべきであり、目的を達成できる新規事業を創出することが望ましい。

おおいたマルシェの評価指標は来場者数を設定しているが、令和元年度から令和3年度のどの年度でも評価指標を達成できておらず、地産地消にかかる情報発信及び啓発を図るとい事業の目的を達成できているとは判断できない。

事業を継続する場合は、適切に事業を見直し、内容・金額についても変更する必要があると考える。

・ 監査要点 (経済性)

毎年の補助金の実績額と来場者数を比較したところ特段の関係性は認められず、金額、事業期間は合理的な根拠をもって算定されたか不明である。

適切に事業を見直し、金額、事業期間等についても合理的に算定すべきである。

・ 監査要点 (有効性)

おおいたマルシェの評価指標は来場者数を設定しているが、令和元年度から令和 3 年度のどの年度でも評価指標を達成できていない。

事務事業評価を確認したところ、事業の効果の検証についての具体的な記載に乏しく、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されていないと考えられる。

来場者数やアンケート以外に、事業を直接的に評価できる評価指標を追加設定するなど、目標の達成度合いの具体的な評価・分析をすることが望ましい。

事務事業評価を確認したところ、事業の効果の検証についての具体的な記載に乏しく、その記録も明確に残されていない。

従って、事業の見直しが適切に行われているか判断できない。

支出の成果を正しく検証し、事業の見直しや廃止を検討すべきである。

おおいたマルシェの評価指標は来場者数を設定しているが、令和元年度から令和 3 年度のどの年度でも評価指標を達成できておらず、地産地消にかかる情報発信及び啓発を図るといふ事業の目的を達成できているか判断できない。

また、事務事業評価を確認したところ、事業の効果の具体的な検証についての記載が認められない。

これらのことから、事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるのかの判断ができない。

事業の効果を具体的に検証し、目標達成に最も効果的な手法に改めるべきである。

開催時期や開催場所に関係なく、毎年一定の範囲内で予算が設定されている。

また、目標となる来場者数を設定しているが、令和元年度から令和 3 年度のどの年度でも評価指標を達成できていない。

過去からの慣例として予算配分が行われていると判断せざるを得ない。おおいたマルシェの目的と目標を明確化・具体化し、補助金支出の必要性を判断していく必要がある。

(10) 地産地消推進事業費補助金

補助金等の名称	地産地消推進事業費補助金			補助事業
予算費目	項：農業費		目：農業振興費	
根拠法令・要綱等	大分市地産地消推進事業費補助金交付要綱			
事業期間	事業開始年度	平成 24 年度	事業終期年度	終期の設定なし
	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額・決算額の推移	当初予算	3,692,000	212,000	212,000
	決算額	2,500,000	33,000	135,300
	補助件数	1	1	1

事業の目的	<p>地元農林水産物の地元における消費の拡大を図ることにより、地域における農林水産物を活性化し、食料自給率を高めることを目的として行われる各種地産地消推進に係る事業に対し、補助金を交付する。</p>			
事業の概要	<p>地元農林水産物の地元における消費の拡大を図ることにより、地域における農林水産物を活性化し、食料自給率を高めることを目的として行われる各種地産地消推進に係る事業に対し、補助金を交付する。</p> <p>補助対象事業の種目、補助対象者、補助率は以下の通りである。</p>			
	補助対象 事業の種目	補助対象者	補助対象経費	補助率
	市民ふれあい農園整備 運営事業	市民農園整備促進法 (平成2年法律第44号) 第7条第1項による認定を受けた者。	市民農園整備に要する 経費で次に掲げるもの (1)開設に伴う整備に 要する経費 (2)閉園に伴う再整備 に要する経費(開設の 日から10年以上経過 した農園に限る。) (3)その他必要と認め られる経費	補助対象経 費の1/2以 内(250万円 を限度とす る。)
市民農園利 用促進支援 事業	市民農園整備促進法第 7条第1項の規定によ る認定を受けた者又は 特定農地貸付けに関す る農地法等の特例に関 する法律(平成元年法 律第58号)第3条第1 項による承認を受けた 者。(ただし、農業協同 組合を除く。)	市民農園の利用促進に 要する経費で次に掲げ るもの (1)広報宣伝に必要と なる消耗品の購入費及 び委託費 (2)その他市民農園の 利用促進に必要と認め られる経費	補助対象経 費の1/3以 内(10万円 を限度とす る。)	

	<p>地産地消推進施設整備事業</p>	<p>大分市内に住所又は事務所(本店、または支店)を有する、農林水産業者又は次の各号の要件を満たす者であって、農林水産業者等で組織する団体(農業協同組合及び漁業協同組合を除く。以下同じ。)、農業生産法人若しくはNPO法人</p> <p>(1)3戸以上の農林水産業者で構成していること。</p> <p>(2)代表者の定めがあり規約等の整備をしていること。</p> <p>(3)その構成員の過半数が市内に住所を有すること。</p>	<p>農林水産物直売所又は食品加工所の新築、増築又は改築(この補助金を受けて建築したものに係る改築を除く。)に要する経費その他これらに付随する経費で次に掲げるもの</p> <p>(1)土地測量設計費及び造成費</p> <p>(2)建物本体工事費、設備工事費(電気、給排水、空調設備等)、設計管理費及びその他建物工事に必要な諸経費(外構工事費は除く。)</p> <p>(3)建物の新築、改築又は増築に併せて行う農林水産物又は農林水産物等加工食品の製造、保管、情報管理等に係る機械・機器等の購入費</p>	<p>補助対象経費(農林水産物直売所と食品加工所を併設する場合、両者の補助対象経費合計額)の1/2以内(250万円を限度とする。)</p>
	<p>地産地消推進活動支援事業</p>	<p>大分市内に住所又は事務所(本店、または支店)を有する、農林水産業者又は次の各号の要件を満たす者であって、農林水産業者等で組織する団体(農業協同組合及び漁業協同組合を除く。以下同じ。)、農業生産法人若しくは</p>	<p>農林水産物若しくは農林水産物等加工食品の販売促進、製造等又は農産物直売所若しくは食品加工所の効率的な運営のために要する経費で次に掲げるもの</p> <p>(1)広報宣伝に必要となる消耗品の購入費及び委託費</p>	<p>補助対象経費の1/3(50万円を限度とする。)</p>

		<p>NPO法人</p> <p>(1)3戸以上の農林水産業者で構成していること。</p> <p>(2)代表者の定めがあり規約等の整備をしていること。</p> <p>(3)その構成員の過半数が市内に住所を有すること。</p>	<p>(2)農林水産物又は農林水産物等加工食品の製造、保管、情報管理等に係る機材等の購入費</p> <p>(3)朝市等の開催に必要となる機材等の購入費</p> <p>(4)その他農林水産物直売所又は食品加工所における活動に必要と認められる経費</p>	
<p>年度により予算額、決算額に変動があるが、毎年2月(か3月)に加工所及び直売所を対象に実態調査を実施して、加工所や生産者から意見を受けることで、本補助金へのニーズは随時把握を行い、それらに基づいて予算配分、予算要求を行っている。</p> <p>前身事業としての「大分市ふれあい交流施設整備事業補助金」(平成10年から)、「大分市ふれあい農産物加工品開発事業費補助金」(平成11年度から)の事業開始から併せて20年以上経過し、さらに、申請件数の減少や直売所のインショップ化等により事業の必要性や効果が弱まったことや、加工所や生産者から要望は上がっているものの、具体的な補助内容の決定に至っていないことから、本補助金は令和4年度より予算要求を休止している。</p> <p>また、市民ふれあい農園整備運営事業は平成30年度、市民農園利用促進事業は平成26年度の給付を最後に休止している。</p> <p>補助金の交付を受けた者は、補助金交付日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間、毎年度の末日までに、事業の実施状況を市長に報告しなければならないと定められている。但し、市民農園利用促進支援事業及び地産地消推進活動支援事業に係る消耗品の購入費についてはこの限りではない。</p> <p>なお、直売所の販売金額を以って地元農林水産物の地元における消費の拡大の指標としている。</p> <p>令和3年度の直売所販売金額目標値を30億円と設定し、令和2年度現状値は30.3億円、令和3年度現状値は30.9億円であった。</p>				
監査手続				
監査要点	各種事務は、関係法令(地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等)に従			

(合規性)	い、公平かつ適切に実施されているか。
i	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。
	<p>地産地消推進事業費補助金に関しては、以下の書類の提出及び交付が必要である。</p> <p>① 補助金交付申請書(事業計画書、収支予算書、組織の規約等、誓約書、補助対象者要件を証するもの等)</p> <p>② 補助金交付決定通知書</p> <p>③ 事業実績報告書</p> <p>④ 補助金交付確定通知書</p> <p>⑤ 補助金概算交付通知書</p> <p>⑥ 消費税等仕入控除税額確定報告書</p> <p>⑦ 誓約書</p> <p>以上より、必要な決裁書類等について確認を行ったところ、以上の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p>
ii	補助金の書類に不自然な点はないか(日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
	<p>令和3年度の補助金申請で、交付申請書の提出日と交付決定通知書の発行・支出負担行為決議書の決裁日が同じものがあるが、事務手続き上、支出負担行為決議書の決裁日と交付決定日が同日になっても問題はない。また、交付申請書は決裁回覧により申請内容が適正であることが確認されている。</p> <p>日付、金額、使途、条件、現地写真などにおいて不自然な点は認められず、適切に手続きが行われていると判断する。</p>
iii	事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか(日付、決裁権限、内容、条件、入札など)。
	決裁区分に応じた決裁を受けており、また、日付、決裁権限、内容、条件などに不自然な点は無く、問題は認められない。
iv	補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか(期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	<p>補助対象者要件を満たすことを示す書類の添付があり、補助対象者であることの確認を行っている。</p> <p>また、対象経費の判定、補助率の決定も要綱に則って行われており、問題は認められない。</p>
v	補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。
	<p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>交付対象者の選定時に審査会等の開催は無いが、担当班内にて申請内容</p>

	<p>の確認や不備の有無は検討され、適切に選定されている。</p> <p>収支状況に関しては、大分市が毎年2月(か3月)に加工所及び直売所を対象に行う実態調査で把握されている。</p> <p>よって、交付対象者の選定、取引や、対象者の収支状況等の把握に関して、問題はないと判断できる。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>令和2年度、令和3年度は地産地消推進活動支援事業に対する補助金のみの交付で、各年度の実施状況報告は不要である。また、実績確認は必要書類に基づいた確認が行われており、問題は認められない。</p> <p>令和元年度は地産地消推進施設整備事業が1件あり、令和2年度と令和3年度の実施状況報告書の提出を確認した。</p> <p>しかし、補助金交付日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間、毎年度の末日までに、事業の実施状況を市長に報告しなければならないと要綱で定められているものの、実施状況報告書の内容が年度ごとの報告となっており、年度の末日までの提出が出来ていない。</p> <p>提出期限に係る要綱の定めを変更すべきである。</p> <p>(意見)</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>令和元年度に地産地消推進施設整備事業の利用が1件あり、その実施状況報告書を確認したところ、令和2年度、令和3年度と試験製造を続けたものの、販売には至らず、申請時の令和2年度販売予定商品数を達成できていない事業者があった。</p> <p>平成24年以降の地産地消推進施設整備事業の事業実施報告書を確認し、5件の事業を把握したところ、製造目標・販売目標を達成できていない事業が散見されるも、いずれも申請から5年目の収支は申請時点より改善しており、補助金を利用して整備した施設の使用状況に問題はないと推察される。</p> <p>実施状況報告を受けて、担当課は目標を達成できていない事業者へ口頭にて申請に沿った事業展開の必要性を伝えているが、現地確認等は行っておらず、補助金を利用して整備した施設が他に流用されてしまう可能性も考えられる。</p> <p>実施状況報告を受けて、担当課は目標を達成できていない事業者に対しては、必要に応じてヒアリングや現場確認を行うべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>令和2年度、令和3年度は地産地消推進活動支援事業の利用があったが、</p>

	<p>経費補助である上、取得した物品は特定の用途に限定されるものであったため、他の用途への流用はないと判断できる。</p> <p>市民ふれあい農園整備運営事業、市民農園利用促進事業については、事業休止中ではあるが、毎年農園の利用状況を把握している。</p> <p>農園によりばらつきはあるものの、ふれあい農園の設置区画数に対する利用区画数は概ね 80%で推移しており、他の用途への流用はないと判断できる。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市単独の補助事業であり、大分県や国の負担はなく、請求手続きなどは行われていない。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>前身事業としての「大分市ふれあい交流施設整備事業補助金」(平成 10 年から)、「大分市ふれあい農産物加工品開発事業費補助金」(平成 11 年度から)の事業開始から併せて 20 年以上経過し、さらに、申請件数の減少や直売所のインショップ化等により事業の必要性や効果が弱まったことや、加工所や生産者から要望は上がっているものの、具体的な補助内容の決定に至っていないことから、本補助金は令和 4 年度より予算要求を休止している。</p> <p>事業の目標指標は達成できており、事業の終了を含め、事業期間を合理的に設定する必要がある。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>地元農林水産物の地元における消費の拡大を図ることにより、地域における農林水産物を活性化し、食料自給率を高めることを目的としている。</p> <p>平成 28 年策定の大分市農林水産業振興基本計画内で、令和 3 年度の直売所販売金額目標値を 30 億円と設定し、令和 2 年度現状値は 30.3 億円、令和 3 年度現状値は 30.9 億円であり、直売所販売金額においては地元における地元農林水産物の消費拡大という目的は達成できていると考えられる。</p> <p>食料自給率に関しては、数値化が難しく目標設定ができていないが、直売所販売金額の増加より、食料自給率についても高まっていることを推察で</p>

	<p>きる。</p> <p>このことから、目的を達成するために効果的に補助金は支出されてきており、事業目標は達成しているため、社会情勢やニーズに応じて事業内容の変更や事業の終了を検討する必要がある。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>農産物の販売促進を目的とし公益性は高いものの、直売所販売金額目標値を達成していること、申請件数が減少していること、申請を望む声はあるものの具体的な取組内容を決定できていないことにより、令和4年度からの事業を中止している。</p> <p>また、申請件数の減少や直売所のインショップ化等により事業の必要性や効果が弱まっていることから、社会情勢やニーズに応じて、事業内容の変更や事業の終了を検討する必要がある。</p> <p>(意見)</p>
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>令和元年度から令和3年度の本補助金の対象者は1件ずつであり、またどの年度でも対象者が重複していない。</p> <p>対象の選定に疑わしい点はなく、対象者の選定は公平に行われていると判断する。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>前述の通り、令和元年度から令和3年度の本補助金の対象者は1件ずつであり、またどの年度でも対象者が重複していないため、問題は認められない。</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>本補助金の金額、事業期間、負担割合等について、補助金額と負担割合は他市町村での実績を参考に補助金額・補助率を設定していることから、一定の合理性は認められる。</p> <p>事業期間については、終期は定められていないものの、社会情勢に応じて休止させており、合理的であると判断できる。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p>

	<p>大分市契約事務規則第 41 条第 2 項第 1 号により、工事その他の請負契約においては、契約金額が 20 万円以内のときを除き、なるべく 2 者以上から見積合わせを取ると定められており、規則に則って複数見積が取得されており、事業費を抑制する対策が取られていると判断する。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>平成 24 年以降の地産地消推進施設整備事業の事業実施報告書を確認し、5 件の事業を把握したところ、製造目標・販売目標を達成できていない事業が散見されるも、いずれも申請から 5 年目の収支は申請時点より改善しており、必要性に乏しい事業は無いと判断する。</p> <p>しかし、補助金を利用して整備した施設の使用状況について、現地確認等は行っておらず、補助金を利用して整備した施設が適切に使われていない可能性がある。事業実施状況を受けて、製造状況・販売状況に異常性を確認した場合は、ヒアリングや現地確認を行うことが必要である。</p> <p>(意見)</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>加工所や生産者からのニーズに応じた補助事業であり、大分市直営で行うことは事業の実施方法として適切である。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>令和 4 年度から予算の要求を休止中であるが、担当部局内では代替となるような補助金がなく、趣旨や目的が重複する施策はないと判断できる。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>本来であれば全額事業者の負担とすべきであるが、地域の農産品の販売促進に資する補助事業であり、地域の農林水産物品の活性化を促進する観点から、大分市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストは負担していないと判断する。</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>直売所の販売金額を以って地元農林水産物の地元における消費の拡大の指標としている。</p> <p>令和 3 年度の直売所販売金額目標値を 30 億円と設定し、令和 2 年度現状</p>

	<p>値は 30.3 億円、令和 3 年度現状値は 30.9 億円であり、直売所販売金額においては地元における地元農林水産物の消費拡大という目的は達成できている。</p> <p>本補助金に関して、要望は上がっているものの、具体的な補助内容の決定に至っていないことから、本補助金は令和 4 年度から予算要求を休止しており、目標の達成とその評価は行われている。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>前身事業としての「大分市ふれあい交流施設整備事業補助金」(平成 10 年から)、「大分市ふれあい農産物加工品開発事業費補助金」(平成 11 年度から)の事業開始から併せて 20 年以上経過し、さらに、申請件数の減少や直売所のインショップ化等により事業の必要性や効果が弱まったことや、加工所や生産者から要望は上がっているものの、具体的な補助内容の決定に至っていないことから、本補助金は令和 4 年度より予算の要求を休止している。</p> <p>また、補助金申請件数が少ないことを理由に、市民ふれあい農園整備運営事業は平成 30 年度、市民農園利用促進事業は平成 26 年度の給付を最後に休止している。</p> <p>地元農林水産物の地元における消費の拡大の指標となる、令和 3 年度直売所販売金額は目標値を達成できていること、社会情勢やニーズに応じて、事業の内容の変更や事業の終了を検討する必要がある。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>地元農林水産物の地元における消費の拡大の指標となる、令和 3 年度直売所販売金額は目標値を達成できているものの、申請件数の減少や直売所のインショップ化等により事業の必要性や効果が弱まったことや、加工所や生産者から要望は上がっているものの、具体的な補助内容の決定に至っていないことから、本補助金は令和 4 年度より予算の要求を休止している。</p> <p>毎年行っている直売所や加工所を対象とした実態調査などでニーズを的確に判断し、社会情勢やニーズに応じて、事業の内容の変更や事業の終了を検討する必要がある。</p> <p>(意見)</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和 3 年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>前身事業としての「大分市ふれあい交流施設整備事業補助金」(平成 10 年</p>

	<p>から)、「大分市ふれあい農産物加工品開発事業費補助金」(平成 11 年度から)の事業開始から併せて 20 年以上経過し、さらに、申請件数の減少や直売所のインショップ化等により事業の必要性や効果が弱まったことや、加工所や生産者から要望は上がっているものの、具体的な補助内容の決定に至っていないことから、本補助金は令和 4 年度より予算の要求を休止している。</p> <p>また、補助金申請件数が少ないことを理由に、市民ふれあい農園整備運営事業は平成 30 年度、市民農園利用促進事業は平成 26 年度の給付を最後に休止している。</p> <p>以上より、社会情勢に応じて予算配分を変更させており、慣例に基づいて行われているとは判断できない。</p>
--	--

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・ 監査要点 (合規性)

補助金交付日から 5 年を経過する日の属する年度の末日までの間、毎年度の末日までに、事業の実施状況を市長に報告しなければならないと要綱で定められているものの、実施状況報告書の内容が年度ごとの報告となっており、年度の末日までの提出が出来ていない。

提出期限に係る要綱の定めを変更すべきである。

実施状況報告を受けて、担当課は目標を達成できていない事業者へ口頭にて申請に沿った事業展開の必要性を伝えているが、現地確認等は行っておらず、補助金を利用して整備した施設を他に流用されてしまう可能性も考えられる。

実施状況報告を受けて、担当課は目標を達成できていない事業者に対しては、必要に応じてヒアリングや現場確認を行うべきである。

・ 監査要点 (公益性)

前身事業としての「大分市ふれあい交流施設整備事業補助金」(平成 10 年から)、「大分市ふれあい農産物加工品開発事業費補助金」(平成 11 年度から)の事業開始から併せて 20 年以上経過し、さらに、申請件数の減少や直売所のインショップ化等により事業の必要性や効果が弱まったことや、加工所や生産者から要望は上がっているものの、具体的な補助内容の決定に至っていないことから、本補助金は令和 4 年度より予算要求を休止し

ている。

事業の目標指標は達成できており、事業の終了を含め、事業期間を合理的に設定する必要がある。

平成 28 年策定の「大分市農林水産業振興基本計画」内で、令和 3 年度の直売所販売金額目標値を 30 億円と設定し、令和 2 年度現状値は 30.3 億円、令和 3 年度現状値は 30.9 億円であり、直売所販売金額においては地元における地元農林水産物の消費拡大という目的は達成できていると考えられる。

目的を達成するために効果的に補助金は支出されてきており、事業目標は達成しているので、社会情勢やニーズに応じて事業内容の変更や事業の終了を検討する必要がある。

農産物の販売促進を目的とし公益性は高いものの、直売所販売金額目標値を達成していること、申請件数が減少していること、申請を望む声はあるものの具体的な取組内容を決定できていないことにより、令和 4 年度からの事業を中止している。

また、申請件数の減少や直売所のインショップ化等により事業の必要性や効果が弱まっていることから、社会情勢やニーズに応じて、事業内容の変更や事業の終了を検討する必要がある。

・ 監査要点（経済性）

補助金を利用して整備した施設の使用状況について、現地確認等は行っておらず、補助金を利用して整備した施設が適切に使われていない可能性がある。事業実施状況を受けて、製造状況・販売状況に異常性を確認した場合は、ヒアリングや現地確認を行うことが必要である。

・ 監査要点（有効性）

前身事業としての「大分市ふれあい交流施設整備事業補助金」（平成 10 年から）、「大分市ふれあい農産物加工品開発事業費補助金」（平成 11 年度から）の事業開始から併せて 20 年以上経過し、さらに、申請件数の減少や直売所のインショップ化等により事業の必要性や効果が弱まったことや、加工所や生産者から要望は上がっているものの、具体的な補助内容の決定に至っていないことから、本補助金は令和 4 年度より予算の要求を休止している。

また、補助金申請件数が少ないことを理由に、市民ふれあい農園整備運営事業は平成 30 年度、市民農園利用促進事業は平成 26 年度の給付を最後に休止している。

地元農林水産物の地元における消費の拡大の指標となる、令和 3 年度直売所販売金額は目標値を達成できており、社会情勢やニーズに応じて、事業の内容の変更や事業の終了を検討する必要がある。

地元農林水産物の地元における消費の拡大の指標となる、令和 3 年度直売所販売金額は目標値を達成できているものの、申請件数の減少や直売所のインショップ化等により事業の必要性や効果が弱まったことや、加工所や生産者から要望は上がっているものの、具体的な補助内容の決定に至っていないことから、本補助金は令和 4 年度より予算の要求を休止している。

毎年行っている直売所や加工所を対象とした実態調査などでニーズを的確に判断し、社会情勢やニーズに応じて、事業の内容の変更や事業の終了を検討する必要がある。

(1 1) 市立小中学校給食米粉パン利用促進事業補助金

事業名 補助金等の名称	市立小中学校給食米粉パン利用促進事業補助金			補助事業								
予算費目	項：農業費		目：農業振興費									
根拠法令・要綱等	市立小中学校給食米粉パン利用促進事業補助金交付要綱 市立小中学校給食米粉パン利用促進事業実施要領											
事業期間	事業開始年度	平成 21 年度	事業終期年度	終期の設定なし								
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度								
	当初予算	6,361,000	6,361,000	5,879,000								
	決算額	5,818,505	5,320,872	5,745,403								
	補助件数	52 件	50 件	52 件								
事業の目的	おおいた米粉利用促進事業の一環として、大分市立小中学校の学校給食における米粉パンの導入を促進し、もって米の普及及び啓発を図ることを目的として交付する。											
事業の概要	<p>おおいた米粉利用促進事業の一環としての補助金であり、補助金の交付対象者は、当該年度に米粉パンの導入を 3 回以上行う大分市立小学校又は中学校に係る学校給食運営委員会とする。</p> <p>学校給食における米粉パンの導入に要する経費を補助対象とし、当該年度の学校給食に導入する米粉パン 1 個当たりの価格(規格 60g の米粉パンの価格に相当する価格とする)の 5 分の 1 の額を基本助成単価とし、小規模校(児童又は生徒の数が 300 人以下)には児童又は生徒数に応じて加算をする。</p> <p style="text-align: center;">小規模校加算表 (※1 校導入 1 回当たり)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>児童・生徒数</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～50 人</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>51～100 人</td> <td>750 円</td> </tr> <tr> <td>101～150 人</td> <td>1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				児童・生徒数	加算額	1～50 人	500 円	51～100 人	750 円	101～150 人	1,000 円
児童・生徒数	加算額											
1～50 人	500 円											
51～100 人	750 円											
101～150 人	1,000 円											

		151～200 人	1,250 円	
		201～250 人	1,500 円	
		251～300 人	1,750 円	
	<p>市立小中学校給食米粉パン利用促進事業補助金交付要綱第2条において、補助金の額は予算の範囲内にて交付するものとされているが、令和3年度は、各校の交付申請額の総額が予算の範囲を超えたため、補助金を予算の範囲内で交付できるよう、基本助成単価を13.6円とした。</p> <p>補助金の交付は精算払いの方法による。</p> <p>なお、令和4年度より学校給食費が公会計方式に移行されたことに伴い、学校給食運営委員会から公益財団法人大分県学校給食会を補助対象とする事業(市立小中学校給食米粉パン供給促進事業補助金)に変更となっている。</p>			
監査手続				
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令(地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等)に従い、公平かつ適切に実施されているか。			
	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。			
i	<p>補助金に関しては、以下の書類の提出及び交付が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立小中学校給食米粉パン利用促進事業補助金交付申請書(事業計画書、収支予算書) ・市立小中学校給食米粉パン利用促進事業補助金交付決定通知書 ・市立小中学校給食米粉パン利用促進事業実績報告書(事業実績書、収支精算書) ・市立小中学校給食米粉パン利用促進事業補助金確定通知書 ・市立小中学校給食米粉パン利用促進事業補助金交付請求書 <p>必要な決裁書類等について確認を行ったところ、以上の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p>			
	事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか(日付、金額、使途、条件、現地写真など)。			
ii	<p>補助金交付申請書の日付がほとんど同一日で、さらに同一筆跡のようであり、補助対象者が記載をしていないようである。</p> <p>申請書の收受処理や、交付決定通知の事務手続きの負担軽減のため、申請書の日付を空欄で提出してもらい、統一した日付を大分市役所担当者が記載しており、適切に申請書類が作成されていないと判断する。</p> <p>(意見)</p>			
iii	事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか(日付、決裁権限、内容、			

	条件、入札など)。 決裁区分に応じた決裁を受けており、また、日付、決裁権限、内容、条件などに不自然な点は無く、問題は認められない。
iv	補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。 必要書類の添付があり、期間、金額、使途、補助率、条件など、支出の要件判定は適切に行われている。
v	補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。 補助対象者は、当該年度に米粉パンの導入と3回以上行う大分市立小学校又は大分市立中学校に係る学校給食運営委員会とされ、補助対象者が明確であるため、交付対象者の選定、取引は適正に行われていると判断できる。 収支状況等は選定基準となっていないため、把握は不要であると判断している。
vi	事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。 実績確認にあたり、請求書や必要書類に基づいた審査が行われており、問題は認められない。
vii	事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。 経費補助であり、実際の支払い実績に基づいており、補助金は効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。
viii	国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。 大分市単独の補助事業であり、大分県や国の負担はなく、請求手続などは行われていない。
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。 米粉パンの導入を促進し、もって若年世代への米の普及及び啓発を図ることを目的とした補助金であるため、今後も繰り返し事業が行われ、事業期間が設定されていないことに問題はないと判断する。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。 補助金導入前の各校の米粉パン導入回数は3回程度/年であったものが、

	補助金を利用することで 10 回程度/年へ増加しており、米粉利用促進事業の一環としての目的の達成に効果的な補助金であると判断できる。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	<p>米粉パンの導入を促進し、もって若年世代への米の普及及び啓発を図ることを目的とした補助金であるため、公益性は高いと考えられる。</p> <p>また、事業開始から 14 年が経過し、基本パンの価格上昇に比べ、米粉パンの価格上昇が大きく、その価格差が事業開始当初より大きくなっている。</p> <p>本事業の廃止や補助率の引き下げを行った場合、米粉パンの割高感から導入回数が低下することが予想され、米粉の利用促進という目的が達成できなくなる可能性がある。</p> <p>しかし、来年度予算作成時に、前年度の基本パンと米粉パンの価格を用いて補助率は検討されており、内容・金額について変更の必要性はないと判断する。</p>
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	<p>選定の基準は特に定められておらず、交付要件のみが定められている。</p> <p>大分市内のすべての大分市立小学校又は中学校に係る学校給食運営委員会となっており、偏った支出は行われておらず問題はない。</p>
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。
	補助金の交付対象者は、当該年度に米粉パンの導入を 3 回以上行う大分市立小学校又は中学校に係る学校給食運営委員会と要綱に定められており、公平性や透明性などの問題は認められない。
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	<p>事業費の金額は当該年度に米粉パンの導入を 3 回以上行う大分市立小学校又は中学校の総数に補助金額をかけて算出しており、合理的であると判断できる。</p> <p>補助率について、事業開始当時、補助金交付基準となる「補助金の単価」については、「米粉パンと基本パンの価格差の半額程度を補助する」こととし、「5分の1」がその相当の割合であったことで定められており、合理的に算定されていると判断できる。</p> <p>また、事業期間については、米粉の普及促進の対象となる小中学生が入学</p>

	<p>卒業によって入れ替わっていくため、事業期間を設定せず継続することは妥当である。</p> <p>いずれの場合においても、基本パンと米粉パンの価格差や、米粉の普及状況を随時把握し、金額、事業期間、負担割合等を検討し続ける必要があると考える。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>米粉パンの導入に要する経費補助であり、米粉パンの導入実績に基づいた支出であるため、事業費を抑制する対策は不要であると判断する。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>米粉パンの導入を促進し、もって若年世代への米の普及及び啓発を図ることを目的とした補助金であるため、明らかに必要性に乏しい事業とは言えない。</p> <p>また、米粉パンの導入に要する経費補助であり、米粉パンの導入実績に基づいた支出であるため、事業費は適切に利用されていると判断できる。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>献立に米粉パンを取り入れた学校に対する資金の交付であり、民間事業者への委託はかえってコストがかかる可能性がある。従って、大分市が直接事業を行うことは妥当であると考えられる。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>趣旨や目的が重複する施策がないか確認したところ、いずれも要件や対象者が異なるため、重複する施策は認められない。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>給食に係る費用は本来的に大分市が負担する部分があり、米粉パンの導入に要する経費補助も大分市が負担することに問題はないと判断する。</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>補助金導入前の各校の米粉パン導入回数は3回程度/年であったものが、補助金を利用することで10回程度/年へ増加しており、本事業の目標は達成できていると判断する。</p> <p>また、大分市立小中学校の学校給食における米粉パンの導入を促進し、以</p>

	<p>って米の普及及び啓発を図るという目的は達成できていると推察できる。</p> <p>しかし、事務事業評価を確認したところ、補助金の実績の具体的な成果についての記録が乏しく、目標の達成度合いは具体的には評価・分析されていない。</p> <p>より実態に即した施策に向けて評価・分析を行うべきであると判断する。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>米粉パンの原料となる米粉用米の需要は全国的に供給を上回る状況が続いており、大分市内でも同様の状況であることが推察でき、米粉用米の消費は拡大していると考えられる。</p> <p>しかし、米粉の普及促進の対象となる小中学生が入学卒業によって入れ替わっていくため、事業の成果を検証することは難しく、事業を継続することに問題は認められない。</p> <p>基本パンと米粉パンの価格差や、米粉の普及状況を随時把握し、事業の見直しを随時行っていくことが必要である。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>補助金導入前の各校の米粉パン導入回数は3回程度/年であったものが、補助金を利用することで10回程度/年へ増加しており、事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であると判断できる。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>事業開始から14年が経過し、基本パンの価格上昇に比べ、米粉パンの価格上昇が大きく、その価格差が事業開始当初より大きくなっている。</p> <p>予算配分は米粉パンの価格推移に合わせて積算され、補助率については教育委員会と相互に確認を行った上で決定されており、予算配分は適切に行われていると判断する。</p> <p>今後も基本パンと米粉パンの価格差や、米粉の普及状況を随時把握し、予算配分を行うことが望ましい。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (合規性)

補助金交付申請書の日付がほとんど同一日で、さらに同一筆跡のようであり、補助対象者が記載をしていないようである。

申請書の収受処理や、交付決定通知の事務手続きの負担軽減のため、申請書の日付を空欄で提出してもらい、統一した日付を大分市役所担当者が記載しており、適切に申請書類が作成されていないと判断する。

・監査要点 (有効性)

事務事業評価を確認したところ、補助金の実績の具体的な成果についての記録が乏しく、目標の達成度合いは具体的には評価・分析されていない。

より実態に即した施策に向けて評価・分析を行うべきであると判断する。

第3 生産振興課における事務手続等の監査手続と結論

(12) 中山間地域等直接支払交付金

事業名 補助金等の名称	中山間地域等直接支払交付金			直接事業
予算費目	項：農業費	目：農業振興費		
根拠法令・要綱等	大分市中山間地域等直接支払交付金交付要綱 大分県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱 中山間地域等直接支払交付金実施要綱 (国) 中山間地域等直接支払交付金実施要領 (国) 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 (国)			
事業期間	事業開始年度	平成 12 年度	事業終期年度	令和 6 年度
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	61,747,000	63,531,000	69,563,000
	決算額	57,535,495	63,234,326	66,711,019
事業の目的	中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られている。 しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、荒廃農地の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されている。			

	<p>このような状況を踏まえ、交付金は、荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の継続を通じて中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保することを目的とする。</p>
事業の概要	<p><u>・事業内容の定義</u></p> <p>荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から国民の理解のもとに、交付金を交付する。</p> <p>農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。</p> <p><u>・交付金の仕組み</u></p> <p>農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みとなっている。</p> <p><u>・対象地域及び対象農地</u></p> <p>地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地</p> <p>(1) 対象地域</p> <p>「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域、又は上記に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域</p> <p>(2) 対象農用地</p> <p>① 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）</p> <p>② 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）</p> <p>③ 小区画・不整形な田</p> <p>④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地</p> <p>⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地</p> <p>⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地</p> <p><u>・交付金の対象者</u></p> <p>集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等。所得制限有。</p>

<p>・ <u>交付金の使途</u></p> <p>交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できる。(使途は、予め協定に定めておく必要あり)</p> <p>・ <u>交付単価</u></p>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>交付単価 (円/10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td> <td>急傾斜</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>急傾斜</td> <td>11,500</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">草地</td> <td>急傾斜</td> <td>10,500</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>草地比率の高い草地</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">採草放牧地</td> <td>急傾斜</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>	地目	区分	交付単価 (円/10a)	田	急傾斜	21,000	緩傾斜	8,000	畑	急傾斜	11,500	緩傾斜	3,500	草地	急傾斜	10,500	緩傾斜	3,000	草地比率の高い草地	1,500	採草放牧地	急傾斜	1,000	緩傾斜	300	
地目	区分	交付単価 (円/10a)																									
田	急傾斜	21,000																									
	緩傾斜	8,000																									
畑	急傾斜	11,500																									
	緩傾斜	3,500																									
草地	急傾斜	10,500																									
	緩傾斜	3,000																									
	草地比率の高い草地	1,500																									
採草放牧地	急傾斜	1,000																									
	緩傾斜	300																									

監査手続

監査要点 (合规性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>申請書及び添付書類は以下のとおりである。</p> <p>対象農地において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、多面的機能発揮促進事業に関する計画を作成し、大分市中山間地域等直接支払交付金交付申請書を提出し大分市へ交付金を請求する流れになっている。</p> <p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、必要な書類は揃っており、下記の事項を除き問題は認められないと判断する。</p> <p>①事業計画の提出及び審査</p> <p>交付金の交付においては、「多面的機能発揮促進事業に関する計画変更の届出について」（添付書類：多面的機能発揮促進事業に関する計画、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書、別紙 2 号事業様式）を事業年度の 6 月 30 日までに提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 号事業様式（第 4 集落マスタープラン 2 将来像を実現するための目標と活動計画）において、活動方策に対する活動計画（目標）に記載がない集落が散見された。 ・ 2 号事業様式（第 7 交付金の使用方法等）において、該当する集落のほとんどで積立金又は次年度への繰越予定額に記載がない。

・2号事業様式（第7 交付金の使用方法等 3 交付金の積立・繰越に係る計画）において、該当する集落のほとんどで記載がなされていない。積立に係る記載がなされているが実際の積立額とは異なる集落も見られた。

(意見)

- ・A集落は、構成員一覧で2名の印・サインが漏れていた
- ・B集落は、第5 農業生産活動等として取り組むべき事項 2 水路・農道等の管理方法に記載が漏れていた。

(監査の結果)

②交付申請時

交付申請に係る書類については特に問題となる事項は見られない。

③実績報告

実績報告に係る書類については、下記の事項を除き特に問題となる事項は見られない。

金銭出納帳と通帳の残高が不一致の集落がみられた。いずれも口座の新規開設時の入金に係る差異であり重大な問題ではないが、不一致は望ましい状態ではないため早急に解消するべきである。

過年度の包括外部監査において是正措置が取られたはずの事項が守られていなかった。

<措置内容>

交付金の使用については、集落の裁量に委ねられており、基本的にその用途は自由であるものの、交付金の有効活用を図る観点から今年度の事業説明会においても、市の規定に準じて、物品購入に関しては5万円以上、工事委託等に関しては20万円以上については見積合わせを行い、より競争性の高い契約手続きを行うよう指導したところであり、今後も交付金の有効かつ適切な活用に向けて指導していくこととした。

<現状>

見積合わせについては全体説明会にて依頼しているが、説明会の趣旨が形骸化しており、個々の集落に対して実質的には措置がなされていない状況である。

(監査の結果)

	<p>④確定通知</p> <p>交付金交付確定通知に係る書類については、特に問題は見られない。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p>
	<p>事業費の支払に必要な書類等に不自然な点無く、適切に手続きが行われていると判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p>
	<p>事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p>
	<p>支出の要件等は厳密ではなく集落協定に則った支出がなされている。 但し、関連する書類を確認したところ、下記の事項を除き、期間、金額、使途、などは適切であり、適切に支出されていると判断する。</p>
	<p>本交付金の交付対象者は、農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者は除かれる（中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の1）。</p> <p>所得制限について、基準金額を超える者がある場合は自己申告するように依頼しているのみで、客観的な確認作業は実施していない。要件を満たすか否かについて先入観を持たずに客観的に判断するべきである。</p> <p>(監査の結果)</p>
	<p>集落協定で定められた個人配分額を超過して支出している集落が3集落見られた。個人配分額は集落協定にて決められた金額を支出すべきである。集落協定を厳守するよう確認を徹底すべきである。</p> <p>(監査の結果)</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p>
	<p>実績報告書、現金出納簿、領収書等を閲覧した結果、特に問題は見られない。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p>
	<p>実績報告書を閲覧した結果、実績確認や報告は適時・適切に行われていた。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p>

	<p>資金使途は幅広く認められているが、出納帳及び領収書等の閲覧にて他の使途に流用されていないことを確かめた。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>県への交付金の請求については、下記事項を除き、交付金等交付請求書により適切に行われている。</p> <p>県への実績報告は、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は交付金等の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日まで知事に提出しなければならないとされている。</p> <p>高齢の事業者が書類の作成に手間がかかることやパソコン入力等に不慣れなこと、事業者からの実績報告を受け取ってから県への実績報告までの期間が極めて短い等の理由からやむなく書類作成を手厚く支援しているという事情があるが、過剰な行政サービスとならないように留意するとともに事業者自らが必要書類を作成できるように指導していく必要がある。</p> <p>(意見)</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。</p> <p>事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>事業実施期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とされている。</p> <p>国の要綱等に従って事業を進めており、問題は認められない。</p> <p>なお、中山間地域等直接支払交付金実施要領（第2 交付金の基本的考え方）には、交付金の交付は、生産性の向上、付加価値の向上等による農業収益の向上、生活環境の整備等により、生産条件が不利な地域における農業生産活動等の自律的かつ継続的な実施が可能となるまで実施するとされている。</p> <p>上記に基づき、交付金の交付は、下記の(1)から(3)のいずれかに掲げる場合に終了する。(中山間地域等直接支払交付金実施要領第6(交付金の実施)7)</p> <p>(1) 集落においては、担い手が規模拡大等により集落の中核として定着すること等により、荒廃農地の発生の恐れがないと判断される場合</p> <p>(2) 市町村においては、当該市町村内のほとんどの集落で(1)の状態となり、未達成集落の農用地について、達成集落の担い手が利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託により農業生産活動等の継続が可能となり、荒</p>

	<p>廃農地の発生のおそれがないと判断される場合</p> <p>(3) 農業者においては、農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>中山間地域の農地等は随時適切に管理しなければ荒廃しその多面的機能が低下するため毎年事業を実施する必要がある。</p> <p>今年度の事業実施により、今年度の目的が適切に達成できていると判断できるため、支出は適切であると判断できる。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>中山間地域等直接支払交付金に関して、中山間地域の農地等は随時適切に管理しなければ荒廃しその多面的機能が低下するため、大分市が農地の確保と継続を図ることは公益性が高いと判断する。</p>
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>補助金等において、公平に選定、入札が行われているかに関して、下記の事項を除き特に問題は見られなかった。</p> <p>交付金の使用については、集落の裁量に委ねられており、基本的にその用途は自由であるものの、交付金の有効活用を図る観点から今年度の事業説明会においても、市の規定に準じて、物品購入に関しては5万円以上、工事委託等に関しては20万円以上については見積合わせを行い、より競争性の高い契約手続きを行うよう指導している。</p> <p>見積合わせについては全体説明会にて依頼しているが説明会の趣旨が形骸化しており、個々の集落に対して実質的には措置がなされていない状況である。</p> <p>(監査の結果)</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>対象農地の集落等に対する交付金であるため補助金等や交付金の交付先はほとんど一定であるが、要件を満たした者に対する制度であるため特に問題としない。</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の用途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、</p>

	適切な水準か。
	金額、事業期間、負担割合等は中山間地域等直接支払交付金実施要綱（農林水産省）を基準に決められており、適切に算定されている。
ii	事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。
	国の施策であり金額等が予め定められているため、事業費を抑制する対策は特段見られない。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	国の施策として中山間地域の農家を支援しており、明らかに必要性の乏しい事業とはいえない。
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
	中山間地域に農地を有する者に対する資金の交付だけであり、民間事業者への委託はかえってコストがかかる可能性がある。従って、大分市が直接事業を行うことは妥当であると考えられる。
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	趣旨や目的が重複する施策がないか確認したところ、いずれも要件や対象者が異なるため、重複する施策は認められない。
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
	中山間地域に農地を有する者に対する資金の交付という制度であり、本来的には行政が負担すべきものではない。 しかし、国の施策として実施されていることから、大分市が負担すべきでない、負担を避けられるコストは負担していないと判断する。
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	事業報告において実績は分かりやすく整理されている。目標数値は取組集落協定数となっており、目標 28 集落に対して、実績 26 集落となっている。 交付金の交付により、中山間地域等において農業生産の維持を通じ中山間地域等における多面的機能が確保されている。 現状では、事務事業評価における評価指標は取組集落数のみとなってい

	<p>るが、下記の市町村の役割から事務事業評価の目標には、補助金から自律する集落数も評価の視点に加えて、事務事業評価を実施すべきである。</p> <p>この補助金において、市町村の役割は下記のとおりである。</p> <p>市町村は、生産条件が不利な地域において、農業生産を基本とした付加価値の向上等が図られ、将来的には補助金に頼らずとも農業生産活動等の自律的かつ継続的な実施が可能となるよう、集落等に対し、必要な指導をおこなうものとするとしている。(中山間地域等直接支払交付金実施要領第2 交付金の基本的考え方 1 (3))</p> <p>市町村は、交付金の交付に当たっては、農地法、農振法、基盤強化法等関連制度との調和を図るとともに、各施策と連携しつつ、担い手の育成及び荒廃農地の発生防止等に努めるものとしている。(中山間地域等直接支払交付金実施要領第7 各種施策との連携)</p> <p>なお、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(別記6 集落の自律的な農業生産活動等の体制整備のガイドライン)では、集落の自律的な農業生産活動等の地域の実情に即して体制整備するものとしてされており、体制整備の目標は、おおむね10年～15年とされている。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>大分市は市町村最終評価結果書において支出の成果の検証を行い、評価を行い、その結果を大分県に提出している。しかし、国の施策であるため事業の見直しや廃止の検討などは行われていない。</p> <p>なお、令和6年度が最終年度であり、国の行政評価として見直し等が行われることとなっている。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>国の施策であるため、事業の手法や実施内容が目標を達成するために最も効果的であるかは判断していない。</p> <p>なお、令和6年度が最終年度であり、国の行政評価として見直し等が行われることとなっている。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>国の施策であるため、対象となる集落にヒアリング等を行い、給付条件に基づく給付見込み額が予算として配分されている。</p> <p>なお、中山間地域等直接支払交付金実施要領第13(交付金交付の評価)において下記のとおりとされている。</p>

	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする 2 市町村長は集落等の取組状況を評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長を経由して農村振興局長に報告することとする 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに中間山地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農地等の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。
--	--

【外部監査の結果】

(監査の結果)

・監査要点 (合規性)

交付金の支給における必要書類において、構成員一覧で2名の印・サインが漏れていた。また、水路・農道等の管理方法に記載が漏れていた。

過年度の包括外部監査において是正措置が取られたはずの事項が守られていなかった。

<措置内容>

交付金の使用については、集落の裁量に委ねられており、基本的にその用途は自由であるものの、交付金の有効活用を図る観点から今年度の事業説明会においても、市の規定に準じて、物品購入に関しては5万円以上、工事委託等に関しては20万円以上については見積合わせを行い、より競争性の高い契約手続きを行うよう指導したところであり、今後も交付金の有効かつ適切な活用に向けて指導していくこととした。

<現状>

見積合わせについては全体説明会にて依頼しているが、説明会の趣旨が形骸化しており、個々の集落に対して実質的には措置がなされていない状況である。

本交付金の交付対象者は、農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者は除かれる(中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の1)。

所得制限について、基準金額を超える者がある場合は自己申告するように依頼しているのみで、客観的な確認作業は実施していない。要件を満たすか否かについて先入観を持たずに客観的に判断するべきである。

集落協定で定められた個人配分額を超過して支出している集落が3集落見られた。個人配分額は集落協定にて決められた金額を支出すべきである。集落協定を厳守するよう

確認を徹底すべきである。

・ 監査要点（公平性）

交付金の使用については、集落の裁量に委ねられており、基本的にその用途は自由であるものの、交付金の有効活用を図る観点から今年度の事業説明会においても、市の規定に準じて、物品購入に関しては5万円以上、工事委託等に関しては20万円以上については見積合わせを行い、より競争性の高い契約手続きを行うよう指導している。

見積合わせについては全体説明会にて依頼しているが説明会の趣旨が形骸化しており、個々の集落に対して実質的には措置がなされていない状況である。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

（意見）

・ 監査要点（合規性）

交付金の交付においては必要書類を事業年度の6月30日までに提出する必要がある。

2号事業様式（第4 集落マスタープラン）において、活動方策に対する活動計画（目標）に記載がない集落が散見された。

2号事業様式（第7 交付金の使用方法等）において、該当する集落のほとんどで積立金又は次年度への繰越予定額に記載がない。

2号事業様式（第7 交付金の使用方法等）において、該当する集落のほとんどで記載がなされていない。

また、積立に係る記載がなされているが実際の積立額とは異なる集落も見られた。

大分県への実績報告は、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は交付金等の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日まで知事に提出しなければならないとされている。

高齢の事業者が書類の作成に手間がかかることやパソコン入力等に不慣れなこと、事業者からの実績報告を受け取ってから県への実績報告までの期間が極めて短い等の理由からやむなく書類作成を手厚く支援しているという事情があるが、過剰な行政サービスとならないように留意するとともに事業者自らが必要書類を作成できるように指導していく必要がある。

・ 監査要点（有効性）

事務事業評価における評価指標は取組集落数のみとなっているが、市町村の役割から事務事業評価の目標には、補助金から自律する集落数も評価の視点に加えて、事務事業評価を実施すべきである。

(13) 大分市多面的機能支払交付金

事業名 補助金等の名称	大分市多面的機能支払交付金			直接事業
予算費目	項：農業費	目：畜産振興費		
根拠法令・要綱等	大分市多面的機能支払交付金交付要綱 大分県農業農村多面的機能支払事業交付金交付要綱（県） 多面的機能支払交付金実施要綱（国） 多面的機能支払交付金実施要領（国） 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号） 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成 26 年政令第 347 号） 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成 27 年農林水産省令第 14 号）			
事業期間	事業開始年度	平成 20 年度	事業終期年度	令和 3 年度
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	30,604,000	37,024,000	41,599,000
	決算額	28,583,200	36,923,632	40,554,950
事業の目的	農業の持続的発展及び食料の安定供給並びに農業・農村の有する多面的機能の健全な発揮を目的とする。 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするものである。			
事業の概要	<u>(1) 農地維持支払交付金</u> ・事業内容 農地維持支払交付金により行う事業は、対象組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動である。 ・対象事業及び対象経費 対象組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動（以下、「農地維持活動」という。）に要する経費 但し、以下のものは対象外とする			

<p>① 個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成</p> <p>② 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成</p> <p>③ 対象活動に直接関係のない経費（人件費を含む）</p> <p>・事業実施主体（交付団体 10 団体、うち大分市多面的機能保全広域協定 15 団体参加）</p> <p>地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動に取り組む広域活動組織又は活動組織。</p> <p>・交付金の対象組織</p> <p>① 広域活動組織</p> <p>広域活動組織は旧市区町村区域等の広域エリアにおいて、集落又は活動組織及びその他関係者との合意により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を実施する体制を整備することを目的として設立された組織である。</p> <p>② 活動組織</p> <p>活動組織は、集落等を構成する区域において、構成員による共同活動を通じ、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を行うことを目的として設立された組織である。</p> <p>なお、対象組織は、地域資源の適切な保全管理のための推進活動を実施し、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定するものとする。</p> <p>・対象農地（32 集落）</p> <p>農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、以下に掲げるものとする。</p> <p>① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する農用地であって、同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存するもの</p> <p>② 多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として都道府県知事が定める農用地</p> <p>・補助金額及び補助率</p> <p>① 基本単価</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>10a 当たりの交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	地目	10a 当たりの交付単価	田	3,000 円	畑	2,000 円
地目	10a 当たりの交付単価					
田	3,000 円					
畑	2,000 円					

	<table border="1"> <tr> <td>草地</td> <td>250 円</td> </tr> </table>	草地	250 円						
草地	250 円								
	<p>② 加算単価</p> <table border="1"> <tr> <td>地目</td> <td>10a 当たりの交付単価</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>600 円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>80 円</td> </tr> </table>	地目	10a 当たりの交付単価	田	1,000 円	畑	600 円	草地	80 円
地目	10a 当たりの交付単価								
田	1,000 円								
畑	600 円								
草地	80 円								
	<p>但し、1 小規模集落当たりの交付額は、20 万円/年を上限とし、1 対象組織当たりの交付額は、40 万円/年を上限とする。</p> <p>・要件</p> <p>① 点検・計画策定については、活動計画書に位置付けた農用地、水路、農道等について毎年度実施する。</p> <p>② 研修については、活動期間中に各 1 回以上実施する。</p> <p>③ 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、水路、農道等について毎年度実施する。</p> <p>④ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動については、活動を 1 以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。</p> <p><u>(2) 資源向上支払交付金</u></p> <p>・事業内容</p> <p>資源向上支払交付金により行う事業は、対象組織が行う地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動をいう。</p> <p>・対象活動</p> <p>地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動（以下、「資源工場活動」という）に要する経費</p> <p>但し、以下のものは対象外とする</p> <p>① 個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成</p> <p>② 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成</p> <p>③ 対象活動に直接関係のない経費（人件費を含む）</p> <p>・事業実施主体（交付団体 10 団体、大分市広域活動組織 15 団体）</p>								

地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動、組織の広域化・体制強化に取り組む広域活動組織又は活動組織

・ 交付金の対象組織

農地維持支払交付金の交付を受ける広域活動組織又は活動組織

農地維持支払交付金の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う広域活動組織又は活動組織

・ 対象農地

資源向上支払交付金の算定の対象は、対象組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動（共同）及び資源向上活動（長寿命化）の効果が発揮される一団の農用地であり、以下に掲げるもの

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する農用地であって、同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存するもの

② 多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として都道府県知事が定める農用地

・ 補助金額及び補助率

資源向上支払交付金の交付額は、事業計画に位置付けられている対象農地について、下記の交付単価を該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

① 基本単価

地目	10a 当たりの交付単価
田	2,400 円
畑	1,440 円
草地	240 円

② 加算単価

地目	10a 当たりの交付単価
田	400 円
畑	240 円
草地	40 円

・ 要件

○ 地域資源の質的向上を図る共同活動

① 機能診断・計画策定については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。

② 研修については、活動期間中に 1 回以上実施する。

	<p>③ 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。但し、実施に当たっては、機能診断計画に基づいて実施の必要性を判断する。</p> <p>④ 農村環境保全活動については、テーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、実践活動及び啓発・普及のそれぞれの活動項目を毎年度1以上実施する。</p> <p>⑤ 多面的機能の増進を図る活動については、任意の実施年、次のとおりとする。</p> <p>ア 活動項目を定めた上で毎年度実施する。</p> <p>イ 広報活動は毎年度実施する。</p> <p>○施設の長寿命化を図る活動</p> <p>① 施設の長寿命化を図る活動に係る費用は、原則として2百万円未満とする。</p> <p>② 都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、都道府県知事又は推進組織が当該活動について技術指導を行う。</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>集落等において広域活動組織又は活動組織を組織するため協定を締結し、事業計画及び活動計画を策定し、認定を受ける。広域活動組織又は活動組織は、事業計画及び活動計画に基づき事業を行い大分市に請求する流れとなっている。</p> <p>必要書類を確認したところ、下記の事項を除き、必要な書類は全て揃っており、各種事務は関係法令に従い、公平かつ適切に実施されていると判断する。</p> <p><u>申請書及び添付書類</u></p> <p>① 事業計画の提出及び審査 計画の認定申請書、多面的機能発揮促進事業に関する計画 活動計画書、実施位置図、対象農地一覧、広域協定構成員一覧 長寿命化整備計画書、協定書、広域協定又は活動組織参加同意書 事業計画の提出及び審査については、特に問題となる事項は見られない。</p> <p>② 交付申請時 大分市多面的機能支払交付金申請書、事業計画書</p>

	<p>収支予算書、誓約書</p> <p>交付申請に係る書類については、下記の事項を除き、特に問題となる事項は見られない。</p> <p>市は、交付対象となる活動組織に対して誓約書を提出させることとなっているが、誓約書の署名が、活動組織ではなく、代表者の個人名で誓約書を提出している事例が多数見られた。誓約書には、組織名と代表者名をともに記載すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>③ 実績報告</p> <p>大分市多面的機能支払交付金実績報告書、収支決算書、実施状況報告書 活動記録、金銭出納簿、診断結果の記録管理、活動明細 作業写真整理帳、財産管理台帳 請求書、領収書、通帳コピー、総会資料</p> <p>実績報告に係る書類については、下記の事項を除き、特に問題となる事項は見られない。</p> <p>過年度の包括外部監査において是正措置が取られたはずの事項が守られていなかった。</p> <p><措置内容></p> <p>交付金の使用については、集落の裁量に委ねられており、基本的にその用途は自由であるものの、交付金の有効活用を図る観点から今年度の事業説明会においても、市の規定に準じて、物品購入に関しては5万円以上、工事委託等に関しては20万円以上については見積合わせを行い、より競争性の高い契約手続きを行うよう指導したところであり、今後も交付金の有効かつ適切な活用に向けて指導していくこととした。</p> <p><現状></p> <p>見積合わせについては全体説明会にて指導しているが、説明会の趣旨が形骸化しており、個々の集落に対して実質的には十分な措置がなされていない状況である。</p> <p>(監査の結果)</p> <p>④確定通知</p> <p>交付金交付確定通知に係る書類については、特に問題は見られない。</p>
ii	事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、

	<p>現地写真など)。</p> <p>事業報告書、金銭出納簿、領収書等を閲覧した結果、下記の事項を除き特に問題は見られない。</p> <p>大分市の広域活動組織は、資金の管理及び金銭出納帳の作成を外部業者に全面的に委託しているにもかかわらず、金銭出納簿が、期首から数百万円マイナスとなっており実際の資金残高と全く一致しない状態である。</p> <p>期中にマイナスがさらに拡大するが、途中から残高がプラスとなり最終的には残高が一致するようにしているようであるが、適切な資金の管理が行われているか疑念がある。</p> <p>外部委託業者が本当に業務を遂行できる能力があるのか甚だ疑問である。多額の補助金の交付及び多額の繰越金を有していることから、外部委託する場合は、業者の能力等に十分留意する必要がある。</p> <p>(意見)</p> <p>大分市多面的機能保全広域協定は数が多く各活動組織の資料をまとめるだけで多大な労力を要する。1つ1つの資料が複雑であるため全体を1つにまとめるためには労力だけでなく高い専門的能力も必要になってくる。</p> <p>広域活動組織の数が多くなりすぎ、自分たちの力では管理することができないため資金の管理や事務を全面的に外部委託している。委託報酬は、補助金の10%と多額である。</p> <p>広域化することで全体が管理できなくなっていること、業務委託報酬が多額になること、業務委託先の能力に問題があること等、様々な弊害が見られる。</p> <p>広域活動組織について、上記の問題が生じないようにするため、外部委託する場合は、事前に業者の能力等に十分留意する必要がある。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>申請時の決裁については適切に行われている。</p> <p>完了時の決裁について関連資料を閲覧した結果、補助金等の決裁は適切に行われている。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>事業計画及び活動計画に従った活動を実施していることを実績報告書及び添付書類等により確認する。金額は原則として面積に単価を乗じて算定</p>

	<p>する。</p> <p>関連する書類を確認したところ、下記の事項を除き、期間、金額、使途、などは適切であり、適切に支出されていると判断する。</p> <p>補助金の返還について、多面的機能支払交付金実施要領第 1 章 11、第 2 章 14 によると、以下のように記載されている。</p> <p>(1) 対象組織は、事業計画に定める実施期間中の各年度末に残額が生じたときは、当該残額のうち (2) に定める残額を除いた金額を市町村長に返還するものとする。</p> <p>(2) 対象組織は、翌年度以降の使用予定に基づく必要な額について、年度末に生じた残額の一部または全部を持ち越して翌年度の本交付金の経理に含めることができる。以下省略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市町村長は、(2) の場合の額及びその妥当性について確認するものとする。また、市町村長は、その結果に基づき必要に応じて、対象組織に対して持ち越そうとする額の全部又は一部の返還を求めるものとする。</p> <p>持ち越し金の審査結果に担当者の氏名が空欄となっている。本来であれば返還する必要がある補助金であるため厳格な審査と持ち越し金の使用について適切に確認を行う必要がある。</p> <p>(意見)</p> <p>持ち越し金が多額になっている活動組織も見られる。また、水路工事等を行うために多額の資金を持ち越している活動組織も見られる。</p> <p>水路工事等を行う予定の活動組織については、水路工事等の詳細や金額については見積書入手する等、使途とその金額について厳正に審査を行うことが望ましい。</p> <p>(意見)</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>実績報告書、現金出納簿、領収書等を閲覧した結果、取引は適切に行われており、特に問題は見られない。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>実績報告書を閲覧した結果、実績確認や報告は適時・適切に行われており、問題等は認められないと判断する。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>事業計画及び活動計画の範囲内で農用地、水路、農道等の地域資源が将来</p>

にわたり良好な状態で保全管理されるように資金使途は幅広く認められているが、出納帳及び領収書等の閲覧にて他の使途に流用されていないことを確認した。

多面的機能支払交付金は農地、農業用水等の地域資源や農村環境を保つために、共同して取り組む地域活動に要する経費について支出することができることされており、金額や支出項目等は地域の実情がそれぞれ異なるため基準は示されていない。

大分県が作成した手引に従って使い方や金額等は、活動組織で話し合っ
て決定している。

・松岡

チップソーを125千円で購入しているが、見積合わせが行われていない。
チップソーが財産管理台帳に記載されておらず、管理が行われていない。

・岡原

チューリップの球根代として、350千円の支出が行われているが、見積書
が認められず、競争的な契約が行われていない。

・大分市多面的機能保全広域協定

デジタルカメラ等：118千円（4/30購入）財産管理台帳に記載なし

基礎工事：132千円（12/28）見積合わせなし

レンゲ草種子：101千円 見積合わせなし

事務委託費：1,050千円（11/30） 見積合わせなし

事務委託費：1,012千円（3/28） 見積合わせなし

委託業者との契約において、補助金の10%を事務委託費としている。
見積合わせ等の競争的な入札は行われていない。

1社見積りのみで、見積合わせなし（C集落）

(意見)

多面的機能支払交付金は農地、農業用水等の地域資源や農村環境を保つ
ために、共同して取り組む地域活動に要する経費について支出することが
できるとされており、金額や支出項目等は地域の実情がそれぞれ異なるた
め基準は示されておらず、使途等は、活動組織で話し合っ
て決定している。

一方で、活動内容や交付金の使途については、事業目的に即したものであ
ることはもちろん、社会通念上、公共性・公益性があることが条件となる。

現在、大分県の作成した手引があるが、非常に抽象的で具体性に欠け、拡
大解釈により不適切な支出が行われる恐れがある。大分市が常日頃からの
注意喚起や具体的な事例の例示などを継続すべきである。

viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分県農業農村多面的機能支払事業交付金交付要綱に従い県への交付金の請求を行っている。</p> <p>交付請求は交付金交付請求書により行っているが、関連する資料を確認したところ、交付請求は漏れなく適切に行われている。</p>
	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。</p> <p>事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p>
	<p>多面的機能支払交付金事業について、事業期間は特に定められていない。</p> <p>多面的機能支払交付金事業は、国の事業を大分市が窓口となって実施しているため、その期間を定めることは難しい。</p> <p>従って、事業期間を定めないことは合理的であり、事業期間は合理的であると判断する。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p>
	<p>市内の農業集落は、随時適切に管理しなければ荒廃しその多面的機能が低下するため毎年事業を実施する必要がある。</p> <p>今年度の事業実施により、今年度の目的が適切に達成できていると判断できるため、支出は適切であると判断できる。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p>
	<p>多面的機能支払交付金事業は、国の事業を大分市が窓口となって実施しているため、その内容・金額を定めることは難しく、内容・金額についての変更の必要性は認められない。</p>
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p>
	<p>多面的機能支払交付金事業の選定の基準は下記のとおりであり、交付の要件のみが定められているだけである。</p> <p>①構成員に対する支出については、規則や協定に基づき支出する</p> <p>②外部業者との契約等については、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。但し、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は</p>

随意契約とすることができる。

多面的機能支払交付金事業に関する資料を確認したところ、公平性については、下記の事項を除き、特に問題は見られなかった。

間接補助金交付の際付すべき条件として、大分県農業農村多面的機能支払事業交付金交付要綱第 13 条に下記の記載があるが、交付決定通知書に上記の条件が付されていない。

農地維持支払交付金と資源向上支払交付金について、市町村が活動組織（以下、「間接補助事業者」という。）に交付金を交付する時は、当該間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業者は、当該補助事業を遂行するため、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。但し、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約とすることができる。
- (2) 補助事業者は、(1) により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとするものに対し、第 9 号様式による指名停止に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出の無いものについては、競争入札等に参加させてはならない。

(監査の結果)

一般競争入札以外で契約するにあたり、理由書などが作成されていない。理由書の提出を求めるべきである。

(意見)

一般競争入札以外で契約するにあたり、理由書の提出を求めるべきである旨の条件が交付決定通知書に付されていないため、上記の決まりが周知されておらず、競争的な契約となっていない。

(意見)

指名停止に関する申立書の提出がなされていない。工事請負契約については、指名競争入札に付されているが、指名停止に関する申立書が徴求されていない。

(意見)

	<p>少額物品等については市の規定に準じて、物品購入に関しては 5 万円以上、工事委託等に関しては 20 万円以上については見積合わせを行い、より競争性の高い契約手続きを行うよう明文化を行い、競争性のある購入となるよう指導すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>長寿命化工事 3 件について、見積合わせが行われているが、4 つの工事 で、すべて同じ業者が落札していた。また、その請負業者は関連者であつた。利害関係者との取引については、特段の注意が必要である。</p> <p>大分市多面的機能保全広域協定は、補助金の管理、支払、記帳までの管理業務を外部の業者に全面的に委託しているが、その外部業者の選定にあたり、競争的な入札が行われていない。</p> <p>(意見)</p> <p>第 9 号様式による指名停止に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出の無いものについては、競争入札等に参加させてはならない。と規定されているが、書類を提出させていない。</p> <p>(監査の結果)</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>補助金等や交付金の交付先はほとんど一定であるが、要件を満たした者に対する制度であるため、問題は認められない。</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の用途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>金額、事業期間、負担割合等は多面的機能支払交付金実施要綱（農林水産省）を基準に決められており、問題等は認められない。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>県が定める持越金額を超える場合は、持越金の使用予定表を作成して、使用時期や内容及び金額などを活動組織に聞取りを行い、妥当性を確認している。その結果、事業費を抑制する対策について特に問題等は認められない。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>農地維持、資源向上に係る活動に対する支出であり当該活動に対する支</p>

	<p>出は幅広く認められている。</p> <p>関連資料を確認したところ、購入時の見積合わせが行われていない、購入した資産が資産管理台帳に記載されていないなどを除き、明らかに必要性の乏しい支出は見られなかった。</p> <p>また、補助金で購入した施設や物品については、一部の購入した資産が資産管理台帳に記載されていないなどを除き、資産管理台帳を作成し適切に管理されている。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>農地の維持等に対する資金の交付だけであり、民間事業者への委託はかえってコストがかかる可能性があり、大分市が直接事業を行うことは妥当であると考えられる。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>趣旨や目的が重複する施策がないか確認したところ、いずれも要件や対象者が異なるため、重複する施策は認められない。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>多面的機能支払交付金事業は、国の制度であり金額も面積に基づいて算定されるため、大分市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストは負担していないと判断する。</p> <p>なお、補助率は、国：50%、県：25%、市：25%となっており、事業を推進するため、市の事務費として推進交付金が交付されている（国：100%）。</p>
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>多面的機能支払交付金事業について、農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、担い手に集中する水路・農地等の保全管理を地域で支え、広域組織や集落単位での農業が有する多面的機能の維持・発揮を図ることが目的であるが、事業報告において農業資源が保全管理されていることがわかりやすく整理されている。</p> <p>国・県の事業であるため、国・県への報告において、目標達成の度合いが具体的に評価・分析されている。</p>
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。

	<p>多面的機能支払交付金事業に関する資料を確認したところ、交付金の支給により、集落機能の維持、水路・農地等の適切な保全がなされていることを確かめた。</p> <p>国の事業であるため、大分市では事業の見直しや廃止の検討は行われていない。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>事業の手法や実施内容は、国が要綱・要領等により決定しているため、大分市においては事業の手法や実施内容は最も効果的であると判断する。</p> <p>一方、活動内容もそれぞれの活動組織等が地域の特性等を考慮し自主的に選択することになっているため、市は活動組織等に対して指導・助言を行っている。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>平成26年度から開始の事業であるが、国の施策であるため、対象となる集落の面積等の給付条件に基づく給付見込み額が予算として配分されている。</p>

【外部監査の結果】

(監査の結果)

・監査要点 (合規性)

過年度の包括外部監査において是正措置が取られたはずの事項が守られていなかった。

<措置内容>

交付金の使用については、集落の裁量に委ねられており、基本的にその用途は自由であるものの、交付金の有効活用を図る観点から今年度の事業説明会においても、市の規定に準じて、物品購入に関しては5万円以上、工事委託等に関しては20万円以上については見積合わせを行い、より競争性の高い契約手続きを行うよう指導したところであり、今後も交付金の有効かつ適切な活用に向けて指導していくこととした。

<現状>

見積合わせについては全体説明会にて指導しているが、説明会の趣旨が形骸化しており、個々の集落に対して実質的には十分な措置がなされていない状況である。

・監査要点 (公平性)

交付決定通知書に補助金交付の際付すべき条件が付されていない。

第9号様式による指名停止に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提

出の無いものについては、競争入札等に参加させてはならない。と規定されているが、書類を提出させていない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点（合規性）

大分市は交付対象となる活動組織に対して誓約書を提出させることとなっているが、誓約書の署名が、活動組織ではなく、代表者の個人名で誓約書を提出している事例が多数見られた。誓約書には、組織名と代表者名をともに記載すべきである。

大分市の広域活動組織は、資金の管理及び金銭出納帳の作成を外部業者に全面的に委託しているにもかかわらず、金銭出納簿が、期首から数百万円マイナスとなっており実際の資金残高と全く一致しない状態である。

期中にマイナスがさらに拡大するが、途中から残高がプラスとなり最終的には残高が一致するようにしているようであるが、適切な資金の管理が行われているか疑念がある。

多額の補助金の交付及び多額の繰越金を有していることから、外部委託する場合は、業者の能力等に十分留意する必要がある。

大分市多面的機能保全広域協定は数が多く各活動組織の資料をまとめるだけで多大な労力を要する。1つ1つの資料が複雑であるため全体を1つにまとめるためには労力だけでなく高い専門的能力も必要になってくる。

広域活動組織の数が多くなりすぎ、自分たちの力では管理することができないため資金の管理や事務を全面的に外部委託している。委託報酬は、補助金の10%と多額である。

広域化することで全体が管理できなくなっていること、業務委託報酬が多額になること、業務委託先の能力に問題があること等、様々な弊害が見られる。

広域活動組織について、上記の問題が生じないようにするため、外部委託する場合は、事前に業者の能力等に十分留意する必要がある。

持ち越し金の審査結果に担当者の氏名が空欄となっている。本来であれば返還する必要がある補助金であるため厳格な審査と持ち越し金の使用について適切に確認を行う必要がある。

持ち越し金が多額になっている活動組織も見られる。また、水路工事等を行うために多額の資金を持ち越している活動組織も見られる。

水路工事等を行う予定の活動組織については、水路工事等の詳細や金額については見積書入手する等、用途とその金額について厳正に審査を行うことが望ましい。

大分県が作成した手引に従って使い方や金額等は、活動組織で話し合っ決定しているものの、以下のような問題が散見されている。

チップソーを 125 千円で購入しているが、見積合わせが行われていない。

チップソーが財産管理台帳に記載されておらず、管理が行われていない。

チューリップの球根代として、350 千円の支出が行われているが、見積書が認められず、競争的な契約が行われていない。

デジタルカメラ等：118 千円（4/30 購入）財産管理台帳に記載なし

基礎工事：132 千円（12/28）見積合わせなし

レンゲ草種子：101 千円 見積合わせなし

事務委託費：1,050 千円（11/30） 見積合わせなし

事務委託費：1,012 千円（3/28） 見積合わせなし

委託業者との契約において、補助金の 10%を事務委託費としている。見積合わせ等の競争的な入札は行われていない。

1 社見積りのみで、見積合わせなし

・監査要点（公平性）

一般競争入札以外で契約するにあたり、理由書などが作成されていない。理由書の提出を求めるべきである。

一般競争入札以外で契約するにあたり、理由書の提出を求めるべきである旨の条件が交付決定通知書に付されていないため、上記の決まりが周知されておらず、競争的な契約となっていない。

指名停止に関する申立書の提出がなされていない。工事請負契約については、指名競争入札に付されているが、指名停止に関する申立書が徴求されていない。

少額物品等については市の規定に準じて、物品購入に関しては 5 万円以上、工事委託等に関しては 20 万円以上については見積合わせを行い、より競争性の高い契約手続きを行うよう明文化を行い、競争性のある購入となるよう指導すべきである。

大分市多面的機能保全広域協定は、補助金の管理、支払、記帳までの管理業務を外部の業者に全面的に委託しているが、その外部業者の選定にあたり、競争的な入札が行われていない。

(14) 農業パワーアップ事業費補助金

事業名 補助金等の名称	農業パワーアップ事業費補助金			補助事業
予算費目	項：農業費	目：農業振興費		
根拠法令・要綱等	農業パワーアップ事業物づくり対策費補助金交付要綱 農業パワーアップ事業物づくり対策費補助金交付要領 農業パワーアップ事業人づくり対策費補助金交付要綱			
事業期間	事業開始年度	平成 28 年度	事業終期年度	令和 3 年度
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	16,900,000	30,945,000	7,030,000
	決算額	16,423,338	20,039,000	6,018,000
事業の目的	<p>意欲のある農業者の自らの創意工夫による経営改善に必要な先進技術等の導入や研修等の取組を支援し、力強く持続可能な経営体や次代の農業を担える人材の育成を図るとともに、産地の維持・発展、地域農業の活性化につなげることを目的としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物づくり 地域農業の担い手である意欲のある認定農業者等が行う先進技術の導入等の経営改善を支援することにより、力強く持続可能な農業経営体を育成し、もって地域農業の活性化を図ることを目的としている。 ・人づくり 地域農業の担い手である認定農業者等が農業経営の改善又は能力向上を図るため受講する研修等に要する経費の一部を補助することにより、当該認定農業者等の育成を図り、もって本市における農業の活性化に資することを目的としている。 			
事業の概要	<p>農業パワーアップ補助事業は、大きく人づくり対策事業と物づくり対策事業に分けられる。</p> <p>人づくり対策事業は、経営改善研修支援型と次代を担う人材育成型があり、物づくり対策事業は、先進的技術等実証支援型、先進的技術等導入支援型、消費者ニーズ対応支援型、生産施設等高度化支援型、集出荷施設等高度化支援型がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業 令和 3 年度補助実績のある事業 先進的技術等実証支援型、生産施設等高度化支援型 令和 3 年度に実績のない事業 先進的技術導入支援型、消費者ニーズ対応支援型、集出荷施設等高 			

度化支援型

- ・事業内容（令和3年度に実績のある事業のみとする。以下同じ）

○先進的技術等実証支援型

本市において実施する経営改善を目的とした野菜及び花きの生産等に係る先進的な技術等（確立されていないものに限る）

○生産施設等高度化支援型

本市において実施する経営改善を目的とした野菜及び花きの生産等に係る施設及び機械等の高度化（省力化、生産性向上、コスト削減及び災害防止等のために行う施設整備等の取組）

- ・交付金の対象者

○先進的技術等実証支援型

認定農業者、認定新規就農者、営農集団

○生産施設等高度化支援型

認定農業者（事業実施年度において本人又は農業経営改善計画の経営の構成に位置付けられる者の1人以上が65歳未満であること）、認定新規就農者、農業協同組合（市内に事業所を有する者に限る）

- ・補助要件

支援の対象となる取組は、生産性の向上やコスト削減などによる所得向上又は省力化若しくは災害防止等に結びつくものであること。

- ・補助対象経費

先進的技術等実証支援型

研究費	施設、設備、機械装置等のリース、賃貸又は購入に要する費用、分析等委託費、ほ場借上料、種苗費、肥料代、農薬その他実証試験の実施に必要と認められる費用
報償費	講師等外部専門家に対する謝金
旅費	講師等外部専門家の招へい、調査研究等に係る旅費
事務費	会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費等
その他	その他市長が認める経費

生産施設等高度化支援型

<p>施設費</p>	<p>生産に係る施設、設備、機械装置等の購入費又はリース料であって、それらを合計した額が 200 千円を超えるもの</p>
<p>その他</p>	<p>その他市長が認める経費</p>
<p>以下に係る経費については、補助金の交付対象となる経費から除外する。</p> <p>① 補助金交付決定前に支出される経費</p> <p>② 車両又はパソコン等の汎用性の高い機器等の導入整備に要する経費</p> <p>③ 既存事業との区分が不可能な共通的経費</p> <p>④ 消耗品で取得する物品等に係る費用において、3 万円を超える経費</p> <p>⑤ 食料費等の事業を実施するうえで必要と認められない経費</p> <p>⑥ トラクターの導入経費（5 年以内に 50a 以上の規模拡大を行うために必要不可欠であると認められる場合を除く）</p> <p>・補助金額及び補助率</p> <p>先進的技術等実証支援型 補助対象経費の 1/2 とし、上限は 500 千円。</p> <p>生産施設等高度化支援型 補助対象経費の 1/3 とし、上限は 1,000 千円。</p> <p>但し、施設等の整備（当該施設等整備に係る工事等に関し請負契約等を伴うものに限る）を行う場合は、上限 3,000 千円。</p>	
<p>監査手続</p>	
<p>監査要点 (合規性)</p>	<p>各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。</p>
<p>i</p>	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>・人づくり対策事業 申請者である認定農業者等は研修等の実施日の 2 週間前までに交付申請書を提出し、交付決定を受ける。その後、事業を実施し実績報告書を提出し補助金を請求する流れとなっている。</p> <p>・物づくり対策事業 まず、認定農業者等は実施計画の認定を受ける必要がある。認定を受けた後、事業を実施し実績報告を行い補助金を請求する流れとなっている。 事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <p>申請書及び添付書類</p> <p>① 計画の認定</p>

	<p>計画の認定に係る書類について、下記の事項を除き特に問題となる事項は見られない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画認定申請書 ・事業計画書 ・収支計画書 ・見積書等事業費の積算が分かる書類及び施設・機械装置等のパンフレット ・事業費内訳表 ・事業実施位置図 ・認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書及び認定書の写し ・認定新規就農者の場合は、青年等就農計画認定申請書及び認定書の写し ・実施主体が団体の場合は、定款又は規約の写し及び構成員名簿 <p>② 交付申請及び交付決定</p> <p>交付申請に係る書類について、特に問題となる事項は見られない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画及び収支予算書 ・前年度の実績報告書の写し（2年に渡り取組む場合） ・消費税課税事業者届出書 ・市税完納証明書（申請者が営農集団の場合を除く） ・誓約書 <p>③ 実績報告</p> <p>実績報告に係る書類については、特に問題となる事項は見られない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実績書 ・収支決算書又は精算書 ・消費税課税事業者届出書（申請時から変更があった場合） ・領収書又は支払い額を確認できる書類の写し ・事業費実績内訳表（先進的技術等実証支援事業を実施した場合） <p>④ 確定通知</p> <p>補助金確定通知に係る書類については、特に問題は見られない。</p> <p>⑤ 状況報告</p> <p>農業パワーアップ事業物づくり対策事業実施状況又は利用状況報告書により、補助金が交付された日の属する年度の翌年度から起算して5年間、毎年度の末日までに市長に提出しなければならない。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>補助金等交付申請書、事業報告書、請求書等を閲覧した結果、下記の事項を除き、特に問題は見られなかった。</p> <p>資産台帳が徴求されていないが、実施状況報告書及び現地確認により管理状況が適切であることを確認できている。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、</p>

	条件、入札など)。 完了時の決裁について関連資料を閲覧した結果、特に問題は見られなかった。
iv	補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。 関連する書類を確認したところ、下記の事項を除き、期間、金額、使途、などは適切であり、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。 営農集団は、消費税課税事業者届出書を提出する必要はなく、消費税も補助対象となるが、今回の事例のように営農集団で導入した機械を構成員が占有し個別に使用する場合は、実質的には各農家が購入したものと判断されるおそれがある。導入機械の所有権が営農集団にあることを明確にするため、営農集団等の任意組織が事業主体となる場合は、機械を共同利用、共同管理することが分かる書類を添付する必要がある。 (意見)
v	補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。 補助金等の交付対象者は、農業者、農業者で組織する団体、農事組合法人、その他市長が必要と認める者とされており適切に実施されている。 実績報告書、請求書等を閲覧した結果、特に問題は見られない。
vi	事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。 実績報告書を閲覧した結果、下記の事項を除き、取引は適時・適切に行われており、特に問題は見られない。 補助金は、交付決定前に支出される経費は対象とならないため、着手日が交付決定日以後であることを確認する必要があるが、証拠書類に基づく検証が行われていない。 そもそも、事業着手日を確認できる書類すら徴求していないため、着手日を確認できる書類を徴求すべきである。 (意見)
vii	事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。 農業パワーアップ事業に関する資料を確認した結果、下記の事項を除き、特に問題は見られない。 実績報告書の添付書類は支払いを確認できる書類とされており、領収書等が添付されていれば支出については確認できる。しかしながら、支出内

	<p>容及び事業完了を確認できる書類として、市に準じた基準に基づき契約書や納品書、請求書を徴求すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>施設費は生産に係る施設、設備、機械装置等の購入費又はリース料であって、それらを合計した額が200千円を超えるものとされている。</p> <p>施設費として支出した中に既存設備の撤去費用が含まれているが、要綱上、撤去費用を補助対象経費としていることが明確ではないため、補助対象外経費として判断されることが無いよう、明確に規定する必要がある。</p> <p>(意見)</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市の単独事業のため、国・県への請求手続は行われていない。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>平成28年度に開始し、予定どおり令和3年度に終了しており延長は行っていない。</p> <p>事業の成果を判断するにあたり、事業期間が3年だと短く10年だと長すぎるため5年で妥当と判断する。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>農業パワーアップ事業においては、生産性の向上やコスト削減などによる所得向上又は省力化若しくは災害防止等に結び付く経費であり、目的は達成されている。</p> <p>但し、不必要な支出、要綱に合致しない支出が確認されている。具体的には以下のとおりである。</p> <p>営農集団は、消費税課税事業者届出書を提出する必要はなく、消費税も補助対象となるが、今回の事例のように営農集団で導入した機械を構成員が占有し個別に使用する場合は、実質的には各農家が購入したものと判断されるおそれがある。導入機械の所有権が営農集団にあることを明確にするため、営農集団等の任意組織が事業主体となる場合は、機械を共同利用、共同管理することが分かる書類を添付する必要がある。</p>

	<p>(意見)</p> <p>補助金は交付決定前に支出される経費は対象とならないため、着手日が交付決定日以後であることを確認する必要があるが、事業着手日を確認できる書類を徴求していないため、着手日を確認できる書類を徴求すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>実績報告書の添付書類は支払いを確認できる書類とされているが、支出内容及び事業完了を確認できる書類として、市に準じた基準に基づき契約書や納品書、請求書を徴求すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>施設費として支出した中に既存設備の撤去費用が含まれているが、要綱上、撤去費用を補助対象経費としていることが明確ではないため、補助対象外経費として判断されることが無いよう、明確に規定する必要がある。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>本事業は平成 28 年度に開始され、一定の成果が得られたため、令和 3 年度で終了する。</p>
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>入札等が行われていないが、見積合わせを行う取り決めとなっている。契約に関する資料を確認した結果、不適正な見積合わせは見られなかった。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>補助金の交付先について、事業により複数回可能なものと不可能なものが存在するが、選定の要件は適切に満たされており、問題等は認められない。</p> <p>物づくり対策事業について、事業者の選定は公募により行われている。但し、事業実施期間(5年)に渡り制限はないため、複数回補助金の交付対象となっている事業者が見られる。</p> <p>人づくり対策事業については、研修等への参加が1事業年度1回と定められているが、令和3年度については、申請がなかったため補助金の交付</p>

	はゼロである。
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の用途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	<p>金額、事業期間、負担割合等は農業パワーアップ事業物づくり対策事業費補助金交付要綱にて決められており、問題等は認められない。</p> <p>なお、通常の補助金の負担割合は、1/2～2/3が多いが、当補助金の負担割合は1/3であり適切な水準であると考えられる。</p>
ii	事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。
	<p>関連する要綱等及び関連資料を確認した結果、特に問題は認められなかった。</p> <p>なお、補助率と上限は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進的技術等実証支援型…補助率：1/2、上限：500千円 ・生産施設等高度化支援型…補助率：1/3、上限：1,000千円 請負契約の場合は3,000千円 ・集出荷施設等高度化支援型……補助率：1/3、上限：1,000千円 請負契約の場合は3,000千円 <p>補助事業の上限は、1,000千円（施設等の整備（当該施設整備に係る工事等に関し請負契約等を伴うものに限る）を行う場合は、上限3,000千円）とされている。</p> <p>ここで、設備投資を複数年に分割することにより、補助金をより多く受け取ることが可能となる。同様の補助金を2年連続で受けている事業者が1件見られた。本事業の要綱上、同様の内容で複数回の補助金交付を妨げる規定がないため補助対象外にはならないが、今後、実施する補助事業においては、同様の内容で複数回申請があった場合は、補助金の必要性を詳細に検討し、場合によっては複数回の交付は出来ないよう規定を設けることを検討する必要がある。</p> <p>(意見)</p>
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	<p>農家に対する支援支出であり当該活動に対する支出は幅広く認められている。</p> <p>関連資料を確認したところ、明らかに必要性の乏しい支出は見られなかった。</p>

	<p>なお、事業費として支出した用途は、生産等に係る施設及び機械等の高度化のために使用されている。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p>
	<p>農家への設備投資に対する資金の交付だけであり、民間事業者への委託はかえってコストがかかる可能性があり、大分市が直接事業を行うことは妥当であると考えられる。</p> <p>農業者が導入する生産技術に要する経費等の補助であるため民間事業者への委託や指定管理者制度は選択していない。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p>
	<p>趣旨や目的が重複する施策がないか確認したところ、いずれも要件や対象者が異なるため、重複する施策は認められない。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p>
	<p>本来であれば全額事業者の負担とすべきであるが、地域農業の担い手である意欲のある認定農業者等が行う先進技術の導入等の経営改善を支援することにより、持続可能な農業経営体を育成し、もって地域農業の活性化を図るとの目的を考慮すると、大分市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストは負担していないと判断する。</p>
<p>監査要点 (有効性)</p>	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p>
	<p>事務事業評価に関連する資料を確認したところ、事業費や補助金等の実績や成果は整理されているが、目標の達成度合いの評価・分析は下記のとおりである。</p> <p>評価指標：主要品目（園芸品目）の産出額 基準値：3,412 百万円（平成 27 年度） 目標値：3,840 百万円（令和 3 年度） 実績値：3,407 百万円（令和 3 年度）</p> <p>目標値に大きく未達であるのみならず、基準年度である平成 27 年度の生産額をも下回っている。</p> <p>これは、令和元年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大により、外食産業からの需要が大部分を占める大葉の産出額が大幅に減少したことに起因するものであり、平成 30 年度までの産出額は順調に推移していた。</p>

	<p>また、にら・ピーマン・いちごの産出額は、平成 28 年度以降、順調に増加していることから、一定の成果が認められる。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p>
	<p>資料を確認したところ、補助金等の支給により一定の成果は認められたため、当初の予定どおり令和 3 年度で終了している。</p> <p>今後は、ロボット、AI, IOT といったスマート農業技術を主とする先進的技術の導入に特化した支援がより効果的であるため、新しくスマート農業技術等活用支援事業を開始している。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p>
	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたが、当初の目的は達成されたため当初の予定どおり、事業は令和 3 年度で終了している。</p> <p>事業実施の要件として、生産等に係る施設及び機械等の高度化が要件となっている。</p> <p>高度化とは、省力化、生産性向上、コスト削減、災害防止等である。</p> <p>省力化や生産性向上、コスト削減が申請書等に記載されているが具体的な経営数値を記載したものはない。</p> <p>具体的な数値（現状と目標）を明確にしなければ、本当に経営改善につながるのか否かが不明であるし、費用対効果を検証することもできない。</p> <p>また、当該補助事業は 5 年間状況報告を行うことになっているが具体的な目標数値がなければ状況報告の意味がないし、認定農業者への適切な指導や助言を行うことができない。</p> <p>以上の事から、高度化に係る具体的な経営改善数値（現状と 5 年間の目標）を明確にするべきである。</p> <p>上記の意見は、新たに開始されるスマート農業技術活用支援事業においても参考とされたい。</p> <p>(意見)</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和 3 年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p>
	<p>本事業は平成 28 年度から開始した事業であり、これまで一定の成果が得られてきたため、令和 3 年度で終了している。</p> <p>本市農業の担い手の減少・高齢化に伴う人手不足が深刻化する中、産地の維持・発展を支えていくにはロボット、AI, IOT といったスマート農業技術を主とする先進的技術の導入に特化した支援がより効果的であるため、</p>

本事業は廃止し、スマート農業技術等活用支援事業による同技術の普及に集中していくことは合理的と考える。
--

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点（合規性）

営農集団は、消費税課税事業者届出書を提出する必要はなく、消費税も補助対象となるが、今回の事例のように営農集団で導入した機械を構成員が占有し個別に使用する場合は、実質的には各農家が購入したものと判断されるおそれがある。導入機械の所有権が営農集団にあることを明確にするため、営農集団等の任意組織が事業主体となる場合は、機械を共同利用、共同管理することが分かる書類を添付する必要がある。

補助金は、交付決定前に支出される経費は対象とならないため、着手日が交付決定日以後であることを確認する必要があるが、証拠書類に基づく検証が行われていない。

そもそも、事業着手日を確認できる書類すら徴求していないため、着手日を確認できる書類を徴求すべきである。

実績報告書の添付書類は支払いを確認できる書類とされており、領収書等が添付されていれば支出については確認できる。しかしながら、支出内容及び事業完了を確認できる書類として、市に準じた基準に基づき契約書や納品書、請求書を徴求するべきである。

施設費は生産に係る施設、設備、機械装置等の購入費又はリース料であって、それらを合計した額が200千円を超えるものとされている。

施設費として支出した中に既存設備の撤去費用が含まれているが、要綱上、撤去費用を補助対象経費としていることが明確ではないため、補助対象外経費として判断されることが無いよう、明確に規定する必要がある。

・監査要点（公益性）

営農集団は、消費税課税事業者届出書を提出する必要はなく、消費税も補助対象となるが、今回の事例のように営農集団で導入した機械を構成員が占有し個別に使用する場合は、実質的には各農家が購入したものと判断されるおそれがある。導入機械の所有権が営農集団にあることを明確にするため、営農集団等の任意組織が事業主体となる場合は、機械を共同利用、共同管理することが分かる書類を添付する必要がある。

補助金は交付決定前に支出される経費は対象とならないため、着手日が交付決定日以後であることを確認する必要があるが、事業着手日を確認できる書類を徴求していないため、着手日を確認できる書類を徴求すべきである。

実績報告書の添付書類は支払いを確認できる書類とされているが、支出内容及び事業完了を確認できる書類として、市に準じた基準に基づき契約書や納品書、請求書を徴求すべきである。

施設費として支出した中に既存設備の撤去費用が含まれているが、要綱上、撤去費用を補助対象経費としていることが明確ではないため、補助対象外経費として判断されることが無いよう、明確に規定する必要がある。

・監査要点（経済性）

設備投資を複数年に分割することにより、補助金をより多く受け取ることが可能となる。同様の補助金を2年連続で受けている事業者が1件見られた。

本事業の要綱上、同様の内容で複数回の補助金交付を妨げる規定がないため補助対象外にはならないが、今後、実施する補助事業においては、同様の内容で複数回申請があった場合は、補助金の必要性を詳細に検討し、場合によっては複数回の交付は出来ないよう規定を設けることを検討する必要がある。

・監査要点（有効性）

事業実施の要件として、生産等に係る施設及び機械等の高度化が要件となっている。

高度化とは、省力化、生産性向上、コスト削減、災害防止等である。

省力化や生産性向上、コスト削減が申請書等に記載されているが具体的な経営数値を記載したものはない。

具体的な数値（現状と目標）を明確にしなければ、本当に経営改善につながるのか否かが不明であるし、費用対効果を検証することもできない。

また、当該補助事業は5年間状況報告を行うことになっているが具体的な目標数値がなければ状況報告の意味がないし、認定農業者への適切な指導や助言を行うことができない。

高度化に係る具体的な経営改善数値（現状と5年間の目標）を明確にするべきである。

（15）大分市園芸振興総合対策事業費補助金

事業名 補助金等の名称	大分市園芸振興総合対策事業費補助金	補助事業
----------------	-------------------	------

予算費目	項：農業費	目：園芸振興費		
根拠法令・要綱等	大分市園芸振興総合対策事業費補助金交付要綱 次代へ繋ぐ園芸産地整備事業実施要領（県） 次代へ繋ぐ園芸産地整備事業費補助金交付要綱（県）			
事業期間	事業開始年度	平成 18 年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	100,356,000	113,044,000	182,203,000
	決算額	64,039,000	76,179,000	151,391,000
事業の目的	<p>大分市における園芸振興を総合的に推進するため、栽培施設の整備、生産性の向上等を支援することを目的とする。</p> <p>認定農業者などの経営感覚に優れた企業的経営農家の育成を図るための体制整備と、消費者などのニーズに対応した高品質な農産物の産地づくりを推進し、農家所得の向上と経営の安定を図る。</p>			
事業の概要	<p>・概要</p> <p>認定農業者等の規模拡大や施設改修を支援し、産出額の増加及び持続可能な経営体や産地の育成を図るために、認定農業者等が行う栽培施設の新設や改修、生産性向上機器等の導入に対し補助金を交付する。</p> <p>・対象事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 規模拡大・産地体制整備（国庫活用型） <ol style="list-style-type: none"> 1) 規模拡大支援事業 <ol style="list-style-type: none"> ①国庫活用間接型 ②国庫活用直採型 2) 産地体制強化事業 <ol style="list-style-type: none"> ①国庫活用間接型 2. 規模拡大・産地体制整備（県単活用型） <ol style="list-style-type: none"> 1) 規模拡大支援事業 2) 産地体制強化事業 3. 日田梨・ベリーツ・推進事業 <ol style="list-style-type: none"> 1) 日田梨創造的復興事業 <ol style="list-style-type: none"> ①国庫活用型 ②県単活用型 2) ベリーツブランド確立事業 3) 推進事業 <ol style="list-style-type: none"> ①国庫活用型 ②県単活用型 <p>・補助金の対象組織</p>			

	<p>1. 規模拡大・産地体制整備（国庫活用型） 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業公社、営農集団、人・農地プランの中心経営体、農業者コンソーシアム、地域農業再生協議会等</p> <p>2. 規模拡大・産地体制整備（県単活用型） 農業協同組合、農業協同組合連合会、認定農業者、認定新規就農者、親元就農者、農業公社、営農集団、人・農地プランの中心経営体、農業者コンソーシアム、地域農業再生協議会、土地改良区等</p> <p>3. 日田梨・ベリーズ・推進事業 農業協同組合、認定農業者、認定新規就農者、親元就農者、農業公社、営農集団、園地流動化協議会、果樹産地協議会、農業再生協議会等</p> <p><u>・補助対象経費</u> 認定農業者等が行う栽培施設の新設や改修、生産性向上機器等の導入に要する経費</p> <p><u>・補助金額及び補助率</u> 規模拡大支援事業…補助率：新規 2/3、既存 1/2 産地体制強化事業：補助率：既存 1/3</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>事業者は、まず、事業実施の計画について市長の認定を受ける。その後、事業着手届を提出し事業を実施し、実績報告を行い完了確認検査を受け補助金を請求する流れとなっている。</p> <p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、必要な書類は揃っており、下記の事項を除き問題は認められないと判断する。</p> <p>申請書及び添付書類</p> <p><u>① 計画の認定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市園芸振興総合対策事業実施計画認定申請書 ・事業実施計画書 ・消費税課税事業者届出書 ・その他 <p>事業実施計画の申請を受けたときは、その内容を審査し結果を申請者に通知するものとされている（大分市園芸振興総合対策事業費補助金交付要綱第4条3項）。審査の過程及び結果は、園芸施設整備事業地方審査結果表にまとめられているが、下記の事項について検討が必要である。</p>

・県に対する事業実施計画認定申請書に参考として添付する様式のうち、園芸施設整備事業地方審査会結果表において、審査の場所や日時の記載がないことや、出席者の押印がないなど、審査メンバーが実際に審査し、承認したことが客観的に分かるものになっていない。

・上記審査項目のうち、「GAP への取組状況（既に取り組み済み、今後取り組み予定）」があるが、すべての補助対象者が取組については検討中となっているにもかかわらず、可否の判断は「可」とされ、審査結果及び総合判断は、特に問題ないとなっている。しかしながら、実際に GAP 取得に取り組んだ事例は見当たらない。

以上の事から、審査の形骸化を是正するため、審査方法の運用を改善するとともに、審査した項目の達成状況を補助金交付後の5年間の実施状況報告において確認していく必要がある。

(意見)

② 交付申請

- ・大分市園芸振興総合対策事業補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・組織の規程等
- ・事業実施位置図
- ・実施設計図書
- ・農業共済または建物更生共済等加入確約書の写し
- ・誓約書
- ・その他

③ 着手届出書

- ・大分市園芸振興総合対策事業着手届出書
 - 認定後に着手する必要がある
- ・契約書の写し
- ・入札（見積）結果表（競争入札（見積）の場合に限る。）
- ・随意契約理由書等（随意契約の場合に限る。）

契約手続きについて、250万円以上の工事請負費については、一般競争入札等の競争性のある契約方法をとること。但し、事業の運営上、一般競争に付すことが適当でない場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。（次代へ繋ぐ園芸産地整備事業費補助金交付要綱（大分県）（第4条（14）））

補助事業者は、原則として全農大分県本部（代理人：大分県農業協同組

合)と施主代行委任契約を締結しており、事業者に代わって工事請負契約の締結を行っている。工事契約は、全農大分県本部と工事業者との契約となっている。

(参考)

施主代行委任契約とは、事業主体が農協連と随意契約により委託契約を締結し、これに基づき委託を受けた農協連は、競争契約等により施工業者に発注し、予定期日までに実施設計書に基づく工事を完成して事業主体に引き渡し、施行の責任を負うものとされている。(会計検査院)

施主代行業務とは、農業協同組合等の事業主体が、事業施行管理能力を有する農協連に対し、施設の基本設計及び実施設計書の作成、工事の施行、施工管理(工事の監理を含む。)等の業務を一括して委託する施行方法である。

全農大分県本部と工事施工業者との間の建設工事又は製造請負工事に関する契約については、競争契約等により工事が実施されているかを確認する必要がある。

当該契約方式は、本来原則とされている一般競争入札ではなく指名競争入札が採用されているが、指名競争入札とする場合は、事業の運営上、一般競争入札に付することが適切でない理由を明確にしておく必要がある。

(意見)

④ 完了報告

- ・大分市園芸振興総合対策事業完了届
- ・完了確認検査調書

事業完了届の提出があった時は、当該事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか確認するために完了確認検査を行い、完了確認検査調書を作成するものとされている(大分市園芸振興総合対策事業費補助金交付要綱第9条)が、事業完了届出の提出日以前(施設の完成引渡時に)に完了確認検査を行っている。

完了確認検査は、補助金決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか否かを確認するために実施するため、要綱に従い、補助事業者が完了届出書を提出した後に確認検査を行うべきである。

(意見)

⑤ 実績報告

- ・大分市園芸振興総合対策事業補助金実績報告書
- ・事業実績書

	<ul style="list-style-type: none"> ・収支精算書 ・出来高設計図書 ・農業共済又は建物更生共済等の加入申込書の写し ・その他市長が必要と認める書類 +関係書類 <p>⑥ 補助金交付請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市園芸振興総合対策事業補助金交付請求書 <p>⑦ 消費税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市園芸振興総合対策事業補助金消費税等仕入れ控除税額確定報告書 <p>⑧ 事業実施の後の状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市園芸振興総合対策事業実施状況報告書 <p>⑨ 日田梨・ベリー・推進事業の部の3推進事業の②県単活用型のア導入実証等の事業のみ遂行状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市園芸振興総合対策事業遂行状況報告書 ・契約書又は見積書の写し ・状況写真 ・その他市長が必要と認める書類 <p>⑩ 実績報告</p> <p>実績報告に係る書類については、特に問題となる事項は見られない。</p> <p>⑪ 確定通知</p> <p>補助金確定通知に係る書類については、特に問題は見られない。</p> <p>⑫ 状況報告</p> <p>実施状況報告書及び添付書類を閲覧した結果、特に問題は見られない。</p> <p>添付書類（事業報告書）の記載項目に、現在の経営状況等という項目があり、報告年度の栽培面積、出荷量、販売額を記載することになっているが、補助金の効果が判断できない。補助金の効果を明確にするため、補助金交付直前の事業年度からの各事業年度の数値を記載すべきである。</p> <p>また、同様に本補助金は農家所得の向上を目的としているため、記載事項に、補助金交付直前から報告年度までの所得の金額を追加するべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>補助金交付時点では個人事業主であったが、その後法人化したケースについて、補助金にて購入した資産の移管に係る手続きが取られていない。</p> <p>また、状況報告についても、報告義務者が個人から法人に変更になって</p>
--	---

	<p>いるが、個人名で状況報告がなされている。</p> <p>(監査の結果)</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか(日付、金額、使途、条件、現地写真など)。</p> <p>補助金等交付申請書、事業報告書、請求書等を閲覧した結果、特に問題は見られなかった。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか(日付、決裁権限、内容、条件、入札など)。</p> <p>補助金申請書類等を確認した結果、申請時の決裁については適切に行われている。</p> <p>完了時の決裁について関連資料を閲覧した結果、補助金等の決裁は適切に行われている。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか(期間、金額、使途、補助率、条件など)。</p> <p>関連する書類を確認したところ、期間、金額、使途、などは適切であり、適切に支出されていると判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>補助金等の交付対象者は、農業者、農業者で組織する団体、農事組合法人、その他市長が必要と認める者とされており適切に実施されている。</p> <p>実績報告書、請求書等を閲覧した結果、特に問題は見られない。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>実績報告書を閲覧した結果、いずれも適切に報告されており、実績確認は適時・適切に行われていた。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>関連する書類を確認したところ、資金使途は要件に合致する経費であり、他への流用は見られない。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>次代へ繋ぐ園芸産地整備事業費補助金交付要綱に従い県への交付金の請求を行っている。</p> <p>交付請求は補助金等交付請求書により行っているが、関連する資料を確認したところ、交付請求は漏れなく適切に行われている。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。</p> <p>事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確</p>

	<p>か。</p> <p>大分市園芸振興総合対策事業費補助金について、事業期間は特に定められていない。</p> <p>大分市園芸振興総合対策事業費補助金は、国または県の事業を大分市が窓口となって実施しているため、その期間を定めることは難しい。</p> <p>従って、事業期間を定めないことは合理的であり、事業期間は合理的であると判断する。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>園芸農家への支援は国策により毎年事業を実施することが決められている。</p> <p>今年度の事業実施により、今年度の目的が適切に達成できていると判断できるため、支出は適切であると判断できる。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>大分市園芸振興総合対策事業費補助金は、国または県の事業を大分市が窓口となって実施しているため、その内容・金額を定めることは難しく、内容・金額についての変更の必要性は認められない。</p> <p>なお、規模拡大事業や産地体制整備事業により、認定農業者等の産出額の増加及び産地の育成を図ることに寄与している。</p> <p>また、令和3年度の大分県の戦略品目である「ピーマン」「にら」「いちご」、大分市の重点推進品目である「大葉」等に対しては、規模拡大や施設改修を支援していく方針である。</p>
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>事業の選定の基準は下記のとおりであり、交付の要件のみが定められているだけである。</p> <p>250万円以上の工事請負については一般競争入札を実施するが、事業の運営上、一般競争に付すことが適当でない場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。</p> <p>但し、事業の請負先の選定について、関連する資料を確認したところ、本来は一般競争入札になる要件であるにもかかわらず明確な理由がないまま指名競争入札としていた事例があった。</p>

	<p>250万円以上の工事請負について指名競争入札とする場合は、一般の競争に付することが適当でない理由書等を徴求すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>また、上記以外の契約や物品の購入については、要綱では特段の定めがないため、補助金の使途に関して公平に選定が実施できるように大分市が別途定めている基準に基づき、適正に補助事業費の決定が行われていた。</p>
	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>ii</p> <p>補助金の対象となる認定農業者は限定的であるため、公募は行わず部会等を通じて個別に声掛け等を行いニーズを掘り起こしている。</p> <p>毎年選定先が同一ということはないが、過去数年の間に複数回補助金の交付を受けている者も存在する。県の要綱要領にも複数回の補助金の交付は禁止されていない。</p> <p>そのため、要件を満たした者に対する制度であるため、問題は認められない。</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。</p>
	<p>i</p> <p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>金額、事業期間、負担割合等は次世代へ繋ぐ園芸産地整備事業費補助金交付要綱を基準に定められており、問題等は認められない。</p>
	<p>ii</p> <p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>補助金の上限は設けられていないが、標準事業費を算出し、超過する部分については補助金の対象外とすることで事業費を抑制している。</p> <p>設備の契約に際し、補助事業者と全農大分県本部と施主代行委任契約を行っている。</p> <p>ここで、補助事業者と受託事業者である全農大分県本部との間に利益相反関係が生じている。</p> <p>よって、全農大分県本部には、契約金額をより安くしようというインセンティブは働かず、逆に現在の契約内容であれば、契約金額が不当に高止まりする可能性がある点には留意が必要である。</p> <p>(意見)</p>
	<p>iii</p> <p>明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>事業完了届、実績報告及び添付資料、事業実施後の状況報告書を確認し</p>

	た結果、明らかに必要性に乏しい事業はなく、また、支出した施設、購入した物品は適切に使われていると判断する。
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
	<p>農家への設備投資等に対する資金の交付だけであり、民間事業者への委託はかえってコストがかかる可能性があり、大分市が直接事業を行うことは妥当であると考えられる。</p> <p>農業者が導入する生産性向上等に要する経費等の補助であるため民間事業者への委託や指定管理者制度は選択していない。</p>
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	趣旨や目的が重複する施策がないか確認したところ、いずれも要件や対象者が異なるため、重複する施策は認められない。
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
	<p>本来であれば全額事業者の負担とすべきであるが、認定農業者などの経営感覚に優れた企業的経営農家の育成を図るための体制整備と、消費者などのニーズに対応した高品質な農産物の産地づくりを推進し、農家所得の向上と経営の安定を図るとの目的からはやむを得ないと考えられる。</p> <p>従って、大分市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないと判断できる。</p>
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	<p>事務事業評価に関連する資料を確認したところ、事業費や補助金等の実績や成果は整理されているが、目標の達成度合いの評価・分析は下記のとおりである。</p> <p>評価指標：主要品目（園芸品目）の産出額 基準値：3,412 百万円（平成 27 年度） 目標値：3,840 百万円（令和 3 年度） 実績値：3,407 百万円（令和 3 年度）</p> <p>目標値に大きく未達であるのみならず、基準年度である平成 27 年度の生産額をも下回っている。</p> <p>これは、令和元年度以降、新型コロナウイルスの流行により、外食産業からの需要が大部分を占める大葉の産出額が大幅に減少したことに起因</p>

	<p>するものであり、平成 30 年度までの産出額は順調に推移していた。</p> <p>また、にら・ピーマン・いちごの産出額は、平成 28 年度以降、順調に増加していることから、一定の成果が認められる。</p> <p>事務事業評価個表において、類似事業の有無に対する記載が漏れている。類似事業を把握しておかないと事業の重複が生じ無駄な税金が使われることになってしまう。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>資料を確認したところ、補助金等の支給により一定の成果は認められた。</p> <p>大分県の事業であるため、大分県の見直しに基づいて、事業の見直しが行われている。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>事業の手法や実施内容は、県が要綱・要領等により決定しているため、大分市においても県の方針に沿って事業を実施している。</p> <p>また、事務事業評価においては評価指標を主要品目の産出額としているが、新型コロナウイルス流行の影響で実績値が基準値を下回る事態となっていることを踏まえ、今後の推移を見守り、評価指標の設定について検討していく必要がある。</p> <p>(意見)</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和 3 年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>本事業は平成 18 年度開始の事業であり、長期間継続している。</p> <p>国・県の実施する事業であるため、大分市としては国・県の要綱要領に従った予算配分を行っている。</p> <p>また、大分市の重点推進品目に即した支援を行っていることから、社会情勢などに現在の状況に即したものであると判断できる。</p>

【外部監査の結果】

(監査の結果)

・監査要点 (合規性)

補助金交付時点では個人事業主であったが、その後法人成したケースについて、補助金

にて購入した資産の移管に係る手続きが取られていない。

状況報告についても、報告義務者が個人から法人に変更になっているが、個人名で状況報告がなされている。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点（合規性）

事業実施計画の申請を受けたときの審査の過程及び結果は、園芸施設整備事業地方審査結果表にまとめられているが、審査の形骸化を是正するため、審査方法の運用を改善するとともに、審査した項目の達成状況を補助金交付後の 5 年間の実施状況報告において確認していく必要がある。

全農大分県本部と工事施工業者との間の建設工事又は製造請負工事に関する契約については、競争契約等により工事が実施されているかを確認する必要がある。

当該契約方式は、本来原則とされている一般競争入札ではなく指名競争入札が採用されているが、指名競争入札とする場合は、事業の運営上、一般競争入札に付すことが適切でない理由を明確にしておく必要がある。

事業完了届の提出があった時は、当該事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合している確認するために完了確認検査を行い、完了確認検査調書を作成するものとされているが、事業完了届出の提出日以前（施設の完成引渡時に）に完了確認検査を行っている。

完了確認検査は、補助金決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか否かを確認するために実施するため、要綱に従い、補助事業者が完了届出書を提出した後に確認検査を行うべきである。

実施状況報告書及び添付書類を閲覧した結果、添付書類（事業報告書）の記載項目に、現在の経営状況等という項目があり、報告年度の栽培面積、出荷量、販売額を記載することになっているが、補助金の効果が判断できない。補助金の効果を明確にするため、補助金交付直前の事業年度からの各事業年度の数値を記載すべきである。

また、同様に本補助金は農家所得の向上を目的としているため、記載事項に、補助金交付直前から報告年度までの所得の金額を追加するべきである。

・監査要点（公益性）

250 万円以上の工事請負については一般競争入札を実施するが、事業の運営上、一般競争に付すことが適当でない場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

事業の請負先の選定について、関連する資料を確認したところ、本来は一般競争入札に

なる要件であるにもかかわらず明確な理由がないまま指名競争入札としていた事例があった。

250万円以上の工事請負について指名競争入札とする場合は、一般の競争に付すことが適当でない理由書等を徴求すべきである。

・監査要点（経済性）

設備の契約に際し、補助事業者と全農大分県本部と施主代行委任契約を行っている。

補助事業者と受託事業者である全農大分県本部との間に利益相反関係が生じている。よって、全農大分県本部には、契約金額をより安くしようというインセンティブは働かず、逆に現在の契約内容であれば、契約金額が不当に高止まりする可能性がある点には留意が必要である。

・監査要点（有効性）

事務事業評価個表において、類似事業の有無に対する記載が漏れている。類似事業を把握しておかないと事業の重複が生じ無駄な税金が使われることになってしまう。

事務事業評価においては評価指標を主要品目の産出額としているが、新型コロナウイルス流行の影響で実績値が基準値を下回る事態となっていることを踏まえ、今後の推移を見守り、評価指標の設定について検討していく必要がある。

（16）大分市野菜花き振興会等運営費補助金

事業名 補助金等の名称	大分市野菜花き振興会等運営費補助金			補助事業
予算費目	項：農業費	目：園芸振興費		
根拠法令・要綱等	大分市野菜花き振興会等運営費補助金要領			
事業期間	事業開始年度	昭和61年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初予算	325,000	325,000	325,000
	決算額	325,000	325,000	325,000
事業の目的	<p>大分市野菜花き振興会等運営費補助金とは、農業者の経営安定と所得の向上及び農業、地域の活性化を図るために、振興会に対し、その運営に要する経費について予算の範囲内で交付する補助金である。</p> <p>振興会は、各種講演会や研修会等の開催を通じて組織間の連絡協調を図るとともに、所得及び経営技術の向上並びに農業の発展を図ることを目的として、市内の農畜産物の生産者・生産組織並びに直売所及び加工所の開設者により組織された団体をいう。</p>			

事業の概要	<p>大分市野菜花き振興会等運営費補助金とは、農業者の経営安定と所得の向上及び農業、地域の活性化を図るために、関係団体への補助金の支出を行うものである。</p> <p>本補助金の対象となる振興会は、野菜・花き・花木を主とした農産物の生産振興と農業所得の向上を図ることを目的として設立された団体である。</p> <p>農産物の生産農家並びに本会の趣旨に賛同する者をもって構成されており、野菜部会、花き花木部会及び直販所部会の3つも専門部会で構成されている。</p> <p>事務局は、大分市農林水産部生産振興課に置かれ、大分市農林水産部生産振興課長が事務局長となっている。</p> <p>振興会の目的と実施する事業は下記のとおりである。</p> <p>(目的)</p> <p>振興会は、野菜・花き・花木を主とした農産物の生産振興と農業所得の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農産物の生産振興計画の認定 ②生産、流通、経営、技術課題の検討 ③消費宣伝及び消費者との交流・啓発活動 ④研修会、講演会等の事業実施による組織強化 ⑤農業用廃資材の適正処理の推進 ⑥安全・安心な農産物の生産の推進 ⑦その他農産物の生産振興のために必要な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容 振興会の運営費用の一部を補助する。 ・対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 大分市野菜花き振興会 ② 大分市果樹生産振興会 ③ 大分市畜産振興会 ・補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ① 報償費（記念品、謝礼金） ② 旅費 ③ 需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費） ④ 役員費（通信運搬費） ⑤ 使用料及び賃借料 ⑥ 負担金
-------	--

	<p>⑦ その他市長が必要と認めた経費</p> <p>なお、各対象経費に予算等は定められておらず、総額での予算の範囲内で支出が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金額及び補助率 <p>補助対象経費の 2/3 以内</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>振興会は自ら編成した予算に基づき補助金交付申請書にて補助金の交付を申請する流れになっている。</p> <p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <p>申請書及び添付書類は以下のとおりである。</p> <p>①事業計画の提出及び審査</p> <p>申請に必要な書類については、特に問題は見られない。</p> <p>但し、補助対象経費が限定列挙されているが、内容があいまいな項目も多いため具体的な例示を行い補助事業者が判断に迷わないようにすべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>②交付申請時</p> <p>交付申請に係る書類については特に問題となる事項は見られない。</p> <p>交付申請に必要な書類は、下記のとおりである</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ・ その他市長が必要と認める書類（振興会の規約・定款その他これらに準ずる書類） <p>③実績報告</p> <p>実績報告に係る書類については、特に問題となる事項は見られない。</p> <p>④確定通知</p> <p>補助金交付確定通知に係る書類については、特に問題は見られない。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>補助金等交付申請書、事業実績報告書等を閲覧した結果、特に問題は見ら</p>

	れなかった。
iii	事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。
	補助金申請書類等を確認した結果、申請時の決裁については適切に行われている。 完了時の決裁について関連資料を閲覧した結果、補助金等の決裁は適切に行われている。
iv	補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	大分市野菜花き振興会等運営費補助金に関する書類を確認したところ、期間、金額、使途、補助率などは適切であり、適切に支出されていると判断する。 しかしながら、販売促進のために支出した消耗品費、印刷製本費を販売促進費として補助対象経費に計上しているが、補助対象経費に該当することが書類上明確ではないため、補助対象経費の費目に沿って計上する必要がある。 (意見)
v	補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	補助金等の交付対象者は、振興会（大分市野菜花き振興会、大分市果樹生産振興会、大分市畜産振興会）とされているため、交付対象者の選定は行われない。 対象者から提出される実績報告において収支状況等は把握している。
vi	事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。
	大分市野菜花き振興会等運営費補助金に関する実績報告資料を確認したところ、いずれも適切に報告されており、実績確認は適時・適切に行われていると判断する。 事業費や補助金等の実績確認や報告は、年に1度、補助事業実績報告書において行われている。 振興会の事務局は大分市農林水産部生産振興課（事務局長は大分市農林水産部生産振興課長）に置かれており、市として振興会の運営（収入や支出の決定等）に関与しており、事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われている。
vii	事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。
	大分市野菜花き振興会等運営費補助金に関する資料を確認した結果、特に問題は見られない。

	<p>なお、補助対象経費の 2/3 以内を補助することになっており、支出に係る内容は振興会の決算書等にて確認されている。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p>
	<p>大分市の単独事業のため、国・県への請求手続は行われない。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p>
	<p>昭和 61 年度から継続しており、そもそも事業期間は設定されていない。 これは、各振興会の運営を支援する目的の事業であり、振興会が存続する以上は永続的に支出する前提であり、振興会が自立して経費を賄うことなどは想定されていない。 従って、事業期間は合理的に設定されているとは判断できない。 (意見)</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p>
	<p>生産振興課へのヒアリングの結果、長年に渡り補助金が支出され続けている。目的は達成できているが、振興会は補助金を前提とした運営となっている。 振興会への支援を目的としている補助事業であり、将来的に市の負担なしで振興会を運営していくということは市も振興会も当初より想定していないと思われる。 また、補助事業者である振興会も市からの負担を軽減し最終的には自立しようという意識は皆無であると思われる。 市と補助事業者で自立に向けた協議を実施し、今後の補助や振興会のあり方について方向性を示すべきである。 (意見)</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p>
	<p>振興会への支援を目的としている補助事業であることから公益性は高いと判断できる。 しかし、昭和 61 年度から継続して行われており、事業を取り巻く環境が大きく変化していることを鑑みると、内容・金額について変更の必要性を検討すべきである。</p>

	<p>本来であれば、振興会の運営は市の補助金に頼らず振興会の会員の会費や直売所の販売代金等で運営すべきである。</p> <p>補助金を直ちになくすことは現実的ではないが、2/3以内という補助率は非常に高いため段階的な縮小を検討すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>なお、令和3年度の支出額514千円に対し、市の補助金を除く収入は531千円と補助金なしでも振興会の運営ができています。</p> <p>(内訳)</p> <p>① 会費等の収入：170千円</p> <p>② 大分県農協中部事業部よりの助成金：160千円</p> <p>③ 繰越金：201千円</p>
<p>監査要点 (公平性)</p>	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>
<p>i</p>	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>振興会への補助事業において、補助金等の交付対象者は、振興会(大分市野菜花き振興会、大分市果樹生産振興会、大分市畜産振興会)と限定されているため特段の選定は行われていない。</p> <p>大分市は様々な団体へ運営費用の補助金を交付しているが、振興会等の団体の運営は本来であれば市の補助金なしに自力で運営すべきである。</p> <p>大分市野菜花き振興会等運営費補助金に限らず、これらの団体に対する補助金について、公平性の問題は無いとは言えない。</p> <p>しかし、様々な事業者間で振興会と呼ばれる組織は多数存在しており、それらへの補助等がないことを考えると、公平性には問題が存在する。</p> <p>(意見)</p>
<p>ii</p>	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>補助金等の交付対象者は、振興会(大分市野菜花き振興会、大分市果樹生産振興会、大分市畜産振興会)と限定されているため、補助金の交付先は毎年度同一であり、明確な理由が存在している。</p>
<p>監査要点 (経済性)</p>	<p>事業費として支出した事業の用途に無駄はなかったか。</p>
<p>i</p>	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>金額、事業期間、負担割合等は大分市野菜花き振興会等運営費補助金要領にて決められており、問題等は認められない。</p>

	<p>但し、負担割合は 2/3 以内と高い補助率であり、かつ、事業自体も昭和 61 年度開始と非常に長期間に渡り継続されている。</p> <p>本来であれば、振興会の運営は市の補助金に頼らず振興会の会員の会費や直売所の販売代金等により自力で運営すべきである。</p> <p>振興会への補助はある程度やむを得ないとしても 2/3 以内という高い補助率については見直しを検討すべきである。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>関連する要綱等及び関連資料を確認した結果、抑制策は取られており、特に問題は認められなかった。</p> <p>振興会の運営費の 2/3 以内を市が補助することになっており、金額の上限は定められていない。</p> <p>振興会の事務局は大分市農林水産部生産振興課（事務局長は大分市農林水産部生産振興課長）に置かれており、市として振興会の運営（収入や支出の決定等）に関与しており、野放図な支出に対する牽制になっていると思われる。</p> <p>一方で、大分市農林水産部生産振興課は補助金交付に際して、補助金の交付の適切性を審査、指導監督すべき立場にある。</p> <p>振興会の事務局として事務を執行する者と、市の担当部署として補助金の審査、交付決定、補助金の額の決定等の行政事務を行う者が同一であるという点については、問題が無いのか改めて検証が必要である。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>事業計画書、事業実績報告書等を閲覧した結果、明らかに必要性の乏しい項目は見られない。</p> <p>なお、事業費として支出した使途は幅広く定められており、振興会の運営経費に充てられている。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>振興会の運営に要する経費に対する補助金という事業であり、民間事業者への委託や指定管理者制度は適切ではないと判断する。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>振興会の目的及び事業内容と重複した事業を行う施策は他に多くあると思われるため、役割を見直し、より効果のある事業を実施することが望まれる。</p>

	<p>実施する事業は概要に記載の通り①から⑦までであるが、実際に実施されているのは③消費宣伝及び消費者との交流・啓発活動と④研修会、講演会等の事業実施による組織強化のみであり、予算の大半はおおいたマルシェ、直販書所リーフレット作成が占めている（令和3年度実績：458千円/514千円）。</p> <p>(意見)</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p>
	<p>本来であれば、振興会の運営は市の補助金に頼らず振興会の会員の会費や直売所の販売代金等で運営すべきであるが、長年にわたり大分市が運営費の助成を行っており、大分市が負担を避けられるコストは存在している。</p> <p>(意見)</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p>
	<p>事業費や補助金等の実績や成果の整理や評価は行われておらず、目標の達成度合いの評価・分析などは行われていない。</p> <p>振興会への補助金であるため目標設定は行われておらず、個別具体的に実績や成果の把握、評価分析は実施されていない。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p>
	<p>資料を確認したところ、補助金等の支給により一定の成果は認められているであろうが成果の検証などは行われておらず、要領で振興会への補助が前提の制度であると定められており、事業の見直しや廃止は行われていない。</p> <p>昭和61年の事業開始から事業環境は大きく変化していることから、事業の見直しや廃止を検討すべきである。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p>
	<p>振興会の目的や実施する事業内容は事業の概要のとおりであるが、振興会の予算や事業規模があまりにも僅少であることから、事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるとは言えない。</p> <p>(意見)</p>

iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)
iv	事業開始は昭和61年度からとなっており、非常に長期間に渡り継続して慣例的に予算配分が行われている。 本来であれば、振興会の運営は市の補助金に頼らず振興会の会員の会費や直売所の販売代金等だけで運営すべきである。 また、事務局を大分市農林水産部生産振興課に置いている点について、職員の事務負担に係るコストが見えない補助金となっているともいえる。 (意見)

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点（合规性）

申請に必要な書類において、補助対象経費が限定列挙されているが、内容があいまいな項目も多いため具体的な例示を行い補助事業者が判断に迷わないようにすべきである。

販売促進のために支出した消耗品費、印刷製本費を販売促進費として補助対象経費に計上しているが、補助対象経費に該当することが書類上明確ではないため、補助対象経費の費目に沿って計上する必要がある。

・監査要点（公益性）

昭和61年度から継続しており、そもそも事業期間は設定されていない。これは、各振興会の運営を支援する目的の事業であり、振興会が存続する以上は永続的に支出する前提であり、振興会が自立して経費を賄うことなどは想定されていない。

事業期間は合理的に設定されているとは判断できない。

振興会への支援を目的としている補助事業であり、将来的に市の負担なしで振興会を運営していくということは市も振興会も当初より想定していないと思われる。

また、補助事業者である振興会も市からの負担を軽減し最終的には自立しようという意識は皆無であると思われる。

市と補助事業者で自立に向けた協議を実施し、今後の補助や振興会のあり方について方向性を示すべきである。

振興会の運営は市の補助金に頼らず振興会の会員の会費や直売所の販売代金等運営等
ですべきである。

補助金を直ちになくすことは現実的ではないが、2/3 以内という補助率は非常に高いた
め段階的な縮小を検討すべきである。

・ 監査要点（公平性）

大分市は様々な団体へ運営費用の補助金を交付しているが、振興会等の団体の運営は
本来であれば市の補助金なしに自力で運営すべきである。

大分市野菜花き振興会等運営費補助金に限らず、これらの団体に対する補助金につい
て、公平性の問題は無いとは言えない。

様々な事業者間で振興会と呼ばれる組織は多数存在しており、それらへの補助等がな
いことを考えると、公平性には問題が存在する。

・ 監査要点（経済性）

負担割合は2/3 以内と高い補助率であり、かつ、事業自体も昭和 61 年度開始と非常に
長期間に渡り継続されている。

本来であれば、振興会の運営は市の補助金に頼らず振興会の会員の会費や直売所の販
売代金等により自力で運営すべきである。

振興会への補助はある程度やむを得ないとしても 2/3 以内という高い補助率につい
ては見直しを検討すべきである。

振興会の目的及び事業内容と重複した事業を行う施策は他に多くあると思われるため、
役割を見直し、より効果のある事業を実施することが望まれる。実際に実施されているの
は③消費宣伝及び消費者との交流・啓発活動と④研修会、講演会等の事業実施による組織
強化のみであり、予算の大半はおおいたマルシェ、直販書所リーフレット作成が占めてい
る。

本来であれば、振興会の運営は市の補助金に頼らず振興会の会員の会費や直売所の販
売代金等だけで運営すべきであるが、長年にわたり大分市が運営費の助成を行っており、
大分市が負担を避けられるコストは存在している。

・ 監査要点（有効性）

事業費や補助金等の実績や成果の整理や評価は行われておらず、目標の達成度合いの
評価・分析などは行われていない。

振興会への補助金であるため目標設定は行われておらず、個別具体的に実績や成果の
把握、評価分析は実施されていない。

補助金等の支給により一定の成果は認められているであろうが成果の検証などは行われておらず、要領で振興会への補助が前提の制度であると定められており、事業の見直しや廃止は行われていない。

昭和 61 年の事業開始から事業環境は大きく変化していることから、事業の見直しや廃止を検討すべきである。

振興会の目的や実施する事業内容は事業の概要のとおりであるが、振興会の予算や事業規模があまりにも僅少であることから、事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるとは言えない。

振興会の運営は市の補助金に頼らず振興会の会員の会費や直売所の販売代金等だけで運営すべきである。

また、事務局を大分市農林水産部生産振興課に置いている点について、職員の事務負担に係るコストが見えない補助金となっているともいえる。

(17) 家畜自衛防疫対策事業

事業名 補助金等の名称	家畜自衛防疫対策事業			直接事業
予算費目	項：農業費	目：畜産振興費		
根拠法令・要綱等	大分市園芸畜産振興対策事業費補助金交付要綱			
事業期間	事業開始年度	平成 20 年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	1,901,000	1,901,000	1,901,000
	決算額	1,711,171	1,529,816	1,001,950
事業の目的	家畜伝染病及び特定疾病の予防のため、これらの予防接種に係る経費（ワクチン）の一部と口蹄疫、鳥インフルエンザ等の発生防止に効果的な消石灰・消毒液等の購入費の一部を補助する。			
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の概要 家畜伝染病及び特定疾病の予防接種に係る経費のうち、①ワクチン購入費の一部と②口蹄疫・高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ等の発生防止のための消石灰・消毒液等の購入費の一部を助成する。 ・補助金の対象者 農業者、農業者で組織する団体 ・補助金の使途 ① 補助対象となるワクチンの伝染病の種類 			

	<p>鶏：ニューカッスル病、伝染性気管支炎</p> <p>② 補助対象となる防疫用消毒薬等（口蹄疫、鳥インフルエンザに有効） 牛、鶏、豚：消石灰、クレアキル、グルタゼット等防疫用として有効と認められるもの</p> <p>・補助率</p> <p>①ワクチン購入：補助対象経費の1/6以内</p> <p>②消石灰、消毒液等の購入：補助対象経費の1/2以内</p> <p>なお、補助金の上限は定められておらず、予算の範囲内で補助金が給付される。</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。
	<p>事業者は予防接種等に事前に必要な品目及び頭数を見積り、大分市園芸畜産振興対策事業費補助金交付申請書に事業計画書と収支予算書を添付して補助金を申請する。</p> <p>事業費に必要な書類を確認したところ、必要な書類は全て揃っており、各種事務は関係法令に従い、公平かつ適切に実施されていると判断する。</p> <p><u>申請書及び添付書類</u></p>
i	<p>① 事業計画の提出及び審査</p> <p>申請に必要な書類は揃っており、問題は認められない。</p> <p>② 交付申請時</p> <p>交付申請に係る書類については特に問題となる事項は見られない。</p> <p>③ 実績報告</p> <p>実績報告に係る書類については、特に問題となる事項は見られない。</p> <p>④ 確定通知</p> <p>補助金交付確定通知に係る書類については、特に問題は見られない。</p>
	事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
ii	<p>補助金等交付申請書、事業報告書、納品書、請求書等を閲覧した結果、以下の問題点を除き、日付、金額、使途、条件など、不自然な点は存在せず、書類は適切に作成されていると判断する。</p> <p>当該事業は年間を通じて随時行われるため、担当課においては事務負担の軽減のため補助金交付申請・交付決定通知から完了報告・確定通知等の一連の手続きを年度末にまとめて実施している。</p>
iii	事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、

	<p>条件、入札など)。</p> <p>申請時の決裁について、関連資料を閲覧した結果、日付、決裁権限、内容、条件など、決裁は適切に行われていると判断する。</p> <p>完了時の決裁について、関連資料を閲覧した結果、日付、決裁権限、内容、条件など、決裁は適切に行われていると判断する。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>支出要件の判定は、下記の事項を見積書の内容により判断を行っている。</p> <p>① 補助金の対象となる事業費の金額</p> <p>② 必要な家畜の種類及び数</p> <p>③ 補助対象となるワクチンの伝染病の種類 鶏：ニューカッスル病、伝染性気管支炎</p> <p>④ 補助対象となる防疫用消毒薬等（口蹄疫、鳥インフルエンザに有効） 牛、鶏、豚：消石灰、クレアキル、グルタゼット等防疫用として有効と認められるもの</p> <p>関係する書類を確認したところ、期間、金額、使途、補助率などは適切であり、適切に支出されていると判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>補助金等の交付対象者は、農業者等と幅広く定義されており、いずれも選定基準に則って適切に行われていた。</p> <p>実績報告書、納品書、請求書等を閲覧した結果、特に問題は見られない。 なお、対象者の収支状況等は選定基準には含まれていない。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>実績報告書を閲覧した結果、事業自体は年間を通じて随時、継続的に実施されるものであるため、実績確認や実施報告は年度末に一括して行われることとなっている。</p> <p>実績報告は交付要綱に従い、適切に行われていると判断する。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>補助金の資金使途は伝染病予防ワクチン及び防疫用消毒薬等に限定される。</p> <p>使途は幅広く認められているが、納品書、請求書等の閲覧にて他の使途に流用されていないことを確認した。</p> <p>但し、実際に支払いが行われたことをより確実に確認するために領収書や通帳の写しを徴求すべきである。</p> <p>(意見)</p>

viii	国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。
	大分市の単独事業のため、国・県への請求手続は行われない。
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	事業実施期間は特に定められていないが、家畜伝染病が根絶することは考えられないため、行政の継続的な支援は必要であると判断する。 なお、家畜伝染予防法第2条の3第3項に、市町村は、国及び都道府県の施策に協力して、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に資する措置を講ずるよう努めなければならないと、明記されている。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	家畜伝染病はひとたび発生すると農家の経営が困難になるとともに、周辺農家等に与える影響も甚大である。 家畜自衛防疫対策補助金は家畜伝染病及び特定疾病の予防のための事業であり、所期の目的は継続して達成され続けていると判断でき、今後も継続して実施する必要性がある。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。
	家畜伝染病はひとたび発生すると農家の経営が困難になるとともに、周辺農家等に与える影響も甚大である。 また、家畜伝染予防法により継続して支援する旨が定められていることから、公益性は高いと判断する。
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	補助金の交付対象者は農業者等と幅広く定義されており、いずれも選定は交付要綱に従い適切に行われていた。
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。
	補助金の交付対象者は農業者等と幅広く定義されており、補助金の交付先はほとんど一定である。 要件を満たした者(農業者等)に対する制度であるため、畜産に関わる農業者であれば特に問題は認められない。

監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	<p>家畜伝染病はひとたび発生すると農家の経営が困難になるとともに、周辺農家等に与える影響も甚大である。</p> <p>また、家畜伝染予防法により継続して支援する旨が定められていることから、事業期間を定めないのである合理的である。</p>
ii	事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。
	<p>伝染病予防ワクチンや防疫用消毒薬等であるため物品の納入先は限られており、見積合わせを行うケースはまれであり、見積合わせを行う基準も特設設定されていない。</p> <p>しかしながら、ワクチンの入手ルートは大分市鶏病対策協議会から大分県畜産協会に申し込んで入手するため、他のルートがなく見積合わせは困難である。</p> <p>また、各種資材については生産者が求める効果を持つ資材の取扱いをする業者が複数いないため見積合わせを行うことは難しい。</p> <p>上記の理由から、担当者が現地調査を行い問題がないことを確認しており、事業費を抑制する対策は取られていると判断する。</p>
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	<p>家畜伝染病予防を支援する補助金であり、必要性に乏しい事業はないと考えられる。</p> <p>事業費として支出した金額は伝染病のワクチンや防疫用消毒薬等の購入実績に基づいて支出されるため、適切に使用されていると考えられる。</p>
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
	<p>家畜伝染予防法により市町村は継続して支援する旨が定められていることから、民間事業者への委託や指定管理者制度は適切でないとする。</p>
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	<p>趣旨や目的が重複する施策がないか確認したところ、いずれも要件や対象者が異なるため、重複する施策は認められない。</p>
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
	<p>家畜伝染病及び特定疾病の予防のため何らかの補助を行い、必要な自衛</p>

	防疫対策を実施する必要性から、行政の支援は合理的であると判断する。
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	<p>補助金の実績や成果はとくに整理されておらず、家畜伝染病等が発生したか否かでしか目標の達成度合いを評価しておらず、補助金の効果は不明である。</p> <p>但し、平成 22 年 3 月の鳥インフルエンザの発生以来、大分市において家畜伝染病及び特定疾病は発生していないことから、補助金に応じた成果は認められると判断できる。</p>
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	<p>家畜伝染病及び特定疾病の予防の必要性は高いものの、家畜伝染病等が発生したか否かでしか補助金の成果が不明なまま、事業の見直しなどを行っていない。</p> <p>家畜伝染病等の経緯などを分析し、防鳥ネット等の設備投資などにより効果的な防疫手法への支援も検討すべきである。</p> <p>(意見)</p>
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	<p>家畜伝染病及び特定疾病は発生した場合の被害は甚大であり、予防が効果的な対策であると考えられる。</p> <p>当該事業の補助金はワクチンや防疫用消毒薬等の購入に充てられることから、現状では事業の手法は効果的であると判断する。</p>
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和 3 年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)
	<p>過去からの防疫対策に基づいて確立された家畜伝染病及び特定疾病の予防のための事業であるため、長期間継続して予算配分が行われている。</p> <p>新たな疫病等が発生した場合などは新たな防疫制度が確立されるため、その際には社会情勢に即して変更させていく方針であり、問題は認められない。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (合規性)

補助金の使途は幅広く認められているが、実際に支払いが行われたことをより確実に確認するために領収書や通帳の写しを徴求すべきである。

・監査要点 (有効性)

家畜伝染病及び特定疾病の予防の必要性は高いものの、家畜伝染病等が発生したか否かでしか補助金の成果が不明なまま、事業の見直しなどを行っていない。

家畜伝染病等の経緯などを分析し、防鳥ネット等の設備投資などにより効果的な防疫手法への支援も検討すべきである。

(18) 優良家畜導入事業費補助金

事業名 補助金等の名称	優良家畜導入事業費補助金			直接事業
予算費目	項：農業費	目：畜産振興費		
根拠法令・要綱等	大分市優良家畜導入事業費補助金交付要綱 大分市優良家畜導入事業費補助金交付規程			
事業期間	事業開始年度	平成 20 年度	事業終期年度	令和 3 年度
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	25,960,000	25,818,000	24,860,000
	決算額	25,796,000	25,494,000	24,581,000
事業の目的	大分市における繁殖雌牛、乳用牛の改良増頭により生産性を向上させ、畜産経営の安定化を図る。			
事業の概要	<p>・概要 家畜改良増頭の基礎となる優良牛（繁殖雌牛・乳用牛）の導入、保留若しくは育成又は雌雄判別精液の導入に対して補助を行う。</p> <p>・補助金の対象者 農業者、農業者で組織する団体、農事組合法人、その他市長が必要と認める者</p> <p>・対象事業 優良家畜の導入、保留若しくは育成又は雌雄判別精液の導入</p> <p>・補助要件 (1) 豚・導入 種豚審査基準に基づいた良好な発育をなしているもの</p>			

(2) 肉用牛・導入

黒毛和種の繁殖用雌牛で、家畜市場より購入したもの

(3) 肉用牛・育成

黒毛和種の繁殖用雌牛で大分市畜産共進会（以下、「共進会」という）に出品された自家産で自家育成したもの

但し、以下の場合でかつ共進会に出品基準を満たしている牛は補助対象とする。

- ① 年齢が満 75 歳以上の高齢生産者で、本人又は家族の体調不良等で出品できなかった場合
- ② 年齢が 75 歳未満の生産者で、共進会に最低 1 頭以上の出品があり、かつ同一区に 2 頭以上の出品があつて、引手の確保ができないなどやむを得ない事情で全頭出品できない場合
- ③ 大分市肉用牛ヘルパー活用推進協議会のヘルパー会員で、他者の出品牛の運搬により当該ヘルパー会員の牛の出品ができなかった場合

(4) 乳用牛・導入

登録牛又は一代祖が確認できる牛であり、泌乳能力が年間 10,000kg 以上の成績（本牛又は母方検定）であるか、関係団体等に優良であると証明されたもの。

(5) 乳用牛・育成

自家産で自家育成した 12 か月以上 24 か月未満のもの

(6) 導入（雌雄判別精液）

自家産で自家育成牛生産を目的に購入、使用したもの

・補助対象経費

種類		補助対象経費
豚	導入	繁殖用雄・雌豚の納入に要する経費
肉用牛	導入	黒毛和種の繁殖用雌牛導入に要する経費
	育成	黒毛和種の繁殖用雌牛自家保留に要する経費
乳用牛	導入	乳用雌牛導入に要する経費
	育成	乳用初妊雌牛の自家育成に要する経費
	導入 (雌雄判別精液)	自家育成を行うことを目的に使用する判別精液の導入に要する経費

・補助金額及び補助率

種類		補助率
豚	導入	1/3 以内（上限 60 千円）
肉用牛	導入	1/5 以内（上限 1 頭 800 千円）

		育成	1/5 以内 (上限 1 頭 350 千円)
	乳用牛	導入	1/5 以内 (上限 1 頭 800 千円)
		育成	1/5 以内 (上限 1 頭 350 千円)
		導入 (雌雄判別精液)	1/2 以内 (上限 1 本 12 千円)
監査手続			
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。		
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>事業者は事業内容（肉用牛又は乳用牛、導入（雌雄判別含む）又は育成）及び希望頭数、事業予算を決定し、大分市優良家畜導入事業費補助金交付申請書にて補助金の申請を行う。</p> <p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、以下の通り必要な書類は揃っており、各種事務は関係法令に従い、公平かつ適切に実施されていると判断する。</p> <p><u>申請書及び添付書類</u></p> <p>① 交付申請、事業計画の提出及び審査時</p> <p>交付申請に係る書類は揃っており、特に問題となる事項は見られない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支予算書 ・その他市長が必要と認める書類 <p>消費税課税事業者届出書が、提出書類に明示されていないため、消費税の免税事業者か否かを事後的に確認することができなかった。</p> <p>消費税課税事業者届出書については、他の事業の届出書を参考に判定している。消費税課税免税の判定は、事業年度ごとに変更となる可能性があるため毎年度確認すべきであるが、令和元年度、令和 2 年度の届出書で判定を行っていた。</p> <p>補助金の交付で特に注意すべきである免税事業者については、法人は課税事業者、個人は小規模であるため免税事業者であると判断しており、個人については消費税の課税免税の確認を行っていない。</p> <p>令和 3 年度では、免税事業者として消費税分も補助金を受け取っている事業者がいるため、事前に書類にて確認を行う必要がある。</p> <p>個人に対する補助金は、消費税に係る経費も補助対象経費として交付しているため、過年度分について早急に消費税課税事業者の確認を行う必要があり、課税事業者であれば補助金の返還を求めらるべきである。</p> <p>(意見)</p>		

	<p>肉用牛（導入）においては、誓約書を徴求しているが、他の補助金については誓約書が徴求されていない。</p> <p>重要な書類であるため漏れなく徴求すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>② 実績報告 実績報告に係る書類については、特に問題となる事項は見られない。</p> <p>③ 確定通知 補助金交付確定通知に係る書類については、特に問題は見られない。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>補助金交付申請書、実績報告書、請求書等を閲覧した結果、下記の事項を除き、日付、金額、使途、条件など、不自然な点は存在せず、書類は適切に作成されていると判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>申請時、完了時の決裁について、関連資料を閲覧した結果、日付、決裁権限、内容、条件など、決裁は適切に行われていると判断する。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>支出要件の判定は、血統書や個体識別番号、請求書等に基づき適切に判定されている。</p> <p>関係する書類を確認したところ、期間、金額、使途、補助率などは適切であり、適切に支出されていると判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>補助金の交付対象者は、農業者、農業者で組織する団体、農事組合法人、その他市長が必要と認める者とされており適切に実施されている。</p> <p>実績報告書、請求書等を閲覧した結果、特に問題は見られない。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>実績報告書を閲覧した結果、事業自体は年間を通じて随時、継続的に実施されるものであるため、実績確認や実施報告は年度末に一括して行われることとなっている。</p> <p>実績報告は交付要綱に従い、適切に行われていると判断する。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>資金使途は肉用牛・乳用牛の導入育成に要する経費であり、納品書、請求</p>

	書等の閲覧にて他の使途に流用されていないことを確認した。
viii	国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。
	大分市の単独事業のため、国・県への請求手続は行われない。
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	平成 20 年度から事業開始となっており、事業実施期間は特に定められていない。 事業期間の合理性について明確な根拠はないものの、畜産の振興を図るため継続すべき事業であると判断する。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	畜産を取り巻く経営環境について、環境問題、高齢化や後継者問題、食料事情や必要コストの上昇など、厳しい状況にあり、初期の目的は達成できていない。 しかしながら、本補助金がなければ、大分市の畜産業界が多大な損害を被るため可能性があるため、毎年事業を実施する必要がある。 畜産の振興を図るといよりは畜産業界の衰退を何とかして食い止めるという意味合いが強いものの、大分県も肉用牛を基幹作目と位置付けており、他の自治体も同様の補助金がある以上、目的の達成・未達に関わらず継続する意向である。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。
	優良な肉用雌牛を自家保有することで、規模拡大の促進と県外への流出を抑制出来つつある。 また、乳用牛においては頭数の増頭・維持及び夏季乳量確保の観点から事業は当面継続すべきである。 内容・金額について、令和 3 年度の評価指標が未達であったため再度検討の必要がある。 (意見)
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。

	補助金の交付対象者は農業者等と幅広く定義されており、いずれも選定は交付要綱等に従い適切に行われていた。
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。 補助金の交付対象者は農業者等と幅広く定義されており、補助金の交付先はほとんど一定である。 要件を満たした者（農業者等）に対する制度であるため、畜産に関わる農業者であれば特に問題は認められない。
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。 平成 20 年度から事業開始となっており、事業実施期間は特に定められていない。 畜産の振興を図るため必要であることから、事業期間の合理性について明確な根拠はないものの、継続が必要な事業である。 また、補助金額、負担割合 (1/5~1/2) が合理的に算定され、適切な水準であるかの判断はできない。 但し、以下に示すように、大分県の飼育に係る経費の平均値をもとに算定しており、一定の合理性は認められる。 大分市優良家畜導入事業費補助金交付要綱別表 2 (第 2 条関係) において、育成 (肉用牛、乳用牛) について、補助金の額を 1 頭当たり育成費 350 千円×補助率 1/5=70 千円と規定して補助金を交付している。事業経費が 1 頭当たり一律上限となる 350 千円 (補助金は 70 千円) とみなして補助金の算定を行っているため請求書等の資料は確認されていない。 なお、1 頭当たり一律上限となる 350 千円という金額は補助事業者が実際に自家育成に要した経費ではなく、24 ヶ月飼育に係る大分県の平均値 (360 千円程度) に基づいて、当該平均値を使用した経費とみなして補助金を交付している。 これは、保有する牛に係る育成費について補助事業者自ら計算し、算出することが難しいためである。
ii	事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。 補助金対象の導入に関しては、市場からの購入であるため入札等を行わないが、導入価格は市場価格での取引となっている。市場や品質により価格は変動するが、予め上限を設定することにより、事業費を抑制する対策をとっている。 雌雄判別精液の導入については、1 本当りの上限を設定することで事業費

	<p>の抑制を図っている。</p> <p>育成については、大分市が24か月の平均的な育成費用を目安に1頭当たりの金額を決定することで事業費の抑制を図っている。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p>
	<p>補助金は肉用牛・乳用牛の導入育成に要する経費を支援する補助金であり、必要性に乏しい事業はないと考えられる。</p> <p>事業費として支出した使途は、肉用・乳用牛や雌雄判別精液の購入実績に基づいて支出されるため、適切に使用されていると考えられる。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p>
	<p>制度の趣旨、要綱等で定められた条件に基づき補助金を支給するのみであることから、民間事業者への委託や指定管理者制度は効率的ではなく、行政が実施することが適切であると考えられる。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p>
	<p>趣旨や目的が重複する施策がないか確認したところ、同様の趣旨・制度として県の事業で、おおいた和牛生産向上対策事業が存在している。</p> <p>しかし、交付要件が異なり、大分県の補助金の対象外となった繁殖雌牛等に対して、大分市独自に助成する制度であることから、趣旨や目的が重複する施策は認められない。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p>
	<p>本来であれば全額事業者の負担であるが、畜産の振興を図るとの目的からは行政の支援は必要であり、大分市が負担すべきコストは負担していないと判断できる。</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p>
	<p>補助金の実績や成果は整理されておらず、目標の達成度合いも具体的に評価・分析されていない。</p> <p>令和4年度事務事業評価については整理されているが、達成状況が空欄となっている。</p> <p>また、評価指標が乳用牛、肉用牛ともに未達となっているが、なぜ未達となったのか、どのようにすれば達成できるのか等の分析がなされていない。</p>

	<p>課題や問題点等を具体的に記載すべきである。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>補助金の支出の成果は適切に検証されておらず、事業の見直しや廃止などの検討が行われていない。</p> <p>本件補助金は、高品質な肉用牛、乳用牛の導入・育成に係る補助金である。高付加価値・高品質の畜産を実現することで大分市の畜産振興を図るものである。また、規模拡大により畜産経営の安定を図る目的もある。</p> <p>上記の目的を達成するためには、それに見合った投資が必要となるが、補助金の上限を設けており中途半端な助成となっている。</p> <p>また、すべての畜産農家に平等に予算が配分されており支出の効果が低い。</p> <p>このように十分でない助成を継続しても支出した事業費に見合う効果は得られないと思われる。</p> <p>目的達成のためには、抜本的な変革を行い、思い切った助成を行うべきである。具体的には、</p> <p>① 補助金の額（予算）を大幅に引き上げること</p> <p>② 規模拡大の意思と能力のある畜産農家に重点的に助成することなどが考えられる。</p> <p>(意見)</p>
	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>畜産業界の置かれた経営環境は厳しい状況にあるため、様々な支援が必要であると言える。</p> <p>従って、1つ1つの補助事業で有効性を判断するのではなく、畜産に関連する事業を総合的に判断することが望ましい。</p> <p>(意見)</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p>
	<p>平成20年度から事業開始となっており、平成28年度の事務事業評価により拡充の評価を得たことから補助対象経費及び補助率を上げて実施している。</p> <p>社会情勢など現在の状況に即して予算配分が行われていると判断できる。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点（合規性）

消費税課税事業者届出書が、提出書類に明示されていないため、消費税の免税事業者か否かを事後的に確認することができなかった。

補助金の交付で特に注意すべきである免税事業者については、法人は課税事業者、個人は小規模であるため免税事業者であると判断しており、個人については消費税の課税免税の確認を行っていない。

令和3年度では、免税事業者として消費税分も補助金を受け取っている事業者がいるため、事前に書類にて確認を行う必要がある。

個人に対する補助金は、消費税に係る経費も補助対象経費として交付しているため、過年度分について早急に消費税課税事業者の確認を行う必要があり、課税事業者であれば補助金の返還を求めるべきである。

肉用牛（導入）については、誓約書を徴求しているが、他の補助金については誓約書が徴求されていない。重要な書類であるため漏れなく徴求すべきである。

・監査要点（公益性）

優良な肉用雌牛を自家保有することで、規模拡大の促進と県外への流出を抑制出来つつある。また、乳用牛においては頭数の増頭・維持及び夏季乳量確保の観点から事業は当面継続すべきである。

内容・金額について令和3年度の評価指標が未達であったため再度検討の必要がある。

・監査要点（有効性）

補助金の実績や成果は整理されておらず、目標の達成度合いも具体的に評価・分析されていない。

令和4年度事務事業評価については整理されているが、達成状況が空欄となっている。

また、評価指標が乳用牛、肉用牛ともに未達となっているが、なぜ未達となったのか、どのようにすれば達成できるのか等の分析がなされていない。

課題や問題点等を具体的に記載すべきである。

補助金の支出の成果は適切に検証されておらず、事業の見直しや廃止などの検討が行われていない。

補助金の目的を達成するためには、それに見合った投資が必要となるが、補助金の上限を設けており中途半端な助成となっている。

また、すべての畜産農家に平等に予算が配分されており支出の効果が低い。

目的達成のためには、抜本的な変革を行い、思い切った助成を行うべきである。具体的には以下のとおりである。

- ① 補助金の額（予算）を大幅に引き上げること
- ② 規模拡大の意思と能力のある畜産農家に重点的に助成すること

畜産業界の置かれた経営環境は厳しい状況にあるため、様々な支援が必要であると言える。1つ1つの補助事業で有効性を判断するのではなく、畜産に関連する事業を総合的に判断することが望ましい。

(19) おおいた和牛生産向上対策事業費補助金

事業名 補助金等の名称	おおいた和牛生産向上対策事業費補助金			直接事業
予算費目	項：農業費	目：畜産振興費		
根拠法令・要綱等	大分市園芸畜産振興対策事業費補助金交付要綱（市） おおいた和牛生産向上対策事業実施要領（県） おおいた和牛生産向上対策事業費補助金交付要綱（県） 繁殖雌牛安定生産対策事業実施細則（県）			
事業期間	事業開始年度	平成 27 年度	事業終期年度	令和 3 年度
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	1,050,000	1,050,000	1,665,000
	決算額	735,000	525,000	1,446,000
事業の目的	大分県の主要ブランド「おおいた豊後牛」のうち、より高品質な牛肉である「おおいた和牛」の生産基盤を強化することを目的とする。 繁殖雌牛の増頭や、高能力牛の生産を推進することで繁殖牛の基盤強化を図り、おおいた和牛のブランド確立を図る。			
事業の概要	おおいた和牛の安定供給に向けた繁殖・肥育農家の生産基盤の更なる強化を図るため、ゲノム育種価による評価も活用し、規模拡大を図る繁殖農家等が産肉能力の高い繁殖雌牛の増頭を支援する事業である。 増頭を行う取組を支援する繁殖雌牛安定生産対策事業とゲノム育種により選抜した高能力種雄牛の利用促進を支援する子牛市場活性化対策事業、高能力雌牛の選抜保留を支援する高能力雌牛保留促進事業がある。 ・事業種類及び事業の内容			

(1) 繁殖雌牛安定生産対策事業

① 自家保留型

規模拡大を図る繁殖農家等が、自己の生産した雌子牛を、繁殖に供する目的で育成、保留すること（自家保留）で繁殖雌牛の増頭を行う取組を支援する。

② 子牛導入型（外部導入）

規模拡大を図る繁殖農家等が、雌子牛を繁殖に供する目的で導入することで繁殖雌牛の増頭を行う取組を支援する。

③ 成牛導入型（外部導入）

規模拡大を図る新規繁殖農家等が、成雌牛を繁殖に供する目的で導入することで繁殖雌牛の増頭を行う取組を支援する。

(2) 子牛市場活性化対策事業

ゲノム育種価評価等により選抜した高能力種雄牛の利用推進を支援する。

この事業における補助金交付の対象は、当該年度の4月1日から3月31日の期間に人工授精を行ったものとする。

(3) 高能力雌牛保留促進事業

繁殖農家等が、ゲノム育種価評価の手法を活用し高能力雌牛の選抜保留を行う取組を支援する。

・補助金の対象者

農業者及び農業者の組織する集団

但し、繁殖雌牛安定生産対策事業については、下記の事項が要件となっている。

① 農業者及び農業者の組織する集団のうち、65歳以上の者については概ね50歳未満の後継者を有している

② 産肉能力に優れた繁殖雌牛による増頭対策に取り組むもの

・補助対象経費

事業種類	補助対象経費
(1) 繁殖雌牛安定生産対策事業 ①自家保留型 ②子牛導入型（外部導入）	事業実施主体が、自家保留もしくは外部導入により繁殖雌牛を増頭するのに要する経費。
③成牛導入型（外部導入）	外部導入により繁殖雄牛（成牛）を増頭するのに要する経費。
(2) 子牛市場活性化対策事業	ゲノム育種価評価等により選抜、供用開始された県有種雄牛の人工授精を行うのに要する経費

<p>・ <u>補助金額及び補助率</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種類</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 繁殖雌牛安定生産対策事業 ①自家保留型 ②子牛導入型（外部導入）</td> <td>補助対象経費の 10/10 以内 （県：1/2、市：1/2） ただし、繁殖雌牛 1 頭につき 105 千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>③成牛導入型（外部導入）</td> <td>補助対象経費の 10/10 以内 （県：1/2、市：1/2） ただし、繁殖雄牛（成牛）1 頭につき 48 千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 子牛市場活性化対策事業</td> <td>補助対象経費の 10/10 以内 （県：2/3、市：1/3） ただし、繁殖雌牛 1 頭につき 9 千円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ <u>金額上限</u></p> <p>金額の上限については、対象農家に事前にヒアリングを行い予算計画を策定し、事業実施計画を県へ提出し認可を受けることで決められる。</p>		事業種類	補助率	(1) 繁殖雌牛安定生産対策事業 ①自家保留型 ②子牛導入型（外部導入）	補助対象経費の 10/10 以内 （県：1/2、市：1/2） ただし、繁殖雌牛 1 頭につき 105 千円を上限とする。	③成牛導入型（外部導入）	補助対象経費の 10/10 以内 （県：1/2、市：1/2） ただし、繁殖雄牛（成牛）1 頭につき 48 千円を上限とする。	(2) 子牛市場活性化対策事業	補助対象経費の 10/10 以内 （県：2/3、市：1/3） ただし、繁殖雌牛 1 頭につき 9 千円を上限とする。
事業種類	補助率								
(1) 繁殖雌牛安定生産対策事業 ①自家保留型 ②子牛導入型（外部導入）	補助対象経費の 10/10 以内 （県：1/2、市：1/2） ただし、繁殖雌牛 1 頭につき 105 千円を上限とする。								
③成牛導入型（外部導入）	補助対象経費の 10/10 以内 （県：1/2、市：1/2） ただし、繁殖雄牛（成牛）1 頭につき 48 千円を上限とする。								
(2) 子牛市場活性化対策事業	補助対象経費の 10/10 以内 （県：2/3、市：1/3） ただし、繁殖雌牛 1 頭につき 9 千円を上限とする。								
監査手続									
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。								
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>規模拡大を図る繁殖農家等が、補助金等交付申請書に基づき、補助金の請求を行う流れとなっている。</p> <p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、以下の通り必要な書類は揃っており、各種事務は関係法令に従い、公平かつ適切に実施されていると判断する。</p> <p><u>申請書及び添付書類</u></p> <p>① 事業計画の提出及び審査</p> <p>申請に必要な書類は揃っており、以下の問題点を除き、特に問題となる事項は見られない。</p> <p>補助金の申請があった時は、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査をし、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定する（大分市園芸畜産振興対策事業費補助金交付要綱第 4 条）。このことから、交付申</p>								

	<p>請に際して十分な検討が必要であり、検討の過程と結果を文書で残す必要がある。</p> <p>後日、検証可能な文書は存在しないため適切な審査が実施されているか確認ができなかった。</p> <p>(意見)</p> <p>② 交付申請時</p> <p>交付申請に係る書類は揃っており、特に問題となる事項は見られない。交付申請に必要な書類は、下記のとおりである。</p> <p>(大分市園芸畜産振興対策事業費補助金交付要綱第6条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支予算書 ・その他市長が必要と認める書類 <p>③ 実績報告</p> <p>実績報告に係る書類については、下記の事項を除き、特に問題となる事項は見られない。</p> <p>繁殖雌牛安定生産対策事業については、その雌牛が導入後20ヶ月または導入後子牛が生産されるまでのいずれか短い期間飼育をすることを確認するものとされている(おおいた和牛生産向上対策事業実施要領第5条)。</p> <p>また、この事業の実施に当たっては、県の職員、市町村の職員は連携して、農家の巡回指導等を行い適切な事業の遂行に努めるものとする(おおいた和牛生産向上対策事業実施要領第7条)。</p> <p>上記の手続きは本事業において重要な手続きであることから、第3者に対しても実施した手続きの内容等が明らかになる文書で残す必要がある。</p> <p>(意見)</p> <p>④ 確定通知</p> <p>補助金交付確定通知に係る書類揃っており、特に問題となる事項は見られない。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか(日付、金額、用途、条件、現地写真など)。</p> <p>補助金等交付申請書、実績報告書、請求書等を閲覧した結果、日付、金額、用途、条件など、不自然な点は存在せず、書類は適切に作成されていると判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか(日付、決裁権限、内容、条件、入札など)。</p>

	申請時、完了時の決裁について、関連資料を閲覧した結果、日付、決裁権限、内容、条件など、決裁は適切に行われていると判断する。
iv	補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	<p>支出要件の判定は、事業計画書や収支予算書等に基づき適切に判定されている。</p> <p>関係する書類を確認したところ、以下の問題点を除き、要件判定に関する期間、金額、使途、補助率などは適切であり、適切に支出されていると判断する。</p> <p>繁殖雌牛安定生産対策事業については、対象事業者の事項が要件となっている。（繁殖雌牛安定生産対策事業実施細則第2）</p> <p>① 農業者及び農業者の組織する集団のうち、65歳以上の者については概ね50歳未満の後継者を有している、もしくは地域内保留による飼養を継続できる者</p> <p>② 産肉能力に優れた繁殖雌牛による増頭対策に取り組むもの</p> <p>補助金交付申請の審査において、①の事項について審査が行われていない。</p> <p>補助対象者の要件の確認は、公平性、公益性の観点から非常に重要な手続きであり省略することは認められない。</p> <p>(監査の結果)</p>
v	補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	<p>補助金等の交付対象者は、農業者または、農業者で組織する団体とされており適切に実施されている。</p> <p>実績報告書、収支決算書等を閲覧した結果、特に問題は認められなかった。</p>
vi	事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。
	実績報告書を閲覧した結果、実績報告は交付要綱に従い、適切に行われていると判断する。
vii	事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。
	<p>補助金額の資金使途は要綱等により明確に定められているものの、要綱等に従い定額が交付されているため、請求書や領収書等の添付は求められていない。</p> <p>その結果、資金の使途が不明確になってしまうものの、育成に関する費用は1頭当たり平均で360千円程度が見積もられており、補助金額に上限が決められていることから、他の使途に流用されていないと判断する。</p>

viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>おおいた和牛生産向上対策事業実施要領等に従い大分県への補助金の請求を行っている。</p> <p>交付請求は補助金交付請求書により行っているが、関連する資料（事業実施計画の提出、交付申請、実績報告、補助金の交付請求）を確認したところ、交付請求は漏れなく適切に行われている。</p>
	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。</p> <p>事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p>
	<p>昭和 61 年度から事業開始となっており、事業実施期間は特に定められていない。</p> <p>大分県が実施する事業を大分市が窓口として実施しているため、事業期間の合理性について明確な根拠は認められない。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p>
	<p>補助事業により繁殖雌牛の増頭や高能力牛の生産を推進することで繁殖牛の基盤強化を図るという所期の目的は概ね達成されている。</p> <p>畜産を取り巻く経営環境について、環境問題、高齢化や後継者問題、食料事情や必要コストの上昇など、厳しい状況にある。</p> <p>畜産の振興を図るというよりは畜産業界の衰退を何とかして食い止めるという意味合いが強く、大分県も肉用牛を基幹作目と位置付けていることから、他の自治体も同様の補助金がある以上、目的の達成・未達に関わらず継続する意向である。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p>
	<p>畜産の振興を図るというよりは畜産業界の衰退を何とかして食い止めるという意味合いが強く、大分県も肉用牛を基幹作目と位置付けていることから、他の自治体も同様の補助金がある以上、継続は必要と判断する。</p> <p>一方で内容・金額については効果が十分に見込まれるように常に変革が必要であると考える。</p>
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。（入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。）</p>
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p>

	<p>補助金の交付対象者は農業者及び農業者の組織する集団と定義されており、要件を満たせば補助金の交付を受けられる。</p> <p>いずれも選定は要綱等に従い適切に行われている。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>補助金の交付対象者は農業者等と幅広く定義されており、補助金の交付先はほとんど一定である。</p> <p>要件を満たした者（農業者等）に対する制度であるため、畜産に関わる農業者であれば特に問題は認められない。</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>昭和 61 年度から事業を開始となっており、事業実施期間は特に定められていない。事業期間の合理性について明確な根拠はないものの、畜産の振興を図るため必要と判断する。</p> <p>補助金額、負担割合（10/10（繁殖雌牛安定生産対策（県：1/2、市：1/2）、子牛市場活性化対策事業（県：2/3、市：1/3））であるが、合理的な根拠はなく適切な水準であるかの判断はできない。</p> <p>但し、大分県と連携した事業であることから、補助金額、負担割合は妥当であると判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>補助金は県の要綱等に基づき対象となる牛 1 頭当たりの上限金額が決められており、事業費抑制策について、問題は見られない。</p> <p>なお、大分県産和牛ブランド「おおいた和牛」の生産基盤を強化するという目的から、対象となる牛 1 頭当たりの上限金額については、おおいた和牛生産向上対策事業実施要領等で定められている。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>補助金はおおいた和牛の生産基盤の強化に要する経費を支援する補助金であり、必要性に乏しい事業はないと考えられる。</p> <p>事業費として支出した使途は、おおいた和牛の生産基盤を強化するための事業費であり適切に使用されていると考えられる。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>制度の趣旨、要綱等で定められた条件に基づき補助金を支給するのみであることから、民間事業者への委託や指定管理者制度は効率的ではなく、行</p>

	政が実施することが適切であるとする。
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	趣旨や目的が重複する施策がないか確認したところ、同様の趣旨・制度として優良家畜導入費事業補助金がある。 しかし、おおいた和牛生産向上対策事業の対象外となった繁殖雌牛等に対して助成する制度であり、趣旨や目的が重複する施策は認められない。
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
	本来であれば全額事業者の負担とすべきであるが、畜産の振興を図るとの目的からは行政の支援は必要であると判断する。
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	補助金の実績や成果は整理されておらず、目標の達成度合いも具体的に評価・分析されていない。 令和4年度の事務事業評価において、評価指標は「増頭頭数」と「人工授精実施頭数」とされているが、基準値や令和3年度の目標値、目標年度の目標値、達成状況が空欄となっており、十分な分析が行われていない。 (意見) 本補助金を増減させた場合、農家の意欲や経営にどのような影響を及ぼすかなどのデータ収集や検証を行っておらず、支出の成果の分析などは行うべきである。 (意見)
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	補助金の支出の成果は適切に検証されていない。 その結果、令和4年度の事務事業評価において、総合評価の優先順位は高いとされ、事業は現行通り維持する方針であるが、上記のとおり、支出の効果が検証されていないため事業の継続が適切か否か検証できない。 (意見)
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	大分県の高品位ブランドである「おおいた和牛」の生産基盤強化という目的からは、事業の手法や実施内容は合理性がある。

	<p>しかしながら、「おおいた和牛」の生産基盤強化には単に補助金を交付すれば課題が解決できるということではない。</p> <p>総合的な経営が行えるようソフト面での支援も不可欠であるため、より効果的に畜産に関連する事業を総合的に組み立てるべきである。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p>
	<p>昭和61年度から事業開始となっており、また、事業環境の変化に応じて金額や内容等の変更は行われていないことから、過去からの慣例として予算配分が行われていると判断する。</p> <p>予想される効果として、育種価やゲノム検査の結果を参考に、より形質の良い牛を導入することを支援することで繁殖農家の増頭意欲を喚起させ、優良系統牛の改良促進と産肉能力の優れた繁殖雌牛の生産が見込まれるとあるが、具体的な数値がなく抽象的である。40年以上継続している事業であるため具体的な数値等を明確に効果を記載すべきである。</p> <p>また、事務事業評価の個別評価において、課題や問題点等に対するコメントが見られないが、具体的に列挙すべきである。</p> <p>(意見)</p>

【外部監査の結果】

(監査の結果)

・監査要点 (合規性)

補助金交付申請の審査において、「農業者及び農業者の組織する集団のうち、65歳以上の者については概ね50歳未満の後継者を有している、もしくは地域内保留による飼養を継続できる者」について審査が行われていない。

補助対象者の要件の確認は、公平性、公益性の観点から非常に重要な手続きであり省略することは認められない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (合規性)

補助金の申請があった時は、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査をし、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定する。交付申請に際して十分な検討が必要であり、検討の過程と結果を文書で残す必要がある。後日、検証可能な文書は存在しないため適切な審査が実施されているか確認ができなかった。

実績報告に係る書類について、第3者に対しても実施した手続きの内容等が明らかに

なる文書で残す必要がある（おおいた和牛生産向上対策事業実施要領第5条、おおいた和牛生産向上対策事業実施要領第7条）

・監査要点（有効性）

令和4年度の事務事業評価において、評価指標は「増頭頭数」と「人工授精実施頭数」とされているが、基準値や令和3年度の目標値、目標年度の目標値、達成状況が空欄となっており、十分な分析が行われていない。

本補助金を増減させた場合、農家の意欲や経営にどのような影響を及ぼすかなどのデータ収集や検証を行っておらず、支出の成果の分析などは行うべきである。

令和4年度の事務事業評価において、総合評価の優先順位は高いとされ、事業は現行通り維持する方針であるが、支出の効果が検証されていないため事業の継続が適切か否か検証できない。

昭和61年度から事業開始となっており、また、事業環境の変化に応じて金額や内容等の変更は行われていないことから、過去からの慣例として予算配分が行われていると判断する。

事務事業評価の個別評価において、課題や問題点等に対するコメントが見られないが、具体的に列挙すべきである。

（20）酪農経営安定継続支援事業費補助金

事業名 補助金等の名称	酪農経営安定継続支援事業費補助金			直接事業
予算費目	項：農業費		目：畜産振興費	
根拠法令・要綱等	大分市酪農経営安定継続支援事業費補助金交付要綱			
事業期間	事業開始年度	平成20年度	事業終期年度	令和3年度
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初予算	7,000,000	7,509,000	6,772,000
	決算額	6,500,000	5,249,000	4,535,000
事業の目的	後継者への円滑な経営移行のための土台を築き、酪農経営の安定的な継続を促進することを目的とし、酪農経営の大規模化に必要な機械装置の導入を支援する。			
事業の概要	<p>・概要</p> 省力化、飼料自給率の向上等により生産コストを低減し、酪農経営の収益性の向上等に必要な機械装置の導入を行う農業者を支援する事業である。			

	<p>・ <u>交付金の対象者</u> 認定農業者かつ法人格を有すること</p> <p>・ <u>対象事業</u> 省力化、飼料自給率の向上等により生産コストを低減し、酪農経営の収益性の向上等に必要な機械装置の導入を行う事業</p> <p>・ <u>補助対象経費</u> 補助対象事業に要する経費のうち、機械装置の購入及び設置に要する経費</p> <p>・ <u>補助金額及び補助率</u> 補助金額は予算の範囲内とし、補助率は1/2とする。</p> <p>・ <u>金額上限</u> 金額の上限については、対象農家に事前にヒアリングを行い予算計画を策定しているため、上限は決められていない。</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>酪農経営に必要な機械装置の導入等を行う認定農業者が大分市酪農経営安定継続支援事業費補助金交付申請書により補助金の申請を行う流れである。</p> <p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、下記の事項を除き必要な書類は揃っており、各種事務は関係法令に従い、公平かつ適切に実施されていると判断する。</p> <p>要綱において補助対象経費が定められているが、補助事業者からの申請書などの記載において、補助対象経費に合致するか明確でなかった。今後は、明確に記載するよう補助事業者に求める必要があるとともに、適切な審査を行うべきである。</p> <p>(意見)</p> <p><u>申請書及び添付書類</u></p> <p>① 事業計画の提出及び審査 申請に必要な書類は揃っており、問題は認められない。</p> <p>② 交付申請時 交付申請に係る書類は揃っており、特に問題となる事項は見られない。 交付申請に必要な書類は、下記のとおりである (大分市酪農経営安定継続支援事業費補助金交付要綱第6条)</p>

- ・事業計画書 ・収支予算書 ・消費税課税事業者届出書
- ・法人の定款の写し
- ・市税完納証明書又は市税の納付状況に係る情報の照会に関する承諾書
- ・誓約書 ・3者以上の業者からの見積書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

法人が現在も活動しているか否かを確認するために定期巡回に加えて、決算報告書も徴求することが望ましい。

(意見)

③ 実績報告

実績報告に係る書類については、下記の事項を除き、特に問題となる事項は見られない。

補助金交付決定通知書 2 補助の条件 (5) には、この補助事業によって取得した財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備の上保管し、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに補助金の交付目的に従ってその効率的な運用を図ることとされている。実績報告書にも財産管理台帳の添付が求められている。

(意見)

(事例 1)

補助金によって購入した機械装置は 2 種類ある。

①ニプロロータリー (総事業費：1,045 千円、補助金：475 千円)

②換気扇 (総事業費：1,669 千円、補助金：758 千円)

そのため、財産管理台帳には 2 種類の機械装置を記載する必要があるが、提出された財産管理台帳には 1 種類 (①ニプロロータリー) のみが記載されている。しかも、記載された金額が①に係る 1,045 千円ではなく、①と②の合計金額 (2,714 千円) が記載されている。

(事例 2)

補助金によって購入した機械装置は 2 種類ある。

①クーン ディスクモアー (総事業費：1,419 千円、補助金：645 千円)

②ノビリ トリチュレーター (総事業費：1,298 千円、補助金：590 千円)

そのため、財産管理台帳には 2 種類の機械装置を記載する必要があるが、提出された財産管理台帳には 1 種類 (①クーン ディスクモアー) のみが記載されている。しかも、記載された金額が①に係る 1,419 千円ではなく、①と②の合計金額 (2,717 千円) が記載されている

財産管理台帳に数量を記載する箇所がない。複数台購入するケースもあ

	<p>ることから適切な台帳管理を行うためには数量の記載が必要である。</p> <p>(意見)</p> <p>④ 確定通知</p> <p>補助金交付確定通知に係る書類は揃っており、特に問題となる事項は見られない。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>大分市酪農経営安定継続支援事業に関する補助金交付申請書、実績報告書、請求書等を閲覧した結果、日付、金額、使途、条件など、不自然な点は存在せず、書類は適切に作成されていると判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>申請時、完了時の決裁について、関連資料を閲覧した結果、日付、決裁権限、内容、条件など、決裁は適切に行われていると判断する。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>大分市酪農経営安定継続支援事業に関する書類を確認したところ、要件判定に関する期間、金額、使途、補助率などは適切であり、適切に支出されていると判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>補助金の交付対象者は、認定農業者かつ法人とされており適切に実施されている。</p> <p>実績報告書、請求書等を閲覧した結果、以下の問題点を除き、特に問題は見られない。</p> <p>補助金の対象者は法人とされている。</p> <p>現状では、定款を入手することになっているが、法人として適切に事業活動を行っているか確認するために定期巡回に加えて、決算報告書も徴求することが望ましい。</p> <p>(意見)</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>実績報告書を閲覧した結果、実績報告は交付要綱に従い、適切に行われていると判断する。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p>

	<p>補助金の資金使途は酪農経営に使用する機械装置の購入及び設置に要する費用と限定されている。請求書、導入状況写真等の閲覧にて他の使途に流用されていないことを確かめた。</p> <p>但し、実際に支払いが行われた否かについては、領収書や通帳の写しが添付されていないため判断ができなかった。</p> <p>支払の事実を確認するために、領収書又は通帳の写しを徴求すべきである。</p> <p>(意見)</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市の単独事業のため、国・県への請求手続は行われない。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>事業実施期間は平成 29 年度より 5 年間であり、合理的と判断する。これは、大分市内の畜産農家の事業承継が平成 28 年までにおおよそ目途が立ち、平成 29 年から 5 年程度集中的に支援を行う目的で創設された補助金であるからである。</p> <p>令和 3 年度が最終年となっており、事業期間は延長せずに当初の予定どおり当該事業は終了した。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>平成 29 年度より 5 か年計画となっている。</p> <p>大規模経営に必要な不可欠な機械装置の導入支援を行った結果、後継者への円滑な経営移行のための土台を築くことができた。</p> <p>事業実施から 5 年が経過し当初の目的を達成したと判断し、継続は行われない。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>平成 29 年度から 5 か年計画で、大規模経営に必要な不可欠な機械装置の導入支援を行った結果、後継者への円滑な経営移行のための土台を築くことができた。</p> <p>よって、当初の予定通り令和 3 年度で事業を終了した。</p>
監査要点	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なの</p>

(公平性)	に随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	補助金の交付対象者は農業者等と幅広く定義されており、いずれも選定は交付要綱に従い適切に行われていた。
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。
	補助金の交付対象者は認定農業者かつ法人格を有することと定義されており、補助金の交付先はほとんど一定である。 要件を満たした者に対する制度であるため、酪農に関わる農業者であれば特に問題は認められない。
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	平成 29 年度から 5 年間の事業期間と定められており、その期間は合理的であった。 補助金額、負担割合 (1/2) については、金額は高いほど、補助率は高いほど良いと思われるが、予算財源と負担軽減の効果を検討した結果であり適切であると判断する。
ii	事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。
	補助金の事業費抑制策として、事前に 3 者以上の見積りを入手することになっており、事業費を抑制する対策はとられていると判断する。 また、生産規模拡大を目的としているため、同じような設備投資は対象外となっていることから、事業費の抑制は行われていると判断できる。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	補助金は酪農の規模拡大に要する経費を支援する補助金であり、必要性に乏しい事業は認められないと考えられる。 事業費として支出した使途は、酪農経営に利用する機械装置であり適切に使用されていると判断する。
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
	制度の趣旨、要綱で定められた条件に基づき補助金を支給するのみであることから、民間事業者への委託や指定管理者制度は効率的ではなく、行政が実施することが適切であると考えられる。
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。

	趣旨や目的が重複する施策がないか確認したところ、いずれも要件や対象者が異なるため、重複する施策は認められない。
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>本来であれば全額事業者の負担であるが、畜産の振興を図るとの目的からは行政の支援は必要であり、大分市が負担すべきコストは負担していないと判断できる。</p>
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>事業規模の拡大による酪農経営の安定化、後継者への円滑な経営基盤の整備にどのように寄与したのか、実績や成果は整理されている。</p> <p>設備投資を行わなければ安定化の実現がさらに遠のき、機械施設の導入が進むこと・省力化が進むことで酪農業に従事する人材の確保や経営継続に繋がっている。</p> <p>申請時において、機械装置購入による具体的な数値（省力化、コスト低減、収益性の向上）や購入後の効果を見込んだ事業計画が作成されていない。</p> <p>実績報告において、事業の成果が簡単な文章で記載されているのみであり、機械装置購入によりどのように事業の目的（生産コスト低減、収益性の向上）が達成されたのか、具体的に記載すべきであった。</p> <p>省力化、飼料自給率の向上等により生産コストを低減し、酪農経営の収益性の向上等に資する（大分市酪農経営安定継続支援事業費補助金交付要綱第3条）という目的からすると、申請時において、専門家の関与のもと具体的な効果および事業計画を作成し、購入後も数年間は活動状況を確認することが望ましい。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>補助金の支出の成果は適切に検証されておらず、事業の見直しや廃止などの検討が行われていない。</p> <p>但し、平成29年度から5か年計画で大規模経営に必要不可欠な機械装置の導入支援を行った結果、後継者への円滑な経営移行のための土台を築くことができたため、当初の予定通り、令和3年度で事業を終了している。</p>

iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>酪農経営において、機械化、IoT化は避けて通れない投資であり、酪農経営の安定的な継続を促進するという目的からは、事業の手法や実施内容は合理性がある。</p> <p>しかしながら、酪農経営の安定化には単に機械装置を購入すれば課題が解決できるということではない。</p> <p>総合的な経営が行えるようソフト面での支援も不可欠であり、事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であると判断できないが、総合的な経営が行えるようソフト面での支援と合わせることでより高い効果が期待できる。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>平成29年度から5か年計画で、大規模経営に必要不可欠な機械装置の導入支援を行った結果、後継者への円滑な経営移行のための土台を築くことができたため、当初の予定どおり令和3年度で事業を廃止している。</p> <p>本来であれば、全額事業者の負担において購入すべきで機械装置であるため廃止は合理的であると判断する。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点(合規性)

要綱において補助対象経費が定められているが、補助事業者からの申請書などの記載において、補助対象経費に合致するか明確でなかった。今後は、明確に記載するよう補助事業者に求める必要があるとともに、適切な審査を行うべきである。

交付申請時において、法人が現在も活動しているか否かを確認するために定期巡回に加えて、決算報告書も徴求することが望ましい。

実績報告に係る書類に関して、実績報告書にも財産管理台帳の添付が求められているものの、適切に記載されていない。

財産管理台帳に数量を記載する箇所がない。複数台購入するケースもあることから適

切な台帳管理を行うためには数量の記載が必要である。

補助金の交付対象者である法人に関して、現状では、定款を入手することになっているが、法人として適切に事業活動を行っているか確認するために定期巡回に加えて、決算報告書も徴求することが望ましい。

補助対象となる費用に関して、実際に支払いが行われた否かについては、領収書や通帳の写しが添付されていないため判断ができなかった。支払の事実を確認するために、領収書又は通帳の写しを徴求すべきである。

・監査要点（有効性）

申請時において、機械装置購入による具体的な数値（省力化、コスト低減、収益性の向上）や購入後の効果を見込んだ事業計画が作成されていない。

実績報告において、事業の成果が簡単な文章で記載されているのみであり、機械装置購入によりどのように事業の目的（生産コスト低減、収益性の向上）が達成されたのか、具体的に記載すべきであった。

省力化、飼料自給率の向上等により生産コストを低減し、酪農経営の収益性の向上等に資する（大分市酪農経営安定継続支援事業費補助金交付要綱第3条）という目的からすると、申請時において、専門家の関与のもと具体的な効果および事業計画を作成し、購入後も数年間は活動状況を確認することが望ましい。

（21）単独農林水産施設災害復旧事業 工事請負費

事業名 補助金等の名称	単独農林水産施設災害復旧事業 工事請負費			直接事業
予算費目	項：農林水産施設災害復旧費	目：農林水産施設災害復旧費		
根拠法令・要綱等	大分市農地及び農業用施設災害復旧事業実施要綱			
事業期間	事業開始年度	昭和62年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初予算	5,000,000	26,950,000	9,200,000
	決算額	692,300	19,129,580	6,882,700
事業の目的	災害で崩壊した農地及び農業用施設（以下「農地等」）の原形復旧工事を行うことで、農業生産性の安定を図ることを目的にしている。			
事業の概要	災害復旧事業には、公共災害復旧事業（災害復旧事業のうち農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受けるもの）と単独災害復旧事業（災害復旧事業のうち暫定措置法の適用を受けないもの）がある。			

	<p>本事業は、単独災害復旧事業に関するものであり、公共災害復旧事業に準じて実施の箇所を決定し、次の各号に該当する場合に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業に係る 1 箇所の工事請負費が 13 万円以上 40 万円未満となる場合 ・農業用施設の災害復旧事業に係る 1 箇所の土砂撤去等業務委託料が 40 万円未満となる場合（本事業ではなく「単独農林水産施設災害復旧事業崩土撤去委託料」） ・市長が特に認める事項 <p>災害復旧事業に係る分担金を、大分市農地災害復旧事業分担金徴収条例に基づき受益者から徴収する（農地災害は 20%、農業用施設災害はなし） （用語の意義）</p> <p>農地：耕作の目的に供される土地</p> <p>農業用施設：農地の利用又は保全上必要な公共的施設で、かんがい排水施設、農業用道路及び農地又は農産物の災害を防止するために必要な施設</p> <p>災害復旧事業：災害（暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により生じた災害をいう。）によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた農地等を原形に復旧することを目的とするものをいう。</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、全ての支出につき以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査調書 ・工事完成通知書 ・契約締結・支出伺い ・請け書 ・見積調書、見積書、予定価格調書、設計書 ・見積り業者調書
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されており、不自然な点は見受けられず問題は認められない。</p> <p>見積書に記載されている日付の筆跡が同じものが散見された。この点、市の手続き上、日付が空欄の見積書を入手することに問題はないとされているが、日付の改ざんが可能であり不適切経理の温床となり得ることからも、</p>

	<p>日付が記載された見積書入手することが望まれる。</p> <p>なお、見積書、納品書、請求書等の書類には、必ず、事業者自ら日付を記載することを求めている自治体（佐賀県、愛媛県、島根県、苫小牧市、廿日市市等、大河原町等）もあることから、大分市の事務自体の見直しの検討も望まれる。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>契約書、実績報告書等は完備されており、期間、金額、使途、補助率、条件など、以下の事項を除き、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。</p> <p>本事業は原則1箇所40万円未満の事業であるが、公共災害復旧事業（40万円以上）に該当する災害について申請期限を過ぎていたことから、1箇所40万円以上を含めて2箇所分の復旧事業として本事業を適用させている事例があった。</p> <p>このため、本要綱を適用すべきではない災害について適用させており、不適正であると判断する。</p> <p>（監査の結果）</p> <p>大分市災害復旧事業申請書に記載されている災害の内容が、「法面崩壊」「農地の崩壊」「石積の復旧」と記載されているのみで、何の災害により具体的にどのような被害を受けたのか分からないものが散見された。このため、具体的な災害内容を記載すべきである。</p> <p>（意見）</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>大分市農地及び農業用施設災害復旧事業実施要綱に基づいて、実際の申請関係の書類を確認したところ、期間、金額、災害内容などは適切であり、適切に支出されていると判断する。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>検査結果通知書、検査調書は完備されており、実績確認や報告は適切に行なわれていると判断できる。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p>

	<p>工事についてはその都度、臨機応変に実施する必要がある工事も含まれており、必ずしも予算通りに執行することはできない。</p> <p>検査調書について、適正に決裁を受けており、事業費が他の使途に流用されていないと判断できる。</p> <p>金額について、年度ごとにバラツキがあるが実施した工事の内容により変動するものであり問題はないと判断できる。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市の単独事業であるため大分県や国の負担はなく、請求手続などは行われていない。</p>
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。</p> <p>事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>災害の都度支出される経費であり、災害が無くならない限り必要となることから、特に事業期間や終期が定められていないことは妥当と判断する。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>災害の都度支出される経費であり、災害が発生する限り支出され続けることから、目的の達成について問題はないと判断する。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>公共災害復旧事業に該当しない災害について本事業を適用して大分市が復旧費用を負担するものであり、公益性の観点からも内容・金額について変更の必要性は認められない。</p>
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行われており、下記の問題点を除き、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p> <p>本事業は原則 40 万円未満の事業となっているが、40 万円超の見積書を提出する業者が散見されており、40 万円未満の見積書を提出すれば必ず受注できる状況となっており、競争原理が働いていない。このため、見積り業者の選定に一層の注意が必要である。</p>

	(意見)
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。 契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行なわれており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。 災害の都度支出される経費であり、選定先が毎年同一であることに問題は認められない。
	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
監査要点 (経済性)	
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。 災害の都度支出されるものであり、設計から業者選定までのプロセスに問題は無かったことから、要綱にしたがい、適切な金額と事業期間で適切に進められていると判断する。
	事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。 契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行われており、下記の問題点を除き、選定・入札等は適切に行われており、事業費を抑制する対策は取られていると判断する。 但し、具体的に何の災害でどのような被害を被ったかの記載がないことから、本当に災害を起因とした被害なのかを書面から判断することが出来なかった。 このため、本事業を適用させてよい被害かを見極めることにより事業費の抑制を図ることができると考えられる。
ii	(意見) 本事業は災害からの原状回復が事業の目的であるが、被災した箇所について受益者に対して災害の再発防止の措置を求めるなどして支出の抑制を図ることが望まれる。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。 災害復旧に関する支出であり、災害復旧工事が適切に行われていることから、事業費として支出された金額は適切に使われていると判断する。
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。 災害復旧工事に関する支出であり、災害箇所の復旧工事を業者に発注する業務であることから、直接事業であることは適切である。
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業

	<p>が計画されているか。</p> <p>他の事業費も確認したところ、「単独農林水産施設災害復旧事業 崩土撤去委託料」と趣旨及び目的が重複する。</p> <p>なお、同じ小事業で同じ予算の枠組みであり、また同一の実施要綱に基づいているものの、災害復旧の際の対象となる災害の内容が異なることから、特段問題はないと判断する。</p> <p>(「単独農林水産施設災害復旧事業 崩土撤去委託料」は農業用施設の災害復旧事業に係る土砂撤去等業務委託料を対象としている。)</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>本事業は原則1箇所40万円未満の事業であるが、公共災害復旧事業(40万円以上)に該当する災害について申請期限を過ぎていたことから、1箇所40万円以上を含めて2箇所分の復旧事業として本事業を適用させている事例があった。</p> <p>このため、本要綱を適用すべきではない災害について適用させており、不適正であると判断する。</p> <p>(監査の結果)</p> <p>大分市災害復旧事業申請書に記載されている災害の内容が、「法面崩壊」「農地の崩壊」「石積の復旧」と記載されているのみで、何の災害により具体的にどのような被害を受けたのか分からないものが散見された。このため、災害に起因する被害なのかを判断することができず、本事業を適用すべきではない事象が含まれている可能性がある。</p> <p>このため、具体的な災害名と被害を記載させる必要がある。</p> <p>(意見)</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>災害からの原状回復が事業の目的であり、適切に復旧工事が行われていれば目的が達成される。</p> <p>しかし、事業費の成果について、災害箇所の修繕が主業務となっていることから、十分な検証が行われておらず、日頃の管理や予防などがなおざりになっている可能性がある。</p> <p>但し、災害復旧が事業の内容であるため、災害内容の分析により防災などを行うことは難しい。</p>

	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
ii	<p>災害からの原状回復が事業の目的であり、適切に復旧工事が行われていれば目的が達成される。</p> <p>しかし、事業費の成果について、災害箇所の修繕が主業務となっていることから、十分な検証が行われておらず、事業の見直しなども行われていない。</p> <p>但し、災害復旧が事業の内容であるため、災害内容の分析により防災などを行うことは難しい。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>災害からの原状回復が事業の目的であり、現地状況に応じて事業の手法等が措置されており、効果的であると判断できる。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>毎期、一定額の予算配分が行われているものの、災害の都度適宜に支出されているものであるものであり、現状に即したものであると判断する。</p>

【外部監査の結果】

(監査の結果)

・監査要点 (合規性)

本事業は、原則1箇所40万円未満の事業であるが、公共災害復旧事業(40万円以上)に該当する災害について申請期限を過ぎていたことから、1箇所40万円以上を含めて2箇所分の復旧事業として本事業を適用させている事例があった。

本要綱を適用すべきではない災害について適用させており、不適正であると判断する。

・監査要点 (経済性)

本事業は、原則1箇所40万円未満の事業であるが、公共災害復旧事業(40万円以上)に該当する災害について申請期限を過ぎていたことから、1箇所40万円以上を含めて2箇所分の復旧事業として本事業を適用させている事例があった。

本要綱を適用すべきではない災害について適用させており、不適正であると判断する。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (合規性)

大分市災害復旧事業申請書に記載されている災害の内容が、「法面崩壊」「農地の崩壊」

「石積の復旧」と記載されているのみで、何の災害により具体的にどのような被害を受けたのか分からないものが散見された。具体的な災害内容を記載すべきである。

・監査要点（公平性）

契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行われており、下記の問題点を除き、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。

本事業は、原則 40 万円未満の事業となっているが、40 万円超の見積書を提出する業者が散見されており、40 万円未満の見積書を提出すれば必ず受注できる状況となっており、競争原理が働いていない。見積り業者の選定に一層の注意が必要である。

・監査要点（経済性）

具体的に何の災害でどのような被害を被ったかの記載がないことから、本当に災害を起因とした被害なのかを書面から判断することが出来なかった。

本事業を適用させてよい被害かを見極めることにより事業費の抑制を図ることができると考えられる。

大分市災害復旧事業申請書に記載されている災害の内容が、「法面崩壊」「農地の崩壊」「石積の復旧」と記載されているのみで、何の災害により具体的にどのような被害を受けたのか分からないものが散見された。このため、災害に起因する被害なのかを判断することができず、本事業を適用すべきではない事象が含まれている可能性がある。

具体的な災害名と被害を記載させる必要がある。

(22) 単独農林水産施設災害復旧事業 崩土撤去委託料

事業名 補助金等の名称	単独農林水産施設災害復旧事業 崩土撤去委託料			直接事業
予算費目	項：農林水産施設災害復旧費	目：農林水産施設災害復旧費		
根拠法令・要綱等	大分市農地及び農業用施設災害復旧事業実施要綱			
事業期間	事業開始年度	昭和 63 年	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	5,000,000	34,800,000	10,400,000
	決算額	4,419,300	30,480,780	10,259,700
事業の目的	災害により、被災した農業用施設の倒木撤去・崩土撤去等の原形復旧を行うことで、農業生産性の安定を図ることを目的にしている。			
事業の概要	災害復旧事業には、公共災害復旧事業（災害復旧事業のうち農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受けるもの）と単独災害復旧事業（災害復旧事業のうち暫定措置法の適用を受けないも			

	<p>の)がある。</p> <p>本事業は、単独災害復旧事業に関するものであり、公共災害復旧事業に準じて実施の箇所を決定し、次の各号に該当する場合に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業に係る1箇所の工事請負費が13万円以上40万円未満となる場合(本事業ではなく「単独農林水産施設災害復旧事業 工事請負費」) ・農業用施設の災害復旧事業に係る1箇所の土砂撤去等業務委託料が40万円未満となる場合 ・市長が特に認める事項 <p>災害復旧事業に係る分担金を、大分市農地災害復旧事業分担金徴収条例に基づき受益者から徴収する(農地災害は20%、農業用施設災害はなし)。(用語の意義)</p> <p>農地：耕作の目的に供される土地</p> <p>農業用施設：農地の利用又は保全上必要な公共的施設で、かんがい排水施設、農業用道路及び農地又は農産物の災害を防止するために必要な施設</p> <p>災害復旧事業：災害(暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により生じた災害をいう。)によって必要が生じた事業で、災害により被害を受けた農地等を原形に復旧することを目的とするものをいう。</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令(地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等)に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要書類は揃っているか。</p> <p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、全ての支出につき以下の通り必要書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査調書 ・委託業務完了通知書 ・契約締結・支出伺い ・請け書 ・見積調書、見積書、予定価格調書、設計書 ・見積り業者調書
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか(日付、金額、使途、条件、現地写真など)。</p> <p>報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されている。</p> <p>そのため、不自然な点は見られず、以下の問題点を除き、問題は認められないと判断する。</p> <p>異なる業務名で同一の会社に発注されている業務について、内容を確認</p>

	<p>すると実施場所は隣接したものであり、また実施報告書に添付されている写真も同じものであった。このため、実態としては同一の業務を複数の業務に区分したものであると判断できる。</p> <p>なお、個別には 40 万円未満の委託であるが合算させると 40 万円を超えることから本事業を適用できない業務であったと判断できる。</p> <p>(監査の結果)</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>契約書、実績報告書等は完備されており、期間、金額、使途、補助率、条件など、以下の事項を除き、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。</p> <p>「〇〇農道側溝土砂撤去業務委託」「〇〇農道側溝清掃業務委託」「〇〇農道土砂撤去業務委託」（〇〇は全て同じ）という、いずれも発注金額が 40 万円弱の 3 件の業務があったが、名称は異なるものの業務の写真を見る限りは 3 件とも側溝の土砂撤去業務であった。</p> <p>また、各々の業務実施場所は隣接しており、かつ 3 件とも受注業者が同一であったことから業務を区分する必要性はないと言える。このため、業務を区分し、発注金額が 40 万円未満となるようにしたと判断できる。</p> <p>また、当該ケース以外にも、業務を区分したのではないかとと思われる業務があった。</p> <p>本事業は 40 万円未満の委託に対して実施するものであり、本事業を適用させるために業務を区分したと判断できることから不適切であると判断する。</p> <p>(監査の結果)</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>実際の申請関係の書類を確認したところ、期間、金額、災害内容などは適切であり、概ね適切に支出されていると判断する。</p> <p>但し、以下に付き問題点が存在する。</p> <p>水路土砂撤去業務委託について、雑草が生い茂るなどしており、災害とは関係なく水路に土砂が堆積したのではないかとと思われる写真が添付されている業務があった。</p>

	<p>また、具体的にいつ何の災害により被害を被ったかの記載がされていないものが散見され、災害を起因とした崩土(土砂)なのか判断することができない業務が散見された。</p> <p>このため、災害を理由とした虚偽申請の可能性を否定することができない。</p> <p>今後は、被災後の申請については、早急に現地調査を行い、写真と具体的な災害名を記載するなど整理が必要である。</p> <p>(意見)</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>検査結果通知書、検査調書は完備されており、実績確認や報告は適切に行われていると判断できる。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の用途に流用されていないか。</p> <p>委託について、その都度、臨機応変に実施する必要のある委託も含まれており、必ずしも予算通りに執行することはできない。</p> <p>検査調書について、適正に決裁を受けており、事業費が他の用途に流用されていないと判断できる。</p> <p>金額について、年度ごとにバラツキがあるが実施した委託の内容により変動するものであり問題はないと判断できる。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市の単独事業であるため大分県や国の負担はなく、請求手続などは行われていない。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。</p> <p>事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>災害の都度支出される経費であり、災害が無くならない限り必要となることから、特に事業期間や終期が定められていないことは妥当と判断する。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>災害の都度支出される経費であり、災害が発生する限り支出され続けることから、目的の達成について問題はないと判断する。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>公共災害復旧事業に該当しない災害について本事業を適用して大分市が</p>

	<p>復旧費用を負担するものであり、公益性の観点からも内容・金額について変更の必要性は認められない。</p>
<p>監査要点 (公平性)</p>	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>
<p>i</p>	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行われており、下記の問題点を除き、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p> <p>「単独農林水産施設災害復旧事業 - 工事請負費 - 」と同様、原則 40 万円未満の事業となっているが、40 万円超の見積書を提出する業者が散見され、40 万円未満の見積書を提出すれば受注できる可能性が高い状況となっており、競争原理が働いていない。このため、見積り業者の選定に一層の注意が必要である。</p> <p>(意見)</p>
<p>ii</p>	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行われており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p> <p>災害の都度支出される経費であり、選定先が毎年同一であることに問題は認められない。</p>
<p>監査要点 (経済性)</p>	<p>事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。</p>
<p>i</p>	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>災害の都度支出されるものであり、設計から業者選定までのプロセスに問題はなかったことから、要綱にしたがい、適切な金額と事業期間で適切に進められていると判断する。</p>
<p>ii</p>	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせ等による契約が適切に行われており、下記の問題点を除き、選定・入札等は適切に行われており、事業費を抑制する対策は取られていると判断する。</p> <p>但し、具体的に何の災害でどのような被害を被ったかの記載がないことから、本当に災害を起因とした被害なのかを書面から判断することが出来なかった。</p> <p>このため、本事業を適用させてよい被害かを見極めることにより事業費の抑制を図ることができると考えられる。</p> <p>(意見)</p>

	<p>なお、災害による被害規模は予測できないため、崩土や倒木に対する防災対策はしていないが、問題はないと判断する。</p> <p>但し、被災した箇所について受益者に対して災害の再発防止の措置を求めるなどして支出の抑制を図ることが望まれる。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>災害復旧に関する支出であり、災害復旧業務委託が適切に行われていることから、事業費として支出された金額は適切に使われていると判断する。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>災害復旧業務委託に関する支出であり、災害箇所の復旧業務委託を業者に発注する業務であることから、直接事業であることは適切である。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>「単独農林水産施設災害復旧事業 工事請負費」と趣旨及び目的が重複する。</p> <p>なお、同じ小事業で同じ予算の枠組みであり、また同一の実施要綱に基づいているものの、災害復旧の際の対象となる災害の復旧内容が異なることから、特段問題はないと判断する。</p> <p>(「単独農林水産施設災害復旧事業 工事請負費」は農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る工事請負費を対象としている。)</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>異なる業務名で同一の会社に発注されている業務について、内容を確認すると実施場所は隣接したものであり、また実施報告書に添付されている写真も同じものであった。このため、実態としては同一の業務を複数の業務に区分したものであると判断できる。</p> <p>なお、個別には 40 万円未満の委託であるが合算させると 40 万円を超えることから本事業を適用できない業務であったと判断できる。</p> <p>(監査の結果)</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>災害からの原状回復が事業の目的であり、適切に復旧業務委託が行われ</p>

	<p>ていれば目的が達成される。</p> <p>しかし、事業費の成果について、災害箇所の復旧が主業務となっていることから、十分な検証が行われておらず、日頃の管理や予防などがなおざりになっている可能性がある。</p> <p>但し、災害復旧が事業の内容であるため、災害内容の分析により防災などを行うことは難しい。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>災害からの原状回復が事業の目的であり、適切に復旧業務委託が行われていれば目的が達成される。</p> <p>しかし、事業費の成果について、災害箇所の復旧が主業務となっていることから、十分な検証が行われておらず、事業の見直しなども行われていない。</p> <p>但し、災害復旧が事業の内容であるため、災害内容の分析により防災などを行うことは難しい。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>災害からの原状回復が事業の目的であり、現地状況に応じて事業の手法等が措置されており、効果的であると判断できる。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>毎期、一定額の予算配分が行われているものの、災害の都度適宜に支出されているものであるものであり、現状に即したものであると判断する。</p>

【外部監査の結果】

(監査の結果)

・監査要点 (合規性)

異なる業務名で同一の会社に発注されている業務について、内容を確認すると実施場所は隣接したものであり、また、実施報告書に添付されている写真も同じものであった。このため、実態としては同一の業務を複数の業務に区分したものであると判断できる。

個別には 40 万円未満の委託であるが合算させると 40 万円を超えることから本事業を適用できない業務であったと判断できる。

「〇〇農道側溝土砂撤去業務委託」「〇〇農道側溝清掃業務委託」「〇〇農道土砂撤去業務委託」(〇〇は全て同じ) という、いずれも発注金額が 40 万円弱の 3 件の業務があったが、名称は異なるものの業務の写真を見る限りは 3 件とも側溝の土砂撤去業務であった。

各々の業務実施場所は隣接しており、かつ 3 件とも受注業者が同一であったことから業務を区分する必要性はないと言える。このため、業務を区分し、発注金額が 40 万円未満となるようにしたと判断できる。

また、当該ケース以外にも、業務を区分したのではないかと思われる業務があった。

本事業は 40 万円未満の委託に対して実施するものであり、本事業を適用させるために事業を区分したと判断できることから不適切であると判断する。

- ・ 監査要点（経済性）

異なる業務名で同一の会社に発注されている業務について、内容を確認すると実施場所は隣接したものであり、また実施報告書に添付されている写真も同じものであった。このため、実態としては同一の業務を複数の業務に区分したものであると判断できる。

個別には 40 万円未満の委託であるが合算させると 40 万円を超えることから本事業を適用できない業務であったと判断できる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

（意見）

- ・ 監査要点（合規性）

具体的にいつ何の災害により被害を被ったかの記載がされていないものが散見され、災害を起因とした崩土(土砂)なのか判断することができない業務が散見された。このため、災害を理由とした虚偽申請の可能性を否定することができない。

被災後の申請については、早急に現地調査を行い、写真と具体的な災害名を記載するなど整理が必要である。

- ・ 監査要点（公平性）

原則 40 万円未満の事業となっているが、40 万円超の見積書を提出する業者が散見され、40 万円未満の見積書を提出すれば受注できる可能性が高い状況となっており、競争原理が働いていない。見積り業者の選定に一層の注意が必要である。

- ・ 監査要点（経済性）

具体的に何の災害でどのような被害を被ったかの記載がないことから、本当に災害を起因とした被害なのかを書面から判断することが出来なかった。

本事業を適用させてよい被害かを見極めることにより事業費の抑制を図ることができると考えられる。

(23) 農道整備事業 維持管理等委託料

事業名 補助金等の名称	農道整備事業 維持管理等委託料			直接事業
予算費目	項：農業費	目：農道整備事業費		
根拠法令・要綱等	大分市農道管理規程			
事業期間	事業開始年度	—	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初予算	12,000,000	16,000,000	16,000,000
	決算額	11,828,622	15,827,780	15,949,670
事業の目的	草刈・支障木伐採・土砂撤去等により、大分市が管理権を有する農道の維持管理を通じて、農道の通行の安全を図ることを目的とする。			
事業の概要	<p>土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に規定する土地改良事業（以下「土地改良事業」という。）の施行にともない設置された農業用道路（道交法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路を除く。）であって、大分市が管理権を有するものとして大分市農道台帳に記載されたものをいい、道路と一体となってその効用を全うするトンネル、橋その他の施設及び工作物並びに道路の安全管理上必要なガードレールその他の施設及び工作物について、以下の維持管理業務を行う。</p> <p>大分市が管理権を有する農道の維持管理をする。具体的には下記の維持管理業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道の機能及び構造を維持するために必要な整備 ・ガードレールその他の農道の安全管理上必要な施設及び工作物の整備 ・天災等にかかる復旧工事及び応急手当 ・その他農道の維持管理に必要な業務 <p>このうち、本事業は草刈り、側溝清掃、支障木撤去等の維持管理業務を業者に委託をする。</p>			
監査手続				
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。			
i	事業費や補助金等に必要書類は揃っているか。			
	<p>事業費に必要な決裁書類の確認を行ったところ、以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺い、施行伺いに添付すべき書類 ・施設維持管理業務委託契約書、請け書 			

	<p>・検査調書</p> <p>本事業は複数の事業者に業務委託を発注しており、委託内容により必要な決算書類は異なるが、全てにおいて問題は認められなかった。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p>
	<p>報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されており、不自然な点は見受けられなかった。</p> <p>但し、見積書に記載されている日付の筆跡が同じものが散見された。この点、市の手続き上、日付が空欄の見積書を入手することに問題はないとされているが、日付の改ざんが可能であり不適切経理の温床となり得ることからも、日付が記載された見積書を入手することが望まれる。</p> <p>なお、見積書、納品書、請求書等の書類には、必ず、事業者自ら日付を記載することを求めている自治体（佐賀県、愛媛県、島根県、苫小牧市、廿日市市等、大河原町等）もあることから、大分市の事務自体の見直しの検討も望まれる。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p>
	<p>事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p>
	<p>契約書、実績報告書等は完備されており、期間、金額、使途、補助率、条件など、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p>
	<p>実際の申請関係の書類を確認したところ、期間、金額、委託内容などは適切であり、適切に支出されていると判断する。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p>
	<p>検査結果通知書、検査調書は完備されており、実績確認や報告は適切に行われていると判断できる。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p>
	<p>検査調書が適正に決裁を受けており、事業費が他の使途に流用されていないと判断できる。</p> <p>金額についても、年度ごとにバラツキがあるが実施した業務委託の内容により変動するものであり問題はないと判断できる。</p>

viii	国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。
	大分市の単独事業であるため大分県や国の負担はなく、請求手続などは行われていない。
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	大分市が管理権を有する農道の維持管理に関する事業であり、農道が無くなる限り必要となることから、特に事業期間や終期が定められていないことは妥当と判断する。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	大分市が管理権を有する農道の維持管理に関する業務であり、農道が無くなる限り必要となることから、継続的に支出され続けることに問題はない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。
	大分市が管理権を有する農道の維持管理に関する業務であり、公益性の観点からも内容・金額について変更の必要性は認められない。
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行われており、下記の問題点を除き、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。 連続している道路の維持管理業務であり履行期間も同じような時期であるにも関わらず、複数の業務に区分している事業が散見された。 仮に区分しなければ50万円を超える業務であり入札が必要となる業務であることから、入札の手続を避けるべく意図的に業務を区分していると判断できる。
	(監査の結果)
	50万円以上は入札が必要な業務であるにも関わらず50万円超の見積りを出している事業者があり、受注業者以外は全て50万円超の見積りを出し

	<p>ている事例があった。</p> <p>このため、競争原理が適切に働いていないと判断できることから、見積り業者の選定に一層の注意が必要である。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行われており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p> <p>維持管理業務の業務委託場所の地域若しくは近辺の業者を見積書提出業者又は入札業者に選定しており、選定先が毎年同一であることに問題は認められない。</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>大分市が管理権を有する農道の維持管理に関する業務であり、設計から業者選定までのプロセスに問題はなかったことから、要綱にしたがい、適切な金額と事業期間で適切に進められていると判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行われており、下記の問題点を除き、選定・入札等は適切に行われており、事業費を抑制する対策は取られていると判断する。</p> <p>連続している道路の維持管理業務であり履行期間も同じような時期であるにも関わらず、複数の業務に区分している事業が散見された。</p> <p>仮に区分しなければ50万円を超える業務であり入札が必要となる業務であることから、入札の手続を避けるべく意図的に業務を区分していると判断できる。</p> <p>この点、複数の業務に区分せず、一つの業務委託として入札の手続を経て業者選定をすれば事業費が安くなることも考えられるため、事業費を抑制することが出来たにも関わらず、抑制する対策は取られていないと判断する。</p> <p>(監査の結果)</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>大分市が管理権を有する農道の維持管理に関する業務であり、維持管理業務が適切に行われていることから、事業費として支出された金額は適切に使われていると判断する。</p>

iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
	大分市が管理権を有する農道の維持管理であり、維持管理業務を業者に発注する業務であることから、直接事業であることは適切である。
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	他の事業費も確認したところ、趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、重複するような施策は存在しないと判断する。
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
	大分市が管理権を有する農道の維持管理に関する業務であり、大分市が負担することに問題はない。 また、農道を日常的に利用する受益者にも農道の保護のため管理者（大分市）の維持管理に協力するものとし、農道の軽微な維持管理等を行うよう努めるものとされており、受益者にも相応の負担を求めている。
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	農道の維持管理業務が事業の目的であり、農道が適切に維持されていれば、目的は達成されていると判断できる。 しかし、事業費の成果について、農道の維持管理が主業務となっていることから、十分な検証が行われておらず、日頃の管理や予防などがなごりになっている可能性がある。 但し、農道の維持管理が事業の内容であるため、予め予期できるものとそうでないものが存在しており、委託内容の分析により事前に対策を行うことは難しい。
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	農道の維持管理業務が事業の目的であり、農道が適切に維持されていれば、目的は達成されていると判断できる。 しかし、事業費の成果について、農道の維持管理が主業務となっていることから、十分な検証が行われておらず、日頃の管理や予防などがなごりになっている可能性がある。 但し、農道の維持管理が事業の内容であるため、予め予期できるものとそうでないものが存在しており、委託内容の分析により見直しは適宜行われ

	ている。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。 事業費の成果について検討が行われておらず、農道の維持管理手法が定番化している可能性が高い。 機能維持という目的を達成するのに最も効果的であるかの判断はできない。より良い方法の検討が必要である。 (意見)
	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)
iv	事前に計画している維持管理業務以外は適宜状況に応じて実施しているものであり、必要な都度支出しているため特段の問題は認められない。 但し、今後は昨今の社会情勢も加味して予算配分を行うことが必要である。

【外部監査の結果】

(監査の結果)

・監査要点 (公平性)

契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行われており、下記の問題点を除き、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。

連続している道路の維持管理業務であり履行期間も同じような時期であるにも関わらず、複数の業務に区分している事業が散見された。

仮に区分しなければ50万円を超える業務であり入札が必要となる業務であることから、入札の手続を避けるべく意図的に業務を区分していると判断できる。

・監査要点 (経済性)

連続している道路の維持管理業務であり履行期間も同じような時期であるにも関わらず、複数の業務に区分している事業が散見された。

仮に区分しなければ50万円を超える業務であり入札が必要となる業務であることから、入札の手続を避けるべく意図的に業務を区分していると判断できる。

複数の業務に区分せず、一つの業務委託として入札の手続を経て業者選定をすれば事業費が安くなることも考えられるため、事業費を抑制することが出来たにも関わらず、抑制する対策は取られていないと判断する。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点（公平性）

50 万円以上は入札が必要な業務であるにも関わらず 50 万円超の見積りを出している事業者があり、受注業者以外は全て 50 万円超の見積りを出している事例があった。

競争原理が適切に働いていないと判断できることから、見積り業者の選定に一層の注意が必要である。

・監査要点（有効性）

事業費の成果について検討が行われておらず、農道の維持管理手法が定番化している可能性が高い。

機能維持という目的を達成するのに最も効果的であるかの判断はできない。より良い方法の検討が必要である。

（24）農道整備事業 維持補修等工事請負費

事業名 補助金等の名称	農道整備事業 維持補修等工事請負費			直接事業
予算費目	項：農業費		目：農道整備事業費	
根拠法令・要綱等	大分市農道管理規程			
事業期間	事業開始年度	—	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初予算	67,320,000	67,500,000	68,000,000
	決算額	60,136,872	62,842,846	67,555,482
事業の目的	小規模な舗装補修等により、大分市が管理権を有する農道の維持管理を通じて、農道の通行の安全を図ることを目的とする。			
事業の概要	<p>土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に規定する土地改良事業（以下「土地改良事業」という。）の施行にともない設置された農業用道路（道交法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路を除く。）であって、大分市が管理権を有するものとして大分市農道台帳に記載されたものをいい、道路と一体となってその効用を全うするトンネル、橋その他の施設及び工作物並びに道路の安全管理上必要なガードレールその他の施設及び工作物について、以下の維持管理業務を行う。</p> <p>大分市が管理権を有する農道の維持管理をする。具体的には下記の維持管理業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道の機能及び構造を維持するために必要な整備 ・ガードレールその他の農道の安全管理上必要な施設及び工作物の整備 ・天災等にかかる復旧工事及び応急手当 ・その他農道の維持管理に必要な業務 			

	このうち、本事業は農道の補修工事を業者に委託する。
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。 事業費に必要な決裁書類の確認を行ったところ、以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。 ・ 施行伺い、施行伺いに添付すべき書類 ・ 建設工事請負契約書、請け書 ・ 検査調書 本事業は複数の事業者により工事を発注しており、工事内容により必要な決算書類は異なるが、全てにおいて問題は認められなかった。
	事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。 報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されており、不自然な点は見受けられなかった。 但し、見積書に記載されている日付の筆跡が同じものが散見された。この点、市の手続き上、日付が空欄の見積書を入手することに問題はないとされているが、日付の改ざんが可能であり不適切経理の温床となり得ることからも、日付が記載された見積書を入手することが望まれる。 なお、見積書、納品書、請求書等の書類には、必ず、事業者自ら日付を記載することを求めている自治体（佐賀県、愛媛県、島根県、苫小牧市、廿日市市等、大河原町等）もあることから、大分市の手続自体の見直しの検討も望まれる。
iii	事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。
	事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。
iv	補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	契約書、実績報告書等は完備されており、期間、金額、使途、補助率、条件など、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	実際の申請関係の書類を確認したところ、期間、金額、補修工事内容など

	は適切であり、適切に支出されていると判断する。
vi	事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。
	検査結果通知書、検査調書は完備されており、実績確認や報告は適切に行われていると判断できる。
vii	事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。
	検査調書が適正に決裁を受けており、事業費が他の使途に流用されていないと判断できる。 金額についても、年度ごとにバラツキがあるが実施した工事の内容により変動するものであり問題はないと判断できる。
viii	国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。
	大分市の単独事業であるため大分県や国の負担はなく、請求手続などは行われていない。
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	大分市が管理権を有する農道の維持管理に関する事業であり、農道が無くなる限り必要となることから、特に事業期間や終期が定められていないことは妥当と判断する。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	大分市が管理権を有する農道の維持管理に関する業務であり、農道が無くなる限り必要となることから、継続的に支出され続けることに問題はない。 維持方法、補修方法の見直しについては、現地調査において、適切な手法を選定している。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。
	大分市が管理権を有する農道の維持管理に関する業務であり、公益性の観点からも内容・金額について変更の必要性は認められない。
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切

	<p>に行われており、下記の問題点を除き、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p> <p>同一の道路の維持補修業務であり工期も同じような時期であるにも関わらず、側溝補修工事のみを別の業務に区分している事業があった。</p> <p>仮に区分しなければ 130 万円を超える業務であり入札が必要となる業務であり、また同一業者が区分された両業務を受注していることから、入札の手続を避けるべく意図的に業務を区分していると判断される。</p> <p>また、事業を実施したときに追加工事の必要性が判明する事例もあることから、地元からの補修の要望を確認し、中長期的な観点も含めて施工範囲を特定した上で工事を計画することが望まれる。</p> <p>(監査の結果)</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行われており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p> <p>維持管理業務の施工箇所の地域若しくは近辺の業者を見積書提出業者又は入札業者に選定しており、選定先が毎年同一であることに問題は認められない。</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>大分市が管理権を有する農道の維持管理に関する業務であり、設計から業者選定までのプロセスに問題はなかったことから、要綱にしたがい、適切な金額と事業期間で適切に進められていると判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせ等による契約が適切に行われており、下記の問題点を除き、選定・入札等は適切に行われており、事業費を抑制する対策は取られていると判断する。</p> <p>単一の業務を複数の業務に区分していると思われる業務が散見された。</p> <p>仮に区分しなければ 130 万円を超える業務であり入札が必要となる業務であることから、入札の手続を避けるべく業務を意図的に区分していると判断できる。</p> <p>この点、複数の業務に区分せず、一つの工事として入札の手続を経て業者選定をすれば事業費が安くなることも考えられるため、事業費を抑制することが出来たにも関わらず、抑制する対策は取られていないと判断する。</p> <p>(監査の結果)</p>

iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	大分市が管理権を有する農道の維持管理に関する業務であり、維持管理業務が適切に行われていることから、事業費として支出された金額は適切に使われていると判断する。
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
	大分市が管理権を有する農道の維持管理であり、維持管理業務を業者に発注する業務であることから、直接事業であることは適切である。
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	他の事業費も確認したところ、趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、重複するような施策は存在しないと判断する。
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
	大分市が管理権を有する農道の維持管理に関する業務であり、大分市が負担することに問題はない。 また、農道を日常的に利用する受益者にも農道の保護のため管理者（市）の維持管理に協力するものとし、農道の軽微な維持補修等を行うよう努めるものとされており、受益者にも相応の負担を求めている。
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	農道の維持管理業務が事業の目的であり、農道が適切に維持されていれば、目的は達成されていると判断できる。 しかし、事業費の成果について、農道の維持管理が主業務となっていることから、十分な検証が行われておらず、日頃の管理や予防などがなざりになっている可能性がある。 但し、農道の維持管理が事業の内容であるため、予め予期できるものとそうでないものが存在しており、工事内容の分析により事前に対策を行うことは難しい。
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	本事業は大分市が管理権を有する農道の維持管理業務であり、農道が適切に維持されていれば、目的は達成されていると判断できる。

	<p>しかし、事業費の成果について、農道の維持管理が主業務となっていることから、十分な検証が行われておらず、日頃の管理や予防などがなおざりになっている可能性がある。</p> <p>但し、農道の維持管理が事業の内容であるため、予め予期できるものとうでないものが存在しており、工事内容の分析により見直しは適宜行われている。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>事業費の成果について検討が行われておらず、農道の維持管理手法が定番化している可能性が高い。</p> <p>機能維持という目的を達成するのに最も効果的であるかの判断はできない。より良い方法の検討が必要である。</p> <p>(意見)</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>事前に計画している維持管理業務以外は適宜状況に応じて実施しているものであり、必要な都度支出しているため特段の問題は認められない。</p> <p>但し、今後は昨今の社会情勢も加味して予算配分を行うことが必要である。</p>

【外部監査の結果】

(監査の結果)

・監査要点 (公平性)

同一の道路の維持補修業務であり工期も同じような時期であるにも関わらず、側溝補修工事のみを別の業務に区分している事業があった。仮に区分しなければ 130 万円を超える業務であり入札が必要となる業務であり、また同一業者が区分された両業務を受注していることから、入札の手続を避けるべく意図的に業務を区分していると判断される。

事業を実施したときに追加工事の必要性が判明する事例もあることから、地元からの補修の要望を確認し、中長期的な観点も含めて施工範囲を特定した上で工事を計画することが望まれる。

・監査要点 (経済性)

単一の業務を複数の業務に区分していると思われる業務が散見された。仮に区分しなければ 130 万円を超える業務であり入札が必要となる業務であることから、入札の手続を避けるべく意図的に業務を区分していると判断できる。

複数の業務に区分せず、一つの工事として入札の手続を経て業者選定をすれば事業費

が安くなることも考えられるため、事業費を抑制することが出来たにも関わらず、抑制する対策は取られていないと判断する。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (有効性)

事業費の成果について検討が行われておらず、農道の維持管理手法が定番化している可能性が高い。

機能維持という目的を達成するのに最も効果的であるかの判断はできない。より良い方法の検討が必要である。

(25) 農道整備事業 農道整備工事請負費

事業名 補助金等の名称	農道整備事業 農道整備工事請負費			直接事業
予算費目	項：農業費	目：農道整備事業費		
根拠法令・要綱等	(国) 農地耕作条件改善事業実施要綱 (国) 農地耕作条件改善事業実施要領 (国) 農山漁村地域整備交付金交付要綱 (国) 農山漁村地域整備交付金交付要領			
事業期間	事業開始年度	平成 26 年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	100,600,000	130,000,000	44,300,000
	決算額	82,245,800	62,538,840	44,018,525
事業の目的	我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。 このような状況のなか、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手の農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力のある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。 このため、農道の大規模な舗装補修や拡幅整備を行う目的で農道の整備工事を実施する。			
事業の概要	以下の要綱、要領に従い農作業道・進入路の新設、農道の整備及び更新整備、保全対策や緊急対策等を行う。 主には農道の更新整備を実施しており、農道に接続する農作業道・進入路等の新設も件数は少ないものの実施している。			

	<p>農道の更新整備は、農道の維持補修とは異なり、既存の舗装を撤去し新たに舗装の新設を行う。</p> <p>各々の業務は路線ごとに業者に業務を発注する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(国) 農地耕作条件改善事業実施要綱・要領で農作業道・進入進路等の新設、変更。 ・(国) 農山漁村地域整備交付金交付要綱・要領で通作条件整備として基幹農道整備と一般農道整備が定められている。
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、全ての支出につき以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺い、施行伺いに添付すべき書類 ・建設工事請負契約書、請け書 ・検査調書 <p>本事業は複数の事業者により工事を発注しており、工事内容により必要な決算書類は異なるが、全てにおいて問題は認められなかった。</p>
	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されており、不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。</p>
	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>契約書、実績報告書等は完備されており、期間、金額、使途、補助率、条件など、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>請求書等には請求金額の他、必要書類はきちんと添付されており、期間、金額、使途、補助率、条件など、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。</p>

vi	事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。
	事業実績報告書、検査結果通知書、検査調書は完備されており、実績確認や報告は適切に行われていると判断できる。
vii	事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。
	工事についてはその都度、臨機応変に実施する必要のある工事も含まれており、必ずしも予算通りに執行することはできない。
	なお、検査調書は適正に決裁を受けており、事業費が他の使途に流用されていないと判断できる。 金額について、年度ごとにバラツキがあるが実施した工事の内容により変動するものであり問題はないと判断できる。
viii	国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。
	通作条件整備は50%、農作業道・進入進路等の新設、変更は50%の国の補助がある。
	国及び県への実績報告書を確認した結果、請求手続きは適切に行われていると判断する。
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	農道の整備及び更新整備、保全対策や緊急対策等といった国庫事業であり、特に事業期間は設けられておらず、国庫事業が継続する限りは市の事業も継続することになる。 従って、事業期間は合理的であり、終期を定められていないことは妥当と判断する。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	農道の整備及び更新整備、保全対策や緊急対策等といった国庫事業であり、農道整備が完了すれば施工箇所の農道の目的が達成される。 但し、農道は広域にわたることから全ての農道の目的が達成されるわけではないため、支出の継続は必要であると判断する。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。
	農道整備工事により通作条件等が改善され、目的が達成できることから、公益性の観点からも内容・金額について変更の必要性は認められない。

監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行われており、下記の問題点を除き、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p> <p>工事場所はほぼ同じ場所であり、工期もほぼ同じであるにも関わらず単一の業務ではなく複数の業務となっているものがあつた。</p> <p>これは、当初は一方の業務のみを実施する予定であつたが、年度末近くになり予算に余裕が出来たため次年度実施する予定の業務を前倒しにより実施したためである。しかしながら、両業務共に発注金額が 130 万円未満であつたことから、両業務を合算して競争入札の手続を取るべきであつたと判断できる。このため、より計画的に業務を実施すべきである。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行われており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p> <p>維持管理業務の施工箇所の地域若しくは近辺の業者を見積書提出業者又は入札業者に選定しており、選定先が毎年同一であることに問題は認められない。</p>
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>農道の整備及び更新整備、保全対策や緊急対策等といった国庫事業である農道整備工事を業者に発注する業務であり、設計から業者選定、完了検査までのプロセスに問題は認められなかった。従って、要綱にしたがい、適切な金額と事業期間で進められていると判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせ等による契約が適切に行われており、選定・入札等は適切に行われており、事業費を抑制する対策は取られていると判断する。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>農道の整備及び更新整備、保全対策や緊急対策等といった国庫事業であ</p>

	<p>る農道整備工事を業者に発注する業務であり、整備・保全業務が適切に行われていることから、事業費として支出された金額は適切に使われていると判断する。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>大分市が窓口となり、一部を負担する農道の整備・保全業務であり、農道整備工事を業者に発注する業務であることから、直接事業であることは適切であると判断する。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>農道の維持補修業務と関連性を有する事業であるが、本事業は農道の維持補修ではなく更新整備がされていることから、事業が重複していないことを確認した。</p> <p>また、本事業は国庫事業であり、他に趣旨や目的が重複する事業は行われていないことを確認した。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>大分市が窓口となり、一部を負担する農道の整備・保全業務であることから、大分市が負担することに問題はない。</p> <p>また、通作条件整備は50%、農作業道・進入進路等の新設、変更は50%の国の補助があるため、大分市から国へ適切に請求され、実際に国から大分市へ事業費が交付されている。</p> <p>従って、大分市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストは負担していないと判断する。</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>農道の整備・保全業務を目的に、施工延長を事業目標としており、目的と目標は達成されていると判断できる。</p> <p>その成果については整理され、次年度以降に計画に実行されている。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>農道の整備・保全業務が目的であり、施工延長といった事業目標については、完了報告および完了検査により、実績を把握するなかで検証されている。</p>

iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。 農道の整備・保全を行う業務であり、大分市職員と土木コンサルタント業者とで適宜に工法の検討を行った上で農道保全計画書を作成し国に事業申請していることから、適切に実施されている。
	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)
iv	事前に計画している整備・保全業務を主業務としながらも、計画外のものも適宜に実施しているものであり、特段の問題は認められない。 また、工事内容に応じて予算は配分されているものの、今後は社会情勢も加味して予算配分を行うべきである。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (公平性)

工事場所はほぼ同じ場所であり、工期もほぼ同じであるにも関わらず単一の業務ではなく複数の業務となっているものがあつた。当初は一方の業務のみを実施する予定であつたが、年度末近くになり予算に余裕が出来たため次年度実施する予定の業務を前倒しにより実施したためである。

両業務共に発注金額が 130 万円未満であつたことから、両業務を合算して競争入札の手段を取るべきであつたと判断できる。より計画的に業務を実施すべきである。

(26) 灌漑排水事業 灌漑排水事業費補助金

事業名 補助金等の名称	灌漑排水事業 灌漑排水事業費補助金			補助事業
予算費目	項：農業費	目：灌漑排水事業費		
根拠法令・要綱等	大分市かんがい排水事業補助金交付要綱			
事業期間	事業開始年度	昭和 49 年	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	10,000,000	25,600,000	18,400,000
	決算額	9,999,488	24,871,000	17,528,016
事業の目的	農業生産力の安定及び向上を図るため、事業費を補助することで地元負			

	担軽減に寄与し、また農業用排水路の機能の確保により、農業生産性の向上を図る		
事業の概要	自治会、水利組合、その他市長が必要と認める団体からの要望に基づき、以下の通り補助をする。		
	かんがい排水 施設の種類	採択基準	補助率
	用排水路	(1) 水路及び付属施設の新設又は改修であるもの (受益戸数が2戸以上のものに限る。) (2) 浚渫を目的としないもの (3) 1箇所の事業費が5万円を超えるもの	80%
	ため池	(1) ため池関連施設の新設又は改修であるもの(受益戸数が2戸以上のものに限る。) (2) 1箇所の事業費が5万円を超えるもの	80%
	頭首工	(1) 頭首工の新設又は改修であるもの(受益戸数が2戸以上のものに限る。) (2) 河川に新設又は改修する場合にあっては、河川管理者の承認があるもの (3) 1箇所の事業費が5万円を超えるもの	80%
	<p>① 補助対象経費 補助対象事業に要する経費のうち、設計委託料及び工事請負費とする。</p> <p>② 補助金の額 補助対象経費に上記表の補助率を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>③ 事業の承認 補助対象事業を行おうとする者は、土地改良事業施工要望書を市長に提出する。市長は、その内容を審査し、補助対象事業の実施を承認するときは大分市かんがい排水事業施工承認通知書により、承知しないときは大分市かんがい排水事業施工不承認通知書により、通知する。</p> <p>④ 交付の申請 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業の承認を受けたときは、大分市かんがい排水事業補助金交付申請書に次の書類を添えて、市長に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支予算書 ・大分市かんがい排水事業実施承諾書 ・入札書又は見積書の写し ・その他市長が必要と認める書類 <p>⑤ 交付の決定</p>		

	<p>市長は、交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、大分市かんがい排水事業補助金交付決定通知書により、申請者に通知する。</p> <p>⑥ 事業着手届 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という）は補助対象事業に着手したときは、遅滞なく大分市かんがい排水事業着手届に次に掲げる書類を添えて、市長に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書又は請書の写し ・その他市長が必要と認める書類 <p>⑦ 事業完了届 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに大分市かんがい排水事業完了届に次の書類を添えて市長に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成写真 ・出来形管理総括表 ・出来形管理図 ・その他市長が必要と認める書類 <p>⑧ 完了検査 市長は、完了届出があった日から10日以内に完了検査を行う。補助事業者は完了検査に合格したときは、速やかに完了検査報告書を市長に提出する。</p> <p>⑨ 実績報告 補助事業者は完了検査報告書を提出した後速やかに、大分市かんがい排水事業実績報告書に次の書類を添えて、市長に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支決算書 ・その他市長が必要と認める書類
監査手続	
<p>監査要点 (合規性)</p>	<p>各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。</p>
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、全ての支出につき以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市かんがい補助金交付申請書 ・大分市かんがい排水事業着手届 ・大分市かんがい排水事業補助金変更交付申請書 ・大分市かんがい排水事業完了届 ・完了検査報告書 ・大分市かんがい排水事業実績報告書 ・大分市かんがい排水事業補助金確定通知書

	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市かんがい排水事業補助金交付請求書 ・以上の書類に添付する書類
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されており、不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>補助金の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>契約書、実績報告書等は完備されており、期間、金額、使途、補助率、条件など、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>補助対象者が実施する事業を補助するものであり、補助対象者は実際に灌漑を利用する農業者等である。実際の申請関係の書類を確認したところ、期間、金額、委託内容などは適切であり、適切に支出されていると判断する。</p> <p>なお、補助対象経費の補助であるため、補助対象者の収支状況の把握は特に行われていない。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>完了検査通知書、検査調書は完備されており、実績確認や報告は適切に行われていると判断できる。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>検査調書も適正に決裁を受けており、事業費が他の使途に流用されていないと判断できる。</p> <p>金額についても、年度ごとにバラツキがあるが実施した工事の内容により変動するものであり問題はないと判断できる。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市の単独事業であるため大分県や国の負担はなく、請求手続などは行われていない。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>

i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	事業の承認から補助金の額の確定に至るまでの事業期間は1年以内に収まっているため、問題は認められないと判断する。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	かんがい排水施設の新設又は改修が補助対象事業であり、改修については施設の維持及び原状回復が必要になるため支出が継続される必要がある。 なお、かんがい排水施設の新設は該当事項がなかった。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。
	かんがい排水施設の改修等の補助対象経費の助成が目的であることから、公益性の観点からも内容・金額について変更の必要性は認められない。
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	補助金の交付の対象は大分市内のかんがい排水施設であり、土地改良事業施行要望書の審査をし、補助対象事業の実施を承認していることから、補助対象事業者の選定は要綱に準拠し適正に行われていると判断する。 補助金等の選定等に関して問題は認められない。
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。
	補助金の交付の対象は大分市内のかんがい排水施設であり、事業の都度、土地改良事業施行要望書の審査をし、補助対象事業の実施を承認していることから、補助金等の選定先が同一であることに関して問題は認められない。
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	かんがい排水施設における補助金であることから、施設が継続する以上は事業を継続する必要があるため、終期のない事業期間は適切である。 補修の都度支出されるものであり、設計から業者選定までのプロセスに問題は無かったことから、要綱にしたがい、適切な金額と事業期間で適切に

	進められていると判断する。
ii	事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。
	補助対象事業費が妥当か判断するため大分市が積算をしている。 実際は必要書類を補助対象事業者が作成することが困難であることから、積算等については大分市で作成した書類を補助対象者が確認のうえ、市長に提出している。 このため、事業費を抑制する対策は取られていると判断できる。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	かんがい排水施設の改修は適宜に実施する必要があるため、事業費として支出された金額は適切に使われていると判断する。
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
	かんがい排水施設の改修であり、補助対象事業者が事業を実施している。 積算は実質的には大分市が実施しているため、直接事業に近い補助金となっており、事業の実施方法は適切に選択されている。
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	同じ灌漑排水事業の水路改修用原材料費と重複しているが、本事業は経費補助であり他方は原材料支給であり、事業の性質が異なる。 また、地元の要望により事業を使い分けしているため、重複して支出されることはない。
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
	本来的には自治会、水利組合が負担すべきものであるが、かんがい排水事業の公益性と重要性から要綱に従って補助している。 従って、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについては負担をしていない。 また、工事の積算は実質的に大分市が実施しており過大なコストは生じていないと判断する。
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	助成件数を指標としているが、本事業はかんがい排水施設の新設、改修に要する経費の助成が目的であり、事後評価は特段実施していない。

	このため、かんがい排水施設の稼働率や要望に対する助成率などを指標に加えて評価・分析することが望ましい。
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	<p>補助対象経費の助成事業であり、補助対象事業はその都度継続的に実施が必要な事業であることから、事業の見直しや廃止の検討は行われていない。</p> <p>本事業については、現状では地元の要望に応じているものの順番待ちとなっているため事業の廃止は特に必要はないと判断する。</p> <p>但し、かんがい排水施設の稼働率や要望に対する助成率などを指標に加えて評価・分析することが望ましい。</p>
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	<p>地元からの要望を市が内容を審査したうえで助成をしており、かんがい排水施設の管理者たる自治会や水利組合が事業を実施することで、かんがい排水施設の機能が確保されていると判断出来るため、現状では最も効果的であると考えられる。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p>
	<p>長期間継続している事業ではあるが、地元からの要望を市が内容を審査したうえで助成をしており、かんがい排水施設の管理者たる自治会や水利組合にも一定の負担を求めていることから問題はないと判断する。</p> <p>また、地元からの要望が出ているものの順番待ちにより、対応できていない案件もあることから、社会情勢を加味した予算配分を検討することが望まれる。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(27) 灌漑排水事業 水路改修用原材料費

事業名 補助金等の名称	灌漑排水事業 水路改修用原材料費		補助事業	
予算費目	項：農業費	目：灌漑排水事業費		
根拠法令・要綱等	大分市農林業原材料支給要領			
事業期間	事業開始年度	昭和 63 年	事業終期年度	終期の設定なし

予算額・決算額の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初予算	6,500,000	8,500,000	8,500,000
	決算額	6,324,665	8,449,557	7,808,388
事業の目的	<p>灌漑排水路を管理する者が行う工事に要する原材料を支給することで地元負担軽減に寄与し、また農業用排水路の機能の確保により、農業生産性の向上を図る。</p>			
事業の概要	<p>灌漑排水路を管理する者が行う工事に要する原材料を支給することで地元負担軽減に寄与し、また農業用排水路の機能の確保により、農業生産性の向上を図る。</p> <p>地元の要望に基づきU字溝、U字溝蓋、ヒューム管、ビニール管、波状管等の原材料支給を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者：申請者（自治会、水利組合等） ・補助対象事業：灌漑排水施設（水路等の新設・改修） <p>原材料の支給の対象となる施設は、以下の要件を満たす施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用としての利用度が高く、工事完了後も一般公共の用に供されるものであること。 ・工事を施工するための用地の確保、境界等の問題について解決がなされているものであること。 <p>原材料は、一工事において100万円の範囲で支給する。</p> <p>但し、市長が特に必要があると認めた場合は、100万円を超えて原材料を支給することが出来る。</p> <p>なお、本事業で100万円を超えた支給は確認されなかった。</p>			
監査手続				
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。			
i	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。			
	<p>事業費に必要な決裁書類の確認を行ったところ、以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市農林業用原材料支給願 ・原材料支給報告書 ・完了報告書 			
ii	事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。			
	<p>報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されており、不自然な点は見られなかった。</p> <p>但し、同じ業者であるにも関わらず、複数の様式の見積書が使用されてい</p>			

	<p>る事例があった。</p> <p>同一の業者であっても会社の担当者によって使用している見積書が異なるとの事であったが同一の会社であるにも関わらず見積書を使い分けることは不自然であると言える。</p> <p>このため、あらぬ疑いが生じかねないことから、同一の業者からは複数の様式ではなく単一の様式に統一するよう業者に求めることが望ましい。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>原材料支給の書類に関する事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>契約書、実績報告書等は完備されており、期間、金額、使途、補助率、条件など、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>補助対象者である自治会、水利組合より材料交付の要求書が出るものの、支給材料の内容は市の職員が作成しており実態に即した材料が支給されている。</p> <p>また、請求書等には請求金額の他、必要書類はきちんと添付されており、期間、金額、使途、補助率、条件など、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>補助対象者から、支給材料を使用して処置を施している内容の実績報告、材料を支給する業者から納品の報告、その他検査結果通知書、検査調書は完備されており、実績確認や報告は適切に行なわれていると判断できる。</p> <p>なお、材料の積算は市が行っており、支給する主な材料は業者とあらかじめ単価契約を行っている。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>支給材料の支出のみに使用されていることの確認ができたため、事業費が他の使途に流用されていないと判断できる。</p> <p>金額についても、年度ごとにバラツキがあるが実施した工事の内容により変動するものであり問題はないと判断できる。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市の単独事業であるため大分県や国の負担はなく、請求手続きなど</p>

	は行われていない。
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	水路の改修に必要な材料を適宜に支給するものであり、水路が無くならない限り必要となることから、特に事業期間や終期が定められていないことは妥当と判断する。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	水路の改修に必要な材料を適宜に支給するものであり水路が無くならない限り必要となることから、継続的に支出され続けることに問題はない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。
	水路の改修に必要な材料を適宜に支給するものであり、公益性の観点からも内容・金額について変更の必要性は認められない。
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行われており、問題は認められない。
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。
	契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行われていた。 但し、複数の業者と単価契約の協定書を締結しているが、実際の選定は特定の業者に偏っていた。このため特段の理由がないのであれば、単一事業者ではなく複数の業者を利用することが望ましい。 (意見)
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の用途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	水路改修用の材料を支給する業務であり、設計から業者選定までのプロセスに問題はなかったことから、要領にしたがい、適切な金額と事業期間で

	適切に進められていると判断する。
ii	事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。
	水路の改修に支給する材料について、実質的には市が選定を行っており、一定の事業費抑制策は取られていると判断できる。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	水路の改修に支給された材料が適切に使われていることについて、実施報告を閲覧し確認していることから、事業費として支出された金額は適切に使われていると判断する。
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
	大分市内の自治会、水利組合の水路であることから、要領においては材料を支給する形態となっており、直接事業であることは適切である。
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	灌漑排水事業費補助金と同じ趣旨だが、方法が異なり過剰な支援とはなっていない。 また、その他の事業費についても重複するような施策は見当たらず、重複するような施策は存在しないと判断する。
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
	大分市内の自治会、水利組合の水路であり、要領に従い材料が支給されていることから、大分市が負担することに問題はない。 但し、水路を日常的に利用する受益者にも水路の保護のため、今後は受益者にも相応の負担を求めていくことも必要である。
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	助成件数を指標として用いてはいるが、材料を支給し水路等の現状を回復することにより目的が達成されるため事後評価は実施していない。 この点、助成件数は指標として本事業とは馴染まないことから、地元からの要望に対する支給率などを指標に加えて、実績や成果を分かりやすく判断することが望ましい。
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。

	<p>本事業は大分市内の農業用水路の維持管理に必要な材料の支給であり、事業費の実績や成果、目標の達成などは具体的に評価・分析されていない。</p> <p>このため、地元からの要望に対する支給率などを指標に加えて、実績や成果を評価・分析することが望まれる。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>事業費の成果について検討が行われておらず、水路の維持管理手法が定番化している可能性が高い。</p> <p>地元の水利組合等が修繕を実施し経費を助成する手法も考えられるが、大分市職員が現地確認し材料の選別もしていることから、機能維持という目的を達成するのに効果的であると判断する。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>昭和63年から開始された事業であるが、農業用水路の通水を確保することが目的であることから、過去からの財源の予算配分が行われている可能性が高い。</p> <p>このため、社会情勢を加味した予算配分を検討することが望ましい。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (公平性)

複数の業者と単価契約の協定書を締結しているが、実際の選定は特定の業者に偏っていた。このため特段の理由がないのであれば、単一事業者ではなく複数の業者を利用することが望ましい。

(28) 危険ため池等整備事業 設計等委託料

事業名 補助金等の名称	危険ため池等整備事業 設計等委託料		直接事業	
予算費目	項：農業費	目：灌漑排水事業費		
根拠法令・要綱等	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領			
事業期間	事業開始年度	令和3年度	事業終期年度	終期の設定なし

予算額・決算額の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算額	—	—	15,900,000
	決算額	—	—	11,269,500
事業の目的	<p>近年、施設の老朽化の進行や災害リスクが高まっていく中で、農業の持続的な発展には、農業生産活動が安心して行われることが重要である。</p> <p>そのため、農業生産活動の基盤となる農業水路等の農業水利施設が将来にわたってその機能を安定的に発揮していくことが大切であり、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施することによって、農地や農業用施設を健全な状態に保つとともに、更なる省力化やコスト低減などに取り組んでいく必要がある。</p> <p>さらに、平成30年7月豪雨において、多くのため池が被災したことを受け、緊急時の迅速な避難行動やため池の適切な保全管理を支援するため池の保全・避難対策を実施することによって、災害の未然防止を図ることが必要である。</p> <p>このため、農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図ることとする。</p> <p>本事業は特にため池について自然災害による被害の発生を未然に防ぐために、農業用として使用しなくなったため池を廃止することにより、決壊や崩壊を防ぎ住民の安全の確保を図る。</p>			
事業の概要	<p>自然災害による被害の発生を防ぐために、農業用として使用しなくなったため池の廃止に係る以下の業務を業者に委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池廃止設計測量業務委託 ・廃止ため池事業計画書作成業務委託 			
監査手続				
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。			
i	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。			
	<p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、全ての支出につき以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺、施行伺に添付すべき書類 ・土木設計業務等委託契約書 ・検査報告書 			
ii	事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、			

	<p>現地写真など)。</p> <p>報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されており、不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>委託収納金計算書兼徴収金整理簿、大分市への請求書が完備されており、請求書には請求金額の計算資料も添付されている。</p> <p>期間、金額、使途、補助率、条件など、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>実際の申請関係の書類を確認したところ、期間、金額、委託内容などは適切であり、適切に支出されていると判断する。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>検査結果通知書、検査調書は完備されており、実績確認や報告は適切に行われていると判断できる。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>検査調書も適正に決裁を受けており、事業費が他の使途に流用されていないと判断できる。</p> <p>なお、本事業はため池廃止設計測量業務委託等に支出されており、他の使途に流用されていないことを確認した。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>国庫事業であるため、具体的には、地域防災上のリスク除去として、ため池の廃止事業を国が負担することになっており、請求手続は適切に行われていると判断する。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。</p> <p>事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>大分市に所在するため池の廃止事業であり、ため池廃止要望が無くなら</p>

	ない限り必要となることから、特に事業期間や終期が定められていないことは妥当と判断する。
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>ため池の廃止設計測量業務等の委託であり、被害の発生を事前に防ぐことが目的を達成するための必要な事業であると判断する。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>事業はため池を廃止するために必要な業務であり、公益性の観点からも内容・金額について変更の必要性は認められない。</p>
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、競争入札による契約が適切に行われており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、競争入札による契約が適切に行われており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p> <p>必要に応じて委託する事業であり、選定先が毎年同一であるとしても問題は認められない。</p>
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>本事業は設計測量業務委託等が支出されており、事業の設計から業者選定までのプロセスに問題はなかったことから、要綱にしたがい、適切な金額と事業期間で適切に進められていると判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、指名競争入札による契約が適切に行われており、選定・入札等は適切に行われており、事業費を抑制する対策は取られていると判断する。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>ため池廃止事業に必要な業務への支出であり、事業が適切に行われていることから、事業費として支出された金額は適切に使われていると判断す</p>

	る。
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
	大分市内に所在するため池の廃止設計測量業務等の委託に関する支出であり、委託業務を業者に発注する業務であることから、直接事業であることは適切である。
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	業者選定プロセスに問題は見受けられず、他の事業費も確認したところ、趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、重複するような施策は存在しないと判断する。
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
	国庫補助事業であることから、支出額については国が全額負担する。 なお、国への負担額の請求は適切に行われており、大分市が負担すべきでないコスト等は負担していないと判断できる。
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	本事業はため池の貯水機能をなくすための設計測量業務等を行うことが目的であり、設計測量業務委託等が実施されていることから目的は達成されていると判断できる。
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	本事業はため池の廃止設計測量業務委託等であり、ため池廃止要望が無くなる限りは継続されることになるため、事業の見直しや廃止の検討は行われていない。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	事業費の成果について検討が行われていないものの、ため池の廃止設計測量業務委託等であるため、最も効果的な手法は大分市職員と土木コンサルタント業者とで協議の上行われており、問題は認められないと判断できる。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)

	令和 3 年度からの新規事業であり、公益性があり、社会情勢に応じた予算配分が行われていると判断する。
--	--

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(29) 国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金

事業名 補助金等の名称	国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金			補助事業
予算費目	項：農業費	目：灌漑排水事業費		
根拠法令・要綱等	大分市国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金交付要領 大分県団体営土地改良事業費補助金交付要綱 (国)国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱 (国)国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱 (国)水利施設管理強化事業実施要綱 (国)水利施設管理強化事業実施要綱			
事業期間	事業開始年度	平成 12 年	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	16,600,000	16,600,000	16,400,000
	決算額	16,600,000	16,600,000	16,400,000
事業の目的	国営造成施設である昭和井路が、近年の都市化・混在化の進展に伴い、地域における農業用水利施設の要する多面的機能の発揮に資するために、昭和井路土地改良区に対して支援を行い、昭和井路土地改良区の管理適正の整備を図ることを目的とする。 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が行う、昭和井路における多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化、地域防災、水管理の担い手育成・確保等に対応した管理体制の整備・強化を行う事業とする。			
事業の概要	昭和井路土地改良区が行う、昭和井路における多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化、地域防災、水管理の担い手育成・確保等に対応した管理体制の整備・強化を行う事業に要する経費に対して補助を行う。 都道府県が策定した管理体制実施計画に基づき市土地改良区（大分市は昭和井路土地改良区）が事業を実施する。大分市の負担割合は 3/10 以内であり、補助金は予算の範囲内で交付するものとしている。 (負担割合：市 3/10、県 2/10、国 5/10)			

	<p>昭和井路土地改良区が支出する補助対象経費としては以下の通りである。</p> <p>(1) 水利施設管理強化一般事業 管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設の管理に要する費用（操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料をいう。）に1.6分の0.6を乗じて得た額を上限とする費用及び管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用</p> <p>(2) 管理体制整備型促進事業 管理体制整備推進活動費 管理体制整備強化支援費</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <p>なお、大分県及び国への事業実績報告書についても書類は適切に管理されている。</p> <p>① 交付の申請 「大分市国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金交付申請書」及び下記添付書類 ・事業計画書 ・収支予算書 ・その他市長が必要と認める書類</p> <p>② 交付の決定 「大分市国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金交付決定通知書」</p> <p>③ 実績報告 「大分市国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金実績報告書」及び下記添付書類 ・収支決算書 ・その他市長が必要と認める書類</p> <p>④ 金額の確定 「大分市国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金交付額確定通知書」</p> <p>⑤ 補助金の交付 「大分市国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金交付請求書」</p>
	ii

	<p>押印、筆跡など、書類は適切に作成されており、不自然な点は見られず、以下の問題点を除き、問題は認められないと判断する。</p> <p>事業の実績報告書の様式が交付要領に定める様式とは異なるものが使用されていたが、記載内容は交付要領に定める事項を満たしているため問題は認められない。</p> <p>今後は交付要領に定めた様式を使用するよう徹底すべきである。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>昭和井路土地改良区からの補助金交付申請書および実績報告書について適宜に報告され、支出した経費の根拠となる各種証憑も添付され通査した結果、特段の問題点は見受けられなかった。</p> <p>期間、金額、使途、補助率、条件など、支出の要件判定は適切に行われたと判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>国営造成施設を管理する昭和井路土地改良区への補助であることから、対象者の選定につき問題は認められない。</p> <p>対象者の収支状況等についても漏れなく書類が添付されており問題は認められなかった。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>補助事業者から提出された「大分市国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金実績報告書」を確認したところ、特に問題は見受けられなかった。</p> <p>補助金の実績報告は適切に行われていると判断する。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>「大分市国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金実績報告書」を確認したところ、添付されている収支決算書及び経費の根拠である各種証憑書類に問題は見受けられず、流用はされていないと判断する。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>国及び県への実績報告書を確認した結果、請求手続きは適切に行われていると判断する。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>

i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	<p>国営造成施設である昭和井路の維持補修等に関する支出であり、特に事業期間は設けられていない。</p> <p>また、昭和井路が使用される期間について、終期を定められていないことは妥当と判断する。</p>
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	<p>国営造成施設である昭和井路の維持補修等に関する支出であり、施設が存続する限り支出され続けることから問題はないと判断する。</p>
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。
	<p>国営造成施設である昭和井路の維持補修等に関する支出であり、公益性の観点からも内容・金額について変更の必要性はなく、事業は継続すべきであると判断する。</p>
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	<p>補助金の交付の対象となる者は昭和井路土地改良区のみであるため、補助金等の選定等に関して問題は認められない。</p>
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。
	<p>補助金の交付の対象となる者は昭和井路土地改良区のみであるため、補助金等の選定先が同一であることに関して問題は認められない。</p>
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	<p>国営造成施設である昭和井路の維持補修等に関する経費の支出業務であり、維持管理の方針や補修等のプロセスに問題はなかったことから、事業の目的に沿って、適切な金額と事業期間で適切に進められていると判断する。</p>
ii	事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。
	<p>国営造成施設である昭和井路の土地改良区の必要な支出に関する補助金であり、大分市としては特段事業費を抑制する対策を取っていない。</p> <p>なお、大分市の支出限度額は予算の額となっている。</p>

iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	「大分市国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金実績報告書」を確認したところ添付されている、事業費として実際にかかった費用を支出しており、各種証憑に問題は見受けられなかったことから、適切であると判断する。
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
	国営造成施設である昭和井路の土地改良区に対する支出であることから、大分市が直接事業を行うことは適切であると判断する。
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	重複する事業を確認したところ、国営造成施設のみを対象とする本事業と趣旨・目的が重複する施策は認められなかった。
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
	大分市国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金交付要領等によると、都道府県が策定した実施計画に基づき市土地改良区（大分市は昭和井路土地改良区）が事業を実施するため、負担割合は大分市 3/10、大分県 2/10、国 5/10 となっている。
	土地改良区へ支出した交付金額について、負担割合に応じて大分市から大分県・国へ適切に請求され、実際に国・大分県から大分市へ事業費が交付されている。 従って、大分市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストは負担していないと判断する。
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	管理体制整備促進事業は協定締結地区数で事後的に検証を行っている。 水利施設管理強化一般事業は維持管理を行うことが目的であることから、事業完了後は実績報告書により事後検証されている。 従って、成果について整理され、目標の達成度合いは評価・分析されていると判断する。
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。

	<p>国営造成施設であることから、大分市に事業の見直しや廃止の決定権は認められない。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>国営造成施設であるため、国の方針に基づき事業が計画されている。</p> <p>資金使途については予算要求時に大分県が計画を作成しており、適正に執行されている。</p> <p>予算要求時には、国・県によるヒアリングが毎年行われており、事業の目的達成に効果的であるかの精査が行われている。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>平成12年から長期間にわたり継続している支出であるが、国の施策の変更に応じて事業の見直しが行われており、社会情勢等を踏まえた対応が行われていると判断する。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(30) 農業用水路浚渫事業費補助金

事業名 補助金等の名称	農業用水路浚渫事業費補助金			補助事業
予算費目	項：農業費	目：灌漑排水事業費		
根拠法令・要綱等	大分市農業用水路浚渫事業補助金交付要領			
事業期間	事業開始年度	昭和45年	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初予算	9,600,000	9,600,000	9,600,000
	決算額	9,600,000	9,600,000	9,600,000
事業の目的	都市排水路(生活雑排水の排水用水路)としての機能も併せ持つ市街化区域内に存在する農業用水路を浚渫することで、農業用水量を確保するとともに、近隣地域の生活環境の改善に寄与することを目的とする。			
事業の概要	<p>農業用水路浚渫事業は補助対象事業者が実施する。</p> <p>補助対象経費は事業総延長×1メートルあたりの事業費で算定する。なお、1メートルあたりの事業費は、毎年度初頭に生産振興課が設計した額を限度額とする。</p> <p>浚渫土については、農地還元等地元処理を原則とするが、やむをえない場</p>			

	<p>合は処分費も補助対象経費とする。</p> <p>補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額としている。なお補助金の額は、いずれの土地改良区においても実際に算定された事業費の1/2の額を下回っている。</p> <p>このため、著しく低い算定額にならない限りは各土地改良区への補助金額は変更されることがない。</p> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 享保井路土地改良区 2,365,000 円 ・ 初瀬井路土地改良区 3,800,000 円 ・ 明治大分水路土地改良区 3,100,000 円 ・ 古井路土地改良区 335,000 円 <p>なお、補助対象及び補助金額については過年度から変更はない。</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、以下必要な書類は全て揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <p>① 補助金の交付申請 「大分市農業用水路浚渫事業補助金交付申請書」及び下記添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ・ 位置図 ・ その他市長が必要と認める書類 <p>② 補助金の交付決定通知 「大分市農業用水路浚渫事業補助金交付決定通知書」</p> <p>③ 実績報告 「大分市農業用水路浚渫事業実績報告書」及び下記添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告書 ・ 収支決算書 ・ その他市長が必要と認める書類
	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>実施計画書に計画時の写真を添付することは要領において求められていないが慣例として計画時の写真を添付している。</p> <p>この点、実施計画書の承認後に写真を追加したことにより、実施計画書と実績報告書に添付されている写真が同一の土地改良区が認められた。</p> <p>要領では写真の添付は不要であることから問題はないが、計画書に写真を添付するのであれば計画時の写真を添付すべきである。</p>

iii	事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。
	事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。
iv	補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	補助対象経費は事業総延長×1メートルあたりの事業費で算定しており、いずれの土地改良区が算定した事業費の額に問題は見受けられなかった。また、いずれの補助金額も事業費の2分の1を下回っていた。 期間、金額、使途、補助率、条件など、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	交付対象者は要領で定めている市街化区域内の農業用水路の管理者たる事業者であるため交付対象者の選定は適切であると判断する。 補助金額は事業費の2分の1を下回っているものの、毎年補助金額が同額であり、また土地改良区によって事業費に対する補助割合が異なっていることから、経費補助という名目ではあるが実質的には土地改良区への支援であると判断される。 このため、支援の必要性があるか否かについて、土地改良区の収支状況及び財産状況を定期的に把握する必要がある。 この点について、過年度において収支状況について調査していることもあったが、現状においては対象者の収支状況等について把握していないことから、継続的に土地改良区の収支状況を把握する必要がある。 (意見)
vi	事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。
	補助事業者から提出された書類等を確認したところ、特に問題は見受けられなかった。 補助金の実績報告は適切に行われていると判断する。
vii	事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。
	補助対象経費は事業総延長×1メートルあたりの事業費で算定しており、いずれの土地改良区が算定した事業費の額にも問題は見受けられなかった。 また、いずれの補助金額も事業費の2分の1を下回っていたことから、直接的には他の使途に流用されていないと判断する。

	<p>但し、土地改良区への支援の意味が強いため、助成額は毎年定額となっているが、支援の必要性について検討がされていない。</p> <p>そのため、土地改良区内において間接的に他の用途に流用されている可能性も含めて、継続的に土地改良区の収支状況を把握する必要がある。</p> <p>(意見)</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市の単独事業であるため大分県や国の負担はなく、請求手続きなどは行われていない。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>事業期間は毎年適宜に実施する事業であることから問題は認められない。</p> <p>本事業は浚渫事業に対する補助金の交付であり、農業用水路の浚渫は継続的に実施する必要があるため、繰り返し事業が行われていることは適切であると判断する。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>事業目的のためには農業用水路の浚渫は毎年継続的に実施する必要があるため、継続的に支出され続けることに問題はないと判断する。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>本事業は事業費の補助というよりは土地改良区への支援の意味が強いため、支援の必要性があるか否かについて、土地改良区の収支状況及び財産状況を定期的に把握する必要がある。</p> <p>補助金は、特定の事務、事業に対し公共の見地から公益性が認められる場合、反対給付を求めることなく交付される金銭的給付であるが、公益的なものに対して無制限な支出を行うべきではなく、交付団体の収支・財産状況及び受益者負担の程度を勘案し、財政援助が必要な範囲内で支出することにより、大分市補助金等交付規則に掲げられている公正かつ効率的な支出が行えるものと思われる。</p> <p>現在、必要な額が算定されていない中で補助制度が継続している状況で</p>

	<p>あり、補助金の見直しを行うべきである。特に、改良区の経費削減等の自助努力を行った後にその不足額について補助金を支出することが望ましいと判断できることから、補助制度の継続に際してより慎重な検討が必要である。</p> <p>(意見)</p>
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>本事業は、要領で定められた市街化区域内に存在する農業用水路の管理者たる土地改良区への助成であり、要領に定められた補助対象者以外には補助がされていないことから適切であると判断する。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>補助対象は毎年同一であるが、要領で補助対象者が限定されており、要領に定められた対象者に補助金を交付していることから適切であると判断する。</p>
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>市街化区域内に存在する農業用水路の通水の円滑化及び末端水路までの水量の確保を図るために、補助対象事業者に浚渫事業に要する経費の助成をするものであることから、必要な業務であると判断する。</p> <p>維持管理の方針や補修等のプロセスに問題はなかったことから、事業の目的に沿って、適切な金額と事業期間で適切に進められていると判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>予算の範囲内において事業は計画的に実施されている。</p> <p>但し、本事業は土地改良区への支援の意味が強く毎年定額の助成がされている。このため事業経費の補助という観点では問題はないが、土地改良区への支援という意味合いを考慮すると事業費を抑制する対策は特に取られていないと判断できる。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>本事業は、事業経費の補助というより、土地改良区への支援の意味が強く、助成額は毎年定額となっていることから、支援の必要性があるか否かについて、土地改良区の収支状況及び財産状況を定期的に把握する必要がある。</p>

	<p>ある。</p> <p>このため、事業経費の補助という点では問題はないが、土地改良区への支援という側面からは大分市は各土地改良区の財務及び収支状況を把握していないことから補助の必要性の有無を判断することができない。</p> <p>(意見)</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>土地改良区が実施する浚渫事業に係る経費の助成事業であることから、大分市が事業主体となることは妥当であると判断する。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>要領で定められた土地改良区の浚渫事業への助成事業であり、他に趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、重複するような施策は存在しないと判断する。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>本事業は、土地改良区への支援の意味が強いため、助成額は毎年定額となっているが、支援の必要性があるか否かについて、土地改良区の収支状況及び財産状況を定期的に把握する必要がある。</p> <p>この点、大分市は各土地改良区の財務及び収支状況を把握していないことから補助の必要性を判断することが出来ず、市が負担を避けられるコストについてまで負担している可能性がある。</p> <p>(意見)</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>農業用水路が浚渫により適切に機能することで目標が達成され、目標の達成度合いも評価されていると判断できる。</p> <p>土地改良区が行う実績報告において、その実績報告書で成果を確認している。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>平成 27 年度実施包括外部監査で意見として、補助制度の継続に際してより慎重な検討が必要であるとの指摘が存在した。</p> <p>しかし、大分市は土地改良区の継続運営が厳しくなっている点と、収支状</p>

	<p>況に応じて補助をすることは各土地改良区への補助負担割合の差別化に繋がる恐れがある等の理由により措置困難としている。</p> <p>このため、本監査においても引き続き補助制度の継続に際してより慎重な検討が必要であると判断する。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>農業用水路の浚渫により、機能維持することが事業の目的であり、事業の手法は効果的であると判断できる。</p> <p>なお、現状においては各土地改良区が水路の日常的な管理及び土砂の堆積の予防等の措置に取り組んでいるかが不明であることから、土地改良区が日常的に水路の管理をしていることを確認することが望まれる。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>過去からの慣例として、長期間に渡り各土地改良区へ同額の助成がされており、事業の見直しについて、より慎重な検討が必要であると判断する。</p> <p>(意見)</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点（合規性）

支援の必要性があるか否かについて、土地改良区の収支状況及び財産状況を定期的に把握する必要がある。

過年度において収支状況について調査していることもあったが、現状においては対象者の収支状況等について把握していないことから、継続的に土地改良区の収支状況を把握する必要がある。

土地改良区への支援の意味が強いため、助成額は毎年定額となっているが、支援の必要性について検討がされていない。

土地改良区内において間接的に他の用途に流用されている可能性も含めて、継続的に土地改良区の収支状況を把握する必要がある。

・監査要点（公益性）

本事業は事業費の補助というよりは土地改良区への支援の意味が強いため、支援の必要性があるか否かについて、土地改良区の収支状況及び財産状況を定期的に把握する必要がある。

補助金は、特定の事務、事業に対し公共の見地から公益性が認められる場合、反対給付を求めることなく交付される金銭的給付であるが、公益的なものに対して無制限な支出を行うべきではなく、交付団体の収支・財産状況及び受益者負担の程度を勘案し、財政援助が必要な範囲内で支出することにより、大分市補助金等交付規則に掲げられている公正かつ効率的な支出が行えるものと思われる。

現在、必要な額が算定されていない中で補助制度が継続している状況であり、補助金の見直しを行うべきである。特に、改良区の経費削減等の自助努力を行った後にその不足額について補助金を支出することが望ましいと判断できることから、補助制度の継続に際してより慎重な検討が必要である。

・監査要点（経済性）

本事業は土地改良区への支援の意味が強く毎年定額の助成がされている。このため事業経費の補助という観点では問題はないが、土地改良区への支援という意味合いを考慮すると事業費を抑制する対策は特に取られていないと判断できる。

本事業は、事業経費の補助というより、土地改良区への支援の意味が強く、助成額は毎年定額となっていることから、支援の必要性があるか否かについて、土地改良区の収支状況及び財産状況を定期的に把握する必要がある。

事業経費の補助という点では問題はないが、土地改良区への支援という側面からは大分市は各土地改良区の財務及び収支状況を把握していないことから補助の必要性の有無を判断することができない。

本事業は、土地改良区への支援の意味が強いため、助成額は毎年定額となっているが、支援の必要性があるか否かについて、土地改良区の収支状況及び財産状況を定期的に把握する必要がある。

大分市は各土地改良区の財務及び収支状況を把握していないことから補助の必要性を判断することが出来ず、市が負担を避けられるコストについてまで負担している可能性がある。

・監査要点（有効性）

平成 27 年度実施包括外部監査で意見として、補助制度の継続に際してより慎重な検討が必要であるとの指摘が存在した。しかし、大分市は土地改良区の継続運営が厳しくなっている点と、収支状況に応じて補助をすることは各土地改良区への補助負担割合の差別

化に繋がる恐れがある等の理由により措置困難としている。

本監査においても引き続き補助制度の継続に際してより慎重な検討が必要であると判断する。

過去からの慣例として、長期間に渡り各土地改良区へ同額の助成がされており、事業の見直しについて、より慎重な検討が必要であると判断する。

(31) 農業集落排水事業特別会計 工事請負費

事業名 補助金等の名称	農業集落排水事業特別会計 工事請負費			直接事業
予算費目	項：総務管理費	目：施設管理費		
根拠法令・要綱等	大分市農業集落排水処理施設条例 大分市農業集落排水処理施設条例施行規則 大分県農業集落排水事業費補助金交付要綱 (国) 農山漁村地域整備交付金実施要綱 (国) 農山漁村地域整備交付金実施要領			
事業期間	事業開始年度	平成 5 年	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	21,000,000	27,600,000	25,000,000
	決算額	20,903,740	27,417,467	24,680,590
事業の目的	農業集落における生活環境の改善及び農業用水の水質保全を図るため、大分市が設置する吉野地区および市尾地区の農業集落排水処理施設の維持管理と施設を機能強化することで長寿命化を図るものである。			
事業の概要	本事業は、吉野地区および市尾地区の農業集落排水処理施設の長寿命化工事たる施設の維持補修に要する各種機械装置の取替工事、排水管の改修工事を設計し業者に業務を発注している。 発注業務はマンホールポンプ嵩調整工事など金額が少額な工事から、監視通報装置取替工事といった多額となる工事まで多岐にわたる。 大分市農業集落排水処理施設条例に基づき下記の業務を行う。 ① 処理施設の機能診断を実施 ② 処理施設の機能強化計画を策定 ③ 機能強化計画に従い長寿命化工事を実施			
監査手続				
監査要点 (合规性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。			
i	事業費や補助金等に必要書類は揃っているか。			

	<p>事業費に必要な決裁書類の確認を行ったところ、以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行伺い、施行伺いに添付すべき書類 ・ 建設工事請負契約書、請け書 ・ 検査調書 <p>本事業は複数の事業者により工事を発注しており、工事内容により必要な決裁書類は異なるが、問題は認められなかった。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p>
	<p>報告書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されていた。</p> <p>但し、見積書に捺印を押印し市役所の担当者が見積書の日付を修正している事例があった。この点、市の手続上、日付が空欄の見積書を入手することに問題はないとされていることから、手続きとしては問題はないと判断するが、正しい日付が記載された見積書を業者から入手することが望まれる。</p> <p>なお、見積書、納品書、請求書等の書類には、必ず、事業者自ら日付を記載することを求めている自治体（佐賀県、愛媛県、島根県、苫小牧市、廿日市市、大河原町等）もあることから、大分市の手続自体の見直しの検討も望まれる。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p>
	<p>事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p>
	<p>請求書等には請求金額の他、必要書類はきちんと添付されており、期間、金額、使途、補助率、条件など、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p>
	<p>吉野地区および市尾地区の農業集落排水処理施設の維持管理と施設を機能強化することで長寿命化を図る目的の事業であることから、交付対象者の判定などは該当しない。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p>
	<p>検査結果通知書、検査調書は完備されており、実績確認や報告は適切に行なわれていると判断できる。</p>

vii	事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。
	<p>工事について、その都度、臨機応変に実施する工事が含まれており、必ずしも予算通りに執行することはできない。</p> <p>なお、検査調書は適正に決裁を受けており、事業費が他の使途に流用されていないと判断できる。</p> <p>金額について、年度ごとにバラツキがあるが実施した工事の内容により変動するものであり問題は認められない。</p>
viii	国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。
	<p>「大分県農山漁村地域整備計画」に基づく事業については、大分県農業集落排水事業費補助金交付要綱に従い、県へ請求し、交付されており、請求手続は適切に行われていると判断する。</p>
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	<p>排水処理施設の維持補修に関する支出であり、事業期間は設けられていない。但し、排水処理施設が存在する期間が事業期間であるため、終期が定められていないことも含めて合理的であると判断できる。</p>
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	<p>排水処理施設の維持補修をする事業であり、施設が存続する限り支出され続けることから、問題は認められないと判断する。</p>
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。
	<p>排水処理施設の維持補修に関する支出であり、内容・金額は柔軟に変更されている。</p> <p>公益性の観点から事業は継続すべきであると判断する。</p>
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	<p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、競争入札と見積合わせによる契約が適切に行われており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p>
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。

	<p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、競争入札と見積合わせによる契約が適切に行われており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p> <p>排水処理施設の維持補修に関する支出であり、選定先が毎年同一であることに問題は認められない。</p>
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>排水処理施設の維持補修工事を業者に発注する業務であり、設計から業者選定までのプロセスに問題はなかったことから、事業の目的に沿って、適切な金額と事業期間で適切に進められていると判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>施設の機能診断を実施、「最適整備構想」を策定している。</p> <p>また、「大分県農山漁村地域整備計画」に基づき実施されていることから、事業費を抑制する対策は取られていると判断する。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>排水処理施設の維持補修に関する支出であり、明らかに必要性に乏しい事業は認められない。</p> <p>また、事業費として実際にかかった費用を支出しており、適切に使われていると判断できる。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>大分市の排水処理施設の維持補修工事を業者に発注する業務であることから、大分市が事業主体であることは適切である。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>排水処理施設の保守点検業務の受託業者が本事業の維持補修を行っているケースが見受けられたが、本事業者維持修繕等の工事のみであり点検に関する業務は含まれていなかった。</p> <p>また、業者選定プロセスに問題は見受けられず、他の事業費も確認したところ、趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、重複するような施策は存在しないと判断する。</p>
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。

	大分市の排水処理施設の維持補修業務であり、大分市が負担することに問題は認められない。
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	施設の維持管理及び長寿命化が事業の目的であり、目的は達成されていると判断できる。 また、機能診断に基づく計画により、機能強化項目の工事が実施されていることから、目標の達成度合いは具体的に評価・分析されていると判断する。
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	事業費の支出の成果については、完了報告および完了検査により成果が検証され、事業は継続的に見直されている。 その結果、施設の維持管理及び長寿命化、災害予防が図られていると判断できる。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	施設の維持管理及び長寿命化が事業の目的であり、手法や実施内容等は状況に応じて変更されており、効果的に実施されていると判断できる。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)
	事前に計画している修繕以外は適宜に修繕しているものであり、必要な都度支出しており特段の問題は認められない。 また、機能診断に基づく修繕計画等に沿って予算は配分されており、適切に予算配分されていると判断する。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(32) 農業集落排水事業特別会計 農業集落排水使用料徴収委託料

事業名	農業集落排水事業特別会計		直接事業
補助金等の名称	農業集落排水使用料徴収委託料		
予算費目	項：総務管理費	目：一般管理費	

根拠法令・要綱等	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項 大分市農業集落排水処理施設条例 大分市農業集落排水処理施設条例施行規則			
事業期間	事業開始年度	平成 11 年	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	407,000	448,000	378,000
	決算額	343,561	344,248	329,578
事業の目的	吉野地区における施設使用料の収納業務について、地区の自治委員等で構成される管理組合に業務委託するもので、収納率の向上を図り、健全な経営に寄与する。			
事業の概要	<p>大分市が歳入の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、施設使用料の収納事務を大分市吉野地区農業集落排水処理施設管理組合に委託する。</p> <p>補助金額としては以下のとおりであり、合算額を委託費として契約している。</p> <p>① 収納事務について吉野地区農業集落排水処理施設管理組合と契約締結 ② 管理組合による使用料の収納および大分市への入金(年 6 回) ③ 収納実績に対して大分市から収納事務委託料の支払い(年 2 回) ④ 納付書配布委託料として、1 件あたり 25 円 ⑤ 使用料取りまとめ納入額に 2%を乗じた額</p>			
監査手続				
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。			
i	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。			
	<p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、以下必要な書類は全て揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収納事務委託契約書 ・ 委託収納金計算書兼徴収金整理簿 ・ 大分市への請求書 			
ii	事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。			
	<p>報告書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されており、不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。</p> <p>なお、委託費は旧「大分市水道料金取扱報奨金に関する規程」に準じて算定しており、金額も適当であると言える。</p>			

	<ul style="list-style-type: none"> ・納付書配布委託料として、1件あたり25円 ・使用料取りまとめ納入額に2%を乗じた額
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>委託収納金計算書兼徴収金整理簿、大分市への請求書は完備されており、請求書には請求金額の計算資料も添付されている。</p> <p>期間、金額、使途、補助率、条件など、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>吉野地区には排水処理施設の円滑かつ適正な運営及び該当処理区の環境保全に資することを目的とする管理組合が設置されており、当該組合に委託しており、契約理由書も添付されている。</p> <p>また、請求金額の根拠となる「委託収納金計算書兼徴収金整理簿」が整備されており、適切であると判断する。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>委託収納金計算書兼徴収金整理簿、大分市への請求書は整理されており、実績管理や報告は適切に行われていると判断する。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>収納業務の委託費であり、委託業者からの請求に基づく支出のため、各種証憑書類に問題は見受けられないことから流用はされていないと判断する。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市の単独事業であるため大分県や国の負担はなく、請求手続などは行われていない。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。</p> <p>事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>年に2度、収納金額に応じて組合に委託費を支払っており、特段の問題は認められず、毎年適宜に実施する事業であることから事業期間は適切で</p>

	ある。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	収納業務の業務委託であるため毎年継続的に実施する必要がある。従って、継続的に支出され続けることに問題はないと判断する。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。
	吉野地区における施設使用料の収納業務について、収納率の向上を図り、健全な経営に寄与するためには、公益性の観点から継続すべきである。内容・金額については、旧「大分市水道料金取扱報奨金に関する規程」に準じて算定しており、適切であると判断する。
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	本事業は、吉野地区における施設使用料の収納業務についての委託料であり、また、事業の委託先の契約理由が整備されていることから、適正に選定されていると判断する。
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。
	委託対象は毎年同一であるが、事業の委託先の契約理由が整備されていることから、適切であると判断する。
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	吉野地区における施設使用料の収納業務についての委託料であることから、施設が継続する以上は事業を継続する必要がある、終期のない事業期間は適切である。旧「大分市水道料金取扱報奨金に関する規程」に準じて委託料を算定しており、合理的な金額・負担割合であると判断する。
ii	事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。
	旧「大分市水道料金取扱報奨金に関する規程」に準じて算定しており、事業費を抑制する対策は取られていると判断する。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	吉野地区における施設使用料の収納業務についての委託料であることか

	<p>ら、必要性に乏しい事業とは認められない。</p> <p>事業費と支出した委託料は実績に基づいて支払われるため、支出額は適切であると判断する。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p>
	<p>吉野地区には排水処理施設の円滑かつ適正な運営及び該当処理区の環境保全に資することを目的とする管理組合が設置されており、当該組合に委託することが最も合理的であることから、同組合への委託は適切であると判断する。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p>
	<p>他の事業費も確認したところ、趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、問題は認められないと判断する。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p>
	<p>大分市の排水処理施設の運営に関する業務であり、大分市が負担することに問題は認められない。</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p>
	<p>吉野地区における施設使用料の収納業務についての委託料であり、収納率が100%であることから、目標は十分に達成されており、適切に評価・分析が行われている。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p>
	<p>吉野地区における施設使用料の収納業務についての委託料であり、収納率が100%であることから、目標は十分に達成されており、事業の見直し等の検討はされていない。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p>
	<p>吉野地区における施設使用料の収納業務についての委託料であり、収納率が100%であることから、目標は十分に達成されており、最も効果的であると判断する。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p>

	<p>長期間継続している事業ではあるが、過去の実績から予算配分が行われている。</p> <p>委託料があらかじめ決められ、収納率が100%であることから、現在の状況に即していると判断できる。</p>
--	---

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(33) 農業集落排水事業特別会計 吉野地区等污水处理施設管理委託料

事業名	農業集落排水事業特別会計			直接事業
補助金等の名称	吉野地区等污水处理施設管理委託料			
予算費目	項：総務管理費	目：施設管理費		
根拠法令・要綱等	大分市特別会計条例 大分市農業集落排水処理施設条例 大分市農業集落排水処理施設条例施行規則			
事業期間	事業開始年度	平成 11 年	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初予算	26,501,000	28,194,000	27,796,000
	決算額	26,495,000	22,822,690	23,735,525
事業の目的	吉野地区および市尾地区の処理施設の維持管理を行うことで、農業地域の生活環境の改善および農業用水の水質保全を図る。			
事業の概要	<p>排水処理施設について管理業務及び保守点検業務等を委託している。</p> <p>管理業務としては、日常管理点検業務として「管理施設の地面沈下の有無の確認、臭気の発生、マンホール蓋の密閉の確認」の点検業務と、施設の清掃業務で構成され、毎日、日常管理点検業務を実施し、年に一度清掃業務を実施している。</p> <p>管理業務は施設管理組合と随意契約を締結して業務を委託する。</p> <p>保守点検業務とは、施設を有効に維持するために、処理施設の保守点検を行い、機器と水質について技術的な管理を行うことを業務としている。</p> <p>複数の入札指名業者からの競争入札により、委託業者を選定する。但し4月1日から指名競争入札により業者を選定するまでの間の期間については、見積合わせにより業者を選定している。その他、施設の電気保安業務の委託なども存在している。</p>			

	<p>本事業は特別会計であり、事業費の流れは以下のようになっている。</p> <p>①「大分市特別会計条例」に基づき特別会計を設置</p> <p>②「大分市農業集落排水処理施設条例」「大分市農業集落排水処理分担金徴収条例」に基づき受益者から分担金、使用料を徴収。</p> <p>③特別会計で不足する費用は、一般会計より繰り入れる。</p> <p>④農業集落排水事業に係る市債の償還に必要な財源を確保するため、「大分市農業集落排水整備推進基金条例」に基づき基金を造成している。</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>農業集落排水処理施設管理組合との農業集落排水処理施設維持管理委託業務について、随意契約理由書、請書、請求書等の書類の他、日常管理点検業務日誌や清掃（草刈り）等の写真が添付された実績報告もされており、必要な書類は漏れなく揃っている。</p> <p>施設の保守点検業務及び水質点検業務について、民間業者との取引になるが、必要な書類が添付され点検の実績報告等も漏れなく添付されている。</p> <p>以上より、必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されており、不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。</p>
	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>事業費の支払に必要な書類等に日付、金額、押印、筆跡など不自然な点は無く、適切に手続きが行われていると判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>指名競争入札及び見積合わせにより委託先を適切に選定しており、特段の問題は認められない。</p> <p>なお、管理委託組合については随意契約となっているが随意契約理由書が整備されており、問題は認められないと判断する。</p>
	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>契約書、実績報告書等は完備されており、期間、金額、使途、補助率、条件など、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p>

	<p>管理業務について、農業集落排水処理施設管理組合と日常管理点検業務として随意契約を締結している。随意契約を締結するにあたり、農業集落排水処理施設管理組合に委託することが最も品質とコスト面から合理的である旨の理由書の決裁を受けており、契約先は適切に選定されていると判断する。</p> <p>保守点検業務について、複数の入札指名業者からの競争入札により、委託業者を選定している。</p> <p>しかし、水質点検業務については、4月1日から指名競争入札により業者を選定するまでの間の期間については、見積合わせにより業者を選定している。</p> <p>必要書類等を確認したところ、入札と見積合わせについては適切に行われており、契約先の選定は適切に行われていると判断する。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>実績報告に関しては、以下のとおり適切に報告が行われており、問題は認められないと判断する。</p> <p>管理委託業務には日常管理点検業務日誌及び清掃業務の写真が添付されており、適切な事業報告を受けていることを確認した。</p> <p>保守点検業務等については完了報告書に点検管理日報、マンホールポンプ通常点検表等業務を実施していることを確認できる書類が添付されており問題は無いと判断した。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の用途に流用されていないか。</p> <p>当初の予算通り支出されており、また、実績報告も適正に整備されており、事業費が他の用途に流用されていないと判断できる。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市の単独事業であるため大分県や国の負担はなく、請求手続などは行われていない。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>汚水処理施設の管理業務であるため、事業期間は当該施設が継続する限り支出するものであり、単年度ごとの契約締結の繰り返しであることに問題は認められない。</p> <p>保守点検業務について、単年度ごとに入札による契約締結を行っているため、契約締結までに実施する必要のある水質点検業務が前事業年度の委</p>

	<p>託者と随意契約により業者を選定している。</p> <p>実務上、4月1日からの業務執行が必要な業務については、単年度契約ではなく、年度をまたいだ期間も含む業務委託契約も有効と考えるため、契約方法の見直しの検討が望まれる。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>事業目的のためには排水処理施設の管理業務を継続する必要がある、処理施設が継続する限り支出する必要がある。</p> <p>従って、継続的に支出され続けることに問題はないと判断する。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>排水処理施設の管理業務の委託であることから、処理施設が継続する限り支出する必要があるため、公益性は高く、事業は継続すべきであると考えられる。</p>
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>清掃等の委託契約について、吉野地区については随意契約書を添付して随意契約を締結している。</p> <p>この点、随意契約理由書に「地区住民に安全管理、除草、清掃をしてもらうことにより、処理施設を大切に使用するという意識が付き、ひいては維持、管理費の節約につながる」という文言がある。</p> <p>しかし、実態は、清掃業務については管理組合から地域の社会福祉法人に一部業務委託しており、管理組合自体が一部業務を実施していなかったことから、随意契約理由書を適正に記載する必要がある。</p> <p>(意見)</p> <p>汚水処理施設の保守点検業務については指名競争入札により委託先が選定されている。</p> <p>なお、契約締結まで概ね2週間を要するため、契約締結までに実施する必要のある水質点検業務が前事業年度の委託者と随意契約により業者を選定している。</p> <p>実務上、4月1日からの業務執行が必要な業務については、単年度契約ではなく、年度をまたいだ期間も有効と考えるため、契約方式の見直しの検討が望まれる。</p>

ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>管理業務について、委託先が毎年同一ではあるが、随意契約理由書が添付され現地の管理組合が選定されていることを確認した。</p> <p>保守点検業務について、委託先が毎年同一となっているが、競争入札により業者選定が適切にされていることを確認した。</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>排水処理施設の管理業務等の委託であることから、処理施設が継続する限り支出する必要があるため、終期のない事業期間は合理的である。</p> <p>金額等については、設計書に基づいて合理的に算定されており、問題は認められないと判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>保守点検業務について、管理業務は設計書に基づき指名競争入札により事業者を選定しており、事業費を抑制する対策は取られていると判断する。</p> <p>また、管理業務とその他の業務については契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせ等による随意契約が適切に行われていると判断する。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>排水処理施設の管理等の業務委託であり、委託業務が適切に行われていることから、事業費として支出された金額は適切に使われていると判断する。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>農業集落排水処理施設の管理においては、専門的知識、資格免許等が必要であり、大分市直轄では施設維持管理業務に対応できないため、民間業者に委託しており、事業の実施方法としては適切であると判断する。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>他に趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、重複するような施策は存在しないと判断する。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>本来的に大分市が負担すべきものと考えられ、問題は認められないと判</p>

	断する。
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	<p>農業集落排水処理事業の施設管理費の評価指標として接続率を採用している。</p> <p>吉野地区：95%、市尾地区：90%</p> <p>しかし、事業目標は設定しているものの、排水処理施設の管理業務等の委託であることから、施設が継続する限り事業が完了することではなく、支出を続ける必要がある。</p> <p>また、実施した事業の成果については、完了報告および完了検査により実績を把握する中でその成果が評価・分析・検証されている。</p>
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	<p>事業目標は設定しているものの、排水処理施設の管理業務等の委託であることから、施設が継続する限り事業が完了することではなく、支出を続ける必要がある。</p> <p>また、実施した事業の成果については、完了報告および完了検査により実績を把握する中でその成果が評価・分析・検証されている。</p> <p>その結果、事業の見直し等は適宜行われていると判断する。</p>
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	<p>事業目標は設定しているものの、排水処理施設の管理業務等の委託であることから、施設が継続する限り事業が完了することではなく、支出を続ける必要がある。</p> <p>また、実施した事業の成果については、完了報告および完了検査により実績を把握する中でその成果が評価・分析・検証されている。</p> <p>その結果、事業の実施内容は効率的であると判断する。</p>
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)
	<p>平成11年から長期間継続している事業であるが、施設が存続する限り継続する必要な事業である。</p> <p>予算配分については、社会情勢などを踏まえ適切に見直しが行われていると判断する。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (公平性)

清掃等の委託契約について、吉野地区については随意契約書を添付して随意契約を締結している。随意契約理由書に「地区住民に安全管理、除草、清掃をしてもらうことにより、処理施設を大切に使用するという意識が付き、ひいては維持、管理費の節約につながる」という文言がある。

実態は、清掃業務については管理組合から地域の社会福祉法人に一部業務委託しており、管理組合自体が一部業務を実施していなかったことから、随意契約理由書を適正に記載する必要がある。

第4 林業水産課における事務手続等の監査手続と結論

(34) 大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会運営補助金

事業名 補助金等の名称	大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会運営補助金			補助事業
予算費目	項：林業費	目：林業振興費		
根拠法令・要綱等	大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会運営費補助金交付要領			
事業期間	事業開始年度	平成 23 年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	4,000,000	4,000,000	4,000,000
	決算額	4,000,000	0	4,000,000
事業の目的	<p>大分市森林セラピートレイルランニング大会を円滑に実施することを主たる目的として設立された大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会(平成 24 年 7 月 23 日設立)に対し交付する補助金である。</p> <p>大分市森林セラピートレイルランニング大会は、森林セラピーの認知度向上及び地域振興を図ることを目的として開催される。</p>			
事業の概要	<p>大分市森林セラピートレイルランニング大会を円滑に実施することを主たる目的として設立された大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会(平成 24 年 7 月 23 日設立)に対し交付する補助金である。</p> <p>大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会は、大分市野津</p>			

原地区地元自治会関係者、大分県トレイルランニング協会・大分県山岳連盟等関係機関の方々が実行委員となっている。

大分市森林セラピートレイルランニング大会は、森林セラピーの認知度向上及び地域振興を図ることを目的として開催される。

補助対象経費は、委員会の運営に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- ・報償費 ・旅費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料
- ・工事請負費 ・原材料費 ・備品購入費 ・負担金、補助及び交付金
- ・その他市長が必要と認めた経費

補助金の額は、補助対象経費の 10/10 以内の額とし、予算の範囲内で交付する。

この補助金は概算払いの方法により交付する。

また、本大会に係る経費は、委員会への補助金とトレイルランニング大会参加者の参加料で賄われている。なお、他都市で開催するトレイルランニング大会の参加料は 25 km 6,750 円が平均であり、大分市の距離（約 40Km）で換算すると 10,800 円となるが、現状は参加料を 7,000 円としている。

新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和 2 年度の「森林セラピートレイルランニング in のつはる」は補助金交付申請前に中止決定、令和元年度は令和 2 年 3 月 22 日開催予定の大会を 3 月 2 日に中止決定し、3 月 5 日に大分市ホームページにて広報を行った。

令和元年度の補助金申請時点では返金に関する規定は無かったが、令和 2 年 1 月頃から新型コロナウイルス感染症が日本国内で発生し始めたことから、令和 2 年 2 月の大会開催前月に実行委員会を開催し、新型コロナウイルス感染症の状況では事務局と大会の主幹である大分県トレイルランニング協会に実施判断を一任し、中止の場合は清算のなかで可能な限り参加料を返金することが決定された。令和 3 年度以降は、中止決定時期に応じて返金金額が定められた。

- ・中止決定時期（受付開始日～12 月 31 日）
参加費の返却 7,000 円を郵送にて送付
- ・中止決定時期（1 月 1 日～1 月 31 日）
参加費の返却 5,000～6,000 円、参加賞を送付
- ・中止決定時期（2 月 1 日～2 月 28 日）
参加費の返却 3,000～4,000 円、参加賞を送付
- ・中止決定時期（3 月 1 日～3 月 10 日）
参加費の返却 1,000～2,000 円、参加賞を送付

	<p>・中止決定時期（3月11日～3月19日） 参加費の返却0円、参加賞を送付</p> <p>本事業が支出する森林セラピートレイルランニング大会は、大会エントリー者数を評価指標としている。目標と実績は下記の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="509 454 1254 698"> <thead> <tr> <th>評価指標名</th> <th colspan="2">トレイルランニング大会エントリー数</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>500人</td> <td>242人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>500人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>250人</td> <td>232人</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、この大会は、一定の周知を終えたこと、競技性が高いことを理由に、令和4年7月よりスポーツ大会として事務局をスポーツ振興課に移管して実施することとなっている。</p>	評価指標名	トレイルランニング大会エントリー数		年度	目標	実績	令和元年度	500人	242人	令和2年度	500人	0人	令和3年度	250人	232人
評価指標名	トレイルランニング大会エントリー数															
年度	目標	実績														
令和元年度	500人	242人														
令和2年度	500人	0人														
令和3年度	250人	232人														
監査手続																
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。															
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会運営費補助金に関しては、以下の書類の提出及び交付が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会運営費補助金交付申請書(事業計画書、収支予算書、委員会の規約、定款その他これらに準ずる書類) ・大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会運営費補助金交付決定通知書 ・大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会運営費事業実績報告書(事業実績書、収支決算書等) ・大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会運営費補助金確定通知書 ・大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会運営費補助金概算交付通知書 <p>補助金申請交付に必要な書類は完備されており、問題は認められないと判断する。</p>															
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>交付申請に必要な書類の日付、金額、使途、条件、現地写真などに不自然な点はなく、適切に手続きが行われていると判断する。</p>															

iii	事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。
	決裁区分に応じた決裁を受けており、また、日付、決裁権限、内容、条件などに不自然な点は無く、問題は認められない。
iv	補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	令和元年度は大会開催直前に中止決定がされ、大会開催前月に定められた大会中止の際の規定に則って返金処理がされており、問題は認められないと考えられる。 令和3年度においても、金額、使途、補助率、条件などは要領に定められ、要領に従って判定をされており、問題は認められない。
v	補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	大分市森林セラピートレイルランニング大会を円滑に実施することを主たる目的として設立された大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会に対し交付すると要領で定められており、交付対象者の選定に問題は認められない。 また、収支については収支予算書、収支決算書の提出を受けて確認をされており、問題は認められない。
vi	事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。
	事業実績書、収支決算書、実施写真等があり、必要書類に基づいた確認が行われていることから、問題は認められない。
vii	事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。
	交付申請時に事業計画及び収支予算書などの提出を求め、事業終了後には実績報告及び収支決算書等の提出が必要である。 また、経費の入出金においては必ず決裁を取っており、事業終了後には、監事2名に通帳と入出金時の決裁を提出し、他の使途に流用されないような対策を取っており、問題はないと判断する。
viii	国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。
	大分市単独の補助事業であり、大分県や国の負担はなく、請求手続などは行われていない。
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。

	<p>平成 23 年度に事業を開始し、事業終期年度は設定されていないが、大分市民の健康維持・増進、疾病の予防等に森林セラピーを活かし、さらには、市民協同による大会開催により、森林などの地域資源・観光資源の掘り起こしを行い、地域の活性化を図ることを目的としている。</p> <p>事業期間は合理的に設定されておらず、その期間の適切性は判断できない。</p> <p>また、事業は継続して行われているものの、その成果などは明確ではなく、継続される根拠も明確ではない。</p> <p>公金を投入する以上は明確な目的と目標、その達成に寄与する具体的な施策と事業期間等を定めて実施することが必要と考える。</p> <p>なお、スポーツとしての競技性が高く、県内唯一の大会であることから、令和 4 年度より他課に業務移管して事業継続しており、林業水産課としての役割は終了している。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>事業の評価指標として大会エントリー数を掲げているものの、令和元年度から令和 3 年度は目標を達成できていない。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響がないと思われる平成 29 年度、平成 30 年度においても、トレイルランニング大会エントリー数の目標 500 人に対して、245 人、291 人と目標を達成できていない。</p> <p>森林セラピーの認知度向上及び地域振興を図るという目的を具体的に評価できる目標が設定されているとは言い難く、また、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けていると考えられる。</p> <p>なお、スポーツとしての競技性が高く、県内唯一の大会であることから、令和 4 年度より他課に業務移管して事業継続しており、林業水産課としての役割は終了している。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>大分市森林セラピートレイルランニング大会の評価指標は、大会エントリー者数としており、目標を達成できていない状況である。</p> <p>平成 29 年度に補助金予算の削減、令和元年度に参加料を増額するなどの見直しはしているものの、コース整備や会場設営等など固定経費が支出の多くを占めているため予算の縮小ができない。</p> <p>これらのことから、大分市森林セラピートレイルランニング大会は、森林セラピー魅力創出事業の一環として行われ、魅力創出事業は大分市の重点</p>

	<p>事業として位置付けられているものの、大分市森林セラピートレイルランニング大会は公益性が高いとは判断できず、事業の実施方法や金額を変更する必要があると考える。</p> <p>なお、令和4年7月よりスポーツ大会として事務局をスポーツ振興課に移管して実施することとなっており、事業実施方法について林業水産課で行われていた方法を踏襲するのではなく、適切に見直すことが望まれる。</p>
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>補助金交付要領に、大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会に対し交付すると定められており、事業の請負先・委託先の選定についての検討は不要である。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>補助金交付要領に、大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会に対し交付すると定められており、事業の請負先・委託先の選定についての検討は不要である。</p>
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>予算配分は例年通りで積算しており、参加料を値上げすることで補助金額を下げる事が可能であると考えられるが、森林セラピーの認知度向上及び地域振興を図るとい大会の目的を鑑みると、県内外より多くの方に参加してもらうため、他都市で開催するトレイルランニング大会の参加料は25km 6,750円が平均であり、大分市の距離(約40km)で換算すると10,800円程度となる。現状は参加料を7,000円とし、金額、負担割合は低めに算定されている。</p> <p>この事業は大分県内唯一の大会であり、県外からも多数の方が参加しており、地元への経済効果なども期待されるものの、目標指標として設定されている参加者数を達成できておらず、事業費として支出する金額、事業期間は事業の目的等を勘案して合理的に算定されているとは言えない。</p> <p>事業の目的の達成状況を直接的に評価する評価指標の設定をした上で、それを達成するための合理的な金額、事業期間等を算定すべきである。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>事業費を抑制する対策として、大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会の支出については、大分市契約事務規則に準じて契約を行</p>

	<p>っており、金額要件に基づき、見積合わせにより業者と契約しており、事業費抑制の対策は取られていると判断する。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>森林セラピー魅力創出事業はこころと身体健康づくりや地域振興等をはじめとした森林の多面的な活用に資するもので、公益的な役割を担っていると考えられる。よって、本事業は明らかに必要性に乏しい事業とは言えない。</p> <p>事業費として支出された大会の経費は林業水産課の職員の管理の下、流用することなく適切に使われていると判断できる。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>大分市森林セラピートレイルランニング大会は、市直営での実施が難しく効率的ではないため、大分市野津原地区地元自治会関係者、大分県トレイルランニング協会・大分県山岳連盟等関係機関で構成される大分市森林セラピートレイルランニング大会実行委員会へ支出することは適切である。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>他の森林セラピー魅力創出事業について確認したところ、同様の補助金等は確認されず、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されていると判断する。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>大分市の仕様書に基づく業務委託であり、申請時に見積書の提出もあるため、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないと判断する。</p> <p>なお、大会参加者の半数は県外からの参加であるが、地元産品を使用した「おもてなしブース」を設置し、食を通じた地元の魅力発信も行うことで、地元大分の魅力発信や地域振興に繋がると考えられるものの、本来の事業の目的とは言えない。</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>本事業が支出する森林セラピートレイルランニング大会は、大分市の重点事業として位置づけられている魅力創出事業の一環として行われ、森林</p>

	<p>セラピーの認知度向上及び地域振興を図ることを目的に開催されている。</p> <p>事業の評価指標として大会エントリー数を掲げているものの、目標を達成できていない上、森林セラピーの認知度向上及び地域振興を図るという目的を具体的に評価できる目標が設定されているとは言い難く、目的の達成状況の判断ができない。</p> <p>しかし、スポーツとしての競技性が高く、県内唯一の大会でもあることから、令和4年度より他課へ業務移管しており、林業水産課としての役割は終了している。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>大分市森林セラピートレイルランニング大会は、大分市の重点事業として位置づけられている、森林セラピー魅力創出事業の一環として行われているが、一定の周知終えたことと競技性が高いことを理由に、令和4年7月よりスポーツ大会として事務局をスポーツ振興課に移管して実施することとなっている。</p> <p>このことから、事業の見直しは適宜行われていると考えられる。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>本事業が支出する森林セラピートレイルランニング大会は、大分市の重点事業として位置づけられている魅力創出事業の一環として行われ、森林セラピーの認知度向上及び地域振興を図ることを目的に開催されている。</p> <p>その評価指標として大会エントリー者数を設定しているが、大会エントリー者数は目標を達成できておらず、また、大会エントリー者数を以って目的の達成状況を評価できるとは考え難い。</p> <p>また、大会参加者の半数は県外からの参加であり、地元産品を使用した「おもてなしブース」を設置し、食を通じた地元の魅力発信も行うことで、地元大分の魅力発信や地域振興に一定の効果があると考えられるものの、本来の事業の目的とは言えず、事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるとは言えない。</p> <p>目的の達成度合いを具体的に評価できる目標指標を設定し、事業の効果を分析することが望ましい。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>本事業が支出する森林セラピートレイルランニング大会は、大分市の重点事業として位置づけられている魅力創出事業の一環として行われ、森林セラピーの認知度向上及び地域振興を図ることを目的に開催されてきた</p>

<p>が、一定の周知を終えたこと、競技性が高いことを理由に、令和4年7月からスポーツ大会として事務局をスポーツ振興課に移管して実施することとなっている。</p> <p>このことから、林業水産課において、事業の実態に即した予算配分が行われていると考えられる。</p>
--

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(35) 森林セラピー魅力創出事業 情報発信等業務委託料

事業名 補助金等の名称	森林セラピー魅力創出事業 情報発信等業務委託料			直接事業									
予算費目	項：林業費		目：林業振興費										
根拠法令・要綱等													
事業期間	事業開始年度	平成23年度	事業終期年度	終期の設定なし									
予算額・決算額の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度									
	当初予算	900,000	1,503,000	1,193,000									
	決算額	869,000	1,502,050	955,020									
事業の目的	<p>森林セラピー魅力創出事業(情報発信等業務委託料)は、科学的な証拠に裏付けされた森林浴効果である森林セラピーを活用し、こころと身体の健康づくりや地域住民等との協働により、森林などの地域資源・観光資源の掘り起こしを行い、地域の活性化を図ることを目的とする。</p>												
事業の概要	<p>本事業は大分市の重点事業である、森林セラピー魅力創出事業の一環として行われており、広く市民に森林セラピーを知ってもらうため、以下のような業務に支出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林セラピーホームページ改修(森林セラピー体験ホームページ作成) ・森林セラピー個別プログラムリーフレットデザイン作成業務 ・情報発信等業務(大分市森林セラピー基地ホームページ管理運用業務) ・大分市森林セラピー広報ページ作成業務 <p>森林セラピー魅力創出事業(公演等委託料)と森林セラピー魅力創出事業(情報発信等業務委託料)は、以下を事業の評価指標としている。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>評価指標名</td> <td colspan="2">セラピープログラム参加者数</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>目標</td> <td>実績</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>850人</td> <td>895人</td> </tr> </table>				評価指標名	セラピープログラム参加者数		年度	目標	実績	令和元年度	850人	895人
評価指標名	セラピープログラム参加者数												
年度	目標	実績											
令和元年度	850人	895人											

		令和2年度	850人	656人
		令和3年度	450人	467人
	※令和3年度より新型コロナウイルス感染症が拡大してきたため、令和3年度の目標を変更している。			
監査手続				
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。			
i	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。			
	<p>大分市契約事務規則第4条により、契約金額が50万円以内の場合は、契約の内容を記載した調書または相手方に請け書その他これに準ずる書類を提出させることで契約書を省略することができることとされている。</p> <p>さらに、その場合において、契約金額が20万円以内のもので第41条の規定により見積書等を徴するものにあつては、当該見積書によることで請け書を省略することができることとされている。</p> <p>一者見積理由書について、大分市契約事務規則第41条第2項により、「次の各号のいずれかに該当する場合を除き、なるべく2人以上の者から徴さなければならない。」と定めており、第1号に「工事その他の請負契約で、契約金額が20万円以内のとき」と定めている。</p> <p>必要な決裁書類等について確認を行ったところ、請け書の保管がない業務では以上の要件を満たしており、必要な書類は揃っていることから問題は認められないと判断する。</p> <p>その他業務に関しても必要書類を確認したところ、必要な書類は全て揃っており、予算の執行は大分市財務規則及び大分市契約事務規則に則って行われ、公平かつ適切に実施されていると判断する。</p>			
ii	事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。			
	書類の日付、金額、使途、条件、現地写真などに不自然な点はなく、書類は適切に作成されていると判断する。			
iii	事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。			
	決裁区分に応じた決裁を受けており、また、日付、決裁権限、内容、条件、などに不自然な点は無く、問題は認められない。			
iv	補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。			
	支出の要件判定は、大分市財務規則及び大分市契約事務規則に則って行われ、また、業務は大分市からの仕様書に基づいて行われており、期間、金			

	額、使途、条件などに問題は認められない。
v	補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	対象業務は、森林セラピーホームページ改修・管理業務委託、森林セラピー広報ページ作成業務委託、ガイドブック等作成業務委託の3つに大別され、各業務は各々同一の対象者が行っていた。 いずれの業務委託においても、事業の特性や過去の実績等を総合的に判断して、新規参入を妨げないよう交付対象者の選定を適宜見直す必要があるものの、交付対象者の選定、取引は適切に実施されていた。 なお、収支状況の把握は、交付の要件となっていない。
vi	事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。
	必要に応じて、業務完了届、実績報告書、検査調書、完成後写真等が申請書類と共に保管されており、実績確認や報告は適時・適切に行なわれていると判断できる。
vii	事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。
	本事業は、大分市の仕様書に基づく業務委託である。 仕様書の記載内容は、「①品名・件名②規格・性能・装備・付属品等③数量④納入場所⑤納入期限⑥担当者・連絡先⑦その他必要事項」と物品契約事務マニュアルに記載されている。 申請時に見積書の提出もあるため、他の使途への流用はないと考えられる。
viii	国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。
	大分市単独の事業であり、大分県や国の負担はなく、請求手続などは行われていない。
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	平成23年度に事業を開始し、事業終期年度は設定されていない。 大分市民の健康維持・増進、疾病の予防等に森林セラピーを活かし、さらには、森林などの地域資源・観光資源の掘り起こしを行い、地域の活性化を図ることを目的としている。 こころと身体健康づくりや地域振興等をはじめとした森林の多面的な活用に資するもので、事業期間を合理的に定めることは難しい。 セラピープログラムへのアンケート等で、どの情報発信手段が効果的で

	あるか等は適切に把握した上で、事業の継続を検討する必要があると考える。
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>令和元年度から令和3年度の公演等委託料は、セラピープログラム参加者数を評価指標としており、評価指標は概ね達成できている。</p> <p>また、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っており、所期の目的を達成するための支出をしていると考える。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>森林セラピー魅力創出事業は、こころと身体の健康づくりや地域振興等をはじめとした森林の多面的な活用に資するものであり、一定の公益性は認められる。</p> <p>しかし、セラピープログラムの開催場所が森林部であるため、駐車場の確保、安全対策、対応するスタッフの人数などの観点から、そもそもの募集人数が少なく設定されており、一部の市民しか参加できない状況にある。</p> <p>今後は、希望に応じて随時体験プログラムを提供する「個別案内」制度の利用促進のための情報発信を図る等、より多くの市民が森林セラピーを体験できるようにしていくべきである。</p> <p>(意見)</p>
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>本委託業務は、森林セラピーホームページ改修・管理業務委託、森林セラピー広報ページ作成業務委託、ガイドブック等作成業務委託の3つに大別され、各業務は各々1対象者が行っていた。</p> <p>森林セラピーホームページ改修・管理業務委託は、平成26年度に行ったホームページ作成及び管理運営業務の公募型プロポーザル方式にて決定した対象者が継続して業務を行っている。</p> <p>本業務では、追加のページ作成や、システム改修、音声ファイル作成のほか、デザイン調整、制作管理の実施も含まれており、他の業者に本業務委託した場合、システムの詳細分析や動作確認など、正常かつ安定的な改修に向けた作業に要する期間及び費用が膨大となる可能性がある。</p>

	<p>そのため、随意契約での継続は合理的であると判断する。</p> <p>森林セラピー広報ページ作成業務は、大分市内 138,000 世帯に無料戸別配布している(配布エリア外の 2 地域ではスーパー等での置き本として設置)月刊誌の発行業者へ委託し、当該月刊誌へ掲載をしている。</p> <p>多くの市民の手に渡ることや、読者年齢分布が森林セラピー魅力創出事業の新たなターゲット層と合致し、有効な広報手段であると言える。また、他に同様の月刊誌がなく、随意契約での継続は合理的であると判断する。</p> <p>ガイドブック等作成業務委託の対象者は、森林セラピーに関する知識を有していること、大分市内すべてのセラピーロードに精通していること、初版のガイドブックを作成した実績があること、また、森林セラピストが複数所属する他団体がないことを理由に、随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)及び一者見積(大分市契約事務規則第 41 条第 2 項第 7 号)となっている。</p> <p>大分市内の森林セラピーガイド及び森林セラピストの有資格者数が 30 名おり、そのうち任意団体のおおいた森・人・癒しの会(市内 24 名、市外 2 名の有資格者が所属)に加入しているものについては、聞き取り等で所属の確認が可能である。残りの有資格者についてはその所属と団体活動を行っていないか情報収集を行い、団体活動を行っていないことを確認している。</p> <p>今後も可能な限り情報収集を行い、NPO 法人以外に団体活動を行える団体が存在する時は、入札などによる契約締結を行う必要がある。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>森林セラピーホームページ改修・管理業務委託及び森林セラピー広報ページ作成業務委託において、交付対象者が毎年同一となっていることには、明確な理由があると判断できる。</p> <p>ガイドブック等作成業務委託では、他に対象となり得る者があるかの把握は、任意団体のおおいた森・人・癒しの会に加入しているものについては、聞き取り等で所属団体の確認が可能である。残りの有資格者についてはその所属と団体活動を行っていないか情報収集を行い、団体活動を行っていないことを確認している。</p> <p>今後も可能な限り情報収集を行い、NPO 法人以外に団体活動を行える団体が存在する時は、入札などによる契約締結を行う必要がある。</p>
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。

	<p>本事業は、大分市で作成された仕様書に基づく業務委託であり、事業は仕様書に則って行われていることを確認した。</p> <p>セラピープログラム参加者数という評価指標は概ね達成できており、また、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っており、所期の目的を達成するための支出をしていると考えられる。</p> <p>しかし、事業の目的の達成状況を直接的に評価する評価指標の設定が不十分であるため、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定されておらず、適切な水準となっていない可能性がある。</p> <p>事業の目的の達成状況を直接的に評価する評価指標の設定をした上で、他都市のイベント開催時の契約金額等の調査を行い、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定すべきである。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>大分市契約事務規則第 41 条にて、随意契約によろうとする場合は、なるべく 2 者以上から見積書を徴さなければならないと定められている。</p> <p>契約の特殊性により契約の相手方が特定される時は除くと規定されており、本事業ではこれに該当することから一者随意契約となっている。この場合においても、過去の実績や類似事業との比較を行ったり、他都市のイベント開催時の契約金額を調査することなどにより、委託料の適正性を精査していく必要がある。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>森林セラピー魅力創出事業はこころと身体の健康づくりや地域振興等をはじめとした森林の多面的な活用に資するもので、公益的な役割を担っていると考えられる。よって、本事業は明らかに必要性に乏しい事業とは言えない。</p> <p>また、大分市の作成する仕様書に基づいて支出されており、適切に支出されていると判断する。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>各々の業務内容は、専門的な知識を必要とするものであり、民間業者へ委託することは適切であると判断する。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p>

	他の森林セラピー魅力創出事業について保管資料の閲覧や担当課への聞き取りを実施して確認したところ、同様の補助金等は確認されず、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されていると判断する。
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 大分市の仕様書に基づく業務委託であり、申請時に見積書の提出もあるため、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないと判断する。
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。 森林セラピー魅力創出事業(情報発信等業務委託料)のセラピープログラム参加者数を評価指標とし、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っている。 事務事業評価を確認したところ、事業費の実績、評価指標の達成状況は総合的に整理されているが、事業の成果の具体的な検証の記録が乏しく、また、次年度予算の方向性の評価や優先度の評価において、その評価をした理由が記載されていない。 また、セラピープログラム参加者数以外の評価指標の設定やアンケート調査の見直しを行うなど、適宜目的の達成度合いを具体的に評価・分析することが望ましい。 (意見)
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。 森林セラピー魅力創出事業(情報発信等業務委託料公演等委託料)のセラピープログラム参加者数を評価指標とし、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っている。 今後は、セラピープログラム参加者数以外の評価指標の設定やアンケート調査の見直しを行うなど、事業の支出の効果を具体的に検討することが望ましい。 (意見)
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。 評価指数をセラピープログラム参加者数とし、事業の目的の達成状況を

	<p>把握するため、参加者へのアンケートを実施するほか、九州管内の森林セラピー担当者会議にてそれぞれの取組を共有することで、イベント型ではなく、随時希望に応じて体験プログラムを提供する「個別案内」制度を導入するなど、事業の見直しにつなげている。</p> <p>したがって、事業の改善を図りながら、所期の目的達成に向けて効果的に取組が行われていると考える。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>予算配分は、実績や目標指標の達成状況の整理や、予算の根拠となる参考見積書等を徴取し、次年度の計画を作成したうえで決定されており、適切に予算配分が行われていると判断する。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・ 監査要点 (公益性)

セラピープログラムの開催場所が森林部であるため、駐車場の確保、安全対策、対応するスタッフの人数などの観点から、そもそもの募集人数が少なく設定されており、一部の市民しか参加できない状況にある。

希望に応じて随時体験プログラムを提供する「個別案内」制度の利用促進のための情報発信を図る等、より多くの市民が森林セラピーを体験できるようにしていくべきである。

・ 監査要点 (経済性)

セラピープログラム参加者数という評価指標は概ね達成できており、また、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っており、所期の目的を達成するための支出をしていると考えられる。

しかし、事業の目的の達成状況を直接的に評価する評価指標の設定が不十分であるため、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定されておらず、適切な水準となっていない可能性がある。

事業の目的の達成状況を直接的に評価する評価指標の設定をした上で、他都市のイベント開催時の契約金額等の調査を行い、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定すべきである。

大分市契約事務規則第 41 条にて、随意契約によろうとする場合は、なるべく 2 者以上から見積書を徴さなければならないと定められている。

契約の特殊性により契約の相手方が特定される時は除くと規定されており、本事業ではこれに該当することから一者随意契約となっている。この場合においても、過去の実績や類似事業との比較を行ったり、他都市のイベント開催時の契約金額を調査することなどにより、委託料の適正性を精査していく必要がある。

・ 監査要点（有効性）

森林セラピー魅力創出事業(情報発信等業務委託料)のセラピープログラム参加者数を評価指標とし、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っている。

事務事業評価を確認したところ、事業費の実績、評価指標の達成状況は総合的に整理されているが、事業の成果の具体的な検証の記録が乏しく、また、次年度予算の方向性の評価や優先度の評価において、その評価をした理由が記載されていない。

セラピープログラム参加者数以外の評価指標の設定やアンケート調査の見直しを行うなど、適宜目的の達成度合いを具体的に評価・分析することが望ましい。

森林セラピー魅力創出事業(情報発信等業務委託料公演等委託料)のセラピープログラム参加者数を評価指標とし、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っている。

セラピープログラム参加者数以外の評価指標の設定やアンケート調査の見直しを行うなど、事業の支出の効果を具体的に検討することが望ましい。

(36) 森林セラピー魅力創出事業 公演等委託料

事業名 補助金等の名称	森林セラピー魅力創出事業 公演等委託料			直接事業
予算費目	項：林業費		目：林業振興費	
根拠法令・要綱等				
事業期間	事業開始年度	平成 23 年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	1,615,000	2,265,000	2,615,000
	決算額	1,158,840	807,400	1,489,697
	件数	4	3	7
事業の目的	本事業は大分市の重点事業である、森林セラピー魅力創出事業の一環として行われており、森林セラピー魅力創出事業は、科学的な証拠に裏付けさ			

	<p>れた森林浴効果である森林セラピーを活用し、こころと身体の健康づくりや地域住民等との協働により、森林などの地域資源・観光資源の掘り起こしを行い、地域の活性化を図ることを目的としている。</p>												
事業の概要	<p>大分市民の健康維持・増進、疾病の予防等に森林セラピーを活かし、さらには、森林などの地域資源・観光資源の掘り起こしを行い、地域の活性化を図ることを目的としている。</p> <p>本事業は大分市の重点事業である、森林セラピー魅力創出事業の一環として行われている。</p> <p>NPO法人森林セラピーソサエティが生理・心理実験を行い、効果が実証された地域を「森林セラピー基地」として認定し、基地内の「セラピーロード」において森林セラピーの知見を持つ森林セラピスト・森林セラピーガイド(NPO法人森林セラピーソサエティ公認資格)が歩行や運動、レクリエーション、ライフスタイルの指導等を行い、森林セラピーを実際に気軽に体験してもらうプログラムを実施している。</p> <p>令和3年度は、森林セラピーKIDS!、森林セラピーガイドアシスタント養成講座、第7回高崎山セラピーロード山開き開催業務委託等を行っている。</p> <p>※NPO法人森林セラピーソサエティは、全国の森林セラピー基地やセラピーロードの認定活動や、通信教育による森林セラピー資格者の認定を行っている。法人住所は東京都千代田区。</p> <p>令和元年度から令和3年度の公演等委託料、情報発信等業務委託料はセラピープログラム参加者数を評価指標としており、目標と実績は下記の通りとなっている。</p> <table border="1" data-bbox="547 1397 1211 1592"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>目 標</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>850 人</td> <td>895 人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>850 人</td> <td>656 人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>450 人</td> <td>467 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年度より新型コロナウイルス感染症が拡大してきたため、令和3年度の目標を変更した。</p>	年 度	目 標	実 績	令和元年度	850 人	895 人	令和2年度	850 人	656 人	令和3年度	450 人	467 人
年 度	目 標	実 績											
令和元年度	850 人	895 人											
令和2年度	850 人	656 人											
令和3年度	450 人	467 人											
監査手続													
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令(地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等)に従い、公平かつ適切に実施されているか。												
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>大分市契約事務規則第4条により、契約金額が50万円以内の場合は、契約の内容を記載した調書または相手方に請け書その他これに準ずる書類を</p>												

	<p>提出させることで契約書を省略することができる」とされている。</p> <p>さらに、その場合において、契約金額が 20 万円以内のもので第 41 条の規定により見積書等を徴するものにあつては、当該見積書によることで請け書を省略することができる」とされている。</p> <p>必要な決裁書類等について確認を行ったところ、契約書、請け書の省略は以上の要件を満たしており、必要な書類は揃っていることから問題は認められないと判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>交付申請書類に、日付、金額、使途、条件、現地写真などにおいて不自然な点は認められず、適切に手続きが行われていると判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>決裁区分に応じた決裁を受けており、また、日付、決裁権限、内容、条件、などに不自然な点は無く、問題は認められない。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>支出の要件判定は、大分市財務規則及び大分市契約事務規則に則って行われ、また、業務は大分市からの仕様書に基づいて行われており、期間、金額、使途、条件などに問題は認められない。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>担当班内にて申請内容の確認や不備の有無は検討され、交付対象者の選定、取引は適切になされている。</p> <p>選定において交付対象者の収支状況は条件とされていない。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>実績確認にあたり、事業実績、事業実施のスケジュール、事業実施方法等が記載された事業実績書の提出を受けたうえで請求書や必要書類にもとづいた審査が行われており、問題は認められない。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>大分市が作成する仕様書に基づく業務委託であり、問題は認められず、他の使途への流用はないと判断できる。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市単独の事業であり、大分県や国の負担はなく、請求手続きなどは行われていない。</p>
監査要点	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>

(公益性)	
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p>
	<p>平成 23 年度に事業を開始し、事業終期年度は設定されていない。 大分市民の健康維持・増進、疾病の予防等に森林セラピーを活かし、さらには、森林などの地域資源・観光資源の掘り起こしを行い、地域の活性化を図ることを目的としている。</p> <p>こころと身体の健康づくりや地域振興等をはじめとした森林の多面的な活用に資するもので、公益的な役割を担う施策であり、事務事業評価で事業の実績や評価指標の達成状況等を整理するとともに、次年度予算の方向性や事業の見直し・廃止の検討については、これまでの実績や費用対効果を検証したうえで決定している。</p> <p>今後、イベント型から個別案内によるセラピープログラムの実施への重点移行の途中であることから、これらの状況を踏まえて事業期間を検討する予定であり、現時点で事業期間の設定を行うことは困難であると判断する。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p>
	<p>令和元年度から令和 3 年度の公演等委託料は、セラピープログラム参加者数を評価指標としており、評価指標は概ね達成できている。</p> <p>また、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っており、所期の目的を達成するための支出をしていると考えられる。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p>
	<p>森林セラピー魅力創出事業は、こころと身体の健康づくりや地域振興等をはじめとした森林の多面的な活用に資するものであり、一定の公益性は認められる。</p> <p>しかし、セラピープログラムの開催場所が森林部であるため、駐車場の確保、安全対策、対応するスタッフの人数などの観点から、そもそもの募集人数が少なく設定されており、一部の市民しか参加できない状況にある。</p> <p>今後は、希望に応じて随時体験プログラムを提供する「個別案内」制度の利用促進を図り、より多くの市民が森林セラピーを体験できるようにしていくことが望ましい。</p>

	(意見)
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>委託先の選定に関して、令和3年度は7件の支出のうち、5件の支出先が同一であった。</p> <p>5件の事業における契約の相手先については、有資格者である森林セラピストが適切な保養プログラムを提供し、その実施をセラピーガイドが行うこととなっていることから、森林セラピストが複数名在籍し森林セラピーに関する知識を熟知していること、また、安全性を担保するため各ロードに精通していることが求められる。</p> <p>条件を満たす NPO 法人と例年契約を締結しているが、その際には入札などは行われておらず、随意契約を結んでいる。</p> <p>大分市内の森林セラピーガイド及び森林セラピストの有資格者数が30名おり、そのうち任意団体のおおいた森・人・癒しの会(市内24名、市外2名の有資格者が所属)に加入しているものについては、聞き取り等で所属の確認が可能である。残りの有資格者についてはその所属と団体活動を行っていないか情報収集を行い、団体活動を行っていないことを確認している。</p> <p>今後も可能な限り情報収集を行い、NPO 法人以外に団体活動を行える団体が存在する時は、入札などによる契約締結を行う必要がある。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>令和3年度は7件の支出のうち、5件の支出先が同じであり、これはイベントにおいて参加者に提供する森林セラピープログラムの実施にあたり、森林セラピストが複数名在籍し森林セラピーに関する知識を熟知していること、また、安全性を担保するため各ロードに精通していることが求められるためであった。</p> <p>大分市内には本事業を受注している NPO 法人以外に条件を満たす団体は存在しておらず、選定先が同一であることに問題は認められない。</p>
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>本事業は、大分市で作成された仕様書に基づく業務委託であり、事業は仕様書に則って行われていることを確認した。</p> <p>セラピープログラム参加者数という評価指標は概ね達成できており、また、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等による</p>

	<p>ガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っており、所期の目的を達成するための支出をしていると考えられる。</p> <p>しかし、事業の目的の達成状況を直接的に評価する評価指標としては不十分であるため、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定されておらず、適切な水準となっていない可能性がある。</p> <p>事業の目的の達成状況を直接的に評価する評価指標の設定をした上で、他都市のイベント開催時の契約金額等の調査を行い、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定すべきである。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>大分市契約事務規則第41条にて、随意契約によろうとする場合は、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならないと定められている。</p> <p>契約の特殊性により契約の相手方が特定される時は除くと規定されており、本事業ではこれに該当することから一者随意契約となっている。この場合においても、過去の実績や類似事業との比較を行ったり、他都市のイベント開催時の契約金額を調査することなどにより、委託料の適正性を精査していく必要がある。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>森林セラピー魅力創出事業はこころと身体の健康づくりや地域振興等をはじめとした森林の多面的な活用に資するもので、公益的な役割を担っていると考えられる。よって、本事業は明らかに必要性に乏しい事業とは言えない。</p> <p>また、大分市の作成する仕様書に基づいて支出されており、適切に支出されていると判断する。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>各々の業務内容は、ある程度の専門的な知識を必要とするものであり、民間業者へ委託することは適切であると判断する。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>他の森林セラピー魅力創出事業について保管資料の閲覧や担当課への聞き取りを実施して確認したところ、同様の補助金等は確認されず、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されていると判断する。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて</p>

	<p>負担をしていないか。</p> <p>大分市の仕様書に基づく業務委託であり、申請時に見積書の提出もあるため、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないと判断する。</p> <p>また、市民参加者からは参加費や材料費などの実費の一部を徴収しており、負担を避けられるコストについて負担をしていないと判断する。</p>
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>森林セラピー魅力創出事業(公演等委託料)のセラピープログラム参加者数を評価指標とし、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っている。</p> <p>事務事業評価を確認したところ、事業費の実績、評価指標の達成状況は総合的に整理されているが、事業の成果の具体的な検証の記録が乏しく、また、次年度予算の方向性の評価や優先度の評価において、その評価をした理由が記載されていない。</p> <p>また、セラピープログラム参加者数以外の評価指標の設定やアンケート調査の見直しを行うなど、適宜目的の達成度合いを具体的に評価・分析することが望ましい。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>森林セラピー魅力創出事業(公演等委託料)のセラピープログラム参加者数を評価指標とし、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っている。</p> <p>今後は、セラピープログラム参加者数以外の評価指標の設定やアンケート調査の見直しを行うなど、事業の支出の効果を具体的に検討することが望ましい。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>評価指数をセラピープログラム参加者数とし、事業の目的の達成状況を把握するため、参加者へのアンケートを実施するほか、九州管内の森林セラピー担当者会議にてそれぞれの取組を共有することで、イベント型ではな</p>

	<p>く、随時希望に応じて体験プログラムを提供する「個別案内」制度を導入するなど、事業の見直しにつなげている。</p> <p>したがって、事業の改善を図りながら、所期の目的達成に向けて効果的に取組が行われていると考える。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p>
	<p>予算配分は、実績や目標指標の達成状況の整理や、予算の根拠となる参考見積書等を徴取し、次年度の計画を作成したうえで決定されており、適切に予算配分が行われていると判断する。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点（公益性）

セラピープログラムの開催場所が森林部であるため、駐車場の確保、安全対策、対応するスタッフの人数などの観点から、そもそもの募集人数が少なく設定されており、一部の市民しか参加できない状況にある。

希望に応じて随時体験プログラムを提供する「個別案内」制度の利用促進を図り、より多くの市民が森林セラピーを体験できるようにしていくことが望ましい。

・監査要点（経済性）

セラピープログラム参加者数という評価指標は概ね達成できており、また、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っており、所期の目的を達成するための支出をしていると考えられる。

しかし、事業の目的の達成状況を直接的に評価する評価指標としては不十分であるため、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定されておらず、適切な水準となっていない可能性がある。

事業の目的の達成状況を直接的に評価する評価指標の設定をした上で、他都市のイベント開催時の契約金額等の調査を行い、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定すべきである。

大分市契約事務規則第41条にて、随意契約によろうとする場合は、なるべく2者以上

から見積書を徴さなければならないと定められている。

契約の特殊性により契約の相手方が特定される時は除くと規定されており、本事業ではこれに該当することから一者随意契約となっている。この場合においても、過去の実績や類似事業との比較を行ったり、他都市のイベント開催時の契約金額を調査することなどにより、委託料の適正性を精査していく必要がある。

・ 監査要点（有効性）

事務事業評価を確認したところ、事業費の実績、評価指標の達成状況は総合的に整理されているが、事業の成果の具体的な検証の記録が乏しく、また、次年度予算の方向性の評価や優先度の評価において、その評価をした理由が記載されていない。

また、セラピープログラム参加者数以外の評価指標の設定やアンケート調査の見直しを行うなど、適宜目的の達成度合いを具体的に評価・分析することが望ましい。

森林セラピー魅力創出事業(公演等委託料)のセラピープログラム参加者数を評価指標とし、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っている。

セラピープログラム参加者数以外の評価指標の設定やアンケート調査の見直しを行うなど、事業の支出の効果を具体的に検討することが望ましい。

(37) 有害鳥獣対策事業 有害鳥獣駆除報償金

事業名 補助金等の名称	有害鳥獣対策事業 有害鳥獣駆除報償金			直接事業
予算費目	項：林業費	目：林業振興費		
根拠法令・要綱等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 有害鳥獣捕獲報償金交付要領 大分市有害鳥獣捕獲等許可事務取扱要領 報償金等の改定に係る覚書			
事業期間	事業開始年度	昭和 48 年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	36,270,000	36,270,000	41,270,000
	決算額	28,616,300	35,764,300	32,693,100
事業の目的	野生鳥獣（イノシシ等）による農作物等の被害に加え、近年は住宅地に出没し、人身被害が懸念される事例が増加傾向にある。防護柵の設置等の予防対策と並行して、これらの有害鳥獣の捕獲を進めることで被害防止や軽減を図る。 なお、農林水産省 HP によると「野生鳥獣による農作物被害は、令和 3			

	<p>年度が約 155 億円となっており、被害金額は依然として高い水準であり、営農意欲の減退ともなっており、数字に現れる以上に深刻な影響を及ぼしています。このため、農林水産省では、『鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律』に基づき、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって実施する野生鳥獣に対する様々な被害防止のための総合的な取組を支援しています」と記載されている。</p>										
事業の概要	<p>野生鳥獣（イノシシ等）による農作物等の被害に加え、近年は住宅地に出没し、人身被害が懸念される事例が増加傾向にある。防護柵の設置等の予防対策と並行して、これらの有害鳥獣の捕獲を進めることで被害防止や軽減を図る。</p> <p>有害鳥獣捕獲報償金交付要領第 1 条に「農作物の有害鳥獣による被害を防止するため有害鳥獣捕獲を実施する場合は、捕獲効果をより促進するため……報償金を交付する」と規定されており、農作物の有害鳥獣による被害状況及び被害の軽減目標、有害鳥獣の捕獲体制及び捕獲計画並びに有害鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項等については、「大分市鳥獣被害防止計画」に記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、シカ、アナグマ等の有害鳥獣の捕獲・追払い ・市認定の捕獲活動等に従事した捕獲班（19 班）に対し、捕獲・出動報償金を交付する（有害鳥獣捕獲報償金交付要領第 2 条第 1 項に規定）。 ・捕獲報償金（※市費＋県費） <ul style="list-style-type: none"> イノシシ 1 頭から 10 頭まで 30,000 円、11 頭以降 6,000 円 シカ 1 頭につき 10,000 円 アナグマ・アライグマ・タヌキ 1 頭につき 2,000 円 ・出動報償金（※市費のみ） <ul style="list-style-type: none"> 獣類出動報償金 2,000 円/1 人/1 日（連続 5 時間以上の出動） 鳥類出動報償金 2,300 円/1 人/1 日（連続 5 時間以上の出動） ・捕獲頭数については、県の鳥獣管理計画に基づき大分市鳥獣被害防止計画を策定し、その中で目標値を設定し捕獲活動を進めている。 <p>「大分市鳥獣被害防止計画」によると、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状（平成 30 年度）については、以下のとおりであり、被害額は平成 30 年度で年間 11,782 千円と算出されている。</p> <table border="1" data-bbox="435 1823 1350 1964"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">平成 30 年度被害値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イノシシ</td> <td>水稻・果樹・野菜 (たけのこ含む)</td> <td>7,849 千円</td> <td>6.26ha</td> </tr> </tbody> </table>					平成 30 年度被害値		イノシシ	水稻・果樹・野菜 (たけのこ含む)	7,849 千円	6.26ha
		平成 30 年度被害値									
イノシシ	水稻・果樹・野菜 (たけのこ含む)	7,849 千円	6.26ha								

カラス	果樹・しいたけ・飼料	2,300 千円	0.8ha
サル	果樹	1,065 千円	0.41ha
シカ	—	0 千円	0.00ha
カワウ	魚類	445 千円	—ha
タヌキ	飼料	100 千円	0.12ha
アナグマ	—	0 千円	0.00ha
アライグマ	果樹・野菜	23 千円	0.01ha

また、「大分市鳥獣被害防止計画」によると、令和4年度における有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減目標については、以下のとおりであり、平成30年度における被害額からの被害軽減目標額は3,534千円と算出されている。

令和4年度年度被害値軽減目標		
イノシシ	5,494 千円	4.38ha
カラス	1,610 千円	0.59ha
サル	746 千円	0.29ha
シカ	0 千円	0.00ha
カワウ	312 千円	—ha
タヌキ	70 千円	0.08ha
アナグマ	—千円	—ha
アライグマ	16 千円	0.01ha

「令和3年度大分市鳥獣被害防止計画実施状況報告書」によると、令和3年度における有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状については、以下のとおりである。

なお、被害額は13,045千円と算出され、平成30年度における被害額よりも1,263千円増加している。

令和3年度被害値		
イノシシ	8,013 千円	6.07ha
カラス	956 千円	1.31ha
サル	3,099 千円	1.17ha
シカ	233 千円	0.26ha
カワウ	673 千円	—ha
タヌキ	18 千円	0.01ha
アナグマ	53 千円	0.02ha
アライグマ	—千円	—ha

	<p>有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除報償金）の事業期間については、国、県から鳥獣被害防止総合対策捕獲支援事業の終了を通知されるまで設定される。</p> <p>なお、有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除報償金）に係る有害鳥獣捕獲許可期間については、大分市有害鳥獣捕獲等許可事務取扱要領第3(2)イに「捕獲等は、鳥獣の繁殖期をできるだけ避けて、最も効果的に実施できる時期を選び、期間は可能な限り短期間を原則として3ヶ月以内とする。但し、計画捕獲等については、対象作物の被害発生時期等を考慮して7ヶ月を限度として許可することができるものとし、その場合は特に慎重に対処するものとする」と規定されている。</p> <p>現在、有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除報償金）に係る有害鳥獣捕獲許可期間は、大分市有害鳥獣捕獲等許可事務取扱要領の規定を原則としつつ、有害鳥獣捕獲班構成員である大分市猟友会と協議の上、設定しており、4月1日～10月31日と3月16日～3月31日までとなっている。これ以外の期間は猟期中（自由に狩猟できる期間）であるため、国内のあらゆる場所でハンターにより野生動物が捕獲（駆除）されている状況である。</p> <p>しかし、近年は猟期中に関わらず野生動物が住宅地や農地に出没し、市民生活に被害を及ぼす事例が多発していることから、今後は猟期中における有害鳥獣駆除報償金の交付（※）を検討している。</p> <p>※猟期中の報償金交付については、捕獲班の采配で捕獲した場合ではなく、市から現地対応を依頼された案件に限定する予定。</p>
監査手続	
<p>監査要点 (合規性)</p>	<p>各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。</p>
<p>i</p>	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>事業費に必要な決裁書類の確認を行ったところ、以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲報償金交付要領第4条第2項に規定する次の書類 報償金交付申請書（様式第1号） あり 有害鳥獣捕獲出動調書（様式第2号） あり 有害鳥獣捕獲出動日誌（様式第3号） あり 有害鳥獣捕獲に係る従業者の出動を確認できる写真 あり 有害鳥獣捕獲に係る従業者から捕獲された捕獲物の写真 あり 報償金交付請求書（様式第4号） あり
<p>ii</p>	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p>

	<p>報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適正に作成されており、不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、内容等は適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。</p>
iv	<p>助金等において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>請求書等には、請求金額の他、必要書類は適切に添付されており、期間、金額及び使途などは支出の要件判定は適正に行われていると判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定・取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>補助対象者の選定及び取引について、ヒアリング及び必要書類を確認した結果、適正に実施されていると判断する。</p> <p>なお、収支状況の確認は不要となっている。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>実施報告は完備されており、ヒアリング等を行った結果、以下の指摘事項を除き、実績確認及び報告は適切に行われていると判断する。</p> <p>有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除報償金）に関する実施報告について、有害鳥獣捕獲報償金交付要領第3条では、「捕獲班長……は、捕獲を実施した月における有害鳥獣捕獲等作業日誌、捕獲物の写真……及び捕獲物の尻尾を、翌月10日までに市長に提出し、捕獲状況について報告しなければならない」と規定されている。</p> <p>しかし、有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除報償金）に関する実施報告については、ヒアリング及び書類を確認した結果、現在まで、例えば「許可期間令和3年3月16日～令和3年3月31日」の報告は令和3年5月6日付の1回のみ、「許可期間令和3年4月1日～令和3年5月31日」の報告は令和3年6月17日付の1回のみとなっており、有害鳥獣捕獲報償金交付要領第3条の規定と整合しない。</p> <p>今後、有害鳥獣駆除報償金に関する実施報告については、有害鳥獣捕獲報償金交付要領第3条の規定に基づき実施すべきである。</p> <p>(意見)</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>各種証憑書類に問題は見受けられないことから、流用はされていないと</p>

	判断する。
viii	国・県の負担がある場合の請求手続は適正に行なわれているか。
	大分市の負担割合は 65.5%、大分県の負担割合は 34.5%であり、大分県への実績報告書を確認した結果、請求手続きは適正に行われていると判断する。 なお、有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除報償金）に関する補助金に係る請求手続きについては、大分県に「大分県鳥獣被害防止総合対策（鳥獣被害防止総合対策捕獲支援事業）補助金交付申請書」及び添付書類を提出している。
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	事業期間については、当面の間定められていない。 有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除報償金）は、国（県）の鳥獣被害防止総合対策捕獲支援事業の補助金を活用しており、この支援事業が終了するまで、また、市内の鳥獣による農作物被害等が軽減されるまで継続するように設定されている。従って、終期を定められていないことは妥当と判断する。
ii	初期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。又は、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	当該事業の目的の達成について、ヒアリング及び書類を確認した結果、未達であり、継続が必要であると判断する。 また、有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除報償金）の目的を達成できない蓋然性については、「令和 4 年度大分市鳥獣被害防止計画実施状況報告書」の報告を待っての検討課題であると考えられる。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。
	有害鳥獣対策事業は、国や県の補助事業を活用している。 農林水産省 HP によると、「野生鳥獣による農作物被害は、令和 3 年度が約 155 億円となっており、被害金額は依然として高い水準であり、営農意欲の減退ともなっており、数字に現れる以上に深刻な影響を及ぼしています。このため、農林水産省では、『鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律』に基づき、現場に最も近い

	<p>行政機関である市町村が中心となって実施する野生鳥獣に対する様々な被害防止のための総合的な取組を支援しています」と記載されている。</p> <p>当該事業は有害鳥獣対策事業の一環として実施されており、有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除報償金）については有害鳥獣による甚大な農業被害額の抑制等、公益性の観点から継続すべきであると判断する。</p> <p>なお、有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除報償金）の内容、金額について変更の必要性は、「令和4年度大分市鳥獣被害防止計画実施状況報告書」の報告を待っての検討課題となる。</p>
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適切に行われているか。</p> <p>本事業は、有害鳥獣の駆除について市認定の捕獲活動等に従事した捕獲班に対して支払われる報償金である。報償金の支払先にあたっては、要領に従い「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第9条第8項の規定に基づく有害鳥獣捕獲に係る従事者証の交付を受けた者で組織された有害鳥獣捕獲班が選定されており、選定基準に基づき公平に選定されていると判断する。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>本事業は、有害鳥獣の駆除についての報償金であることから、報償金の支払先が毎年同一にあることは十分に起こりうる。</p> <p>従って、選定先が毎年同一であることは問題として認められないと判断する。</p>
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の用途に無駄はなかったか。
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>ヒアリング及び必要な資料を確認した結果、事業の目的に沿って、適切な金額と事業期間で合理的に進められていると判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>報償金の支払いにあたり、鳥獣駆除の実績確認が必須であるが、写真や害獣現物の確認を行っており、報償金そのものの支払いに過剰なものは認められない。</p> <p>従って、事業費を抑制する対策をとられていると判断する。</p>
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。

	<p>鳥獣による農作物への被害を防止するための施策の一環であることから、必要性に乏しい事業とは認められない。</p> <p>また、事業費として支出した報償金は実績に基づいて支払われるため、支出額は適切であると判断する。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度を適切に選択しているか。</p>
	<p>事業は地元の猟友会等の協力を得ながら行われるものの、その金銭的な利害関係から、大分市が直接事業を行うことは適切であると判断する。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p>
	<p>他の事業費を確認したところ、趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、問題は認められないと判断する。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p>
	<p>本来、農業者等が被害防止の観点から自衛すべきであるが、防鳥ネットや電気柵などの防止策では効果が十分でないため、行政が鳥獣駆除を支援している。</p> <p>従って、大分市が鳥獣駆除の報奨金を支払うことに問題は認められないと判断する。</p>
<p>監査要点 (有効性)</p>	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p>
	<p>事業の成果については、「大分市鳥獣被害防止計画実施状況報告書」により報告され、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害値については、「大分市鳥獣被害防止計画」に基づき設定された目標値と比較検証されている。</p> <p>ヒアリング及び書類を確認した結果、具体的に評価及び分析されていると判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p>
	<p>支出の成果の検証に基づき、事業の見直しを行っており、問題は認められないと判断する。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p>
	<p>事業の実績を確認したところ、目標値は達成されておらず、現状の手法</p>

	<p>が最も効率的とは言えない。</p> <p>目標値の達成に向け、より実態に即した対策を検討する必要がある。</p> <p>(意見)</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。</p> <p>(令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p>
	<p>長期間継続している事業ではあるが、現状の農業被害額に応じて予算等は増額されている。</p> <p>目標達成に至っていないが、社会情勢などの現状に即した予算配分となっている。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (合規性)

有害鳥獣駆除報償金に関する実施報告については、有害鳥獣捕獲報償金交付要領第3条の規定に基づき実施すべきである。

・監査要点 (有効性)

事業の実績を確認したところ、目標値は達成されておらず、現状の手法が最も効率的とは言えない。目標値の達成に向け、より実態に即した対策を検討する必要がある。

(38) 有害鳥獣対策事業 原材料費

事業名 補助金等の名称	有害鳥獣対策事業 原材料費			直接事業
予算費目	項：林業費	目：林業振興費		
根拠法令・要綱等	大分市契約事務規則 大分県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱 大分市鳥獣被害防護柵現物支給要領			
事業期間	事業開始年度	平成29年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初予算	12,555,000	5,992,000	6,000,000
	決算額	549,321	5,577,694	5,943,410

事業の目的	<p>国の交付金事業を活用し地域で鳥獣被害防止のための防護柵を設置する。</p> <p>その際、交付金額が地域の要望額に満たない場合や、国の交付金で設置した防護柵が災害で破損した場合に、大分市が現物支給で補い、鳥獣の侵入を防ぐことで鳥獣による農作物被害の防止を図る。</p>																																				
事業の概要	<p>国の交付金事業（国→県→大分市）を活用し、地域で防護柵を設置する際、その交付金額が地域の要望額に満たない場合、防護柵が設置できなくなった箇所に対し、市費で現物の支給を行い補完する。</p> <p>また、国の交付金で設置した防護柵が台風などの災害により破損し、鳥獣の侵入を防ぐことが出来なくなった場合、当該部分の整備として市費で現物支給を行う。</p> <p>国の交付金事業の対象は、受益戸数 3 戸以上の集落かつ販売している作物を耕作している農地としている。</p> <p>防護柵の資材を大分市鳥獣被害防止対策協議会（事務局は大分市林業水産課）で購入し地域へ提供している。</p> <p>補助割合は 10 割補助であるが、入札等の状況によって一部地元負担金が発生する場合がある。</p> <p style="text-align: center;">有害鳥獣対策事業（原材料費）等の実績</p> <table border="1" data-bbox="411 1151 1331 1928"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 1151 564 1200">年度</th> <th colspan="2" data-bbox="564 1151 1331 1200">実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 1200 564 1442" rowspan="5">令和元年</td> <td data-bbox="564 1200 852 1249">国庫事業実施地区</td> <td data-bbox="852 1200 1331 1249">12 地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1249 852 1299">設置距離</td> <td data-bbox="852 1249 1331 1299">40,025m 事業費 43,730,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1299 852 1348">地域要望設置距離</td> <td data-bbox="852 1299 1331 1348">40,558m 事業費 44,280,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1348 852 1397">現物支給対象地区</td> <td data-bbox="852 1348 1331 1397">2 地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1397 852 1442">現物支給対象距離</td> <td data-bbox="852 1397 1331 1442">533m 事業費 549,321 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1442 564 1684" rowspan="5">令和 2 年</td> <td data-bbox="564 1442 852 1491">国庫事業実施地区</td> <td data-bbox="852 1442 1331 1491">13 地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1491 852 1541">設置距離</td> <td data-bbox="852 1491 1331 1541">35,686m 事業費 33,837,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1541 852 1590">地域要望設置距離</td> <td data-bbox="852 1541 1331 1590">41,296m 事業費 39,414,694 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1590 852 1639">現物支給対象地区</td> <td data-bbox="852 1590 1331 1639">3 地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1639 852 1684">現物支給対象距離</td> <td data-bbox="852 1639 1331 1684">5,610m 事業費 5,577,694 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1684 564 1928" rowspan="5">令和 3 年</td> <td data-bbox="564 1684 852 1733">国庫事業実施地区</td> <td data-bbox="852 1684 1331 1733">10 地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1733 852 1783">設置距離</td> <td data-bbox="852 1733 1331 1783">15,605m 事業費 25,257,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1783 852 1832">地域要望設置距離</td> <td data-bbox="852 1783 1331 1832">19,702.6m 事業費 25,262,943 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1832 852 1881">現物支給対象地区</td> <td data-bbox="852 1832 1331 1881">2 地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1881 852 1928">現物支給対象距離</td> <td data-bbox="852 1881 1331 1928">4,097.6m 事業費 5,943,410 円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績		令和元年	国庫事業実施地区	12 地区	設置距離	40,025m 事業費 43,730,000 円	地域要望設置距離	40,558m 事業費 44,280,000 円	現物支給対象地区	2 地区	現物支給対象距離	533m 事業費 549,321 円	令和 2 年	国庫事業実施地区	13 地区	設置距離	35,686m 事業費 33,837,000 円	地域要望設置距離	41,296m 事業費 39,414,694 円	現物支給対象地区	3 地区	現物支給対象距離	5,610m 事業費 5,577,694 円	令和 3 年	国庫事業実施地区	10 地区	設置距離	15,605m 事業費 25,257,000 円	地域要望設置距離	19,702.6m 事業費 25,262,943 円	現物支給対象地区	2 地区	現物支給対象距離	4,097.6m 事業費 5,943,410 円
年度	実績																																				
令和元年	国庫事業実施地区	12 地区																																			
	設置距離	40,025m 事業費 43,730,000 円																																			
	地域要望設置距離	40,558m 事業費 44,280,000 円																																			
	現物支給対象地区	2 地区																																			
	現物支給対象距離	533m 事業費 549,321 円																																			
令和 2 年	国庫事業実施地区	13 地区																																			
	設置距離	35,686m 事業費 33,837,000 円																																			
	地域要望設置距離	41,296m 事業費 39,414,694 円																																			
	現物支給対象地区	3 地区																																			
	現物支給対象距離	5,610m 事業費 5,577,694 円																																			
令和 3 年	国庫事業実施地区	10 地区																																			
	設置距離	15,605m 事業費 25,257,000 円																																			
	地域要望設置距離	19,702.6m 事業費 25,262,943 円																																			
	現物支給対象地区	2 地区																																			
	現物支給対象距離	4,097.6m 事業費 5,943,410 円																																			

監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適正に実施されているか。
i	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。
	<p>事業費に必要な決裁書類の確認を行ったところ、以下の通り必要書類を確認したところ、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市鳥獣被害防護柵現物支給要領第 4 条、第 5 条及び第 7 条に規定する次の書類 <ul style="list-style-type: none"> 大分市鳥獣被害防護柵現物支給申請書（様式第 1 号） 大分市鳥獣被害防護柵現物支給決定通知書（様式第 2 号） 大分市鳥獣被害防護柵設置完了届（様式第 3 号）
ii	事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	<p>報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適正に作成されており、不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。</p>
iii	事業費や補助金等の決裁は適正に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。
	<p>決裁書類の日付、決裁権限者、内容等は以下の通り適正であり、適正に決裁されていると判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現物支給 <ul style="list-style-type: none"> 支出負担行為決議書、支出命令書 ・物品購入契約 <ul style="list-style-type: none"> 支出負担行為決議書、支出命令書、設計書（仕様書）、施行伺 資材見積依頼、見積業者調書（見積書）、見積調書 契約保証金免除に係る履行実績調書 契約の締結並びに支出について（伺） 物品購入契約書、検査調書
iv	補助金等において、支出の要件判定は適正に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	<p>申請書等には、必要書類はきちんと添付されており、期間、金額、使途及び補助率については、ヒアリング及び書類を確認した結果、以下の事項を除き、適正であると判断する。</p>
v	補助金等の交付対象者の選定・取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	<p>補助対象者の選定及び取引について、ヒアリング及び必要書類を確認し</p>

	<p>た結果、適正に実施されていると判断する。</p> <p>なお、収支状況の確認は不要となっている。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>実績確認等については、ヒアリング及び書類を確認した結果、実績確認及び報告は適正に行われていると判断する。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の用途に流用されていないか。</p> <p>ヒアリング及び各種証憑書類を確認した結果、他の用途に流用されていないと判断する。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市の負担割合は39%、大分県の負担割合は61%であり、大分県への実績報告書を確認した結果、請求手続は適切に行われていると判断する。</p> <p>なお、有害鳥獣対策事業（原材料費）に関する補助金に係る請求手続については、大分県に「大分県鳥獣被害防止総合対策（鳥獣被害防止総合対策捕獲支援事業）補助金交付申請書」及び添付書類を提出している。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。</p> <p>事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>事業期間については、当面の間定められていない。</p> <p>事業期間は、国、県から鳥獣被害防止総合対策捕獲支援事業の終了を通知されるまで設定される。</p> <p>ヒアリング及び書類を確認した結果、合理的に設定されていると判断する。</p>
ii	<p>初期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。又は、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>当該事業の目的の達成について、ヒアリング及び書類を確認した結果、未達であり、継続が必要であると判断する。</p> <p>また、有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除報償金）の目的を達成できない蓋然性については、「令和4年度大分市鳥獣被害防止計画実施状況報告書」の報告を待っての検討課題であると考えられる。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>有害鳥獣対策事業は、国や県の補助事業を活用している。</p> <p>農林水産省によると、「野生鳥獣による農作物被害は、令和3年度が約</p>

	<p>155 億円となっており、被害金額は依然として高い水準であり、営農意欲の減退ともなっており、数字に現れる以上に深刻な影響を及ぼして」おり「農林水産省では、『鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律』に基づき、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって実施する野生鳥獣に対する様々な被害防止のための総合的な取組を支援している」と記載されている。</p> <p>当該事業は有害鳥獣対策事業の一環として実施されており、有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除報償金）については有害鳥獣による甚大な農業被害額の抑制等、公益性の観点から継続すべきであると判断する。</p> <p>なお、有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除報償金）の内容、金額について変更の必要性は、「令和 4 年度大分市鳥獣被害防止計画実施状況報告書」の報告を待っての検討課題となる。</p>
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。（入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。）
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適切に行われているか。</p> <p>物品購入業者の選定については、大分市契約事務規則に則り行われる。</p> <p>大分市契約事務規則において、購入予定金額について 80 万円を超えるものについては入札により物品購入業者を選定し、購入予定金額について 80 万円以内のものについては随意契約により物品購入業者を選定する旨規定されている。</p> <p>なお、大分市契約事務規則においても、購入予定金額について 80 万円以内のものについては随意契約により物品購入業者を選定する旨規定されており、大分市契約事務規則では競争の理念に基づき、購入予定金額について 5 万円以内の場合等を除き、原則として、なるべく 2 者以上のものから見積書を徴さなければならない旨規定されている。</p> <p>物品購入業者の選定については、ヒアリング及び関係する書類について確認した結果、適切であると判断する。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>物品購入業者の選定については、ヒアリング及び関係する書類を確認した結果、購入予定物品取扱業者について全国に一者しか存しない場合を除き、毎年同一業者ではないことから適正であると判断する。</p>
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の用途に無駄はなかったか。
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>ヒアリング及び必要な資料を確認した結果、事業の目的に沿って、適切</p>

	<p>な金額と事業期間で合理的に進められていると判断する。</p> <p>金額について、大分市契約事務規則の規定に則り、入札又は随意契約により決定される。</p> <p>事業期間については、国、県から鳥獣被害防止総合対策捕獲支援事業の終了を通知されるまで設定される。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>支出の成果の検証に基づき、事業の見直しを行っており、問題は認められないと判断する。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>鳥獣被害防止のための防護柵を設置する際、国の交付金額が要望額に満たない場合や設置した防護柵が災害で破損した場合に現物支給で補い鳥獣の侵入を防ぐことを目的としており、必要性に乏しい事業とは認められないと判断する。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度を適切に選択しているか。</p> <p>国の交付金額が要望額に満たない場合や設置した防護柵が災害で破損した場合に現物支給で補い鳥獣の侵入を防ぐことを目的としており、大分市が直接事業を行うことは適切であると判断する。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>他の事業費を確認したところ、趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、問題は認められないと判断する。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>国庫にて負担する事業費の不足分を大分市が負担しており、その部分について大分市が負担することに問題は認められないと判断する。</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>事業の成果については、「大分市鳥獣被害防止計画実施状況報告書」により報告され、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害値については、「大分市鳥獣被害防止計画」に基づき設定された目標値と比較検証されている。</p> <p>ヒアリング及び書類を確認した結果、具体的に評価及び分析されていると判断する。</p>

ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	支出の成果の検証に基づき、事業の見直しを行っており、問題は認められないと判断する。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	事業の実績を確認したところ、目標値は達成されておらず、現状の手法が最も効率的とは言えない。 目標値の達成に向け、より実態に即した対策を検討する必要がある。 (意見)
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)
	長期間継続している事業ではあるが、現状の農業被害額に応じて予算等は増額されている。 目標達成に至ってはいないが、社会情勢などの現状に即した予算配分となっている。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (有効性)

事業の実績を確認したところ、目標値は達成されておらず、現状の手法が最も効率的とは言えない。目標値の達成に向け、より実態に即した対策を検討する必要がある。

(39) 漁港整備事業 工事請負費

事業名 補助金等の名称	漁港整備事業 工事請負費			直接事業
予算費目	項：水産業費	目：水産業振興費		
根拠法令・要綱等	大分市契約事務規則 大分市財務規則			
事業期間	事業開始年度	平成 26 年度	事業終期年度	令和 6 年度
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	230,000,000	92,000,000	316,000,000

		決算額	148,404,760	79,846,300	276,158,915		
事業の目的	<p>台風や波浪による影響を受けやすい漁港において、防波堤の改良等を行うことで安全な係船機能の確保を図ることである。</p> <p>また、漁港施設機能保全計画に基づき改修工事などを行うことで漁港施設の長寿命化と機能保全を図ることである。</p>						
事業の概要	<p>事業の目的は、台風や波浪による影響を受けやすい漁港において、防波堤の改良等を行うことで安全な係船機能の確保を図ることである。</p> <p>また、漁港施設機能保全計画に基づき改修工事などを行うことで漁港施設の長寿命化と機能保全を図ることである。</p> <p>その目的を達成するために、地域住民、漁港関係者、大分県漁業協同組合、大分県及び国等と綿密に協議を重ねながら、計画的かつ効率的に事業が実施されている。</p> <p>現在行っている小黒漁港での整備については、今の施設よりも沖に外郭施設を新設するには水深が深く、事業費が高額になることが明らかであるため、防波堤の延伸を前提とし、その延長や配置、補助的な役割を担う波除堤の整備の有無等についてシミュレーションを行い、最も費用対効果が大きい結果となった以下の内容で整備を行っている。</p> <p style="text-align: center;">小黒漁港整備の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">整備内容</td> <td>防波堤延伸 L=40m 波除堤 L=10m(2箇所) 航路浚渫 V=388 m³ 灯台移設 N=1 箇所</td> </tr> </table> <p>また、漁港漁場施設がその機能を継続して発揮するためには、施設整備後の年数経過とともに進行する老朽化に対して、戦略的な維持管理・更新等による施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減が必要である。そのため、水産庁の指針に基づき、管理者等の統一的な管理方針に沿って作成される漁港施設に係る維持管理のための計画である漁港施設機能保全計画を策定し、その計画に基づいた改修工事を順次行っている。</p>					整備内容	防波堤延伸 L=40m 波除堤 L=10m(2箇所) 航路浚渫 V=388 m ³ 灯台移設 N=1 箇所
整備内容	防波堤延伸 L=40m 波除堤 L=10m(2箇所) 航路浚渫 V=388 m ³ 灯台移設 N=1 箇所						
監査手続							
監査要点 (合规性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。						
i	<p>事業費や一般競争入札等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>事業費に必要な決裁書類の確認を行ったところ、以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p>						

	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札 漁港施設機能強化事業 小黒漁港防波堤築造（第 2 期）工事 1 件 工事設計書（61,138,000 円） あり 1 件 予定価格調書（61,138,000 円） あり 1 件 一般競争入札執行通知書 あり 1 件 施行伺 あり 1 件 入札の公告 あり 1 件 入札調書（61,138,000 円）あり 1 件（1 者） 建設工事請負契約書（61,138,000 円） あり 1 件 契約の締結並びに支出について（伺） あり 1 件 設計変更事前協議書 あり 2 件 起重機船作業時における安全監視船計上設計変更（1,670,000 円） 工期延長 当初工期 令和 3 年 11 月 4 日～令和 4 年 3 月 4 日 変更工期 令和 3 年 11 月 4 日～令和 4 年 4 月 28 日 変更工事設計書 第 1 回変更 62,816,600 円（+1,678,600 円） あり 1 件 建設工事請負変更契約書（1,678,600 円） あり 1 件 変更・変更契約の締結並びに支出について（伺） あり 1 件 建設工事請負変更契約書（令和 4 年 3 月 31 日→令和 4 年 4 月 28 日） あり 1 件 変更・変更契約の締結並びに支出について（伺） あり 1 件 変更・変更契約の締結並びに支出について（伺） 年度繰越に伴う減額（-38,366,600 円） あり 1 件 支出負担行為決議書 年度繰越に伴う負担行為（38,366,600 円） あり 1 件 工事写真 あり 1 件 工事完成通知書 あり 1 件 検査調書 あり 1 件 検査結果通知書 あり 1 件 工事目的物引渡書 あり 1 件 請求書（38,366,600 円） あり 1 件 支出命令書（38,366,600 円） あり 1 件 漁港施設機能強化事業 小黒漁港防波堤築造工事 1 件 工事設計書（325,990,500 円） あり 1 件 予定価格調書（325,990,500 円） あり 1 件 一般競争入札執行通知書 あり 1 件
--	--

	<p> 施行伺 あり 1 件 入札の公告 あり 1 件 入札調書 (322, 300, 000 円) あり 1 件 (1 者) 建設工事請負 (仮) 契約書 (322, 300, 000 円) あり 1 件 (仮) 契約の締結並びに支出について (伺) あり 1 件 支出負担行為決議書 (75, 000, 000 円) あり 1 件 部分払計算書 あり 1 件 出来形検査調書 あり 1 件 出来形検査結果通知書 あり 1 件 支出命令書 (41, 670, 000 円 前払金額 128, 910, 000 円) あり 1 件 支出負担行為決議書 (247, 300, 000 円) あり 1 件 設計変更事前協議書 ケーソン函台撤去 166m³ 増約 2, 930, 000 円 あり 1 件 大分市週休 2 日施工工事実施要領に基づく設計変更 概算増額 147 万円 変更工事設計書 第 1 回変更 330, 449, 900 円 (+4, 459, 400 円) ケーソン函台撤去 2, 968, 900 円、差額 1, 490, 500 円は大分市週休 2 日試行工事実施要領に基づく変更額 あり 1 件 大分市週休 2 日試行工事実施要領の定める必要書類 あり 1 件 週休 2 日試行工事実施の意向について報告した書面 あり 1 件 週休 2 日試行工事である旨の看板の掲示状況の書面 あり 1 件 実施工程表による休日の取得状況 あり 1 件 不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要 が発生する場合の、事前の振替日 (作業発生日の前後 6 日以内) の報告 及び承諾の判明する書面 あり 1 件 労務費等に補正係数 (港湾 : 4 週 8 休の場合 1. 05) を乗じた増額変更 設計書 あり 1 件 建設工事請負変更契約書 4, 408, 915 円) 合計金額 326, 708, 915 円 あり 1 件 変更・変更契約の締結並びに支出について (伺) あり 1 件 工事写真 あり 1 件 工事完成通知書 あり 1 件 検査調書 あり 1 件 検査結果通知書 あり 1 件 工事目的物引渡書 あり 1 件 請求書 (156, 128, 915 円) あり 1 件 </p>
--	--

	支出命令書 (156, 128, 915 円) あり 1 件
ii	事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか (日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
	報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類については、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適正に作成されており、不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
iii	事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか (日付、決裁権限、内容、条件、入札など)。
	事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。
iv	補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか (期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	請求書等には、請求金額の他、必要書類はきちんと添付されており、期間、金額及び使途など、支出の要件判定は適正に行われていると判断する。
v	補助金等の交付対象者の選定・取引は適正に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	大分市内の防波堤、漁港、漁港関連施設における直接事業であることから、対象者の選定につき問題は認められない。
vi	事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適正に行なわれているか。
	検査結果通知書、検査調書は完備されており、ヒアリング等を行った結果、実績確認や報告は適切に行なわれていると判断できる。
vii	事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。
	工事について、その都度、臨機応変に実施する工事が含まれており、必ずしも予算通りに執行することはできない。
	なお、検査調書は適正に決裁を受けており、事業費が他の使途に流用されていないと判断できる。 金額について、年度ごとにバラツキがあるが実施した工事の内容により変動するものであり、他の使途に流用されていないと判断できる。
viii	国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。
	事業費については、大分県に補助金の概算払請求書、事業費実績報告書及び完了届等を提出し、請求手続等を行う。 負担割合については、国：50%、県：20%、市：30%となっており、ヒアリング及び書類を確認した結果、適切に行われていると判断する。
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。

	<p>事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>本事業の事業期間は、令和6年度までである その目的を達成するために、地域住民、漁港関係者、大分県漁業協同組合、大分県及び国等と綿密に協議を重ねながら、計画的かつ効率的に事業が実施されている。 当該事業に係る事業期間については、ヒアリング及び資料を確認した結果、合理的に設定されていると判断する。</p>
ii	<p>初期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>漁港の整備及び更新整備、保全対策や緊急対策等といった事業であり、漁港整備が完了すれば目的が達成されるものと判断できる。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>漁港の整備工事により目的が達成できることから、事業の目的と併せて、公益性の観点からも内容・金額について変更の必要性は認められないと判断する。</p>
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、一般競争入札による契約が適切に行なわれており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>契約事務規則上の金額的要件に基づいて、一般競争入札による契約が適切に行なわれており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の用途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>工事請負費の金額については、設計書に基づき、積算システム(積算基準書等の歩掛等)により正確に積算し算定される。 事業期間については、その目的を達成するために、地域住民、漁港関係者、大分県漁業協同組合、大分県及び国等と綿密に協議を重ねながら、計画的かつ効率的に事業を実施できるよう設定される。 事業における設計から業者選定までのプロセスに問題はなかったことか</p>

	ら、事業の目的に沿って、適切な金額と事業期間で適切に進められていると判断する。
ii	事業費や補助金等の事業費を抑制する対策はとられているか。 事業を実施するにあたり、一般競争入札により請負業者を決定している。ヒアリング及び書類を確認した結果、事業費を抑制する対策をとられていると判断する。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。 漁港の整備、保全対策や緊急対策等といった事業である漁港の整備工事を業者に発注する業務であり、工事業務が適切に行われていることから、事業費として支出された金額は適切に使われていると判断する。
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度を適切に選択しているか。 事業費の一部を大分県が負担する漁港の整備・保全業務であり、漁港工事を業者に発注する業務であることから、直接事業であることは適切である。
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。 趣旨や目的が重複する施策がないか確認したところ、いずれも要件や対象者が異なるため、重複する施策は認められないと判断する。
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 事業費については、一部を大分県が負担する漁港の整備・保全業務であることから、大分市が負担することに問題はない。 負担割合については、国：50%、県：20%、市：30%であり、大分県に補助金の概算払請求書、事業費実績報告書及び完了届等を適切に提出し、請求手続等が行われている。 従って、大分市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストは負担していないと判断する。
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。 工事請負費の実績は、検査により評価されており、事業については具体的に評価されていると判断する。
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。

	<p>工事請負費については、目的を達成する能力を有するかについて確認するための一定の期間を設定している。</p> <p>当該一定の期間中における防波堤の台風や波浪による影響及び係船機能の確保等についての検証データは今後の事業設計等に生かされる。</p> <p>工事請負費については、事業の成果についての検証及び事業についての見直しを行われていると判断する。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>工事請負費の事業の手法については、工事設計書に基づき検証されている。事業の手法については、目標を達成するために効果的であると判断する。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>平成26年度から令和6年度までの事業であり、国の施策の変更に応じて事業の見直しが行われており、社会情勢等を踏まえた対応が行われていると判断する。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(40) 漁業新規就業者育成支援事業費補助金

事業名 補助金等の名称	漁業新規就業者育成支援事業費補助金		補助事業	
予算費目	項：水産業費	目：水産業振興費		
根拠法令・要綱等	大分市補助金等交付規則 大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱 大分県青年就業準備給付金事業実施要領			
事業期間	事業開始年度	平成27年	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初予算	5,540,000	1,540,000	3,125,000
	決算額	0	0	3,110,000
事業の目的	大分市において新たに漁業に就業する者を支援するため、広報資材の整備に関する経費、漁船や必要機材等の購入及び整備に要する経費の一部を助成する。			
事業の概要	大分市の水産業を取り巻く現状は漁業者の高齢化や後継者不足等により			

深刻な状況にあり、今後の水産物の安定供給が危惧されている。このような中、市内では国の研修制度を活用して14名が新たに漁業者となった。

しかしながら、研修終了後自立するためには、漁船や機材購入等の初期投資が必要となり、大きな負担となっている。また、就業後当分の間は生活するのに十分な水揚げに達することが困難であるなど、経済的に厳しい状況である。

このことから、漁業者として必要不可欠で就業時に大きな負担となる漁船や必要機材等の購入及び整備に要する経費の補助を行う。

漁業新規就業者育成支援事業費補助金の金額、用途及び補助率については、大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱第2条第1項に「補助金の額は、別表に定めるところによる」と規定されている。

以下、補助金の交付概要である。

大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	備考
就業者受入円滑化事業	漁業就業支援フェア等に係る広報資材の整備に要する経費	補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	
就業支援事業 独立経営型	漁船、必要機材等の購入及び整備に要する経費	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1,500千円(親元就業型に係る補助金の交付を受けた者にあつては、1,500千円から既に交付を受けた補助金の額を減じて得た額)を限度とする。	補助対象者は、補助金の限度額に達するまで複数回補助金の交付の申請をすることができるとは、同一の漁船、必要機材等に係る再度の申請は認めないものとする。
就業支援事業 親元就業型		補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1,000千円を限度とする。	

	<p>なお、大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱第 4 条第 3 項には、「補助金の交付を申請しようとする者は、本補助金に係る消費税及び地方消費税……に係る仕入控除税額……があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において本補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない」と規定されている。</p> <p>大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱第 4 条第 3 項の規定は、補助対象者のうち、消費税の納付義務について免除されている者又は消費税の課税事業者で消費税簡易課税制度を選択している者については適用されない。</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適正に実施されているか。
i	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。
	<p>事業費に必要な決裁書類の確認を行ったところ、以下の通り必要書類を確認したところ、問題は認められないと判断する。</p> <p>大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項、同条第 2 項、第 5 条、第 7 条第 1 項、第 8 条及び第 9 条に規定する次の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市漁業新規就業者育成支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号） ・事業計画(実績)書（様式第 2 号） ・収支予算(精算)書（様式第 3 号） ・契約書又は見積書の写し ・事業計画(実績)書（様式第 4 号） ・収支予算(精算)書（様式第 5 号） ・誓約書 ・市税完納証明書，市税の納付状況に係る情報の照会に関する承諾書 ・漁業人材育成総合支援事業による漁業研修者であることの証明書 ・大分市漁業新規就業者育成支援事業補助金交付決定通知書（様式第 6 号） ・大分市漁業新規就業者育成支援事業実績報告書（様式第 8 号） ・事業の完了を証するに足る写真 ・領収書又は請求書の写し ・財産管理台帳の写し ・大分市漁業新規就業者育成支援事業補助金確定通知書（様式第 10 号） ・大分市漁業新規就業者育成支援事業補助金交付請求書（様式第 11 号）
ii	事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。

	<p>報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適正に作成されており、不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適正に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>決裁書類の日付、決裁権限者、内容等は適正であり、適正に事業が行われた結果、適正に決裁されていると判断する。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適正に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>請求書等には、請求金額の他、必要書類はきちんと添付されており、期間、金額、使途及び補助率については、ヒアリング及び書類を確認した結果、以下の事項を除き、適正であると判断する。</p> <p>漁業新規就業者育成支援事業費補助金の金額の算定に当たっては、補助対象者について大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱第4条第3項の規定に該当する者であるか否かについての判定を実施することなく、大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱別表（第2条関係）に基づき行っている。</p> <p>今後、補助対象者について大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱第4条第3項の規定に該当する者であるか否かについての判定については、補助対象者に係る過去数年分の消費税申告書又は確定申告書、源泉徴収票等により確実に実施すべきである。</p> <p>(意見)</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定・取引は適正に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>補助対象者の選定及び取引について、ヒアリング及び必要書類を確認した結果、適正に実施されていると判断する。</p> <p>なお、収支状況の確認は不要となっている。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適正に行なわれているか。</p> <p>実施報告は完備されており、実績確認及び報告は適正に行われていると判断する。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>ヒアリング及び各種証憑書類に問題は見受けられないことから、流用はされていないと判断する。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市の単独事業であるため大分県や国の負担はなく、請求手続などは行われていない。</p>

監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	事業期間については、当面の間定められていない。 事業の目的については、大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱第 1 条に「本市において新たに漁業に就業する者を支援するため交付する」と規定されており、大分県青年就業準備給付金事業実施要領 1 においても、「漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、将来にわたって大分県漁業が持続的に発展していくためには、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要である」と記載されている。 事業期間を定めないことについて、新規漁業就業者確保の観点から、一定の合理性を有していると判断する。
ii	初期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、将来にわたって大分県漁業が持続的に発展していくためには、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要であり、公益性は高く、継続的な事業の実施が必要である。 事業期間については、ヒアリング及び書類を確認した結果、適切かつ合理的に設定されていると判断する。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。
	漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要であり、公益性は高く、公益性の観点から継続すべきであると判断する。 なお、事業の内容、金額について変更の必要性は、今後の日本経済についてのインフレーションの状況等によっては検討課題となる。
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	補助金交付対象者は、交付要綱に従い漁業人材育成総合支援事業による漁業研修者であることを要し、補助金交付申請において、その証明書の提出を求められる。補助金交付対象者の選定にあたっては、その選定基準に従い公平に選定されていることが認められることから、適正に選定されている

	と判断する。
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。 広報資材の整備に関する経費、漁船や必要機材等の購入及び整備に要する経費の一部を助成することを目的として限度額が設けられており、選定先が同一であるとしても問題は認められないと判断する。
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。 ヒアリング及び必要な資料を確認した結果、事業の目的に沿って、適切な金額と事業期間で合理的に進められていると判断する。
ii	事業費や補助金等の事業費を抑制する対策はとられているか。 大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱第11条では、例えば漁業就業を2年間継続しなかった場合等、補助対象者についての補助金の返還等を規定されており、補助金の金額については事業費を抑制する対策をとられていると判断する。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。 事業費として実際にかかった費用を支出しており、各種証憑に問題は見受けられなかったことから、適切であると判断する。
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度を適切に選択しているか。 事業は大分県漁業協同組合の協力を得ながら行われるものの、その金銭的な利害関係から、大分市が直接事業を行うことは適切であると判断する。
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。 他の事業費を確認したところ、趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、問題は認められないと判断する。
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 本来、大分市が負担すべきではないコストではあるものの、漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、将来にわたって大分県漁業が持続的に発展していくためには、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要であり、大分市が負担することに問題は認められないと判断する。
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。

i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	事業の成果については、漁業新規就業者名簿に整理・記載され、評価されており、ヒアリング及び書類を確認した結果、整理及び評価されていると判断する。
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	支出の成果の検証と漁業新規就業者の見込みに基づき、事業規模の見直しを行っており、問題は認められない。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	新規就業者数は、計画見込みに基づき確実に増加している状況であると認められる。しかし、近年は船舶費の高騰が続いており、新規就業者の船舶入手が困難な状況になることも予想される。今後のインフレーションの状況等によっては補助金の補助率や事業手法の見直しが検討課題となる。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)
	漁業に就業しようとする者の状況に応じて機動的に予算が決められており、問題は認められないと判断する。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (合規性)

漁業新規就業者育成支援事業費補助金の金額の算定に当たっては、補助対象者について大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱第4条第3項の規定に該当する者であるか否かについての判定を実施することなく、大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱別表(第2条関係)に基づき行っている。

補助対象者について大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱第4条第3項の規定に該当する者であるか否かについての判定については、補助対象者に係る過去数年分の消費税申告書又は確定申告書、源泉徴収票等により確実に実施すべきである。

(41) 林道開設事業 草刈業務報償金

事業名 補助金等の名称	林道開設事業 草刈業務報償金			直接事業
予算費目	項：林業費		目：林業開設事業費	
根拠法令・要綱等	大分市契約事務規則 大分市財務規則 大分市河川、道路等草刈ボランティア報償金交付要領			
事業期間	事業開始年度	林道の開設毎	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額の 推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初予算	158,000	233,000	259,000
	決算額	157,512	213,952	213,952
事業の目的	<p>利用者が多く交通量のある林道については、市で年1回程度草刈りを実施しているが、その他の多くの路線は、周辺地域や山間部であることから、地元等の要望には応えきれていない状況である。</p> <p>林道の維持や地域の美化において、林道沿線の草刈りに意欲的な地域があることから、草刈りを実施した団体に面積に応じて報償金を支払う。</p>			
事業の概要	<p>林道の維持や地域の美化において、林道沿線の草刈りに意欲的な地域があることから、草刈りを実施した団体に面積に応じて報償金を支払う。</p> <p>林道開設事業（草刈業務報償金）の趣旨については、大分市河川、道路等草刈りボランティア報償金交付要領第1条に「本市が管理する河川、道路等においてボランティアで草刈りを行う団体に対し予算の範囲内で交付する」と規定されており、地域の環境美化促進を目的としていると規定されている。</p> <p>林道開設事業（草刈業務報償金）の金額については、大分市河川、道路等草刈りボランティア報償金交付要領第4条に「実施団体に交付する草刈り1回当たりの報償金の額は、1平方メートル当たりの単価を8円とし、これに草刈り区域の面積（単位を平方メートルとし、1平方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた面積）を乗じて得た額とする」と規定されている。</p> <p>林業開設事業（草刈業務報償金）の事業期間については、大分市河川、道路等草刈りボランティア報償金交付要領第5条に「報償金の交付の対象となる草刈りの回数は、同じ草刈り区域で同一年度につき2回までとし、その間隔は、概ね2月以上とする」と規定されている。</p>			
監査手続				
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。			

i	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。
	<p>事業費に必要な決裁書類の確認を行ったところ、以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する（大分市河川、道路等草刈りボランティア報償金交付要領）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市河川、道路等草刈ボランティア実施団体登録申請書（様式第1号） ・大分市河川、道路等草刈ボランティア実施団体登録通知書（様式第2号） ・大分市河川、道路等草刈ボランティア実施団体登録事項変更届（様式第3号） ・大分市河川、道路等草刈ボランティア実施団体登録辞退届（様式第4号） ・大分市河川、道路等草刈りボランティア実施報告書（様式第5号） ・草刈りを実施する区域を示す図面 ・草刈りを実施している写真
ii	事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	<p>報告書、証明書、請求書、通知書、決裁書類などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適正に作成されており、不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。</p>
iii	事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。
	<p>事業の決裁書類の日付、決裁権限者、内容等は適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為決議書 ・支出命令書
iv	補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	<p>請求書等には、請求金額の他、必要書類はきちんと添付されており、以下の通り、期間、金額及び使途など、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。</p>
v	補助金等の交付対象者の選定・取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	<p>補助対象者の選定及び取引について、ヒアリング及び必要書類を確認した結果、適正に実施されていると判断する。</p> <p>なお、収支状況の確認は不要となっている。</p>
vi	事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。
	<p>実績確認等については、ヒアリング及び書類を確認した結果、実績確認及び報告は適正に行われていると判断する。</p>
vii	事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。

	草刈業務の報酬金についての請求に基づく支出のため、ヒアリング及び各種証憑書類に問題は見受けられないことから、流用はされていないと判断する。
viii	国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。 大分市の単独事業であるため大分県や国の負担はなく、請求手続きなどは行われていない。
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。 事業期間は毎年適宜に実施する事業であることから問題は認められない。 本事業は草刈業務に対する補助金の交付であり、草刈業務は継続的に実施する必要があるため、繰り返し事業が行われていることは適切であると判断する。
ii	初期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。 事業目的のためには草刈業務は毎年継続的に実施する必要があるため、継続的に支出され続けることに問題はないと判断する。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。 本事業の目的は地域の環境美化促進であり、公益性の観点から継続すべきであると判断する。 また、市民参加型のボランティア活動によって事業費を抑制する効果もあることから、内容・金額について変更の必要性などは認められないと判断する。
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。 本事業は、草刈業務に対する報償金であり、報償金の支給先に特に選定条件等は定められておらず、適正に選定されていると判断する。
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。 本事業は、草刈業務に対する報償金であることから、報償金の支払先が毎年同一にあることは十分に起こりうる。 従って、選定先が毎年同一であることは問題として認められないと判断する。
監査要点	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。

(経済性)	
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	<p>草刈業務についての報償金であることから、季節に応じて継続して続ける必要があり、終期のない事業期間は適切である。</p> <p>また、草刈業務の報償金の金額について、大分市が直接事業として草刈業務を行うと多額の支出が必要となってしまうため、地域ボランティアの力を借りて草刈業務を行っている。そのため、金額はかなり安く抑えられており、合理的に算定されていると判断できる。</p>
ii	事業費や補助金等の事業費を抑制する対策はとられているか。
	<p>草刈業務報償金については、具体的に報償金額や回数の制限などが定められており、ヒアリング及び書類を確認した結果、要領の通りに支払われている。</p> <p>報償金の支払いにあたり、草刈りの実績確認が必須であるが、写真の確認を行っており、報償金そのものの支払いに過剰なものは認められない。</p> <p>従って、事業費を抑制する対策をとられていると判断する。</p>
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	<p>草刈業務は地域の環境美化促進の施策の一環であることから、必要性の乏しい事業とは認められないと判断する。</p> <p>また、事業費として支出した報償金は実績に基づいて支払われるため、支出額は適切であると判断する。</p>
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度を適切に選択しているか。
	<p>大分市が管理する林道のうち、ボランティアによる草刈が必要と認めた区域において、ボランティアによる草刈活動を行う団体に対し報償金を支払っており、大分市が直接事業として行うことはコスト負担の大きさから難しく、また、民間事業者への委託や指定管理者制度なども、コスト負担が大きく、現実的でない。</p> <p>そこで、受益者負担も考慮して地域の住民の美化意識の向上、地域の環境美化促進などを目的として報償金として行うことは、目的達成によるメリットとコスト負担の軽さから、最も合理的であると判断する。</p>
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	<p>他の事業費も確認したところ、趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、問題は認められないと判断する。</p>
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負

	<p>担をしていないか。</p> <p>大分市が管理する市道や河川等における業務であり、本来、大分市が負担すべきコストである。</p> <p>しかし、地域の環境美化促進といった目的のもと、地域住民の協力を得て草刈り業務を行っており、本来大分市が負担すべきでないコストなどは負担しておらず、大分市が草刈業務の報償金を支払うことに問題は認められないと判断する。</p>
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>草刈業務が適切に行われることで目的が達成され、目標の達成度合いも評価されていると判断できる。</p> <p>大分市河川、道路等草刈りボランティア実施報告書において、事業費の成果を確認、評価している。</p> <p>ヒアリング及び書類を確認した結果、その実績は適切に整理及び評価されている。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>支出の成果の検証と事業の見込みに基づいて、事業規模の見直しを行っており、問題は認められない。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>事業の手法に関しては、林道の維持や地域の美化において、意欲的な地域から要望があった個所について、大分市河川、道路等草刈りボランティア報償金交付要領により適切に行われており、目標を達成するために効果的であると判断する。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>林道の維持や地域の美化において、意欲的な地域からの要望に基づき予算配分が行われていると判断する。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(42) 林道沿線伐採委託料

事業名 補助金等の名称	林道沿線伐採委託料			直接事業
予算費目	項：林業費	目：林道開設事業		
根拠法令・要綱等	大分市契約事務規則 大分市財務規則			
事業期間	事業開始年度	林道の開設毎	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初予算	21,500,000	21,423,000	23,800,000
	決算額	23,864,480	20,924,200	23,217,040
事業の目的	林道は森林整備の基幹道や山村地域の生活道として利用され、緊急時には避難路として活用されることも想定されることから、車両の安全走行のため、支障木の伐採や沿線の草刈り等を行うことにより適切な維持管理を行う。			
事業の概要	林道沿線伐採委託料の目的は、林道を適切に維持管理するため、林道沿線の支障木等の伐採などを行い、通行の安全を図ることである。 その際には、走行に支障となる、林道沿線の樹木や風などで倒れるおそれのある樹木の剪定及び伐採や雑草の草刈、のり面や林道沿線から流出された土砂の撤去などを行う。			
監査手続				
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。			
i	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか			
	<p>事業費に必要な決裁書類の確認を行ったところ、以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約（30万円以内）48件 位置図、設計書なし48件、見積書、支出負担行為決議書、請け書 契約の締結並びに支出について（伺）、工事写真帳 業務完了（終了）通知書・支出命令書、検査写真、検査調書 検査結果通知書 ・ 随意契約（50万円以内）11件 除草・草刈業務特記仕様書、見積参考資料、設計書、予定価格調書 見積依頼通知書、施行伺、見積業者調書、見積書、見積調書、請け書 契約の締結並びに支出について（伺）、工事写真帳 業務完了（終了）通知書、検査写真、検査調書、検査結果通知書 			

	<p>支出命令書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定随意契約 2 件 <ul style="list-style-type: none"> 見積参考資料、設計書、予定価格調書、随意契約理由書 随意契約通知書、施行伺、特定随意契約に係る契約内容 特定随意契約の手續に関する要領、承認・決裁用紙、見積書、見積調書 施設維持管理業務委託契約書、契約の締結並びに支出について（伺） 業務責任者選任（変更）通知書、業務計画書 施設管理担当者選任（変更）通知書、工事写真帳 業務完了（終了）通知書、検査写真、検査調書、検査結果通知書 支出命令書 ・ 指名競争入札 4 件 <ul style="list-style-type: none"> 除草・草刈業務特記仕様書、見積参考資料、予定価格調書、設計書 指名競争入札執行通知書、施行伺、入札指名業者調書、入札辞退届 委任状、入札書、入札調書、施設維持管理業務委託契約書 契約の締結並びに支出について（伺）、業務計画書 業務責任者選任（変更）通知書、施設管理担当者選任（変更）通知書 工事写真帳、業務完了（終了）通知書、検査写真、検査調書 検査結果通知書、支出命令書
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。</p> <p>報告書等、証明書等、請求書等、通知書等、決裁書類等などの必要書類について、日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されており、不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>契約書、実績報告書等は完備されており、期間、金額、使途、条件など、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定・取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>大分市内の林道における直接事業であるため、対象者の選定につき問題は認められない。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p>

	<p>検査結果通知書、検査調書は完備されており、ヒアリング等を行った結果、実績確認や報告は適切に行なわれていると判断できる。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>委託について、その都度、臨機応変に実施する業務が含まれており、必ずしも予算通りに執行することはできない。</p> <p>なお、検査調書も適正に決裁を受けており、事業費が他の使途に流用されていないと判断できる。</p> <p>金額についても、年度ごとにバラツキがあるが実施した業務の内容により変動するものであり問題はないと判断できる。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市の単独事業であるため大分県や国の負担はなく、請求手続などは行われていない。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>林道を適切に維持管理するため、林道沿線の支障木等の伐採などを行い、通行の安全を図ることである。事業の目的について、公益性は高く、継続的な事業の実施が必要である。</p> <p>本事業は林道の維持管理に対する補助金の交付であり、維持管理業務は林道が存在する限り継続的に実施する必要性があるため、繰り返し事業が行われていることは適切であると判断する。</p>
ii	<p>初期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>事業の目的は林道を適切に維持管理するためであり、林道沿線の支障木等の伐採などは継続的に達成され続ける必要がある。</p> <p>そのため、継続的に支出され続けることに問題はないと判断する。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか</p> <p>林道沿線伐採委託料の事業の目的は、林道を適切に維持管理するため、林道沿線の支障木等の伐採などを行い、通行の安全を図ることである。</p> <p>事業は、林道の安全性確保に必要な業務であり、公益性の観点からも内容・金額について変更の必要性は認められないと判断する。</p>
監査要点	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なの</p>

(公平性)	に随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	契約事務規則上の金額的要件に基づいて、競争入札と見積もりによる契約が適切に行なわれており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。
	契約事務規則上の金額的要件に基づいて、競争入札と見積もりによる契約が適切に行なわれており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。 定期的に継続的に委託する事業であり、選定先が毎年同一であるとしても問題は認められない。
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	事業の委託料及び事業期間については、以下の指摘を除いて事業の目的に沿って、関係法令に基づき適切な金額と事業期間で適切に進められていると判断する。 林道沿線伐採委託料令和3年度随意契約48件全てについて、伐採延長の記載された位置図のみ存在し、具体的な伐採委託数量について記載された見積参考資料又は設計書は存在しなかった。 また、林道沿線伐採委託料令和3年度随意契約48件のうち、見積を1者からのみ徴収したものについては、24件存在した。確かに、大分市契約事務規則第41条第2項第1号の規定により、「工事その他の請負契約で、契約金額が20万円以内のときに該当する」場合は、2人以上の者からの見積徴取努力を要しない。 ヒアリング及び書類を確認した結果、見積参考資料については、小規模であることと、形状が複雑であるなどで面積等を算出することが難しいことなどから作成しておらず、位置図に延長等を記載している。 また、金額については、設計書の作成は、大分市契約事務規則 第40条の3(予定価格の決定)により、「予定価格が30万円以内の時には、予定価格調書の作成を省略することができる」と規定されており、予定価格調書作成のための参考資料である設計書は作成しておらず、経験のある技術職員と見積依頼業者とで現場立会いを行い、作業内容や範囲等を確認のうえ見積依頼をしたうえで決定している旨の回答であった。

	<p>しかし、具体的な伐採等の内容の存在しない状態における金額の設定は、積算根拠について客観性に乏しいため、今後、林道沿線伐採委託料のうち随意契約に係るものについては、位置図等に具体的な作業内容を記載し、金額を算定すべきである。</p> <p>(意見)</p>
ii	<p>事業費や補助金等の事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>林道沿線伐採委託料については、見積又は指名競争入札により委託業者を決定しており、事業費を抑制する対策をとられていると判断する。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>林道沿線伐採委託料の目的は、林道を適切に維持管理するために林道沿線の支障木等の伐採などを行い、通行の安全を図ることであることから、必要性の高い事業である。</p> <p>一方、林道の整備にあたり委託業者に対して、実績に基づき適切に支出が行われていることから、事業費として支出された金額は適切に使われていると判断する。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度を適切に選択しているか。</p> <p>大分市が管理責任を負う林道の整備事業であり、その事業を業者に発注する業務であることから、直接事業であることは適切であると判断する。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>他の事業費も確認したところ、趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、問題は認められないと判断する。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>大分市が管理責任を負う林道の整備事業であり、その事業費を大分市が負担することに問題はない。</p> <p>従って、大分市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストは負担していないと判断する。</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>事業の実績は検査により評価及び確認されており、目標の達成度合いは具体的に評価されていると判断する。</p>

ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	事業の計画と実績、成果の検証に基づいて、事業の見直しを行っており、問題は認められない。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	事業の手法については、他の方法も検討したうえで、見積又は指名競争入札により適切に行われており、目標を達成するために効果的であると判断する。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)
	事業の実施における予算配分の明確な根拠は存在しないものの、実際の林道における支障木等の状況に応じて、エリアごとに事業計画を立て、予算配分を行い、事業を実施している。 従って、慣例的に予算配分を行うことなく、社会情勢などの現状に即した予算配分となっている。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点（経済性）

随意契約 48 件全てについて、伐採延長の記載された位置図のみ存在し、具体的な伐採委託数量について記載された見積参考資料又は設計書は存在しなかった。

具体的な伐採等の内容の存在しない状態における金額の設定は、積算根拠について客観性に乏しいため、今後、林道沿線伐採委託料のうち随意契約に係るものについては、位置図等に具体的な作業内容を記載し、金額を算定すべきである。

第5 大分市公設地方卸売市場における事務手続等の監査手続と結論

(43) 公設地方卸売市場 業務委託費

事業名 補助金等の名称	公設地方卸売市場 業務委託費	直接事業
予算費目	項：公設地方卸売市場管理費	目：一般管理費

根拠法令・要綱等	大分市施設維持管理業務共通仕様書、各委託特記仕様書													
事業期間	事業開始年度	昭和 51 年度	事業終期年度	終期の設定なし										
予算額・決算額の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度										
	当初予算	72,246,000	81,602,000	77,952,000										
	決算額	65,817,422	73,407,015	71,257,235										
事業の目的	大分市公設地方卸売市場が市場として求められる機能を維持するために必要とされる、衛生管理を主とした保守・管理業務の委託費である。													
事業の概要	<p>大分市公設地方卸売市場が市場として求められる機能を維持するために必要とされる、衛生管理を主とした保守・管理業務の委託費である。</p> <p>内訳としては以下のとおりである。</p> <p>大分市公設地方卸売市場における保守・管理等に関する委託を行う。</p> <table border="0"> <tr> <td>保守点検等委託</td> <td>20,583,410 円</td> </tr> <tr> <td>清掃業務等委託</td> <td>16,282,380 円</td> </tr> <tr> <td>警備業務委託</td> <td>23,586,200 円</td> </tr> <tr> <td>市場統計資料等作成業務委託 外 24 件</td> <td>10,805,245 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>71,257,235 円</td> </tr> </table> <p>例年同じような内容の業務委託が多いため、その年の臨時的な委託費などに応じて予算金額が上下することがあるが、臨時的な委託費などは先送りになったりすることもある。</p> <p>なお、保守点検業務委託、清掃業務委託、警備業務委託などの大型の業務委託は 3 年契約などの複数契約となっており委託先は同一である。また、そのほかの委託先についても、每期同一・同額であることが多い。</p> <p>また、市場では施設使用者が業務を行いながらの委託となるため、委託の一括発注により業務に支障が生じないように配慮しており、委託の分割発注を行わざるを得ない事情がある。</p>				保守点検等委託	20,583,410 円	清掃業務等委託	16,282,380 円	警備業務委託	23,586,200 円	市場統計資料等作成業務委託 外 24 件	10,805,245 円	合計	71,257,235 円
保守点検等委託	20,583,410 円													
清掃業務等委託	16,282,380 円													
警備業務委託	23,586,200 円													
市場統計資料等作成業務委託 外 24 件	10,805,245 円													
合計	71,257,235 円													
監査手続														
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。													
i	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。													
	<p>委託料のため、競争入札、随意契約の両方の契約が存在しているが、見積もりや入札、請負契約書、引渡書、請求書、支出命令書などの必要書類は完備されている。</p> <p>なお、競争入札と随意契約との区別は、大分市契約事務規則に基づき、50 万円を超える金額から競争入札となる。</p> <p>従って、事業費の支出に当たり必要な書類は揃っていると判断できる。</p>													
ii	事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、													

	<p>現地写真など)。</p> <p>日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されており、不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。</p> <p>見積書や契約書、支出命令書などについて、日付、決裁権限、内容、条件などは適切に決裁を受けており、事業費の支出に関する決裁に問題などは認められないと判断する。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。</p> <p>直接事業であるため、支出の要件判定などは該当しない。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>直接事業であるため、交付対象者の選定などは該当しない。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>完了報告書や完成写真などは適切に保管・決裁を受けており、実績確認や報告は適切に行なわれていると判断する。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>完了報告書や完成写真などで確認したところ、他の使途に流用された形跡は見当たらなかった。</p> <p>また、当初の予算通り支出されており、事業費が他の使途に流用されていないと判断する。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市の公設地方卸売市場の業務委託費であり、大分県や国の負担はなく、請求手続きなどは行われていない。</p>
監査要点 (公益性)	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。</p> <p>事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>公設地方卸売市場の機能維持のための業務委託費であり、事業期間は卸売市場開設以来継続して行われており、終期も定められていないことは妥当と判断する。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p>

	<p>公設地方卸売市場の機能維持のための業務委託費であることから、目的は継続して発生・達成を繰り返しており、支出は毎期継続して繰り返されることが必要と判断する。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>公設地方卸売市場の機能維持に必要な業務委託費であることから、継続すべきであると判断できる。</p>
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>業務委託費の契約先について、契約事務規則上の金額的要件に基づいて、競争入札と見積合わせによる契約が適切に行なわれており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p> <p>競争入札と随意契約との区別は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び大分市契約事務規則に基づき、50 万円を超える金額から競争入札となる。そのため、予定価格が 20 万円超～50 万円以内なら見積合わせ(競争見積による随意契約)となる。</p> <p>また、契約金額が 20 万円以下の工事その他の請負契約では見積合わせが不要であるため、取引実績のある委託業者に声掛けをして、1 者見積のみで委託の発注を行っている。</p> <p>しかし、実際の契約内容を確認したところ、請負内容が競争入札の金額 50 万円以内、あるいは、見積合わせが不要な 20 万円以内となるように事業内容が分割されているように思われる。</p> <p>特に、①請負契約内容が同一で役務提供箇所が異なるケース、②役務提供する時期が重なっている、あるいは連続しているケース、③同じような役務提供内容を毎年同じ業者が実施しているケース、などは特に問題がある可能性が高い。</p> <p>見積合わせにより競争原理が働くとしても、見積合わせを大分市側から業者に直接連絡して依頼しており、連絡を受けた業者しか見積合わせには参加できないことになる。そのため、連絡を受けた業者間での競争にしかならず、競争原理が働いていない可能性がある。</p> <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に沿っているものの、公平性は確保されていない。委託内容を不必要に分割することなく、入札により適切に委託業者を選定する必要がある。</p> <p>(監査の結果)</p>

ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>業務委託費の契約先について、契約事務規則上の金額的要件に基づいて、競争入札と見積合わせによる契約が適切に行なわれており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p> <p>入札等の選定先について、似たような役務提供内容であれば選定先が同一になる可能性が生じるのは仕方のないことのように思える。</p> <p>しかし、金額的に競争入札にならず、見積合わせ（競争見積による随意契約）の場合であっても、見積書の提出を大分市側から任意の業者に依頼する為、同一の業者になる可能性が高くなってしまふ。</p> <p>また、見積合わせの不要な 20 万円以内の契約であれば、大分市側から任意の業者に依頼する為、尚のこと例年依頼している業者が受注する確率は高まってしまふ。</p> <p>このような場合、取引先が偏って選定されることになってしまうため、公平性が確保されていない可能性が高く、明確な理由があるとは言い難い。</p> <p>今後は、特定の事業者に委託内容が偏らないように、競争入札にならない金額であっても、広く事業者を公募できるよう、インターネットでの見積もり公募などを行うことが望ましい。また、これにより不落札を避ける効果も認められる。</p> <p>(意見)</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>業務委託費は大分市公設地方卸売市場が市場として求められる機能を維持するために必要とされる、衛生管理を主とした保守・管理業務の委託費であり、毎期継続的に繰り返し行われている。</p> <p>事業費の内訳は、毎期継続して必要と思われる衛生管理・環境管理などは同程度の予算を立てている。また、簡単な修繕などの不定期に行われるものは、必要に応じて年度ごとに追加の予算を立てている。</p> <p>従って、事業の目的に沿って、適切な金額と事業期間で適切に進められていると判断する。</p> <p>但し、内容や金額については、同じような内容を少なくとも 3 年間は継続して行っており、取り巻く環境の変化に合わせて、内容や金額の見直しの検討が必要と判断する。</p> <p>(意見)</p>

ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>毎期、同じような内容の維持管理に必要であろう業務を、毎期、同じような金額で継続しており、予算段階では事業費の抑制策は見受けられない。</p> <p>具体的には、同じような請負契約を細分化することで意図的に競争入札を避けて随意契約としているような傾向があり、発注段階での経費削減策に繋がっていない可能性が認められる。</p> <p>従って、まとめられる契約はなるべく一つにまとめて発注することで競争入札となったり、見積合わせによる競争となり、その結果、価格を低く抑えることができたり、市内の様々な業者が参入できる機会を増やすことが望ましい。</p> <p>(監査の結果)</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>業務委託費は大分市公設地方卸売市場が市場として求められる機能を維持するために必要とされる、衛生管理を主とした保守・管理業務の委託費であり、必要性は高いと言える。</p> <p>施設の機能維持に必要な保守・管理業務の委託費であり、事業費として支出した費用は適切に使用されていると判断できる。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>公設地方卸売市場の機能維持に必要な保守・管理業務であるため、大分市が民間事業者へ発注するようにしているが、他市町村では事業管理者制度、指定管理者制度などを取り入れている自治体も多く存在する(都城市、秋田市、明石市、大阪府、釧路市など)。これにより、市場経営の効率性、機動性の向上を通じて、一定の効果を目指すことができる。</p> <p>これらについては、平成25年3月に策定した経営展望に基づき、指定管理者制度の導入について検討したものの、平成27年度に収支の見通しが立たないことから指定管理者制度の導入を見送っている。今後、市場再整備の方向性が定まった段階で、制度導入の検討を行っていくことが望ましい。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>公設地方卸売市場における保守・管理等に関する業務委託は大きく分けて、保守点検等委託、清掃業務等委託、警備業務委託、市場統計資料等作成業務委託に分けられており、その内訳も趣旨や目的が重複するような業務委託は行われていない。</p> <p>また、他の事業費も確認したところ、趣旨や目的が重複するような施策は</p>

	見当たらず、重複するような施策は存在しないと判断する。
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 公設地方卸売市場は大分市が保有・管理する施設と事業であり、本来的に市が負担すべきものであるため、大分県や国へのコスト負担の請求などは存在しない。
監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。 毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われており、問題は認められないと判断する。
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。 毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われている。 公設地方卸売市場の機能維持に必要な維持・管理業務であるため、廃止になることは考え難いが、事業管理者制度、指定管理者制度なども含めて、事業内容や事業費の見直しは必要と考える。 (意見)
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。 毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われている。 維持・管理業務の内容について、少なくとも3年間は同じような内容を行っているが、今後も最も効果的な方法を検討していくべきと考える。 (意見)
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。) 公設地方卸売市場の機能維持に必要な維持・管理業務であり、若干の変化はありつつも卸売市場の開設当時から40年以上、継続して行われている。 従って、公設地方卸売市場の機能維持に必要なものの、慣例的に予算配分が行われているため、社会情勢など現在の状況に即したものであるか、見直す段階にきていると考えられる。 (意見)

【外部監査の結果】

(監査の結果)

・監査要点（公平性）

実際の契約内容を確認したところ、請負内容が競争入札の金額 50 万円以内、あるいは、見積合わせが不要な 20 万円以内となるように事業内容が分割されているように思われる。

特に、①請負契約内容が同一で役務提供箇所が異なるケース、②役務提供する時期が重なっている、あるいは連続しているケース、③同じような役務提供内容を毎年同じ業者が実施しているケース、などは特に問題がある可能性が高い。

見積合わせにより競争原理が働くとしても、見積合わせを大分市側から業者に直接連絡して依頼しており、連絡を受けた業者しか見積合わせには参加できないことになる。そのため、連絡を受けた業者間での競争にしかならず、競争原理が働いていない可能性がある。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に沿っているものの、公平性は確保されていない。委託内容を不必要に分割することなく、入札により適切に委託業者を選定する必要がある。

・監査要点（経済性）

毎期、同じような内容の維持管理に必要であろう業務を、毎期、同じような金額で継続しており、予算段階では事業費の抑制策は見受けられない。

同じような請負契約を細分化することで意図的に競争入札を避けて随意契約としているような傾向があり、発注段階での経費削減策に繋がっていない可能性が認められる。

まとめられる契約はなるべく一つにまとめて発注することで競争入札となったり、見積合わせによる競争となり、その結果、価格を低く抑えることができたり、市内の様々な業者が参入できる機会を増やすことが望ましい。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点（公平性）

業務委託費の契約先について、見積合わせの不要な 20 万円以内の契約であれば、大分市側から任意の業者に依頼する為、尚のこと例年依頼している業者が受注する確率は高まってしまう。

このような場合、取引先が偏って選定されることになってしまうため、公平性が確保されていない可能性が高く、明確な理由があるとは言い難い。

今後は、特定の事業者に委託内容が偏らないように、競争入札にならない金額であっても、広く事業者を公募できるよう、インターネットでの見積もり公募などを行うことが望ましい。また、これにより不落札を避ける効果も認められる。

・監査要点（経済性）

事業費の内訳は、毎期継続して必要と思われる衛生管理・環境管理などは同程度の予算を立てている。また、簡単な修繕などの不定期に行われるものは、必要に応じて年度ごとに追加の予算を立てている。

内容や金額については、同じような内容を少なくとも3年間は継続して行っており、取り巻く環境の変化に合わせて、内容や金額の見直しの検討が必要と判断する。

・監査要点（有効性）

公設地方卸売市場の機能維持に必要な維持・管理業務であるため、廃止になることは考え難いが、事業管理者制度、指定管理者制度なども含めて、事業内容や事業費の見直しは必要と考える。

維持・管理業務の内容について、少なくとも3年間は同じような内容を行っているが、今後も最も効果的な方法を検討していくべきと考える。

公設地方卸売市場の機能維持に必要な維持・管理業務であり、若干の変化はありつつも卸売市場の開設当時から40年以上、継続して行われている。

公設地方卸売市場の機能維持に必要なものであるものの、慣例的に予算配分が行われているため、社会情勢など現在の状況に即したものであるか、見直す段階にきていると考えられる。

（44）公設地方卸売市場 施設改修事業

事業名 補助金等の名称	公設地方卸売市場 施設改修事業			直接事業
予算費目	項：公設地方卸売市場管理費	目：一般管理費		
根拠法令・要綱等	大分市契約事務規則 大分市財務規則			
事業期間	事業開始年度	昭和 51 年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	126,631,000	216,625,000	63,800,000
	決算額	116,499,050	128,260,406	34,470,073
事業の目的	公設地方卸売市場の施設改修事業とは、大分市で平成 28 年 3 月に策定された‘大分市公共施設等総合管理計画’に基づき、長年に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図り、また、将来需要を考慮し、最適な規模や運営手法の検討を行うこととしている。 その後、平成 30 年 3 月に策定された‘大分市公設地方卸売市場個別施設			

	<p>計画’に基づき、施設の長寿命化に視点を置き、適正規模の検討を進めつつ、市場の再整備を見据えて既存の施設を可能な限り使用するために必要な定期点検や計画的な改修工事等を行うこととしている。</p>												
<p>事業の概要</p>	<p>公設地方卸売市場の施設改修事業については、大分市で平成 28 年 3 月に策定された‘大分市公共施設等総合管理計画’に基づき、長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図り、また、将来需要を考慮し、最適な規模や運営手法の検討を行うこととしている。</p> <p>その結果、平成 30 年 3 月に策定された‘大分市公設地方卸売市場個別施設計画’では施設の長寿命化に視点を置き、適正規模の検討を進めつつ、既存の施設を可能な限り使用するために必要な定期点検や計画的な改修工事等を行うこととしている。</p> <p>‘大分市公設地方卸売市場個別施設計画’によると、大分市公設地方卸売市場は昭和 52 年に開設以来 40 年が経過し、今後、耐用年数の経過により、多くの施設で維持管理・修繕・更新に係る多額の経費が必要となるが見込まれている。また、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少に加え、市場の生鮮食料品の取扱量の減少による使用料収入の減少など、大幅な税収等の増加が見込めない状況の中、更新費用の確保が困難になることが予想されており、老朽化した施設の更新や維持管理の継続が課題となっている。</p> <p>また、施設改修等に要する費用については、同一時期に改修費が集中することを避け、財政負担の平準化を図るようしており、今後は、限られた財源の中で将来にわたって適切な維持管理ができるように、市場機能や将来の需要等の見直しを行い、施設保有量の最適化を検討していくこととしている。</p> <p>・工事請負費</p> <p>令和 3 年度予算において、公設地方卸売市場内における倉庫 A・B の耐震補強工事を行う。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">倉庫 A・B の耐震補強工事</td> <td style="text-align: right;">30,373,970 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">倉庫 B の耐震補強に伴う機械設備工事</td> <td style="text-align: right;">210,903 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">倉庫 A・B の耐震補強に伴う電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">951,500 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">倉庫 A シャッター改修工事</td> <td style="text-align: right;">2,334,200 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">冷蔵庫棟受変電設備改修工事</td> <td style="text-align: right;">599,500 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">34,470,073 円</td> </tr> </table> <p>令和元年度・2 年度の当初予算に関しては、冷蔵設備の改修工事（総額 305,025 千円（内訳：平成 30 年度 144,000 千円、令和元年度 39,900 千円、</p>	倉庫 A・B の耐震補強工事	30,373,970 円	倉庫 B の耐震補強に伴う機械設備工事	210,903 円	倉庫 A・B の耐震補強に伴う電気設備工事	951,500 円	倉庫 A シャッター改修工事	2,334,200 円	冷蔵庫棟受変電設備改修工事	599,500 円	合計	34,470,073 円
倉庫 A・B の耐震補強工事	30,373,970 円												
倉庫 B の耐震補強に伴う機械設備工事	210,903 円												
倉庫 A・B の耐震補強に伴う電気設備工事	951,500 円												
倉庫 A シャッター改修工事	2,334,200 円												
冷蔵庫棟受変電設備改修工事	599,500 円												
合計	34,470,073 円												

	<p>2年度 121,125千円)) を行っており、多額の予算配分となっている。</p> <p>その結果、令和元年度は 81,400千円、2年度は 121,100千円の市債を発行している。市債の発行は、単年度予算主義に基づき、各年度に負担が集中しないように、市債の発行により調整している。また、市債発行の対象となる支出に関しては、主に将来に効果をもたらす建物や設備投資などに限定している。</p> <p>なお、公設地方卸売市場では施設使用者が業務を行いながらの工事となるため、工事の一括発注により業務に支障が生じないよう配慮しており、工事の分割発注を行わざるを得ない事情がある。</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>施設改修工事のため、一般競争入札、随意契約の両方の契約が存在しているが、工事のための見積もりや入札、請負契約書、引渡書、請求書、支出命令書などの必要書類は完備されている。</p> <p>事業費の支出に当たり必要な書類は揃っていると判断できる。</p> <p>なお、競争入札と随意契約との区別は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び大分市契約事務規則に基づき、130万円を超える金額から競争入札となる。</p> <p><u>令和3年度工事一覧 (34,470,073円)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫A・Bの耐震補強工事（一般競争入札） <ul style="list-style-type: none"> 支出命令書・請求書（精算金 12/1、中間金 9/28、前払金 6/17） 工事目的物引渡書（11/5）、工事完成通知書（10/28） 中間前払い認定通知書（9/21） 請負契約書（6/8） 入札調書（5/28）、予定価格調書（5/20） ・倉庫Bの耐震補強に伴う機械設備工事（随意契約） <ul style="list-style-type: none"> 支出命令書・請求書（11/4） 工事目的物引渡書（11/4）、工事完成通知書（10/29） 請け書（6/16）、見積調書（6/16）、見積書（6/16） ・倉庫A・Bの耐震補強に伴う電気設備工事（随意契約） <ul style="list-style-type: none"> 支出命令書・請求書（11/5） 工事目的物引渡書（11/5）、工事完成通知書（10/28） 工事請負契約書（6/23）、見積調書（6/23）、予定価格調書（6/14）

- ・倉庫Aシャッター改修工事（指名競争入札）
 - 支出命令書・請求書（3/14）
 - 工事目的物引渡書（2/22）、工事完成通知書（2/15）
 - 請負契約書（12/10）、入札調書（12/1）、予定価格調書（11/19）
- ・冷蔵庫棟受変電設備改修工事（随意契約）
 - 支出命令書・請求書（3/17）
 - 工事目的物引渡書（3/15）、工事完成通知書（3/10）
 - 工事請負契約書（1/17）、見積調書（1/17）、予定価格調書（1/11）

令和2年度工事一覧（128,260,406円）

- ・冷蔵庫棟冷蔵設備エアカットバルブ取付（随意契約）
 - 支出命令書・請求書（8/3）
 - 工事目的物引渡書（7/31）、検査結果通知書（7/31）、検査調書（7/31）
 - 工事完成通知書（7/31）
 - 請負契約書（6/29）、見積業者調書（6/22）、予定価格調書（6/22）
 - 見積調書（6/29）、見積書（6/29）
- ・冷蔵庫棟冷蔵庫5外1庫入口側ユニットクーラーダクト設置（随意契約）
 - 支出命令書・請求書（9/28）
 - 工事目的物引渡書（8/28）、検査結果通知書（8/28）、検査調書（8/28）
 - 工事完成通知書（8/17）
 - 請負契約書（7/27）、見積業者調書（7/17）、予定価格調書（7/17）
 - 見積調書（7/27）、見積書（7/27）
- ・冷蔵庫棟冷蔵庫6照明移設（随意契約）
 - 支出命令書・請求書（1/22）
 - 工事目的物引渡書（12/18）、工事完成通知書（12/18）
 - 見積業者調書（7/29）、見積調書（8/5）、見積書（8/5）
- ・冷蔵庫棟冷蔵庫4外1庫入口側ユニットクーラーダクト設置（随意契約）
 - 支出命令書・請求書（10/6）
 - 工事目的物引渡書（8/28）、検査結果通知書（8/28）、検査調書（8/28）
 - 工事完成通知書（8/28）
 - 請負契約書（8/14）、見積業者調書（8/7）、予定価格調書（8/7）
 - 見積調書（8/14）、見積書（8/14）
- ・冷蔵庫棟冷蔵庫6外1庫ユニットクーラーダクト設置（随意契約）
 - 支出命令書・請求書（10/12）
 - 工事目的物引渡書（8/28）、検査結果通知書（8/28）、検査調書（8/28）
 - 工事完成通知書（8/28）

	<p>請負契約書 (8/21)、見積業者調書 (8/14)、予定価格調書 (8/14) 見積調書 (8/21)、見積書 (8/21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷蔵庫棟冷蔵庫ユニットクーラーダクト吹出口設置 (随意契約) <p>支出命令書・請求書 (10/21)</p> <p>工事目的物引渡書 (9/4)、検査調書 (9/4)、工事完成通知書 (9/4) 請け書 (8/28)、見積業者調書 (8/21)、予定価格調書 (8/21) 見積調書 (8/28)、見積書 (8/28)</p> ・ 冷蔵庫棟冷蔵庫 2 冷蔵設備温度センサー設置 (随意契約) <p>支出命令書・請求書 (2/24)</p> <p>工事目的物引渡書 (2/5)、検査調書 (2/5)、工事完成通知書 (2/5) 請け書 (1/12)、見積業者調書 (1/5)、予定価格調書 (1/5) 見積調書 (1/12)、見積書 (1/12)</p> ・ 関連商品売場棟高圧機器変更 (随意契約) <p>支出命令書・請求書 (3/18)</p> <p>工事目的物引渡書 (3/18)、検査結果通知書 (3/18)、検査調書 (3/18) 工事完成通知書 (3/12)</p> <p>請負契約書 (1/29)、見積業者調書 (1/22)、予定価格調書 (1/22) 見積調書 (1/29)、見積書 (1/29)</p> ・ 冷蔵庫棟冷蔵庫 1 他 1 庫冷蔵設備温度センサー設置 (随意契約) <p>支出命令書・請求書 (3/31)、検査結果通知書 (3/9)、検査調書 (3/9) 工事目的物引渡書 (3/9)、工事完成通知書 (3/9)、請負契約書 (2/15) 見積業者調書 (2/8)、予定価格調書 (2/8)、見積調書 (2/15) 見積書 (2/15)</p> ・ 冷蔵庫棟冷蔵庫 4 他 1 庫冷蔵設備温度センサー設置 (随意契約) <p>支出命令書・請求書 (4/8)</p> <p>検査結果通知書 (3/30)、検査調書 (3/30)</p> <p>工事目的物引渡書 (3/30)、工事完成通知書 (3/30)</p> <p>請負契約書 (3/17)、見積業者調書 (3/10)、予定価格調書 (3/10) 見積調書 (3/17)、見積書 (3/17)</p> ・ 冷蔵庫棟冷蔵設備更新電気設備 (一般競争入札) <p>支出命令書・請求書 (5/25)</p> <p>工事目的物引渡書 (5/15)、検査結果通知書 (5/15)、検査調書 (5/15)、 工事完成通知書 (5/8)</p> <p>請負契約書 (5/9、1/7、3/31 材料等不足に伴い工期延期) 入札調書 (4/25)、予定価格調書 (4/3)</p> ・ 冷蔵庫棟冷蔵設備更新 (一般競争入札)
--	---

	<p>支出負担行為決議書 (4/1)</p> <p>工事目的物引渡書 (5/15)、検査結果通知書 (5/15)、検査調書 (5/15)、 工事完成通知書 (5/14) 出来形確認通知書 (3/28)</p> <p>出来形検査結果通知書・出来形検査調書 (3/28)</p> <p>請負契約書 (9/19、1/31 (営業中の作業のため作業遅れから工期延期)、 5/14 (試験運転結果より仕様変更のため増額))</p> <p>入札調書 (7/27)、予定価格調書 (6/26)</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか (日付、金額、使途、条件、 現地写真など)。</p> <p>日付、金額、押印、筆跡など、書類は適切に作成されており、不自然な点 は見られず、問題は認められないと判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか (日付、決裁権限、内容、 条件、入札など)。</p> <p>入札書類や契約書、支出命令書などについて、日付、決裁権限、内容、条 件などは適切に決裁を受けており、事業費の支出に関する決裁に問題など は認められないと判断する。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか (期間、金額、 使途、補助率、条件など)。</p> <p>直接事業であるため、支出の要件判定などは該当しない。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>直接事業であるため、交付対象者の選定などは該当しない。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>工事目的物引渡書、工事完成通知書などは適切に決裁を受けており、実績 確認や報告は適切に行なわれていると判断する。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>工事目的物引渡書、工事完成通知書などで確認したところ、他の使途に流 用された形跡は見当たらなかった。</p> <p>しかし、工事の際の材料不足やそれに伴う工期の遅れなどにより、当初の 予算通りに支出が行われていない案件が散見された。これらについては、適 切な決裁と契約を経て対処されており、事業費が他の使途に流用されてい ないと判断する。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>公設地方卸売市場の施設改修事業費であり、大分県や国の負担はなく、請 求手続きなどは行われていない。</p>
監査要点	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>

(公益性)	
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	公設地方卸売市場の機能維持のための工事請負費であり、事業期間は卸売市場開設以来継続して行われており、終期も定められていないことは妥当と判断する。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	公設地方卸売市場の機能維持のための工事請負費であることから、目的は継続して発生・達成を繰り返しており、終期が定められていないことは問題が無いと判断する。 今後も市場再整備を見据え、今後とも緊急性、重要性を考慮して、発注すべきと考える。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。
	公設地方卸売市場の機能維持に必要な工事請負費であることから、継続すべきであると判断できる。 但し、今後も市場再整備を見据え、今後とも緊急性、重要性を考慮して、発注すべきと考える。 また、内容や金額については、‘大分市公設地方卸売市場個別施設計画’に基づいて決められているものの、計画策定時と取り巻く環境等の変化が生じているので、内容の見直しの検討が必要と判断する。 (意見)
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	工事請負費の契約先について、契約事務規則上の金額的要件に基づいて、競争入札と見積合わせによる契約が適切に行なわれており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。 但し、競争入札と随意契約との区別は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び大分市契約事務規則に基づき、予定価格が130万円を超える金額から競争入札となる。そのため、予定価格が20万円超～130万円以内であれば見積合わせ(競争見積による随意契約)となる。

	<p>一方、予定金額が 20 万円以下の工事その他の請負契約では見積合わせが不要であるため、取引実績のある工事業者に声掛けをして、1 者見積のみで工事の発注を行っている。</p> <p>しかし、実際の工事内容が競争入札の金額 130 万円以内となるように事業内容が分割されているように思われる。</p> <p>特に、①工事内容が同一で工事箇所が異なるケース、②工期が重なっている、あるいは連続しているケース、③同じような工事内容を同年に同じ業者が実施しているケース、などは特に問題がある可能性が高い。</p> <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に沿っているものの、公平性は確保されていない。工事内容を不必要に分割することなく、入札により適切に工事業者を選定する必要がある。</p> <p>(監査の結果)</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>工事請負費の契約先について、契約事務規則上の金銭的要件に基づいて、競争入札と見積合わせによる契約が適切に行なわれており、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。</p> <p>入札等の選定先について、似たような工事内容であれば選定先が同一になる可能性が生じるのは仕方のないことのように思える。</p> <p>しかし、金銭的に一般競争入札にならず、見積合わせによる随意契約の場合、見積書の提出を大分市側から任意の業者に依頼する為、同一の業者になる可能性が高くなってしまう。</p> <p>このような場合、取引先が偏って選定されることになってしまうため、公平性が確保されていない可能性が高く、明確な理由があるとは言い難い。</p> <p>今後は、特定の事業者により工事内容が偏らないように、一般競争入札にならない金額であっても、広く事業者を公募できるよう、インターネットでの見積もり公募などを行うことが望ましい。また、これにより不落札を避ける効果も認められる。</p> <p>(意見)</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>事業は「大分市公設地方卸売市場個別施設計画」に基づいて、施設の長寿命化と市場としての機能維持に視点をおいて、計画的に進められている。</p> <p>また、予算金額については、大型の設備や工事を除き、市場会計における</p>

	<p>収支が赤字になって市債を発行することが無いように収入の範囲内で毎年進める方針となっている。但し、単年度予算主義に基づき、大型の改修工事等が必要な場合には、負担が集中しないように市債の発行により調整している。</p> <p>従って、事業の目的に沿って、適切な金額と事業期間で適切に進められていると判断する。</p> <p>今後も市場再整備を見据え、今後とも緊急性、重要性を考慮して、発注すべきと考える。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>事業は‘大分市公設地方卸売市場個別施設計画’に基づいて、計画的に進められている。</p> <p>経費抑制策としては、計画的に改修工事を進めることで突発的な工事で金額が高騰することを避けている。</p> <p>また、競争入札の際の設計単価を適切に決定することで経費抑制策がとられている。</p> <p>一方、同じような工事を細分化することで意図的に競争入札を避けて随意契約としているような傾向があり、経費削減策に繋がっていない可能性が認められる。</p> <p>特に、①工事内容が同一で工事箇所が異なるケース、②工期が重なっている、あるいは連続しているケース、③同じような工事内容を同じ業者が実施しているケース、などは特に問題がある。</p> <p>(監査の結果)</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>冷蔵設備の改修に大型投資を行っているが、市場機能の維持のためには必要な投資であると考えられる。</p> <p>従って、明らかに必要性に乏しい事業は認められないが、今後の市場再整備を見据え、緊急性、重要性を考慮して、発注することも重要と考える。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>公設地方卸売市場であるため、大分市直営で運営されており、工事の事業費も直接事業となっている。平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、指定管理者制度を導入する方向で、場内業者との協議を行ったが、収支の見通しがたたないことから見送った経過がある。</p> <p>他市では指定管理者制度を取り入れているところもあり、今後は事業の</p>

	<p>方向性や実態により、民間事業者への委託や指定管理者制度も検討する必要がある。</p> <p>(意見)</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>公設地方卸売市場は特別会計であり、大分市の一般会計からの事業費からの支出は行われていない。</p> <p>また、他の事業費も確認したところ、趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、重複するような施策は存在しないと判断する。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>公設地方卸売市場は市民に安心・安全な生鮮食料品等を適正な価格で安全的に供給するという目的を持った公共性の高い施設である。そのため、保有・管理する大分市が施設改修費等の支出を本来的に負担すべきものであるため、大分県や国へのコスト負担の請求などは存在しない。</p> <p>しかし、施設の修繕などを行った場合でも市場を使用する卸売業者への負担を求めておらず、使用料改定などを行っていない。</p> <p>市場の取扱金額は年々減少しており、ピーク時の青果が約3分の2、水産は約2分の1に減少していることから、使用料の改定を行っていないとのことである。一般的に施設の経過に伴う負担を求めるのはあり得ることであるし、機能維持に加え、機能向上を伴う改修も行われている。</p> <p>今後は地価上昇に伴う近隣の家賃相場の上昇も考えられることから使用料改定は避けられないと考える。</p> <p>従って、大分市が負担を避けられるコストを間接的に負担していることになり、過剰な負担になっていると判断する。</p> <p>(意見)</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>‘大分市公設地方卸売市場個別施設計画’に沿って事業費の支出が行われており、施設改修事業の実績や成果についての評価は行われているが、目標の達成度合いなどの分析は十分でないと考ええる。</p> <p>このため、事業の有効性を検討するためにも、新たな目標を定め、事業の成果の評価や分析を行う必要がある。</p> <p>(意見)</p>

ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>‘大分市公設地方卸売市場個別施設計画’に沿って事業費の支出が行われており、施設改修事業の実績や成果の評価は行われているが、事業の見直しは検討されていない。</p> <p>‘大分市公設地方卸売市場個別施設計画’は平成28年に策定され、一定期間が経過するとともに、前提条件も大きく変わっているため、事業の見直しを検討すべきである。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>‘大分市公設地方卸売市場個別施設計画’に沿って改修工事・施設維持工事が行われているため、効果的な手法で行われていると考えられるが、計画策定時と取り巻く環境等の変化が生じているので、内容の見直しの検討が必要と判断する。</p> <p>(意見)</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>予算の編成は‘大分市公設地方卸売市場個別施設計画’に沿って行われており、大型の改修工事等が必要な場合には、単年度に負担が集中しないよう市債の発行により調整している。</p> <p>しかし、あくまで予算の範囲を定めているにすぎず、平成28年に策定された‘大分市公設地方卸売市場個別施設計画’に基づいて施設改修工事を進めていることから、社会情勢など現在の状況に即した予算配分となっているとは言い難い。</p> <p>また、公設地方卸売市場特別会計においては多額の繰越金 262,667 千円を保有している。一方、公設地方卸売市場に関する市債発行の残高が 389,442 千円であることから、将来の市債の返済も含めて、予算の配分を見直す段階にきていると考えられる。</p> <p>(意見)</p>

【外部監査の結果】

(監査の結果)

・監査要点 (公平性)

実際の工事内容が競争入札の金額 130 万円以内となるように事業内容が分割されているように思われる。

特に、①工事内容が同一で工事箇所が異なるケース、②工期が重なっている、あるいは連続しているケース、③同じような工事内容を同年に同じ業者が実施しているケース、などは特に問題がある可能性が高い。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に沿っているものの、公平性は確保されていない。工事内容を不必要に分割することなく、入札により適切に工事業者を選定する必要がある。

・ 監査要点（経済性）

同じような工事を細分化することで意図的に競争入札を避けて随意契約としているような傾向があり、経費削減策に繋がっていない可能性が認められる。

特に、①工事内容が同一で工事箇所が異なるケース、②工期が重なっている、あるいは連続しているケース、③同じような工事内容を同じ業者が実施しているケース、などは特に問題がある。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

（意見）

・ 監査要点（公益性）

内容や金額については、‘大分市公設地方卸売市場個別施設計画’に基づいて決められているものの、計画策定時と取り巻く環境等の変化が生じているので、内容の見直しの検討が必要と判断する。

・ 監査要点（公平性）

入札等の選定先について、似たような工事内容であれば選定先が同一になる可能性が生じるのは仕方のないことのように思える。

しかし、金額的に一般競争入札にならず、見積合わせによる随意契約の場合、見積書の提出を大分市側から任意の業者に依頼する為、同一の業者になる可能性が高くなってしまう。

このような場合、取引先が偏って選定されることになってしまうため、公平性が確保されていない可能性が高く、明確な理由があるとは言い難い。

今後は、特定の事業者が工事内容が偏らないように、一般競争入札にならない金額であっても、広く事業者を公募できるよう、インターネットでの見積もり公募などを行うことが望ましい。また、これにより不落札を避ける効果も認められる。

・ 監査要点（経済性）

公設地方卸売市場であるため、大分市直営で運営されており、工事の事業費も直接事業となっている。平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、指定管理者制度を導入する方向で、場内業者との協議を行ったが、収支の見通しがたたないことから見送った経過がある。

他市では指定管理制度を取り入れているところもあり、今後は事業の方向性や実態により、民間事業者への委託や指定管理者制度も検討する必要がある。

施設の修繕などを行った場合でも市場を使用する卸売業者への負担を求めておらず、使用料改定などを行っていない。

今後は地価上昇に伴う近隣の家賃相場の上昇も考えられることから使用料改定は避けられないと考える。

大分市が負担を避けられるコストを間接的に負担していることになり、過剰な負担になっていると判断する。

・ 監査要点（有効性）

大分市公設地方卸売市場個別施設計画に沿って事業費の支出が行われており、施設改修事業の実績や成果についての評価は行われているが、目標の達成度合いなどの分析は十分でないと考える。

このため、事業の有効性を検討するためにも、新たな目標を定め、事業の成果の評価や分析を行う必要がある。

大分市公設地方卸売市場個別施設計画に沿って事業費の支出が行われており、施設改修事業の実績や成果の評価は行われているが、事業の見直しは検討されていない。

大分市公設地方卸売市場個別施設計画’は平成28年に策定され、一定期間が経過するとともに、前提条件も大きく変わっているため、事業の見直しを検討すべきである。

予算の編成は、平成28年に策定された大分市公設地方卸売市場個別施設計画に沿って改修工事・施設維持工事が行われているため、効果的な手法で行われていると考えられるが、計画策定時と取り巻く環境等の変化が生じているので、内容の見直しの検討が必要と判断する。

予算の編成は、平成28年に策定された大分市公設地方卸売市場個別施設計画に基づいて施設改修工事を進めていることから、社会情勢など現在の状況に即した予算配分となっているとは言い難い。

また、公設地方卸売市場特別会計においては多額の繰越金262,667千円を保有している。一方、公設地方卸売市場に関する市債発行の残高が389,442千円であることから、将来の市債の返済も含めて、予算の配分を見直す段階にきていると考えられる。

(45) 公設地方卸売市場 補助金等

事業名 補助金等の名称	公設地方卸売市場 補助金等			補助事業
予算費目	項：公設地方卸売市場管理費	目：一般管理費		
根拠法令・要綱等	大分市公設地方卸売市場運営協議会補助金交付要領 大分五号地協議会会則			
事業期間	事業開始年度	昭和 52 年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	600,000	423,000	423,000
	決算額	400,000	365,000	365,000
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市公設地方卸売市場運営協議会補助金 大分市公設地方卸売市場運営協議会において、市場流通の円滑化、市場内の秩序維持及び環境美化並びに各部会の諸活動に要する経費に必要な補助を行うことを目的としている。 ・令和 3 年度大分五号地協議会年会費 会員相互の親睦を図り、五号地内の諸問題の解決及び五号地の振興発展を期することを目的としている。 			
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市公設地方卸売市場運営協議会補助金 大分市公設地方卸売市場運営協議会とは、大分市公設地方卸売市場事業者相互の協調を図り、健全かつ円滑な市場運営の発展を期するために各種行事及び各部会の運営を行うことも目的としている。 その市場運営協議会における活動費を補助するものとして、卸売市場が開設された昭和 52 年当初から、金額が徐々に削減されているものの、継続して支出している。 ・令和 3 年度大分五号地協議会年会費 大分五号地協議会とは、大分市埋立五号地に事業拠点を構える事業者からなる協議会であり、五号地内の諸問題の解決並びに五号地の振興発展を期することを目的としている。 その協議会における年会費を支払うものとして、開始年は不明であるが、継続して支出している。 			
監査手続				
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。			
i	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。			
	概算で交付される補助金に係る一連の必要書類は以下のとおりである。			

	<p>補助金等交付申請書 (7/15)</p> <p>補助金交付決定及び概算交付通知書 (7/15)</p> <p>補助金事業実績報告書 (3/31)</p> <p>補助金交付確定通知書 (3/31)</p> <p>上記書類は漏れなく完備されており、各種事務は関係法令に従い、適切に実施されていると判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか (日付、金額、使途、条件、現地写真など)。</p> <p>必要書類等の日付や金額、条件などに不自然な点はなく、要領に沿って、適切に処理されていると判断する。</p>
iii	<p>事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか (日付、決裁権限、内容、条件、入札など)。</p> <p>補助金の決裁について、日付や決裁権限、内容、条件などに問題は認められず、適切に決裁が行われていると判断できる。</p>
iv	<p>補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか (期間、金額、使途、補助率、条件など)。</p> <p>補助金額については交付要領 2 条の範囲における支出であるとして、支出の要件は満たしており、要件判定は適切に行なわれていると判断する。</p>
v	<p>補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。</p> <p>また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。</p> <p>大分市公設地方卸売市場運営協議会補助金交付要領に基づいて支出されており、交付対象者は適切に選定されており、問題は認められないと判断する。</p>
vi	<p>事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。</p> <p>補助金事業実績報告書は適切に提出、受け付けされており、適時・適切に実績確認が行われていると判断できる。</p>
vii	<p>事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。</p> <p>大分市からの補助金は市場運営協議会において、特に使途を定めずに支出されており、資金使途の流用に関して問題は認められないと判断する。</p> <p>また、実績報告書によると当初の予算通り支出されており、事業費が他の使途に流用されていないと判断する。</p> <p>一方、大分五号地協議会年会費について、年会費として適切に支出されており、他の使途に流用されていないと判断する。</p>
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市の市場運営協議会の運営費の補助、大分五号地協議会年会費であることから、大分県や国の負担はなく、請求手続などは行われていない。</p>

<p>監査要点 (公益性)</p>	<p>事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。</p>
<p>i</p>	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>卸売市場開設以来、公設地方卸売市場運営協議会補助金交付要領に基づいて継続して支出を続けており、市場運営協議会が継続している以上、事業期間に問題は認められないと判断する。</p> <p>しかし、交付要領を根拠に継続して支出されているものの、用途を指定しない補助金の設定に問題があると判断する。</p> <p>今後は用途を指定し、必要な予算を検討した上で交付を行うことが望ましい。</p> <p>(意見)</p> <p>一方、大分五号地協議会年会費について、公設地方卸売市場運営協議会補助金と同様に継続して支出を続けており、事業期間に問題は認められないと判断する。</p>
<p>ii</p>	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>卸売市場開設以来、公設地方卸売市場運営協議会補助金交付要領に基づいて、市場運営協議会への補助金として支出されており、所期の目的は毎年度達成され続けていると判断できる。</p> <p>従って、用途を指定しない補助金であることを考慮すると、用途を指定し、目的を定めて支出することが必要と考える。</p> <p>一方、大分五号地協議会年会費について、継続して支出しているが、五号地内の諸問題の解決並びに五号地の振興発展を期することを目的としているため、必要な支出であると考えられる。</p>
<p>iii</p>	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>大分市の市場運営協議会への補助金であるため、公益性は高く、継続することに問題は認められない。</p> <p>但し、用途を指定しない補助金であり、また、金額は当初から漸減しつつあることから、明確な目的に基づいて用途や終期を変更させていくべきであると考えられる。</p>

	大分五号地協議会年会費については、公益性は高く、継続することに問題は認められない。
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。 補助金の交付先は、市場運営協議会と要領に定められており、要領に準拠して適切に行なわれていると判断する。
ii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。 補助金の交付先は毎年同一であるが、交付要領にはその支払先が明確に定められており、問題は認められない。
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。 補助対象経費は、市場流通の円滑化、市場内の秩序維持及び環境美化並びに各部会の諸活動に要する経費とされており、使途は限定されているものの、対象経費としての範囲が広いため、使途を限定するなどの見直しを検討することが望ましい。 なお、市場が継続していく以上、期限に終期を設けないことに問題は認められない。 (意見)
ii	事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。 市場運営協議会への補助金は、毎年継続して支出されているものの、社会情勢に合わせて徐々に削減されてきている。 従って、補助金等の抑制策は適切に取られていると判断できる。 一方、大分五号地協議会への年会費の支払いは、毎年継続して同額が支払われているが、五号地内の諸問題の解決並びに五号地の振興発展を期することを目的としているため、大分市として年会費を支払うことは必要な支出であると判断できる。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無い。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。 市場運営協議会への補助金について、使途を明確に指定しない運営補助金であるものの、市場運営協議会の繰越金は多額に積みあがっていることから、減額も検討すべきである。

	<p>(意見)</p> <p>大分五号地協議会への年会費の支払いは、毎年継続して同額が支払われているが、五号地内の諸問題の解決並びに五号地の振興発展を期することを目的としているため、大分市として年会費を支払うことは必要な支出であると判断できる。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>公設地方卸売市場を利用する事業者が組織する市場運営協議会に対する補助金であり、民間事業者への委託とみなすことができるため、補助先は適切であると言える。</p> <p>大分五号地協議会への年会費の支払いは、毎年継続して同額が支払われているが、五号地内の諸問題の解決並びに五号地の振興発展を期することを目的としているため、必要な支出であると判断できる。</p>
	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>大分市から公設地方卸売市場の市場運営協議会への補助金、大分五号地協議会への年会費の支払い等は他にも認められず、重複する施策は認められない。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>公設地方卸売市場を利用する事業者が組織する市場運営協議会という自治組織に対する補助金であり、大分市がその一部を負担することに一定の合理性は存在する。</p> <p>しかし、市場運営協議会の繰越金は多額に積みあがっており、大分市が負担する必要性は低下していると判断する。</p> <p>また、市場運営に必要な管理費や設備投資は大分市が行っていることから、用途を明確にしない補助金は本来大分市が負担すべきものとは言えないと判断する。</p> <p>以上より、用途を指定しない補助金は本来的に大分市が負担すべき経費とは認められず、補助金の用途を明確にし、減額も検討すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>大分五号地協議会への年会費の支払いは、毎年継続して同額が支払われているが、五号地内の諸問題の解決並びに五号地の振興発展を期することを目的としているため、大分市として年会費を支払うことは必要な支出で</p>

	<p>あると判断できる。</p> <p>従って、本来的に大分市が負担すべき経費と判断できる。</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>市場運営協議会への補助金について、要領に従って支給している補助金であることから、実績や成果の判断は行っていない。</p> <p>今後は、実績の評価・分析を行い、用途を明確に定め、必要性の確認を実施すべきと判断する。</p> <p>(意見)</p> <p>また、大分五号地協議会への年会費の支払いについて、大分五号地協議会会則に基づき支払っており、総会において実績や成果の判断を行っている。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>市場運営協議会への補助金について、用途を特定しない補助金であり、また、要領に従って支給している補助金であることから、補助金自体の見直しなどは検討されていない。</p> <p>今後は、支出の成果の検証を行い、事業の見直しを検討すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>また、大分五号地協議会への年会費の支払いは、五号地内の諸問題の解決並びに五号地の振興発展を期することを目的としているため、大分市として年会費を支払うことは必要な支出であると考えられるが、必要に応じての検討が望まれる。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>市場運営協議会への補助金について、卸売市場の開設以来、市場参加者の自治組織である市場運営協議会への用途を指定しない補助金と支給され続けていることから、市場運営協議会を補助するという目的の達成に効果的な補助金であるかの検証は行われていない。</p> <p>公設地方卸売市場を効果的かつ効率的に運営し、尚且つ市場参加者の成果向上につながる事業であるかの見直しを行う必要があると判断する。</p> <p>(意見)</p> <p>大分五号地協議会への年会費の支払いは、五号地内の諸問題の解決並び</p>

	に五号地の振興発展を期することを目的としているため、大分市として年会費を支払うことは必要な支出であると考えられるが、必要に応じての検討が望まれる。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)
	市場運営協議会への補助金について、卸売市場開設以来、継続して、金額の明確の根拠のないまま、慣例的に補助し続けており、現状に即しているか不明である。 従って、社会情勢などの現状に即して効果的な事業費であるかの検証を行う必要がある。 (意見)
	大分五号地協議会への年会費の支払いについて、継続して慣例的に支出し続けており、現状に即しているか不明である。 従って、社会情勢などの現状に即して効果的な事業費であるかの検証を行う必要がある。

【外部監査の結果】

(監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (公益性)

公設地方卸売市場運営協議会補助金交付要領に基づいて継続して支出を続けているものの、用途を指定しない補助金の設定に問題があると判断する。

用途を指定し、必要な予算を検討した上で交付を行うことが望ましい。

・監査要点 (経済性)

補助対象経費は、市場流通の円滑化、市場内の秩序維持及び環境美化並びに各部会の諸活動に要する経費とされており、用途は限定されているものの、対象経費としての範囲が広いこと、用途を限定するなどの見直しを検討することが望ましい。

市場が継続していく以上、期限に終期を設けないことに問題は認められない。

市場運営協議会への補助金について、用途を明確に指定しない運営補助金であるもの

の、市場運営協議会の繰越金は多額に積みあがっていることから、減額も検討すべきである。

市場運営協議会の繰越金は多額に積みあがっており、大分市が負担する必要性は低下していると判断する。

また、市場運営に必要な管理費や設備投資は大分市が行っていることから、用途を明確にしない補助金は本来大分市が負担すべきものとは言えないと判断する。

用途を指定しない補助金は本来的に大分市が負担すべき経費とは認められず、補助金の用途を明確にし、減額も検討すべきである。

・ 監査要点（有効性）

市場運営協議会への補助金について、要領に従って支給している補助金であることから、実績や成果の判断は行っていない。

実績の評価・分析を行い、用途を明確に定め、必要性の確認を実施すべきと判断する。

市場運営協議会への補助金について、用途を特定しない補助金であり、また、要領に従って支給している補助金であることから、補助金自体の見直しなどは検討されていない。

支出の成果の検証を行い、事業の見直しを検討すべきである。

市場運営協議会への補助金について、卸売市場の開設以来、市場参加者の自治組織である市場運営協議会への用途を指定しない補助金と支給され続けていることから、市場運営協議会を補助するという目的の達成に効果的な補助金であるかの検証は行われていない。

公設地方卸売市場を効果的かつ効率的に運営し、尚且つ市場参加者の成果向上につながる事業であるかの見直しを行う必要があると判断する。

市場運営協議会への補助金について、卸売市場開設以来、継続して、金額の明確の根拠のないまま、慣例的に補助し続けており、現状に即しているか不明である。

社会情勢などの現状に即して効果的な事業費であるかの検証を行う必要がある。

第6 農業委員会における事務手続等の監査手続と結論

(46) 農業委員会 大分市フェーズ2システム住基・固定連携支援業務委託

事業名 補助金等の名称	大分市フェーズ2システム住基・固定連携支援業務 委託	直接事業
予算費目	項：農業費	目：農業委員会費

根拠法令・要綱等	農地法施行規則第 102 条			
事業期間	事業開始年度	平成 28 年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額の推移	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	当初予算	756,000	770,000	770,000
	決算額	760,000	770,000	770,000
事業の目的	<p>大分市内の農地を管理する「農地情報公開システム」に住民基本台帳データ、固定資産課税台帳データを連携させる作業を支援する業務を外部委託する。</p> <p>これにより、住民基本台帳データからは転入転出、出生、死亡等の情報を、固定資産課税台帳データからは地目変更、分合筆、所有権変更等の情報を定期的に反映させ照合を行うことができ、農地情報公開システムの情報を最新のものとすることができる。</p>			
事業の概要	<p>大分市農業委員会事務局に設置している、大分市内の農地を管理する「農地情報公開システム」に住民基本台帳データ、固定資産課税台帳データを連携させる作業を支援する業務を外部委託する。</p> <p>農業委員会では農地台帳において、転用や所有権移転、貸借などの農地の移転につながる内容の変更はその審査と決定の都度入力している。</p> <p>しかし、所有者の個人情報である転入転出、出生、死亡等については、情報が入手できればその都度変更を行うが、農業委員会の所管する内容ではないことから情報の入手は難しく、住民基本台帳から情報を連携させることが効率的である。</p> <p>一方、固定資産課税台帳データからの連携については、農業委員会が必要とする地目変更、分合筆、所有権変更等全ての項目についての情報入手は難しく、変更が見落とされる可能性があるため、年に一度 1 月 1 日現在で農地情報の更新を行うこととしている。</p> <p>委託業務内容は、「大分市フェーズ 2 システム住基・固定連携支援業務」となっており、契約内容は以下のとおりである。</p> <p>(1) 住民基本台帳突合処理支援</p> <p>① 住基レイアウト設定・チェックや住基突合処理の実行、突合結果 CSV の出力等の実施。</p> <p>② 作業実施時期は 6 月、12 月</p> <p>(2) 固定資産課税台帳データ突合処理支援</p> <p>① 住民基本台帳突合処理の実施後、固定レイアウト設定・チェックや地番不一致エラー表示、突合結果 CSV 出力等の実施。</p> <p>② 作業実施時期は 6 月</p> <p>契約期間は、令和 3 年 6 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までであり、委</p>			

	託料は業務完了後の令和4年1月支払いとなっている。
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。 事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査調書 (R3. 7. 1、R4. 1. 4) ・ 業務完了通知書 (R3. 6. 30、R3. 12. 28) ・ 契約締結・支出伺い (R3. 6. 1) ・ 電算業務委託契約書 (R3. 6. 1) ・ 見積調書、見積書、予定価格調書、設計書 (R3. 6. 1) ・ 見積り業者調書 (R3. 6. 1) (一社のみ) ・ 随意契約理由書 農地情報公開システムは(株)両備システムズと開発委託契約を結び、同社のアプリケーションパッケージを利用しているため、著作権等の理由から随意契約となっている。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
	ii
iii	事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。
	事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、内容などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。
iv	補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	直接事業であるため、支出の要件判定などは該当しない。
v	補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	直接事業であるため、交付対象者の選定などは該当しない。
vi	事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。
	完了検査通知書、検査調書は完備されており、実績確認や報告は適切に行なわれていると判断できる。
vii	事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。

	当初の予算通り支出されており、また、検査調書も適正に決裁を受けており、事業費が他の用途に流用されていないと判断できる。
viii	<p>国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。</p> <p>大分市農業委員会の一般会計に関する事業費であり、大分県や国の負担はなく、請求手続きなどは行われていない。</p>
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	<p>事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。</p> <p>設計書が契約先からの情報に基づき作成されたものであることから、事業期間が合理的かの判断は出来ないものの、事業期間は1年以内に収まっているため、問題は認められないと判断する。</p>
ii	<p>所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>農地情報公開システムのデータ連携業務の委託であり、当該年度に適切にデータ連携が行われていると検査報告書には記載されており、事業の目的は達成できていると判断できる。その結果、支出は適切であると判断できる。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>農地情報公開システムのデータ連携業務の委託であり、業務の効率性と正確性の向上のためには必要な業務と判断できるため、事業は公益性の観点から継続すべきであり、内容や金額についても適切である。</p>
監査要点 (公平性)	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>随意契約理由書によると、農地情報公開システムは(株)両備システムズと開発委託契約を結び、同社のアプリケーションパッケージを利用しているため、著作権等の理由から随意契約となっている。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> <p>随意契約の理由について問題は認められない。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>農地情報公開システムは(株)両備システムズと開発委託契約を結び、同社のアプリケーションパッケージを利用しているため、著作権等の理由か</p>

	ら同じ業者に委託となっている。
監査要点 (経済性)	事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	<p>新年度の固定資産課税台帳情報の提供が6月以降になることから、業務履行期間は6月1日から12月31日となっている。住民基本台帳情報と固定資産課税台帳情報の1回目の連携を6月、2回目の情報の連携12月としており、事業期間は適切と判断できる。</p> <p>金額については、一者随意契約であり、設計書も契約先を参考に作成しており、金額は合理的である。</p>
ii	事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。
	<p>開発委託契約を結んだ事業者に連携業務を委託するといった明確な理由は存在し、毎年の委託料を一定額におさえることで事業費を抑制する対策は取られていると判断する。</p>
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	<p>業務の効率性や正確性の観点から、農地情報公開システムのデータ連携は重要であり、業務内容は必要と考えられる。</p>
iv	事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
	<p>農地情報公開システムのデータ連携について、市直営で行うには技術的に不安があるだけでなく、手間もかかり、また、リスクも高いと思われるため、システムの開発委託先に委託することは適切と判断できる。</p> <p>なお、令和3年度のデータ置き換え件数が、宛名データ(住基)が1,647,732件、固定データ(固定)が183,838件であることから、システムのデータ連携を市の職員が手作業で行うことは合理的ではない。</p>
v	事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	<p>他の事業費も確認したところ、趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、重複するような施策は存在しないと判断する。</p>
vi	本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
	<p>大分市内の農地情報公開システムのデータ連携業務であり、本来的に大分市が負担すべきものであるため、余計なコストは負担していないと判断する。</p>

監査要点 (有効性)	支出した事業費に見合う成果は認められるか。
i	事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	農地法に基づき農地情報公開システムの最新データを取り込むための事業費であり、検査報告書によると適切にデータの取込みは行われているため、事業費の成果としての目的は達成されていると判断できる。
ii	事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	委託業務の目的及び成果は、農地法に基づく農地台帳の正確な記録の確保であり、今後も必要な委託業務と考えられるため、事業の見直し等は不要と判断する。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	農地情報公開システムのデータ連携業務などを市直営で行うのは技術的に不安があるだけでなく、手間もかかり、また、リスクも高いと想像できるため、開発委託先に業務を委託するのは合理的と考えられる。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)
	農地法に規定された農地情報公開システムのデータを最新化するために必要な業務であり、大分市が直営で行うのは技術的に不安があるだけでなく、手間もかかり、また、リスクも高いため、開発委託先に業務を委託するのは合理的と考えられる。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(47) 農業委員会 農地基本台帳システム保守業務委託

事業名 補助金等の名称	農地基本台帳システム保守業務委託			直接事業
予算費目	項：農業費		目：農業委員会費	
根拠法令・要綱等	農地法第52条の2、農地法施行規則第101条			
事業期間	事業開始年度	平成24年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度

の推移	当初予算	657,205	594,000	737,440
	決算額	662,604	594,000	737,440
事業の目的	大分市内の農地を管理する「農地基本台帳システム」が正常に機能し続けることを目的として、定期的な訪問時にシステムソフト及びデータの点検、プログラム動作不良時の対応などを行う保守業務を外部委託する。			
事業の概要	<p>大分市内の農地を管理する「農地基本台帳システム」が正常に機能し続けることを目的として、定期的な訪問時にシステムソフト及びデータの点検、プログラム動作不良時の対応などを行う保守業務を外部委託する。</p> <p>農地基本台帳とは、農業委員会が管理する市内の農地の情報（所在、地番、地目、面積、一筆ごとの履歴等）を掲載した台帳であり、農家世帯員状況、就業状況、営農状況等も掲載されている。</p> <p>『農地基本台帳システム』とは、「農地基本台帳」に整備される情報を的確に管理することを目的とした系統組織のシステムをいう。農地台帳と農家台帳（紙管理）を、電子化するにあたり導入したもので、農地の所有者（世帯）ごとに筆情報を管理しており、農業委員会事務局業務について情報管理をしている。一般には非公開となっている。</p> <p>農地台帳とは、①農地の権利移動の許可等法令業務の執行に要する基礎資料として、②遊休農地の発生防止・解消等の構造政策の推進に活用するため、農業委員会は農地台帳を整備している。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者・借受者の氏名、住所 ・農地の所在、地番地目、地積 ・地域区分（農振農用地等） ・賃貸借等の設定状況（権利の種類、期間、賃借料等） ・遊休農地の措置状況（利用状況、指導履歴等） ・納税猶予の適用状況 <p>などが記載されている。</p> <p>保守業務内容はシステム運用保守契約であり、以下から構成される。</p> <p>① 正常使用時における、基本ソフト・アプリケーションソフト及びプログラムの異常（正常に作動しない等）に対して電話対応、E-mail対応、FAX対応及び出張作業。</p> <p>プログラム動作不良時の対応とは、・原因の調査、・プログラム修正、・データリカバリとチェックを指す。</p> <p>② Q&A対応</p>			

	<p>Q&A対応とは、システム使用時における不明点に対して電話対応、E-mail対応、FAX対応を随時行うことを指す。</p> <p>③ システムソフト改善処理 システムソフト改善処理とは、システム使用時における改善要望等について、随時協議を行い方針を決定すること（別途カスタマイズ費用が発生するときは協議を行う。）。</p> <p>④ 定期訪問保守 定期訪問保守とは、年2回の定期訪問を実施し、システムソフト及びデータの点検を行うこと。定期訪問完了時には、保守報告書を提出する。</p> <p>⑤ 外字変換ソフト適用 外字変換ソフト適用とは、システムにFont Avenue Uni Assist（外字変換ソフト）の適用を行うこと。 保守契約期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までであり、委託料は四半期ごとに4回払いとなっている。 基本的な保守料金は年間540,000円＋消費税であるが、令和元年度はサーバー保守料が4か月分（途中で情報政策課にデータ移設のためサーバー廃棄）かかっているためその分が多く、また消費税率変更に伴い決算額が予算額を上回っている。 令和2年度は基本的な保守契約のみであったが、令和3年度は外字変換ソフトの適用が必要となり、オプションで追加料金が発生している。</p>
監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	<p>事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。</p> <p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査調書（R3.7.1、R3.10.1、R4.1.4、R4.3.31） ・ 業務完了通知書（R3.7.1、R3.10.1、R4.1.4、R4.3.31） ・ 契約締結・支出伺い（R3.4.1） ・ 電算業務委託契約書（R3.4.1） ・ 見積調書、見積書、予定価格調書、設計書（R3.4.1） ・ 見積り業者調書（R3.4.1）（一社のみ） ・ 随意契約理由書 <p>農地基本台帳システムは(株)両備システムズと開発委託契約を結び、同社のアプリケーションパッケージを利用しているため、著作権等</p>

	の問題から随意契約となっている。(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
ii	事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか(日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
	事業費の支払に必要な書類等に不自然な点無く、適切に手続きが行われていると判断する。
iii	事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか(日付、決裁権限、内容、条件、入札など)。
	事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。
iv	補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか(期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	直接事業であるため、支出の要件判定などは該当しない。
v	補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	直接事業であるため、交付対象者の選定などは該当しない。
vi	事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。
	完了検査通知書、検査調書は完備されており、実績確認や報告は適切に行なわれていると判断できる。
vii	事業費や補助金等は他の使途に流用されていないか。
	当初の予算通り支出されており、また、検査調書も適正に決裁を受けており、事業費が他の使途に流用されていないと判断できる。 なお、基本的な保守料金は年間 540,000 円+消費税であるが、令和 2 年度は基本的な保守契約のみであったが、令和 3 年度は外字変換ソフトの適用が必要となり、オプションで追加料金が発生している。
viii	国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。
	大分市農業委員会の一般会計に関する事業費であり、大分県や国の負担はなく、請求手続きなどは行われていない。
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	一年間を通じたシステムの保守管理契約であり、事業期間は適切であると判断できる。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはな

	<p>いか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。</p> <p>一年間を通じたシステムの保守管理契約であり、業務完了（終了）通知書を確認したところ正常稼働されており、適切に目的達成が行われていると判断できる。その結果、適切に支出されていると判断できる。</p>
iii	<p>事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。</p> <p>農地基本台帳システムは市内の農地を管理する上で重要であり、常に故障なくシステムを使用できることは重要であるため、事業は公益性の観点から継続すべきであり、内容や金額についても適正であると判断できる。</p>
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。（入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。）</p>
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p> <p>随意契約理由書によると、農地基本台帳システムは(株)両備システムズと開発委託契約を結び、同社のアプリケーションパッケージを利用しているため、著作権等の理由から随意契約となっている。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p> <p>随意契約の理由について問題は認められず、公平に選定が行われていると判断できる。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p> <p>農地基本台帳システムは(株)両備システムズと開発委託契約を結び、同社のアプリケーションパッケージを利用しており、著作権等の理由から同一業者に委託する明確な理由が存在すると判断できる。</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の使途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p> <p>農地基本台帳システムの保守管理は重要であり、一年を通じた事業期間は適切と判断できる。</p> <p>金額については、一者随意契約であり、設計書も契約先を参考に作成しており、金額は合理的と判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p> <p>開発委託契約を結んだ事業者に保守管理を委託せざるを得ないといった明確な理由が存在し、毎年の委託料を一定額以下に抑えることで、事業費を抑制する対策は取られていると判断する。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した</p>

	<p>施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p> <p>農地基本台帳システムをトラブルなく使用できることは重要であり、保守管理業務は必要であると判断する。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p> <p>農地基本台帳システムの保守管理を市直営で行うには技術的に不安があるだけでなく、手間もかかり、また、リスクも高いと思われるため、システムの開発委託先に委託することは適切と判断できる。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p> <p>他の事業費も確認したところ、趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、重複するような施策は存在しないと判断する。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p> <p>大分市内の農地基本台帳システムであり、本来的に大分市が負担すべきものであるため、余計なコストは負担していないと判断する。</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p> <p>農地基本台帳システムの保守管理に関する事業費であり、年間を通じてのシステムのトラブルは報告されておらず、事業費の成果としての目的は達成されていると判断できる。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</p> <p>委託事業の目的及び成果は、農地基本台帳システムが正常に稼働するために、年間を通して保守業務を行ってもらうことであり、一年間を通じてシステムトラブル等は生じていない。</p> <p>現状では業務内容等の見直しの必要性は認められない。</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>農地基本台帳システムの保守管理などを大分市が直接行うのは手間がかかり、また、リスクも高いと想像できるため、開発委託先に保守管理を委託するのは合理的と考えられる。</p> <p>一年間を通じてシステムトラブル等は生じていないことから、最も効果的であると判断する。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続して</p>

	<p>いる事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p>
	<p>農地基本台帳システムは農業委員会の基礎となるシステムであり、大分市内の農地を管理し、農業委員会の所掌事務を的確に行うためには、トラブルなく使用でき、突発的なデータ消失への対応や運用実態の把握を行えるよう、年間を通じた保守業務委託は重要である。</p> <p>委託費支出の目的と成果から、適切に予算配分が行われていると判断できる。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(48) 農業委員会 農地利用最適化活動用調査地図作成業務委託

事業名 補助金等の名称	農地利用最適化活動用調査地図作成業務委託			直接事業
予算費目	項：農業費		目：農業委員会費	
根拠法令・要綱等	農業委員会等に関する法律			
事業期間	事業開始年度	平成30年度	事業終期年度	終期の設定なし
予算額・決算額 の推移	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初予算	456,840	0	839,300
	決算額	440,000	0	839,300
事業の目的	農地利用最適化推進委員がその農地利用最適化活動で活用するための大分市内全域の地図（縮尺 1/2,750）の作成及び印刷、PDF化を行うことで、最新の状況での農地利用最適化を進める。			
事業の概要	<p>農地利用最適化活動用調査地図は、平成29年度末に委嘱された農地利用最適化推進委員に配布するために平成30年度から作成している。</p> <p>農地利用最適化推進委員とは、「農地等の利用の最適化」、すなわち①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進、を推進することに熱意と識見を有する者として、農業委員会から委嘱を受けた非常勤の特別職地方公務員をいう。</p> <p>地図作成に関する根拠法令、要綱等は存在しない。</p> <p>しかし、農業委員会等に関する法律第6条第2項において、農業委員会の所掌事務として規定された「農地等の利用の最適化の推進」の活動を農地利用最適化推進委員が現地で行うために農地利用最適化活動用調査地図が</p>			

作成されることとなった。

農業の生産性を高め、競争力を強化するためには、農地の利用集積・集約化を加速し、生産コストを削減することが必要であり、そのためには、農地の情報を担い手や農地中間管理機構などの関係機関が自由に見られるようにすることが重要である。このため、平成 25 年の農地法改正により規定された第 52 条の 3 により、全国すべての農業委員会において、農地台帳及び地図を作成し、インターネット等で公開することが義務づけられた。

農地情報公開システム（以下、全国農地ナビ）とは、農業委員会が整備している農地台帳に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）について、インターネットで誰でも見ることができるよう、全国段階で一元的なシステムを整備し、各農業委員会の窓口に行かなくても、全国の農地情報を横断的に検索・閲覧することが可能となっている。このことにより、参入希望者・規模拡大希望者等の農地の受け手や農地中間管理機構が求める情報を提供できるようになった。

しかし、インターネット上で現在公開されている全国農地ナビ上で農地の区画を表示する「筆ポリゴン」は、衛星写真から現況をベースにほ場の形状をオレンジの枠で囲っているもので、不動産登記簿（公図）の筆界を表示しておらず、形状が曖昧なものも存在する。

そこで、農地の一筆一筆の筆界と地番を表示している詳細な地図を作成及び印刷、PDF 化を行うことで、最新の状況での農地利用最適化を進めている。

事業費の契約内容と成果物としては、

- (1) A2 サイズカラー（航空写真背景）：996 枚
- (2) CD-R（航空写真背景を PDF データ化したもの）

となっており、令和 4 年 3 月 31 日に大分市農業委員会事務局へ直接持ち込み納品となっている。

3 年ごとに改選される農地利用最適化推進委員に地図を作成し配布することで地域の活動に利用している。

平成 30 年度は農地利用最適化推進委員にのみ配布していたが、令和 3 年度は農業委員にも配布するようになり、事業費が上昇している。これは、農業委員、農地利用最適化推進委員がいずれも「農地等の利用の最適化」を推進することが求めてられており、両委員が相互に連携することが必要となり、また、地域の農業者からの相談が農業委員に寄せられることも多くあることから、農業委員にも地図を配布するようになった。

監査手続	
監査要点 (合規性)	各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されているか。
i	事業費や補助金等に必要な書類は揃っているか。
	<p>事業費に必要な決裁書類等について確認を行ったところ、以下の通り必要な書類は揃っており、問題は認められないと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査調書（R4. 3. 31） ・ 業務完了通知書（R4. 3. 31） ・ 契約締結・支出伺い（R4. 3. 1） ・ 業務委託契約書（R4. 3. 1） ・ 見積調書、見積書、予定価格調書、設計書（R4. 3. 1） ・ 見積り業者調書（R4. 3. 1）（一者のみ） ・ 随意契約理由書 <p>農地情報管理システムはシステム開発業者である（株）パスコと維持管理業務を契約している。そのデータを処理し、農地利用最適化活動用調査地図を作成するためには、維持管理業務を委託している同社への依頼が最適であり、そのため、地図の作成業務を随意契約としている（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。</p> <p>なお、契約の有効期間は、令和4年3月1日から令和4年3月31日までであり、成果物納入後10日以内の検収を経て、代金の請求と支払いが行われる。</p>
ii	事業費や補助金等の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	事業費の支払に必要な書類等に不自然な点は無く、適切に手続きが行われていると判断する。
iii	事業費や補助金等の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札など）。
	事業費の決裁書類の日付、決裁権限者、検査調書などは適切であり、適切に事業が行われた結果、適切に決裁されていると判断できる。
iv	補助金等において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	直接事業であるため、支出の要件判定などは該当しない。
v	補助金等の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。
	また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
vi	直接事業であるため、交付対象者の選定などは該当しない。
	事業費や補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。

	完了検査通知書、検査調書は完備されており、実績確認や報告は適切に行なわれていると判断できる。
vii	事業費や補助金等は他の用途に流用されていないか。 当初の予算通り支出されており、また、検査調書も適正に決裁を受けており、事業費が他の用途に流用されていないと判断できる。 なお、令和3年度は平成30年度に比べ金額が大幅に増加している。これは平成30年度に農地利用最適化推進委員にのみ配布していた地図を農業委員にも配布するようになったためであり、より多くの部数の印刷が必要となったことが増額につながっている。
	国・県の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。 大分市農業委員会の一般会計に関する事業費であり、大分県や国の負担はなく、請求手続きなどは行われていない。
監査要点 (公益性)	事業は行政が行うべき内容か。また、公金を使うべき内容か。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。 設計書が契約先からの情報に基づき作成されたものであることから、事業期間が合理的かの判断は出来ないものの、事業期間は1年以内に収まっているため、問題は認められないと判断する。
	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。 農地情報管理システムのデータを処理し、農地利用最適化活動用調査地図を作成する業務であることから、定期的に行なわれる必要がある。 当該年度の事業委託により、当該年度の目的が適切に達成できていると判断できるため、支出は適切であると判断できる。 なお、農林水産省では農地の一筆一筆の筆界と地番を表示している詳細な地図(eMaff 地図)を開発しているところであり、将来的には地図を印刷・配布することなく、農業委員や農地利用最適化推進委員がリアルタイムで、タブレット等を用いて屋外でも閲覧できるようになる予定である。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか。 農地情報管理システムのデータを処理し、農地利用最適化活動用調査地図を作成する業務であることから、業務の効率性や正確性の向上のために、必要な業務と判断できる。

	<p>但し、印刷というデータ処理とは関係のない業務までデータの維持管理業務委託先に委託していることについて、内容や金額の変更について検討の必要性がある。</p>
監査要点 (公平性)	<p>補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。(入札なのに随契になっていないか。偏って選定、支出されていないか。)</p>
i	<p>事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。</p>
	<p>本来は競争入札となる事業費の金額であるが、農地情報管理システムの維持管理業務を受託している(株)パスコと随意契約を結んでいる。</p> <p>随意契約の理由については、地図作成に必要なデータを保有する農地情報管理システムの維持管理業務委託先に委託するのが最適であることから問題は認められない。</p>
ii	<p>補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。</p>
	<p>農地情報管理システムの維持管理業務を受託している(株)パスコと随意契約を結んでいる。</p> <p>地図作成に必要なデータを保有する農地情報管理システムの維持管理業務委託先に委託するのが最適であることから問題は認められない。</p> <p>しかし、航空写真に地番及び筆界を重ね PDF データ化した後の印刷についてはシステム維持管理業務委託先に委託する必要性は無く、より安価に印刷できる地元の印刷業者等に委託することを検討すべきである。</p> <p>(意見)</p>
監査要点 (経済性)	<p>事業費として支出した事業の用途に無駄はなかったか。</p>
i	<p>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。</p>
	<p>農地情報管理システムのデータを処理し、農地利用最適化活動用調査地図を作成する業務であり、業務の効率性や正確性の向上のためには、必要な業務と判断できる。</p> <p>また、金額については、一者随意契約であり、設計書も契約先の見積もりを参考に作成しており、金額は合理的と判断する。</p>
ii	<p>事業費や補助金等は事業費を抑制する対策はとられているか。</p>
	<p>一者随意契約であり、設計書も契約先の見積もりを参考に作成しており、事業費を抑制する対策は取られていると判断する。</p>
iii	<p>明らかに必要性に乏しい事業は無いか。事業費や補助金等として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。</p>
	<p>業務の効率性や正確性の観点から、農地利用最適化活動用調査地図の作成は必要と考えられる。</p>

	<p>また、農地利用最適化推進委員が令和3年度に関与し賃借された農地は、担い手（認定農業者等）へ16.2ha、担い手以外へ10.1ha、計26.3haと実績があり、作成・配布された詳細な地図は適切に使われていると判断できる。</p>
iv	<p>事業の実施方法として、市直営か民間事業者への委託、又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。</p>
	<p>農地利用最適化活動用調査地図の作成を市直営で行うには手間がかかるため、地図の作成に必要なデータを保有する農地情報管理システムの維持管理業務委託先に委託することは適切と判断できる。</p>
v	<p>事業費や補助金等において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。</p>
	<p>他の事業費も確認したところ、趣旨や目的が重複するような施策は見当たらず、問題は認められないと判断する。</p>
vi	<p>本来、市が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。</p>
	<p>農業委員会等に関する法律第6条第2項に規定された農業委員会の業務を行うために必要な地図の作成業務であり、本来的に大分市が負担すべきものと考えられ、問題は認められないと判断する。</p>
監査要点 (有効性)	<p>支出した事業費に見合う成果は認められるか。</p>
i	<p>事業費や補助金等の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。</p>
	<p>農地利用最適化推進委員がその農地利用最適化活動で活用するための農地利用最適化活動用調査地図の作成業務に関する事業費である。</p> <p>令和3年に農業委員が関与した農地の賃借では、担い手（認定農業者等）へ11.2ha、担い手以外へ11.1ha、計22.3haとなっており、農地利用最適化推進委員が関与した農地の賃借では、担い手へ16.2ha、担い手以外へ10.1ha、計26.3haとなっている。今後、こうした農地の集積実績に対して農地利用最適化活動用調査地図がどのように活用されたのかなど、その成果について整理することが望ましい。</p> <p>なお、令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知による「農業委員会による最適化活動の推進について」により、令和4年度からは農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員における農地の集積などの最適化活動の点検・評価を行うものとされており、各委員の最適化活動の成果について点検・評価を行って行く予定である。</p>
ii	<p>事業費や補助金等の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行</p>

	<p>われているか。</p> <p>農地利用最適化活動用調査地図の配布の効果の検証は行われておらず、事業の見直しの検討などは行われていない。</p> <p>農地利用最適化活動用調査地図の活用による農地利用最適化活動に対する、農地利用最適化推進委員の意見やニーズを把握する中で、将来的にタブレット端末を活用するなど、より効率的に活動できる方策を検討することが望ましい。</p> <p>(意見)</p>
iii	<p>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</p> <p>農地利用最適化活動用調査地図の作成業務などを大分市直営で行うのは手間がかかると予想されるため、システム維持管理業務委託先に業務を委託するのは合理的と考えられる。</p> <p>今後は地図支給ではなく、タブレット支給 (PDF データ) に切り替えることも検討すべきである。</p> <p>なお、農林水産省では農地の一筆一筆の筆界と地番を表示している詳細な地図 (eMaff 地図) を開発しているところであり、将来的には地図を印刷・配布することなく、農業委員や農地利用最適化推進委員がリアルタイムで、タブレット等を用いて屋外でも閲覧できるようになる予定である。</p>
iv	<p>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 (令和3年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。)</p> <p>平成30年度から開始された事業であるが、その後の成果を検証することなく予算の増額と配分を行っており、慣例として事業が行われていると判断せざるを得ない。成果を検証した上で、費用対効果を分析すべきであった。</p> <p>但し、事業内容そのものは農地利用最適化には必要であることから、より効率的かつ有効な手法での事業継続を検討すべきである。</p>

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

・監査要点 (公平性)

航空写真に地番及び筆界を重ね PDF データ化した後の印刷についてはシステム維持管

理業務委託先に委託する必要性は無く、より安価に印刷できる地元の印刷業者等に委託することを検討すべきである。

- ・ 監査要点（有効性）

農地利用最適化活動用調査地図の配布の効果の検証は行われておらず、事業の見直しの検討などは行われていない。

農地利用最適化活動用調査地図の活用による農地利用最適化活動に対する、農地利用最適化推進委員の意見やニーズを把握する中で、将来的にタブレット端末を活用するなど、より効率的に活動できる方策を検討することが望ましい。

第4部 全体に共通する監査結果及び意見（総合意見）

第1. 農林水産業の振興に関する事務の執行について

1. 監査要点から見た事業の在り方について

本年度の監査要点においては、「合規性」「公益性」「公平性」「経済性」「有効性」といった複数の視点から事業の監査を行っている。それぞれの視点の役割は以下のとおりである。

合規性	・地方自治法等法令・条例・規則等に違反していないか
公益性	・行政が行うべき内容か、公金を使うべき内容か
公平性	・支出の対象者が公平に選定、入札が行われていたか
経済性	・支出した事業等の使途に無駄がなかったか
有効性	・支出した事業等に見合う成果が認められたか

その結果、「合規性」「公益性」「経済性」には問題は認められないが、「公平性」「有効性」に問題が認められるようなケースが存在してしまっている。

「合規性」「経済性」は行政における手続きの結果であり、法的に適切に手続きを行っていれば、発生しない問題点である。

また、「公益性」も、行政が行う事業であることから公益に反することは考えられず、基本的には考えられないケースである。

しかし、「公平性」や「有効性」については、事業の「公益性」を理由に事業の実施や継続の判定が甘くなっていると考えられる。

例えば、「公平性」について、本来的には大分市が負担すべきでないものと思われる事業がいくつか見受けられる。

「有効性」については、「公益性」を理由にその事業の効果の検証を具体的に行っていないケースが散見される。行政が関わる事業であることから「公益性」は当然であり、それを理由に事業を継続することに疑問を覚える。

また、いくら事業に「公益性」があるといっても、それが農林水産業の振興にとって本当に「必要」な事業なのか、また本当に有効なのかの視点から検討することが重要である。全国的にみて農林水産業は、就農者の高齢化や減少などの課題を抱えており、その要因を分析し、その改善・対策に最も有効と考えられる事業を執り行っていく必要がある。根拠に基づく施策の設定が必要であり、ただ新規就業者に対する支援を行っているだけでは、農林水産業の抱えている根本的な問題は改善されない。例えば、各地方における農林水産業の振興に成功した事例を専門家の視点から分析し、大分市にあった施策を展開するべきではないかと考える。

行政は限られた財源の精緻な有効活用が求められる組織であり、「事業が生み出す効果」についても具体的に、客観的に分析・評価を行い、「効果が無くなった」「効果が無い」施策を早期に廃止し、新たな事業を創設していくことが市民の幸福、農林水産業者の繁栄につながるのではないかと考えている。

2. 事業の見直しについて

農林水産業者や市民のニーズ、国家・大分県の施策、大分市農林水産業振興基本計画などに基づき事業に取り組んでいるが、新規事業を始めるに際し、代わりに他の事業を廃止するようなことが難しい場合もある。

また、以下のような施策が存在している。

- ・農林水産業者や市民のニーズと合致していない施策
- ・時代背景が変わってしまい当初の役割を果たしていない施策
- ・当初の制度目的が既に達成されている施策
- ・当初の目的や目標達成が困難にもかかわらず継続されている施策
- ・特定の団体へ継続的に補助金を支給する施策

限られた財源を効果的、かつ効率的に使用していくためにも、事業の取捨選択を適切に行い、定期的な見直しに条件を設けず、柔軟に行っていくことが必要と考える。

3. 事業の手続きの精緻化

補助金等に関して、必要となる申請や承認、決裁などを行う際、必要書類の不備、承認段階でのチェックなどに、課題点が散見されている。

具体的内容は第3部に記載の通りであるが、書類への署名捺印・押印・日付、補助金等の対象者の所得の状況の把握と分析、支払を証明する書類の徴求などが該当する。

今後は、金額の多寡、定例的な手続きや書類にかかわらず、必要な書類に関しては厳しいチェックを行うべきである。

直接事業に関して、工事や維持管理業務などの発注・委託先の選定において、本来であれば入札や見積合わせを行う必要があるような発注金額であるにも関わらず、一回の契約内容を意図的に分割して、入札や見積合わせを行わないで済むようにしている場合があった。

これにより、公平な発注・委託が行われていないだけでなく、発注・委託先間で競争原理が働いていればより安価に発注できたと考えられる。

地方自治法施行令等において、金額的要件に応じて発注先の選定基準が決められている以上、法的に厳格に対処すべきであり、公平な選定、経済的に有利な発注金額、発注先との一定の距離感を確保することが重要と考える。

以 上

参 考

- 平成 24 年度 大分市 包括外部監査結果報告書
- 令和 3 年度 富山市 包括外部監査結果報告書
- 令和 2 年度 高崎市 包括外部監査結果報告書
- 令和 2 年度 姫路市 包括外部監査結果報告書
- 令和元年度 長崎市 包括外部監査結果報告書
- 平成 30 年度 福島県 包括外部監査結果報告書
- 平成 30 年度 青森市 包括外部監査結果報告書
- 平成 30 年度 金沢市 包括外部監査結果報告書
- 平成 30 年度 いわき市 包括外部監査結果報告書
- 平成 27 年度 広島県 包括外部監査結果報告書
- 平成 27 年度 宮崎県 包括外部監査結果報告書
- 平成 27 年度 沖縄県 包括外部監査結果報告書
- 大分市 農林水産業の概況
- 大分市 市場概要
- 大分市 第 2 次大分市農林水産業振興基本計画